湯浅町地域防災計画

湯浅町防災会議

目　次

第１部　総則

Page

第１章　総則 1-1
第１節　計画の目的及び内容 1-1
第１　計画の目的 1-1
第２　計画の内容 1-1
第２節　計画の修正 1-2
第３節　計画の周知徹底 1-2
第４節　用語 1-2
第２章　湯浅町の現状と防災対策の推進 1-3
第１節　湯浅町の概況 1-3
第１　自然的条件 1-3
第２　社会的条件 1-8
第２節　災害の特性 1-21
第１　風水害の特性と課題 1-21
第２　地震災害の特性と課題 1-25
第３節　災害の想定 1-34
第１　風水害の被害想定 1-34
第２　地震の被害想定 1-37
第４節　防災ビジョン 1-43
第１　防災の目的 1-43
第２　基本的目標と基本的施策 1-43
第３　ビジョン達成への視点 1-44
第４　ビジョン達成の対策 1-44
第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1-45
第１　実施責任 1-45
第２　処理すべき事務又は業務の大綱 1-46

第２部　災害予防計画

Page

第１章　地域防災基盤の整備 2-1
第１節　河川防災計画 2-1
第２節　土砂災害予防計画 2-3
第１　砂防防災計画 2-3
第２　急傾斜地崩壊防止計画 2-5
第３　地すべり防止計画 2-6
第４　山地防災計画 2-7
第３節　内水排除計画 2-8
第４節　ため池防災計画 2-9
第５節　海岸・港湾等防災計画 2-11
第１　海岸防災計画 2-11
第２　漁港・港湾防災計画 2-12
第６節　道路防災計画 2-13
第７節　火災予防計画 2-14

第１　市街地・建物火災予防計画.....2-14
第２　林野火災予防計画.....2-16
第８節　避難場所等整備計画.....2-17
第１　避難場所・避難所整備計画.....2-17
第２　避難路整備計画.....2-19
第９節　建造物災害予防計画.....2-20
第 10 節　上水道施設災害予防計画.....2-22
第 11 節　文化財災害予防計画.....2-23
第 12 節　危険物等災害予防計画.....2-25
第１　危険物災害予防計画.....2-25
第２　火薬類災害予防計画.....2-26
第３　高圧ガス等災害予防計画.....2-27
第４　毒物劇物災害予防計画.....2-28
第５　放射性物質事故災害予防計画.....2-29
第６　危険物、高圧ガス、毒物劇物、火薬類車両災害予防計画.....2-30
第 13 節　ライフライン施設災害予防計画.....2-31
第１　通信施設災害予防計画.....2-31
第２　電力施設災害予防計画.....2-32
第３　鉄道施設災害予防計画.....2-33
第 14 節　農林水産関係災害予防計画.....2-34
第 15 節　津波防災計画.....2-36
第２章　災害応急対策への備え 2-37
第１節　情報収集・伝達体制の確立.....2-37
第２節　救急救助体制の確立.....2-38
第３節　防疫・保健衛生等体制の確立.....2-39
第４節　清掃活動体制の確立.....2-40
第５節　緊急輸送体制の確立.....2-41
第６節　避難体制の確立.....2-43
第７節　防災行政無線等の整備計画.....2-46
第８節　水・食糧・生活物資等備蓄計画.....2-48
第１　給水体制整備計画.....2-48
第２　食糧・生活物資備蓄計画.....2-49
第９節　防災資機材等備蓄計画.....2-51
第１　防災資機材等備蓄計画.....2-51
第２　消防施設整備計画.....2-52
第３　水防施設整備計画.....2-53
第 10 節　広域応援体制の整備.....2-54
第 11 節　早期復旧・復興のための事前対策.....2-56
第３章　地域防災力の向上 2-57
第１節　地域防災力の充実・強化.....2-57
第１　住民の役割.....2-57
第２　事業所の役割.....2-59
第３　学校の役割.....2-61
第４　町職員の役割.....2-62
第２節　防災訓練計画.....2-63
第３節　防災知識普及計画.....2-65
第４節　自主防災組織整備計画.....2-68

第５節　災害時要援護者対策計画 2-70
第６節　ボランティア活動環境整備計画 2-74
第７節　企業防災の促進に関する計画 2-75

第３部　災害応急対策計画

Page
第１章　防災組織計画 3-1
第１節　組織計画 3-1
第２節　動員計画 3-10
第２章　地震・津波災害応急対策計画 3-11
第１節　配備・動員体制計画 3-11
第２節　地震・津波に関する情報の収集・伝達計画 3-12
第３節　避難勧告・指示計画 3-19
第１　津波からの避難勧告・指示計画 3-19
第２　地震災害時の避難勧告・指示計画 3-20
第３章　風水害応急対策計画 3-21
第１節　配備・動員体制計画 3-21
第２節　気象警報等の収集・伝達計画 3-22
第１　気象警報の収集・伝達計画 3-22
第２　水位情報の収集・伝達計画 3-27
第３　土砂災害警戒情報の収集・伝達計画 3-29
第３節　災害警戒活動計画 3-30
第１　河川の警戒活動計画 3-30
第２　土砂災害等の警戒活動計画 3-31
第３　海岸の警戒活動計画 3-32
第４　ため池の警戒活動計画 3-32
第４節　避難勧告・指示等計画 3-33
第１　洪水からの避難勧告・指示等計画 3-33
第２　土砂災害からの避難勧告・指示等計画 3-35
第３　高潮からの避難勧告・指示等計画 3-36
第４章　その他災害応急対策計画 3-37
第１節　配備・動員体制計画 3-37
第２節　林野火災応急対策計画 3-38
第３節　危険物等災害応急対策計画 3-39
第１　危険物施設災害応急対策計画 3-39
第２　火薬類災害応急対策計画 3-41
第３　高圧ガス等災害応急対策計画 3-42
第４　毒物劇物災害応急対策計画 3-43
第５　放射性物質事故応急対策計画 3-44
第６　危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画 3-45
第４節　事故災害応急対策計画 3-46
第１　海上災害応急対策計画 3-46
第２　道路災害応急対策計画 3-51
第５章　情報計画 3-53
第１節　被害情報等の収集計画 3-53
第２節　災害通信計画 3-58
第３節　災害広報計画 3-60

第 6 章　消防計画 3-62
第 1 節　消防計画 3-62
第 2 節　消防相互応援計画 3-65
第 7 章　水防計画 3-66
第 1 節　水防計画 3-66
第 8 章　り災者救助保護計画 3-70
第 1 節　災害救助法の適用計画 3-70
第 2 節　被災者生活再建支援法の適用計画 3-72
第 3 節　避難計画 3-76
第 4 節　食糧供給計画 3-85
第 5 節　給水計画 3-87
第 6 節　物資供給計画 3-89
第 7 節　住宅・宅地対策計画 3-91
第 8 節　被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画 3-93
第 9 節　医療助産計画 3-94
第 10 節　り災者救出計画 3-95
第 11 節　住居等の障害物除去計画 3-97
第 12 節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸し付け計画 3-98
第 13 節　遺体捜索処理計画 3-99
第 14 節　義えん金品受け付け・配分計画 3-101
第 9 章　保健衛生計画 3-103
第 1 節　防疫計画 3-103
第 2 節　清掃計画 3-105
第 3 節　保健師活動計画 3-108
第 4 節　精神保健福祉対策計画 3-109
第 5 節　動物救護活動支援計画 3-111
第 10 章　土木施設応急対策計画 3-112
第 1 節　土木施設応急対策計画 3-112
第 11 章　ライフライン施設の応急対策 3-113
第 1 節　上水道施設災害応急対策計画 3-113
第 2 節　公衆電気通信施設災害応急対策計画 3-115
第 3 節　電力施設災害応急対策計画 3-116
第 4 節　鉄道施設災害応急対策計画 3-119
第 12 章　農林水産施設応急対策計画 3-120
第 1 節　農林水産施設応急対策計画 3-120
第 13 章　文教対策計画 3-121
第 1 節　文教対策計画 3-121
第 14 章　交通・輸送計画 3-123
第 1 節　緊急輸送計画 3-123
第 2 節　道路交通の応急対策計画 3-125
第 15 章　在港船舶対策計画 3-128
第 1 節　在港船舶対策計画 3-128
第 16 章　応援要請計画 3-129
第 1 節　応援要請計画 3-129
第 17 章　自衛隊災害派遣要請計画 3-130
第 1 節　自衛隊災害派遣要請計画 3-130
第 18 章　災害対策要員の計画 3-132

第１節　災害対策要員計画 3-132
第２節　ボランティア受入計画 3-133
第３節　労働者の確保計画 3-134

第 4 部　災害復旧・復興計画

Page
第１章 民生安定のための緊急措置に関する計画 4-1
第１節 民生安定のための緊急措置に関する計画 4-1
第２章　公共施設災害復旧計画 4-4
第１節 公共施設災害復旧計画 4-4
第３章　災害復興計画 4-5
第１節 災害復興計画 4-5

第 5 部　南海トラフ地震防災対策推進計画

Page
第１章　総則 5-1
第１節　推進計画の目的 5-1
第２節　防災機関が災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 5-1
第２章　災害対策本部等の設置等 5-2
第１節　災害対策本部等の設置 5-2
第２節　災害対策本部等の組織及び運営 5-2
第３節　災害応急対策要員の参集 5-2
第３章　地震発生時の応急対策等 5-3
第１節　地震発生時の応急対策 5-3
第２節　資機材、人員等の配備手配 5-5
第３節　他機関に対する応援要請 5-5
第４章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 5-6
第１節　津波からの防護 5-6
第２節　津波に関する情報の伝達等 5-6
第３節　避難対策等 5-7
第４節　消防機関等の活動 5-9
第５節　水道、電気、通信、放送関係 5-9
第６節　交通対策 5-10
第７節　町が管理又は運営する施設に関する対策 5-10
第８節　建築物の危険度判定 5-11
第５章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 5-12
第１節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 5-12
第６章 防災訓練計画 5-12
第１節 防災訓練計画 5-12
第７章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 5-12
第１節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 5-12

第 6 部　資料編

第１部

総　則

第１章　総則

第１節　計画の目的及び内容

第１　計画の目的

湯浅町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づき、湯浅町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、本町及び関係機関が処理すべき事務、又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、もって災害から住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第２　計画の内容

湯浅町地域防災計画は、本町の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、時系列的に「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」「南海トラフ地震防災対策推進計画」の各計画から構成される。

以下に構成と内容を示す。

(1)　「第１部　総則」

計画の目的を明らかにし、町及び防災関係機関の責務と災害に対し、処理すべき事務を定めるとともに、本町の現況についてまとめ、これら自然的・社会的条件及び災害履歴等から災害特性・災害の規模を明らかにする。

(2)　「第２部　災害予防計画」

災害の発生及び拡大を予防する対策を定める。さらに、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、風水害、地震災害をはじめ各種災害に対応できる防災活動全般について定める。

(3)　「第３部　災害応急対策計画」

災害発生後の応急対策として、防災組織計画、地震・津波災害応急対策、風水害応急対策、その他災害応急対策や災害応急対策の共通事項について、各防災関係機関に求められる活動を定める。

(4)　「第４部　災害復旧・復興計画」

被災者の生活再建のための各種の取り組み、及び復興の基本方針について定める。

(5)　「第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画」

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項並びに地震防災上必要な施設等の整備に関する事項について定める。

(6)　「第６部　資料編」

本町及び関係機関の防災情報のうち、特に災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画を定める上で重要となるものを抽出し、関係機関が共有するべき資料・法令・様式等について整理する。

第２節　計画の修正

この計画は、本町域内における災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための計画であって、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、効果的な計画の整備を図る。

第３節　計画の周知徹底

この計画は、町の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図るものとする。

また、この計画を円滑に実施するため、防災関係機関は、平素から研修、訓練等の方法等によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第 42 条第 4 項の規定に基づき計画の要旨を公表し、住民に周知徹底を図るものとする。

第４節　用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

1. 基本法 ---------- 災害対策基本法
2. 救助法 ---------- 災害救助法
3. 本　部 ---------- 湯浅町災害対策本部
4. 本部長 ---------- 湯浅町災害対策本部長
5. 県本部 ---------- 和歌山県災害対策本部

第２章　湯浅町の現状と防災対策の推進

第１節　湯浅町の概況

第１　自然的条件

1. 湯浅町の地勢

本町は、和歌山県の北部有田郡の西側に位置している。北部を有田市、北東部を有田川町、南部を広川町の計３市町と接している。

町域は、東西方向に 6.5km、南北方向に 3.5km で、その面積は 20.79km^2 である。

中央部の山田川と南端を流れる広川及び、湯浅湾に挟まれた地区に、本町の行政の中心で人口の集中地区である市街地が形成されている。

＜本町の地勢＞

位置	面積	東西	南北	標高(最高)
東経 135 度 10 分 43 秒 北緯　34 度 01 分 59 秒	20.79 km^2	6.5km	3.5km	555.7m (三本松)

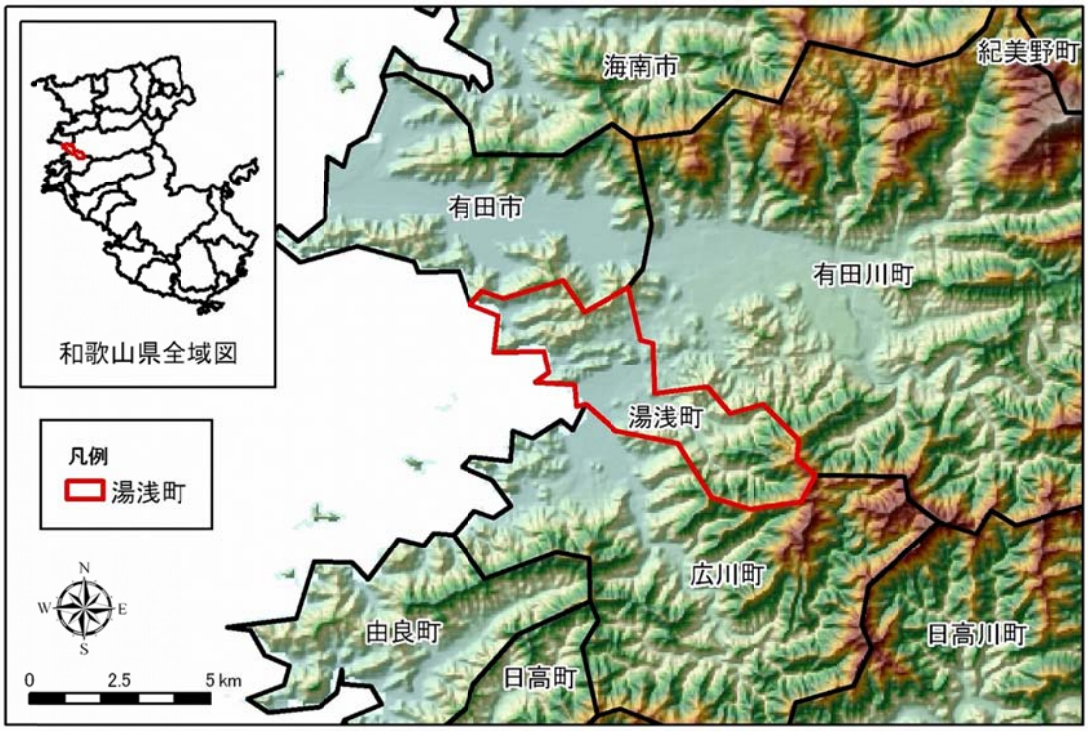

＜本町周辺の地勢図＞

2. 地形・地質

(1) 地形

本町の地形は、北部の小起伏山地と南部に発達した中起伏山地で構成される山地、丘陵地、台地、谷底平野、中部の河口部に発達した三角州や砂州等で構成される低地部からなる。

そのほか、海岸線の大部分はがけ地であるが、湯浅湾入部は大規模な埋め立てによる人工改変がなされており、臨海市街地が発達している。

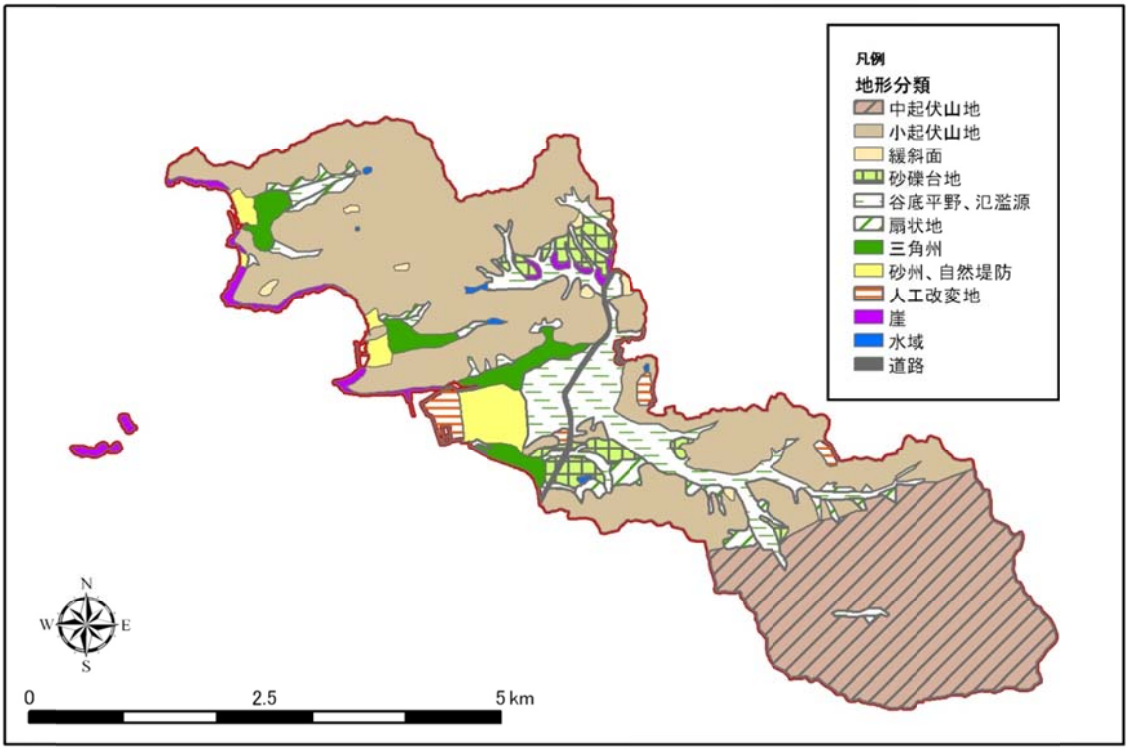

＜本町の地形概略図＞

(2) 地質

本町の地質は、北部の古生層(2.5 億年前)の固結堆積物、中部の山田川による運搬作用によって形成された第 4 紀沖積層の未固結堆積物(1 万年前)及び南部の中生層(6,500 万年前)の固結堆積物に大きく分類できる。

中生層が本町北部の古生層の山地から断層で落ち込んだ形で分布しており、その西方海域が湾入部となっている。これは、中生層の堆積域が古生層に対し、相対的に沈降した結果であるといえる。

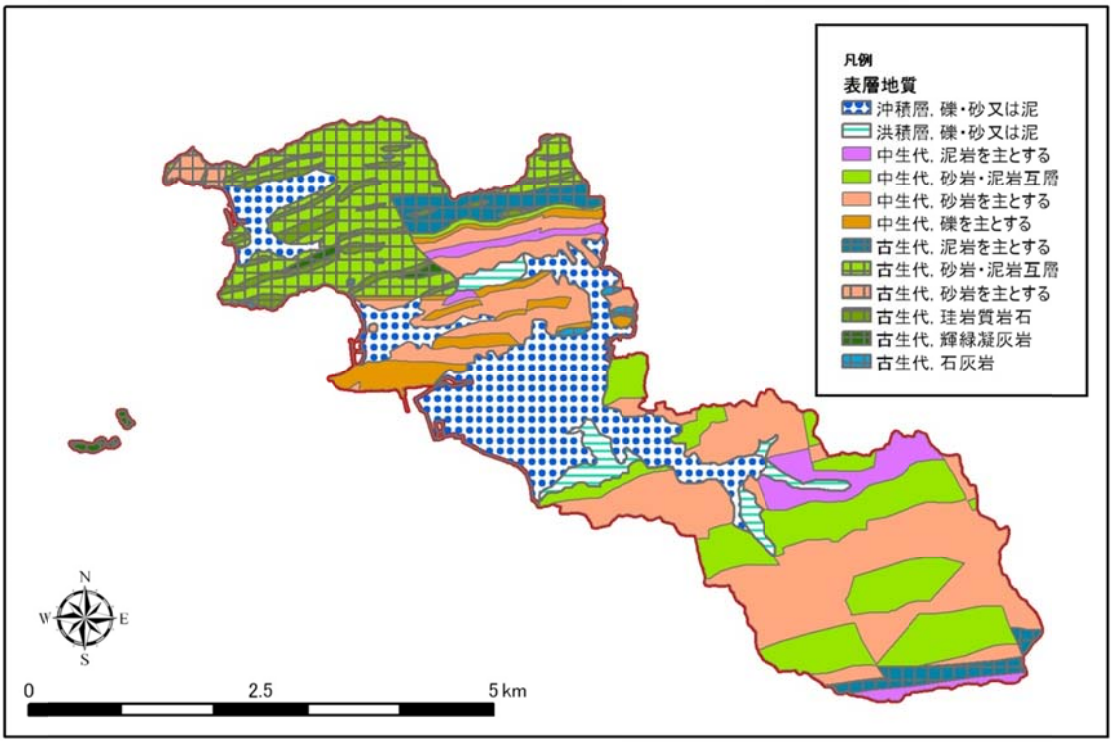

＜本町の地質概略図＞

3. 気候

本町の気候は、瀬戸内気候区と南海気候区のほぼ中間に位置し、比較的に温暖な気候である。和歌山地方気象台（和歌山市）及び湯浅地域雨量観測所（湯浅町）における最近５年間（2013～2017 年）の気候の概況を示す。ただし、湯浅地域雨量観測所は降水量のみの観測である。

2013 年から 2017 年の月別平均気温は、最低 6.3℃(1 月)～最高 28.7℃(8 月)、全年値は 17.1℃である。降水量は 6～10 月の梅雨期、台風期に 165.6～240.8 ㎜と最も多く、最も少ないのは、１月の 67.2㎜ である。

＜気候の概況(最近５カ年)＞

観測所	項目	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	全年
和歌山市	気温（℃）	6.3	6.8	10.3	15.4	20.3	23.2	27.7	28.7	24.4	19.7	13.8	8.4	17.1
	降水量（㎜）	59.9	74.5	104.8	93.4	80.2	146.1	139.8	172.5	192.9	211.2	82.0	75.9	1,433.2
湯浅町	降水量（㎜）	67.2	90.0	129.4	132.4	104.0	165.6	205.8	226.8	240.8	215.1	106.3	91.1	1,774.5

注）表中の値は、2013 年～2017 年月別平均値とする。
出典：気象庁ＨＰ～和歌山地方気象台、湯浅地域雨量観測所～（2013－2017 年）

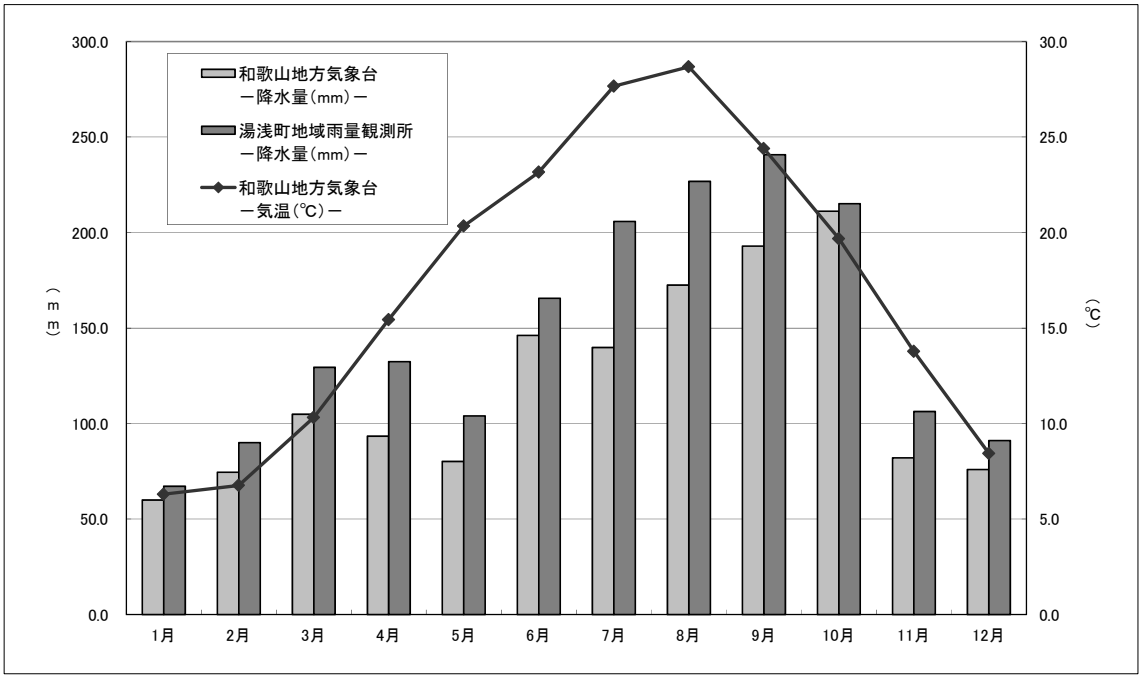

出典：気象庁ＨＰ～和歌山地方気象台、湯浅地域雨量観測所～（2013－2017 年）

＜気候の概況（2013－2017 年の月平均値）＞

4. 河川

本町の河川は、北から出合川、山田川、逆川、熊井川、北谷川、広川といった二級河川が町域を横切るかたちで西流し、海に注いでいる。湯浅地区の市街地の大部分は山田川水系に属しており、町域南端を流れる広川はこの地域最長の河川となっている。

かつて、台風等の自然災害時には、これらの河川のはん濫もみられた。現在では、下流河道の改修工事が進んでおり、近年では、はん濫等による浸水被害も少なくなっている。しかし、急激な都市化により、一時的に貯留可能であった水田・地道・森林等が減少している。そのため、台風等の集中豪雨時には、低平地部における局地的な浸水被害の発生傾向が年々高まりつつある。

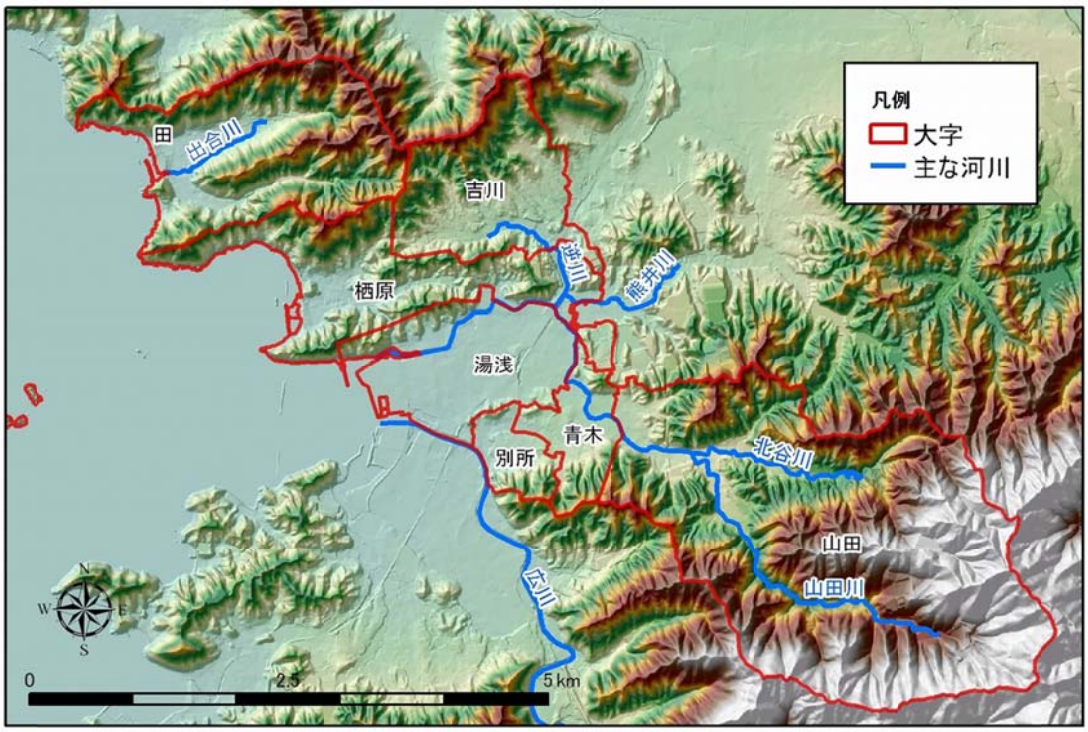

＜本町の河川＞

第 2　社会的条件

1. 人口

(1) 人口及び世帯数の推移

本町の総人口は 12,417 人であり、世帯数は 5,507 世帯である。(住民基本台帳　平成 29 年 8 月 1 日現在)

過去 20 年の人口推移を見ると、1997 年（平成 9 年）の 15,794 人から 2016 年（平成 28 年）の 12,786 人と 19.0%減少している。一方、世帯数については、2006 年（平成 18 年）の 5,706 世帯まで増加傾向にあり、2016 年（平成 28 年）には 5,561 世帯と減少傾向を示している。人口及び世帯数の推移から、町においては人口減少と 1 世帯当たりの人員減少が進み、一人暮らしの増加や核家族化が進んでいる。

＜人口及び世帯数の推移(住民基本台帳)＞

（各年とも 3 月 31 日現在　出典：湯浅町統計データ）

西暦（年）	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
人口総数	15,794	15,588	15,480	15,409	15,298	15,137	15,042	14,880	14,756	14,658
男	7,447	7,361	7,308	7,249	7,185	7,090	7,050	6,957	6,905	6,895
女	8,347	8,227	8,172	8,160	8,113	8,047	7,992	7,923	7,851	7,763
世帯数	5,516	5,557	5,565	5,578	5,607	5,595	5,607	5,641	5,658	5,706

2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
14,464	14,201	14,013	13,887	13,701	13,543	13,391	13,238	12,990	12,786
6,799	6,708	6,629	6,576	6,478	6,390	6,319	6,246	6,131	6,026
7,665	7,493	7,384	7,311	7,223	7,153	7,072	6,992	6,859	6,760
5,702	5,658	5,670	5,693	5,694	5,673	5,677	5,652	5,598	5,561

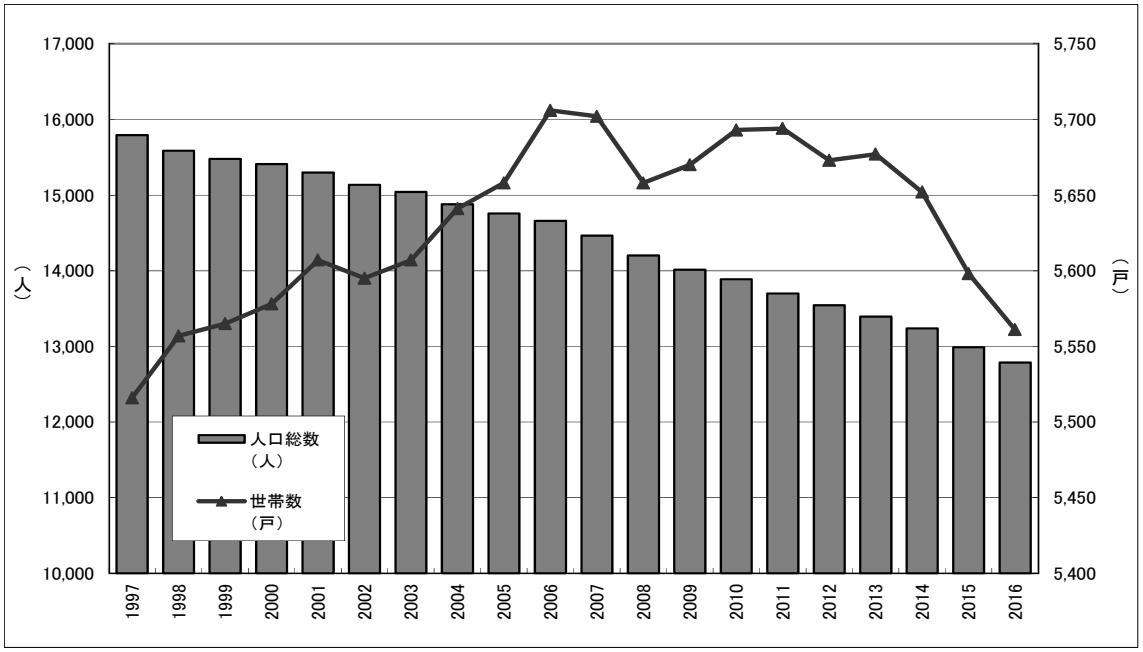

＜人口及び世帯数の推移図(住民基本台帳)＞

(2) 年齢別人口の分布状況

本町の年齢別人口の分布状況は、以下の通りである。(平成 27 年度　国勢調査)
特に湯浅地区、吉川地区において、65 歳以上の比率が高い。

＜年齢別人口の分布状況(H27 国勢調査)＞

大字	総数 (人)	15 歳未満 (人)		15～64 歳 (人)		65 歳以上 (人)	
湯浅	6,871	762	11.1%	3,692	53.7%	2,404	35.0%
別所	648	70	10.8%	365	56.3%	211	32.6%
青木	807	129	16.0%	488	60.5%	190	23.5%
山田	612	82	13.4%	375	61.3%	155	25.3%
田	968	139	14.4%	543	56.1%	286	29.5%
栖原	1,511	167	11.1%	856	56.7%	486	32.2%
吉川	783	96	12.3%	419	53.5%	267	34.1%
総数	12,200	1,445	11.8%	6,738	55.2%	4,000	32.8%

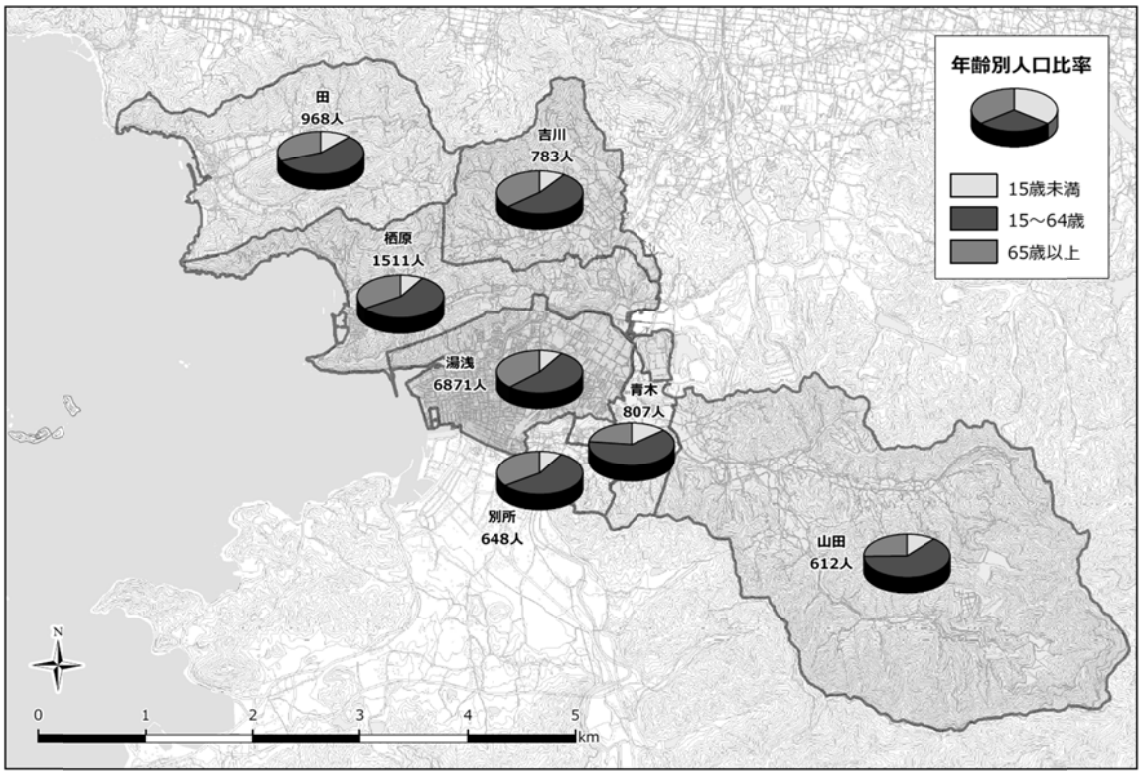

＜年齢別人口の分布状況図(H27 国勢調査)＞

2. 建築物

(1) 住宅

本町の建築物の状況は、以下の通りである。

住宅の耐震化率は、平成 17 年時点で約 48%である。

町では、平成 32 年度までに耐震化率をおおむね 95%とすることを目標としている。

＜本町における建築物の状況＞

区　分		総　数	構　造				
			木　造	防火木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他
旧基準	昭和45年以前	1,870	1,280	10	510	70	―
	昭和46年～55年	870	520	―	320	30	―
	小　計	2,740	1,800	10	830	100	―
新基準	昭和56年～平成2年	1,020	820	20	170	10	―
	平成3年～平成7年	360	140	10	210	―	―
	平成8年～平成12年	550	180	30	250	90	―
	平成13年以降	290	220	10	50	10	―
	不　詳	380	270	10	70	30	―
	小　計	2,600	1,630	80	750	140	―
合　計		5,340	3,430	90	1,580	240	―
耐震改修を行った住宅		100	木　造	80	非木造	20	

出典：湯浅町住宅・建築物耐震改修促進計画（平成 22 年 3 月一部改正）

(2) 特定建築物

本町の特定建築物の現状は、以下の通りである。

町では、県耐震改修促進計画に準じ、特定建築物を平成 32 年度までに耐震性不十分建築物を半減することを目標としている。特に多数の者が利用する建築物（耐促法第 6 条第 1 号）については、平成 32 年度までに耐震化率 95%とすることを目標としている。

＜本町の特定建築物の状況＞

	区　分		棟数	建築基準		構　造		
				旧基準建築物	新基準建築物	鉄筋・鉄骨ｺﾝｸﾘｰﾄ造	鉄骨造	その他
法第6条第1号	学校		12	11	1	12	—	—
		公共	12	11	1	12	—	—
		民間	—	—	—	—	—	—
	体育館・集会所		3	2	1	3	—	—
		公共	3	2	1	3	—	—
		民間	—	—	—	—	—	—
	病院		1	—	1	1	—	—
		公共	—	—	—	—	—	—
		民間	1	—	1	1	—	—
	老人福祉施設		5	2	3	5	1	—
		公共	2	2	—	2	—	—
		民間	3	—	3	2	1	—
	ホテル・旅館		2	—	2	1	1	—
		公共	—	—	—	—	—	—
		民間	2	—	2	1	1	—
	マーケット		3	2	1	1	2	—
		公共	—	—	—	—	—	—
		民間	3	2	1	1	2	—
	賃貸共同住宅		13	10	3	12	1	—
		公共	9	8	1	9	—	—
		民間	4	2	2	3	1	—
	保育所		2	2	—	—	—	—
		公共	2	2	—	—	—	—
		民間	—	—	—	—	—	—
	その他（事務所・金融機関・庁舎）		6	5	1	6	—	—
		公共	2	2	—	2	—	—
		民間	4	3	1	4	—	—
	計		47	34	13	42	5	—
		公共	30	27	3	30	—	—
		民間	17	7	10	12	5	—
同2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		—	—	—	—	—	—
		公共	—	—	—	—	—	—
		民間	—	—	—	—	—	—
同3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		6	4	2	2	4	—
		公共	—	—	—	—	—	—
		民間	6	4	2	2	4	—
合　計			53	38	15	44	9	—
		公共	30	27	3	30	—	—
		民間	23	11	12	14	9	—

出典：湯浅町住宅・建築物耐震改修促進計画（平成 22 年 3 月一部改正）

(3) 公共建築物

本町が管理する公共建築物の耐震化の現状は、以下の通りである。全体の 21%が耐震化されており、うち防災拠点だけを見ると 35%が耐震化されている。また、耐震診断の実施率は 66%である。

町では、特に耐震診断の結果「耐震性不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮し、特に防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進める。

＜本町の町有公共建築物の状況＞

	施設数	棟　数	新基準建築物	旧基準建築物					耐震化されている建築物	
					耐震診断実施数					
						診断実施率	耐震改修実施済み	耐震性を満たす		耐震化率
	A	B=C+D	C	D	E=F+G	F=E/D	G	H	H=G+F+G	I=H/B
社会福祉施設	5施設	7	—	7	6	85.7%	—	—	0	0.0%
うち防災拠点	5施設	7	—	7	6	85.7%	—	—	0	0.0%
小中学校	10施設	25	4	21	20	95.2%	—	1	5	20.0%
うち防災拠点	4施設	4	2	2	1	50.0%	—	—	2	50.0%
庁舎	1施設	2	—	2	—	0.0%	—	—	0	0.0%
うち防災拠点	1施設	2	—	2	—	0.0%	—	—	0	0.0%
公民館等	5施設	5	3	2	1	50.0%	—	1	4	80.0%
うち防災拠点	3施設	3	3	—	—	%	—	—	3	100.0%
体育館	2施設	2	1	1	—	0.0%	—	—	1	50.0%
うち防災拠点	2施設	2	1	1	—	0.0%	—	—	1	50.0%
その他施設	12施設	15	1	14	4	28.6%	—	—	1	6.7%
うち防災拠点	4施設	4	1	3	—	0.0%	—	—	1	25.0%
消防本部	1施設	1	1	—	—	%	—	—	1	100.0%
うち防災拠点	1施設	1	1	—	—	%	—	—	1	100.0%
合計	36施設	57	10	47	31	66.0%	0	2	12	21.1%
うち防災拠点	20施設	23	8	15	7	46.7%	0	0	8	34.8%

出典：湯浅町住宅・建築物耐震改修促進計画（平成 22 年 3 月一部改正）

3. 商業

本町の商業は、卸売業・小売業ともに事業所数・年間販売額が減少傾向にある。

＜本町の事業所数・従業者数・年間販売額の状況＞

年	総計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数(人)	年間販売額(百万円)	事業所数	従業者数(人)	年間販売額(百万円)	事業所数	従業者数(人)	年間販売額(百万円)
1991(H3)	510	1,787	32,947	68	353	14,522	442	1,434	18,425
1994(H6)	461	1,581	34,625	59	321	12,501	402	1,260	22,123
1997(H9)	418	1,562	33,233	52	364	12,826	336	1,198	20,408
2002(H14)	394	1,606	27,065	55	337	10,664	339	1,269	16,401
2004(H16)	374	1,496	27,505	61	402	12,181	313	1,094	15,324
2007(H19)	327	1,382	23,020	54	321	9,829	273	1,061	13,191
2014(H26)	222	1,022	19,047	32	219	7,995	190	803	11,052

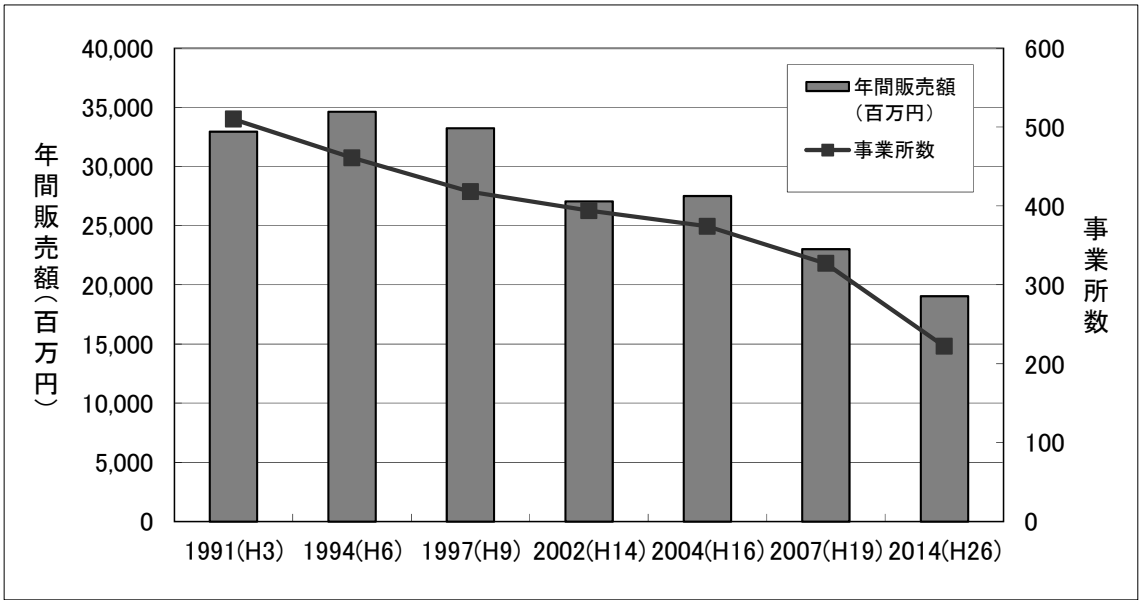

出典：湯浅町統計情報（資料：県調査統計課「和歌山県の商業」）

＜本町の事業所数・従業者数・年間販売額の状況図＞

4. 工業

本町の工業は、製造品出荷額が平成 11 年をピークに減少傾向にあり、平成 18 年からは一時増加したものの、その後減少し近年は横ばいで推移している。一方で、事業所数は減少傾向にある。

＜本町の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の状況＞

年		事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額（百万円）	付加価値額（百万円）
1995	(H7)	45	472	7,447	2,586
1996	(H8)	43	477	7,555	2,725
1997	(H9)	41	485	7,345	3,001
1998	(H10)	55	631	9,313	3,836
1999	(H11)	54	666	9,426	3,828
2000	(H12)	49	630	9,055	3,855
2001	(H13)	50	631	8,430	3,692
2002	(H14)	44	636	7,807	3,460
2003	(H15)	49	631	7,197	3,104
2004	(H16)	41	591	6,762	2,874
2005	(H17)	45	604	6,594	2,845
2006	(H18)	39	541	7,957	3,511
2007	(H19)	37	500	8,490	3,728
2008	(H20)	40	516	7,347	3,509
2009	(H21)	34	440	5,792	2,135
2010	(H22)	33	466	6,448	2,573
2011	(H23)	36	432	6,548	3,046
2012	(H24)	35	436	6,708	2,062
2013	(H25)	34	402	6,445	2,717
2014	(H26)	33	413	6,841	2,251

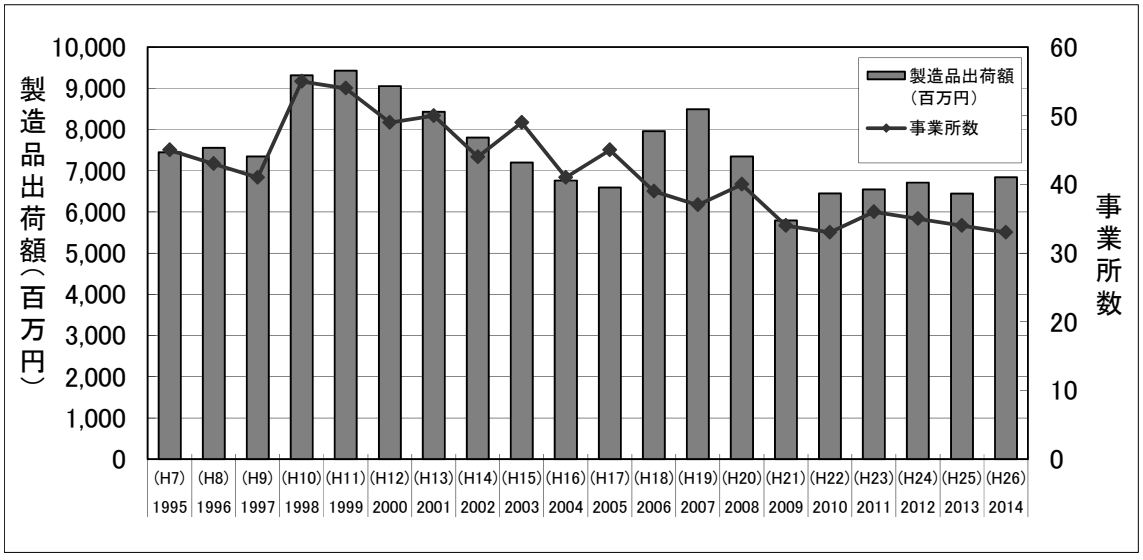

出典：湯浅町統計情報（資料：経済産業省経済産業政策局「工業統計表」）

※　製造事業所数等（従業員 4 人以上の事業所）

※　事業所及び従業者数は各年 12 月 31 日現在、その他は年間。

＜本町の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の状況図＞

5. 農業

本町の農業は、総農家数が平成 27 年で 410 戸となり、減少傾向にある。

本町は、有田みかんの産地として、果樹栽培を中心に農業を営まれていたが、オレンジの輸入自由化や価格の低迷、後継者不足といった課題があり、今後も農業従業者の減少、耕作放棄地の増加等が想定される。

＜本町の農家数及び経営耕地別面積＞

年	単位	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2010 (H22)	2015 (H27)
総農家数	(戸)	575	524	485	463	－	443	410
自給的農家	(戸)	107	87	77	73	－	69	59
販売農家	(戸)	468	437	408	390	－	374	351
作付総延べ面積	(ha)	－	559	543	560	559	↑	↑
米豆類	(ha)	－	35	29	26	26	H19年度より市町村別集計なし	H19年度より市町村別集計なし
野菜	(ha)	－	12	12	11	13		
果樹	(ha)	－	507	497	515	514		
花きその他	(ha)	－	5	5	8	8		
農業算出額	(千万円)	213	214	237	176	240		
米豆類	(千万円)	5	5	3	3	3		
野菜	(千万円)	11	15	16	10	11		
果樹	(千万円)	178	177	196	143	208		
花きその他	(千万円)	10	13	16	15	13		
畜産	(千万円)	9	4	6	5	6		
農家１戸当り生産農業所得	(千円)	1,875	2,288	2,532	1,533	2,434		
生産農業所得	(千万円)	108	120	123	71	113	↓	↓

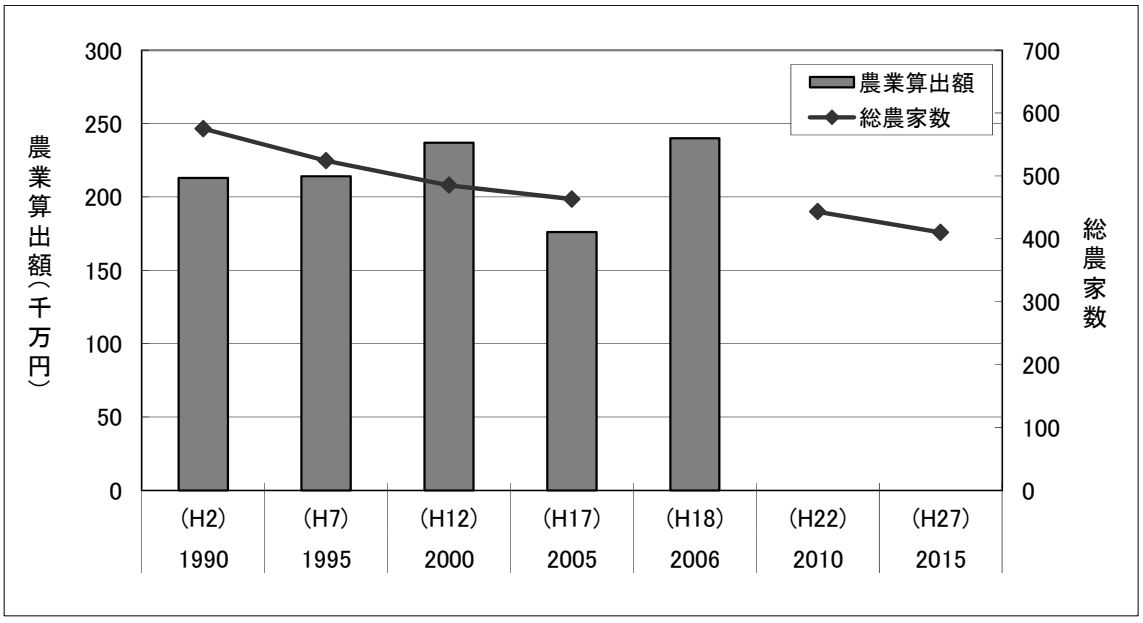

出典：湯浅町統計情報（資料：農林水産省統計情報部「農林業センサス（5 年毎調査）」等）

＜本町の農家数及び経営耕地別面積の推移図＞

6. 道路

本町の 12 時間交通量等は、以下の通りである。

幹線道路として、南北方向には国道 42 号湯浅御坊道路、国道 42 号、主要地方道御坊湯浅線、主要地方道有田湯浅線の 4 路線があり、東西方向には国道 42 号と連なる一般県道吉原湯浅線、湯浅市街地を通る一般県道湯浅広港湯浅停車場線の 2 路線があり、町域内交通の要となっている。このうち、国道 42 号は、7:00～19:00 の 12 時間交通量が 10,000 台を超えるため、発災時には大きな混乱を招く恐れがある。主要地方道御坊湯浅線、主要地方道有田湯浅線、一般県道湯浅広港湯浅停車場線についても町域間をつなぐ幹線道路であり、同様の注意が必要である。

地震発生時には、家屋の倒壊、地震火災等の被害が想定されるが、その場合道路の機能が十分に果たされるかは、道路の広さによる。つまり、道路幅員が狭小であると、倒壊家屋等により避難路の確保が困難になる。さらに、消防･救急車の進入が困難となり被害の増大につながる。一方、道路幅員の大きい道路の利点として、車両の通行はもちろん、火災が発生した場合、防火遮断帯の役目を果たす。

本町の場合、主要幹線道路以外は、幅員 5.5m 以下の道路であり、発災時には避難、救援・救護、消火活動等に支障をきたす危険性が大きい。とくに湯浅地区は木造建物が密集しており、道路幅員も狭いことから発災時には混乱が予想されるため、避難路、緊急交通路の計画を具現化することが課題である。

＜本町の交通量の状況（H27 道路交通センサス）＞

道路種別	国道				主要地方道		一般県道	
路線番号	42		42		20	23	179	175
路線名	国道４２号 湯浅御坊道路		国道４２号		有田湯浅線	御坊湯浅線	吉原湯浅線	湯浅広港湯浅停車場線
観測地点	有田南ＩＣ ～ 湯浅ＩＣ間	湯浅ＩＣ ～ 広川ＩＣ間	湯浅町 別所	湯浅町 栖原	有田市 千田	有田郡 広川町 広	有田郡 有田川町 奥	有田郡 湯浅町
昼間12時間交通量（台/12ｈ）	14184	13817	11159	13745	2,925	2,018	2,122	1,801
24時間交通量（台/24ｈ）	17989	17522	15622	17592	3,715	2,543	2,695	2,233
混雑度	1.68	1.62	1.16	1.33	0.43	0.26	0.34	0.24

出典：H27 交通センサス

7. 土地利用

(1) 土地利用の現状

湯浅町税務課調べ（H29）現況地目別集計データを以下に示す。

土地利用で最も多いのは、山林、保安林等の森林であり、町域の約 4 割を占め、田、畑等の農用地、宅地が続く。土地利用状況をみると各中小河川沿い、河口部の低地及び台地において、農地利用と都市的利用がみられる。

本町の集落は、山田川と広川に挟まれた低地にまとまった集落がみられ、各中小河川沿いの低地に、旧来からの小集落が点在している。また、近年の新規開発としては、国道 42 号沿線部を中心とした地域での開発が目立っている。

＜本町の土地利用＞

地目別分類	地積（㎡）
田	633,250
畑	6,286,425
宅地	2,625,616
池沼	36
山林	7,895,030
原野	1,634
鉄軌道	46,544
鉱泉地	54
雑種地	1,300,626
墓地	23,591
境内地	172,256
ため池	247,237
保安林	83,167
学校用地	92,763
公衆用道路	1,089,805
用悪水路	47,471
水道用地	8,479
河川敷	4,509
その他	231,507
総地積	20,790,000

※町税務課調べ（H29）

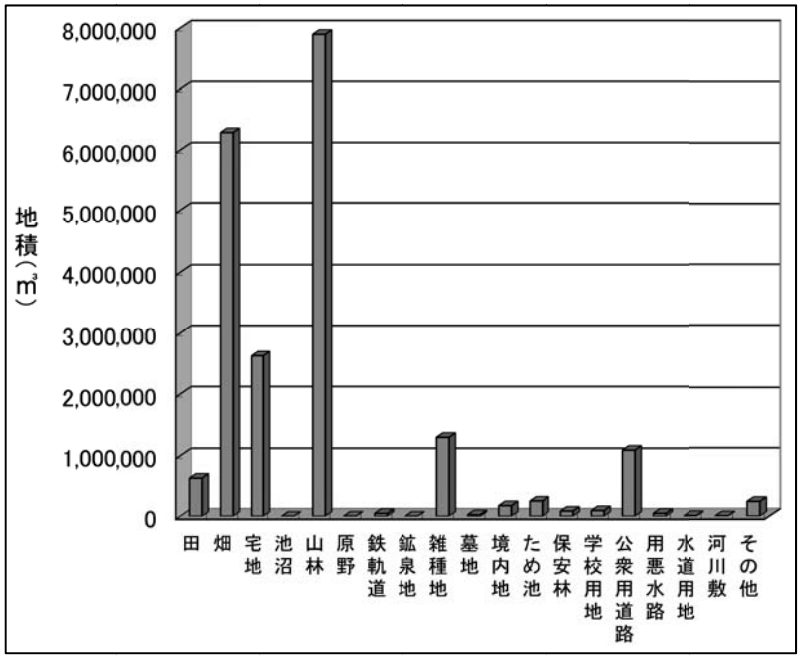

(2) 土地利用の変遷

自然災害は、土地の開発や改変と密接に関連しており、土地利用の変化によって、災害の状況や危険区域も変化・変質する。国土地理院発行の最新版地形図と旧版地形図（ともに２万５千分の１）を用いて土地利用変遷図を作成し、その特徴を整理した。

＜土地利用変遷図作成に用いた地形図＞

図　名	昭和 40 年代前半		昭和 40 年代後半		昭和 60 年代		平成 10 年代	
	調査年	発行年	調査年	発行年	調査年	発行年	調査年	発行年
湯浅	S41 年	S43 年	S49 年	S51 年	S60 年	S61 年	H12 年	H13 年

① 昭和 40 年代前半（昭和 41 年調査）

昭和 40 年代前半の本町は、湯浅駅を中心に住宅地・商業地が集積している。その他、栖原、田、吉川地区と町域内の低地部に住宅地が点在しているが、大部分を占めるのは樹林帯・田畑・果樹園等である。主要幹線道路、高速道路、那耆大橋等も供用されておらず、集落間の往来を満たす程度で、広域的なネットワークという点では不十分である。

② 昭和 40 年代後半（昭和 49 年調査）

昭和 40 年代後半では、40 年代前半に荒地であった湯浅湾沿岸部地域の市街地化が進んでいる。それ以外では、この期間で市街化の拡大状況はほとんど変化していない。

町域全体にみる土地利用は、田畑から果樹園、宅地への転換が行われている様子がみられ、田、吉川地区では果樹園が増加している。

③ 昭和 60 年代（昭和 60 年調査）

昭和 50 年代から昭和 60 年代にかけて、町域の開発にはめざましいものがある。湯浅、栖原、吉川地区間をつなぐ幹線道路が供用され町域の住宅地、商業地の占める割合は現在の状態に近づき、町域の骨格がほぼ完成したといえる。そのほか、湯浅湾大規模埋め立てにより、臨海市街地の形成が行われている。海南湯浅道路の計画も進んでおり、今後の市街化、道路の拡幅等の整備に大きく寄与しているものと考えられる。農耕地は、水田が果樹園に変わった程度で面積の増減は確認されない。

④ 平成 10 年代（平成 12 年調査）

海南湯浅道路開通に伴い、国道 42 号との連絡道路整備、道路の拡幅等が行われている。そのほか、主要地方道有田湯浅線の付け替え道路、那耆大橋等が供用された。

公共施設関連では、有田総合庁舎、済生会有田病院が移転し、新しく建設された。昭和 40 年代前半から現在までの土地利用変遷をみると、湯浅駅を中心とする旧市街地からなる中心市街地から、その周辺に位置する地域で近年に宅地化が進んだ周辺市街地、さらに国道沿線地域への商業地の集積拡大状況が確認できる。

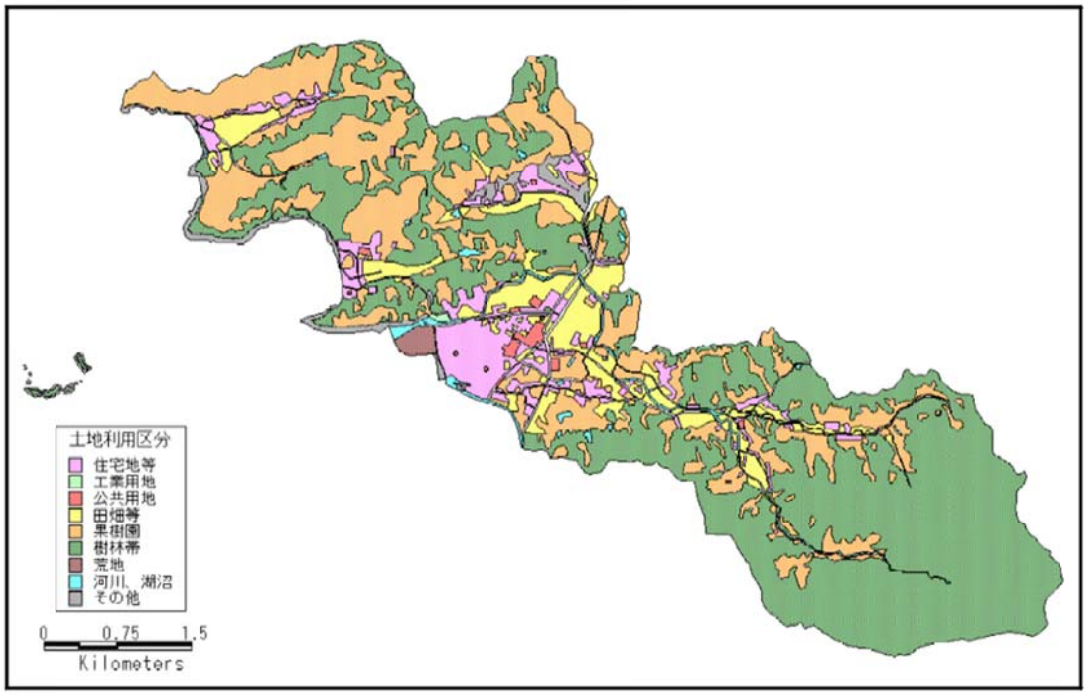

＜昭和 40 年代前半(昭和 41 年調査)＞

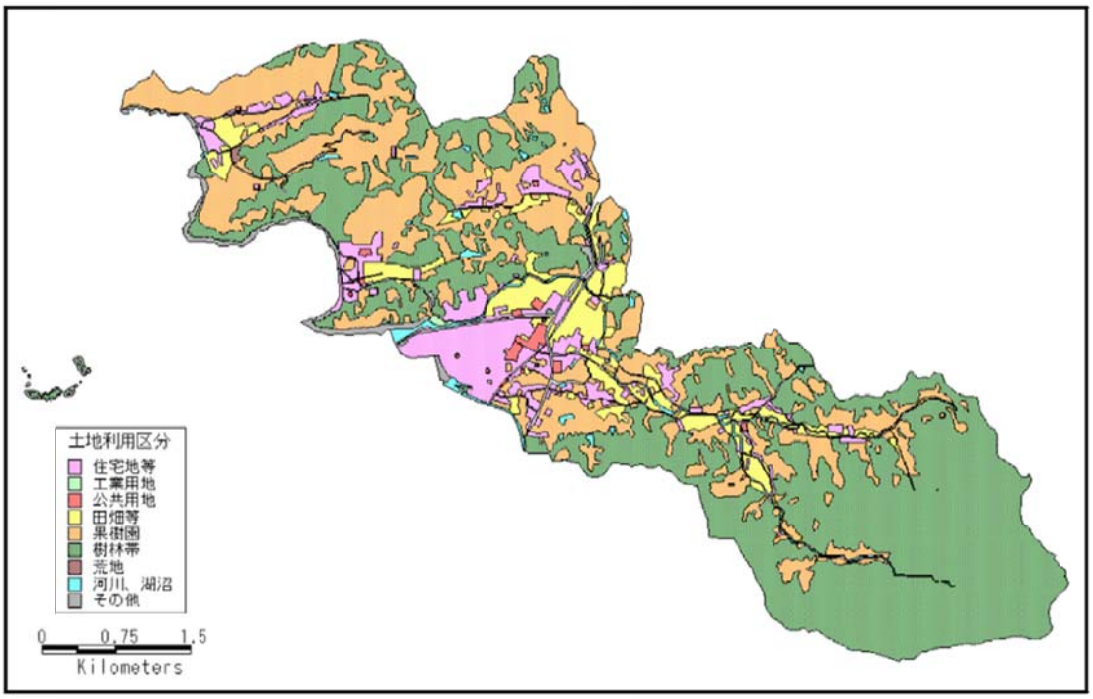

＜昭和 40 年代後半(昭和 49 年調査)＞

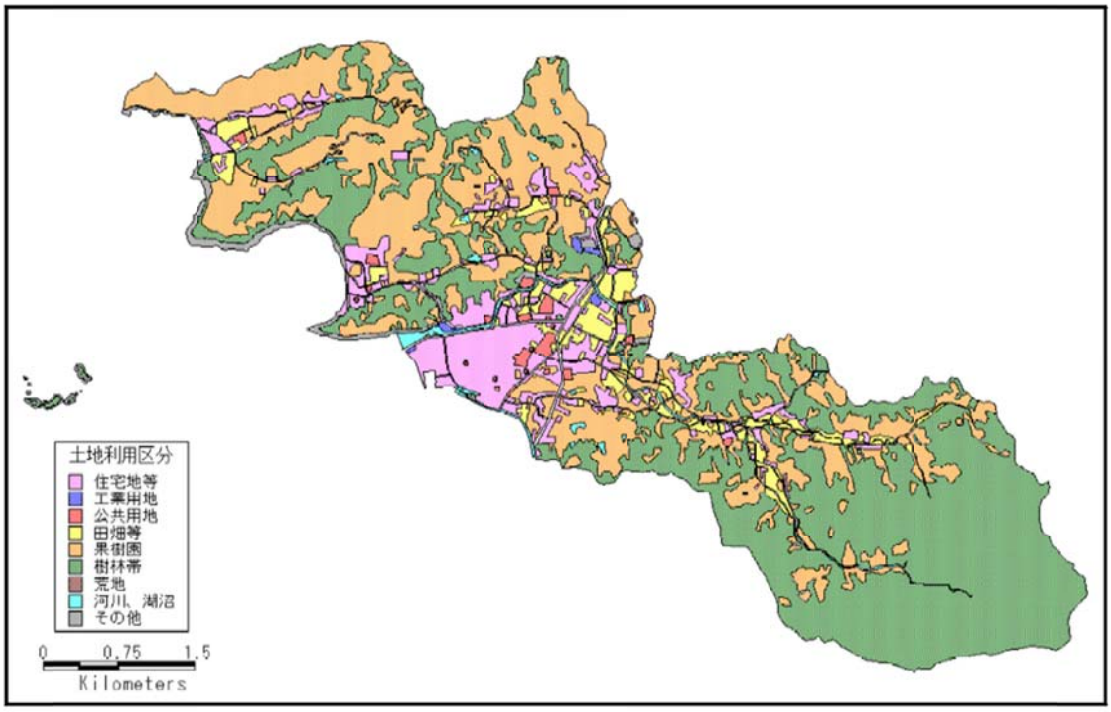

＜昭和 60 年代(昭和 60 年調査)＞

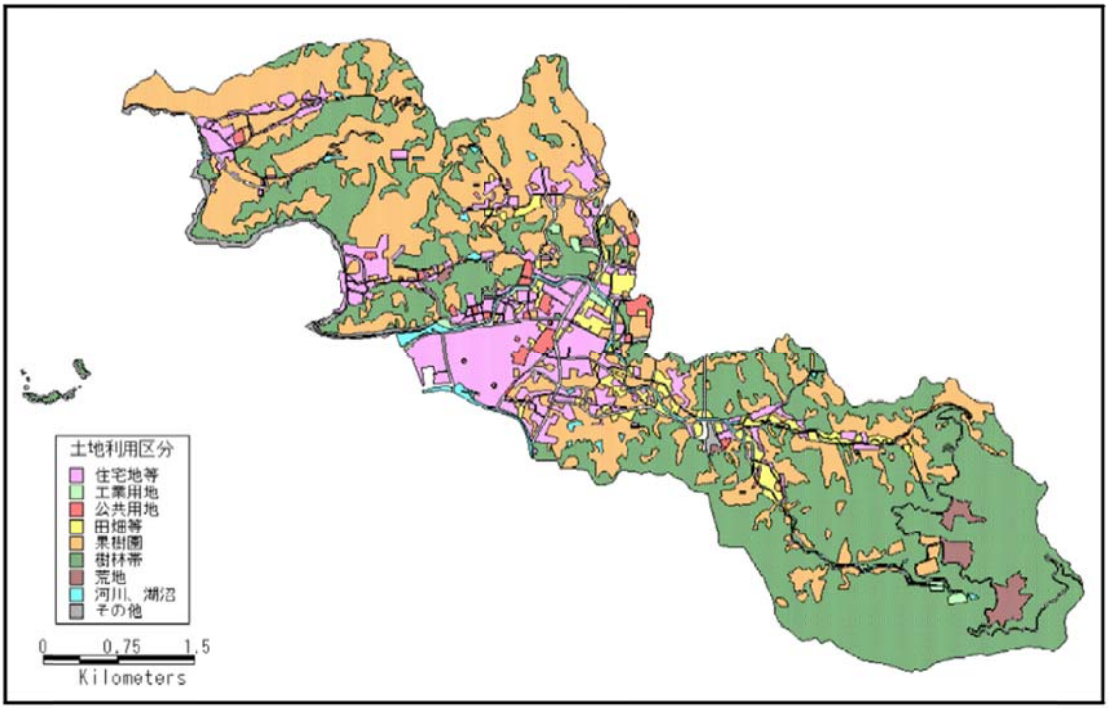

＜平成 10 年代(平成 12 年調査)＞

第２節　災害の特性

第１　風水害の特性と課題

風水害は、主に台風や梅雨前線等による大雨によって発生し、河川水の越流や堤防破堤等による外水はん濫、河川水位の上昇にともなって堤内地で生じる内水はん濫、土砂災害に大別される。

1. 台風と高潮の特性

本町において、風水害をもたらす気象現象のうち、最も災害をもたらすものは、台風である。本町付近を通過する台風にもいくつかのパターンがあり、そのパターンによってもたらされる災害の種類及び被害は異なる。

(1) 位置的関係

和歌山県は、わが国のほぼ中央に位置していることから、台風が九州方面に上陸しても上陸後の経路はそのほとんどが和歌山の西北方を通過するコースをたどる。そのため、和歌山に接近して通過するときには暴風雨あるいは高潮を伴いやすい。

また反対に台風が和歌山より東方を通る時には、その影響を受けて豪雨をもたらし水害が発生することがある。

(2) 台風による風の特性

台風は、大きな空気の渦巻きになっていて、強い風が反時計回りに吹いている。台風の中心から進行方向に向かって、右半円では台風自身の渦巻く流れと台風を移動させる空気の流れの方向が同じになって風速がより大きくなり、左半円ではそれが逆になるので右半円に比べると風速が弱くなる。

台風の風は、中心から 50～150 ㎞ぐらいの所で最も風が強く、さらに中心に近づくと台風の眼となって風は弱くなる。

(3) 台風のコースとの関係

① 暴風の吹きやすいコース

台風が和歌山の西方又は西北方を通過する場合は、暴風雨及び沿岸部に高潮をもたらす。特に紀伊水道に沿って北上する台風は要注意である。このコースの台風は、風による被害が主体となり、高潮及び暴風による大被害をもたらすが、雨量は割合に少ないので降雨による被害は比較的軽微である。しかし、このコースでもその来襲が梅雨期の場合は（9 月台風のように大きく発達せず小型台風の場合が多いが）、西日本を被っている梅雨前線に大きな影響を与えて豪雨をもたらすことが多い。

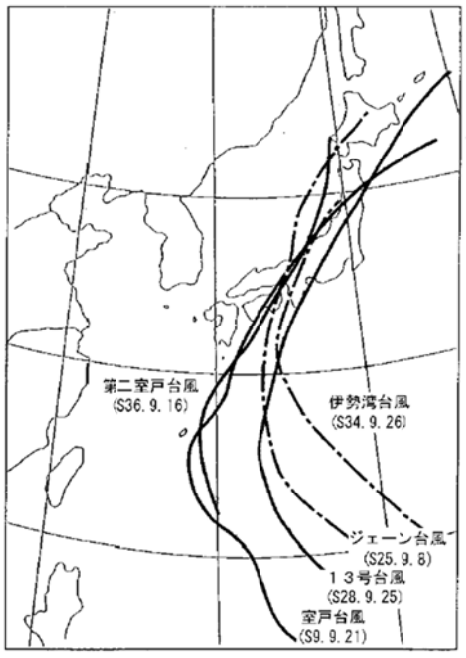

＜主な台風の経路＞

② 大雨の降りやすいコース

昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風のように、台風が和歌山の東方又は東南方を通過する場合は豪雨を伴い、低地帯の浸水はもとより河川の大洪水及び池沼ははん濫し、あるいは決壊する等大きな水害をもたらしている。

このコースの台風は、雨による被害が主体となり大水害をもたらすが、いわゆる台風の可航半円＊1 にあたるので暴風による被害は比較的少なく、一般的に高潮の恐れは少ないといえる。

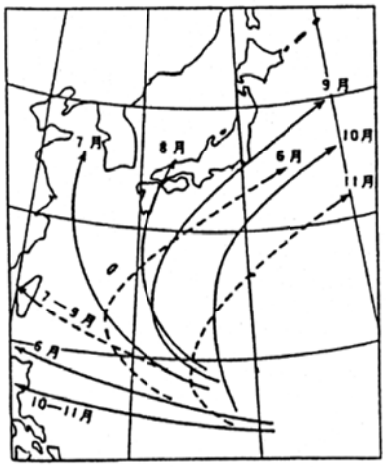

＜月別台風進路傾向図＞

③ 台風と高潮の関係

紀伊水道の中程に位置する湯浅湾は、台風による高潮の影響を大きく受ける。湯浅広港に高潮をもたらす台風のコースは、台風が和歌山の西側を通過した場合で、紀伊水道は南寄りの風が強まり、風の吹き寄せ効果が強まるためである。

本町における高潮の最悪コースは、第 2 室戸台風のようなコースで、台風が大阪湾に入った頃、潮位偏差の最大が現れる。この時間帯が満潮時と重なった場合は、とくに注意が必要である。

昭和 36 年 9 月 16 日の第 2 室戸台風時の最大偏差が＋217 ㎝で、これが近年の最大となっている。

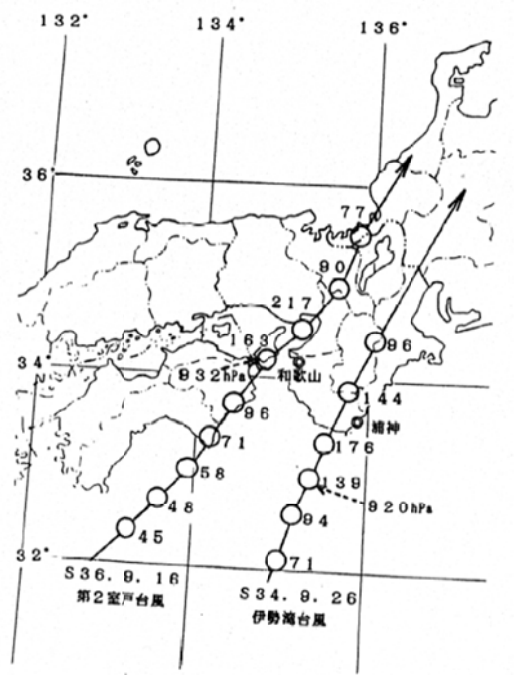

＜台風のコースと潮位偏差＞

注) 可航半円：台風が接近した場合においても、船舶が航行可能な区域。台風の進行方向の左側にあたる。なお、進行方向右側を危険半円という。

2. 外水はん濫に関する災害特性と課題

本町には、2 級河川山田川、広川をはじめとする河川が流れている。その多くは、河川改修が進んでおり今後も改修計画が図られるため、外水による浸水被害が生じる恐れは低いと考えられる。

しかし、50～100 年に一度といわれる降雨がある場合には、河川水が越流する恐れもある。そのため、今後とも河川改修等を図り、このような状況に対応可能な排水施設の整備、町域内河川の護岸の整備強化等のハード対策と合わせて、洪水ハザードマップの配布、防災訓練等のソフト対策と併せた対応を行う必要がある。

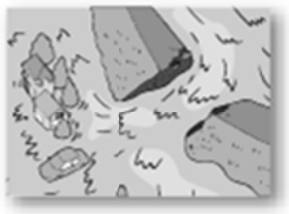	大雨によって河川の水が増え、堤防から水があふれたり、堤防の一部が崩れ、そこから水が流れ出す現象。

＜外水はん濫の概要＞

3. 内水はん濫に関する災害特性と課題

内水はん濫とは、外水（河道内を流れる水）はん濫に対する相対的な概念であるが、実際には小規模な支川や排水路・側溝での雨水はん濫である場合が多い。内水はん濫は、堤内地に降った雨水が河道に流入できないことによって生じる。

内水はん濫の発生要因としては、低平で河川勾配が緩やかであるなどの地形的な要因に加え、流域開発による雨水の貯留・浸透機能の低下、あるいは元来内水はん濫の発生しやすい地域への市街化の進行等があげられる。

最近の資料をみるかぎり、本町の風水害に関する被害の記録はほとんど残っていないが、上記に示した危険性を秘めていることを認識しておく必要がある。最近の浸水被害は、田、栖原地区の低平地部で小規模な被害が発生している程度である。

そのほか、田地区は高潮の影響によりたびたび浸水被害にみまわれている。このような状況から、田地区、栖原地区及び湯浅地区にそれぞれポンプ場の整備が行われている。

特徴として、局地的に低地であったり、河川・水路等の排水効率が悪いこと、また、河川の高水位と地盤高との比高差が少なく周囲の山地斜面と比べて地域の地盤高が著しく緩やかである地域等で、河道への排水能力が不足し内水はん濫が生じやすい地域と考えられる。

ほか、流域開発等にともなう雨水流出量の増加や流域の不浸透化の進行等も考えられ、段丘面上での市街地の進行や、山地斜面の新たな造成・開発等により今後新たな浸水危険区域が生じる恐れもあると考えられる。

	大雨によって河川の水位が上昇することにより、下水道や水路から河川への排水ができなくなり、水があふれ出す現象。

＜内水はん濫の概要＞

4. 土砂災害に関する災害特性と課題

山地は斜面勾配が急峻で、土砂災害に対する危険性は一般に高い。とくに市街地・集落の立地する段丘面や谷底平野等の平坦面の背後斜面において危険性が高く、注意が必要である。

地域別にみると、湯浅・栖原地区を隔てる山地部は起伏が不規則で高低差が激しく、斜面が比較的乾燥しており、震災時には斜面崩壊の恐れが懸念される。

山田・田地区は、土砂災害危険箇所が多数分布しており、震災・風水害の両面からの災害発生が予想され、とくに注意が必要である。

また、本町の道路の多くは斜面沿いに走っており、がけ崩れや斜面崩壊、土石流等が生じた場合には、道路が寸断される危険性がある。道路網が寸断されると他市町村あるいは他地区との陸路での連絡はほぼ絶たれてしまうこととなり、とくに田・栖原地区の孤立化の恐れは高いといえる。そのため、代替道路の確保や早急な道路啓開体制の確立、無線による連絡体制の強化、ヘリポート発着場の指定整備等の対策が望まれる。

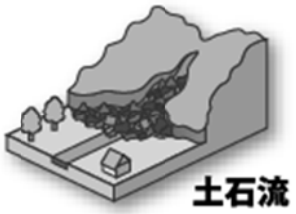	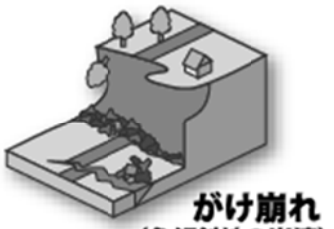	
大雨によって濁った水が沢を流れ、谷や斜面に溜まった土・砂・岩等が濁り水と一緒にいっきに流れ出してくる現象。	地面にしみ込んだ水分が土を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちる現象。	丘陵地等の特定の地質条件の比較的穏やかな斜面において、粘土層や断層によって弱くなった面をすべり面として上の地層がゆっくり動き出す現象。

＜土砂災害の概要＞

第２　地震災害の特性と課題

1.　地震の特性

地震とは、地下深部の岩盤中に急激な破壊が発生し、その衝撃が震動として周囲にひろがり地表に達し、地盤や構造物を揺り動かす現象である。

地震発生のタイプの主なものとして以下の２つがある。

①阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震（1995 年／M7.2）
　関東大震災を引き起こした関東南部地震（1923 年／M7.9）　など

②被害が中部地方から九州にまで及んだ南海地震（1946 年／M8.0）
　東海地方に発生し、大被害を与えた東南海地震（1944 年／M7.9）　など

①のタイプは、活断層が原因とされる直下型地震であり、②のタイプは海溝型地震と呼ばれている。なお、南海地震の震源は南海道沖である。

(1) 湯浅町周辺における地震

湯浅町に被害をもたらす恐れのある地震について、さらに詳しくまとめた。被害を与える地震は、南海トラフ沿いの海域に発生する巨大地震と県内及び周辺地域に発生する地震に大別される。

①　県内及び周辺地域の地震（直下型地震）

内陸で発生する地震は、海溝型地震に比べてひとまわり小さく、マグニチュード７クラスかそれ以下である。しかし、震源が内陸であり、また浅いことから，局地的に大きな被害をもたらすことがある。最近では、1948 年の日高川地震が最も大きく、和歌山、奈良両方で死者２名、負傷者 33 名の被害が発生している。周辺地域では、1899 年の紀伊大和地震、1952 年の吉野地震のように沈み込んだフィリピン海プレート内で発生するやや震源の深い地震によっても被害を受けることがある。

②　南海トラフ沿いの海域に起こる巨大地震（海溝型地震）

四国沖から東海地方駿河湾に至る南海トラフで発生する地震で、規模はマグニチュード８クラスで震源域は数百 km に渡り、被害も広範囲である。100 年～150 年周期で巨大地震が発生しており、その都度、地震動と津波の両面で大きな被害が発生している。近年では東南海地震（1944）、南海地震（1946）があげられる。

過去の主な被害地震について次表にまとめた。

＜過去の主な被害地震＞

発生年	地震の規模	事　　象	区分
1995(平成 7)年	M7.2	兵庫県南部地震	●
1952(昭和 27)年	M6.8	吉野地震	●
1948(昭和 23)年	M6.7	日高川地震	●
1946(昭和 21)年	M8.0	昭和南海地震	△
1944(昭和 19)年	M7.9	昭和東南海地震	△
1938(昭和 13)年	M6.8	田辺湾沖	△
1899(明治 32)年	M7.0	紀伊半島南東部(紀伊大和地震)	●
1854(嘉永 7)年	M8.4	安政南海地震	△
1854(嘉永 7)年	M8.4	安政東海地震	△
1707(宝永 4)年	M8.4	宝永地震(南海・東海地震)	△
1605(慶長 9)年	M7.9	東海・南海・西海諸道(慶長地震)	△
1498(明応 7)年	M8.2～8.4	東海道全般(明応東海地震)	△
1361(正平 16)年	M81/4～8.5	畿内・土佐・阿波(正平地震)	△
1099(承徳 3)年	M8.0～8.3	南海・畿内(康和地震)	△
887(仁和 3)年	M8.0～8.5	五畿七道(仁和地震)	△
684(天武 13)年	M81/4	土佐その他南海・東海・西海諸道(天武地震)	△

注 1)表中の下線を付したものは、地震の名称を、その他は主に被害のあった地域を示す。
注 2)表中の区分は、●：直下型地震、△：海溝型地震を示す。

出典：新編 日本被害地震総覧[増補改訂版](1999 年 宇佐美龍夫)

本町周辺で直下型地震と推定される比較的大きな地震（マグニチュード６以上）の記録は、1952 年の吉野地震(M6.8)、1948 年の日高川地震(M6.7)、1899 年の紀伊大和地震(M7.0) の３件である。

これら直下型地震は、断層の活動原因とされており、本町における地震を想定するにあたっては、本町周辺の活断層の分布状況を把握する必要がある。

上記の表からもわかるとおり、県内に被害を及ぼす地震の形態は、ほとんどが南海トラフを起因とする海溝型地震である。

(2) 湯浅町周辺の活断層

活断層は、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動を継続すると考えられる断層のことである。プレートの境界面に位置する日本列島は地盤に蓄積される歪みが大きく、周辺の海底も含めれば約 2,000 の活断層があるとも言われている。近い過去に繰り返し地震が発生している活断層では今後も地震が発生する可能性が高く、活断層の位置や活動度の情報は防災上非常に重要である。

ここでは、本町周辺の活断層の存在を明らかにするとともに、その活断層が動いた場合、どの程度の規模の地震が起きるかを推定した。

＜湯浅町周辺の活断層＞

断層区分	図中番号	断　層　名	確実度	活動度	長さ	走向	想定規模(M)
活断層	32	根来断層	Ⅰ	Ａ	20km	ＥＮＥ	7
	33	桜池断層	Ⅰ	Ａ	2km	ＥＮＥ	5.3
	22	五条谷断層	Ⅰ	Ａ	22km	ＥＮＥ	7.1
	23	中央構造線	Ⅰ	［Ｃ］	22km	ＥＮＥ	7.1
	17	金剛断層	Ⅰ	Ｂ	8km	ＮＷ	6.3
	5	千股断層	Ⅰ	［Ｃ］	(30)km	ＥＷ	-7.3
リニアメント（推定活断層）	8	由良付近	Ⅲ	－	7km	ＥＮＥ	6.2
	9	御坊北方	Ⅲ	－	9km	ＥＷ	6.4
	4	姉子付近	Ⅲ	－	7km	ＥＷ	6.2
	1	引牛越付近	Ⅲ	－	5km	ＥＷ	6
	2	高尾山南方	Ⅲ	－	13km	ＥＮＥ	6.7
	3	高星山南方	Ⅲ	－	11km	ＷＮＷ	6.6
	5	槇山南方	Ⅲ	－	7km	ＮＥ	6.2
	6	石神付近	Ⅲ	－	6km	ＥＷ	6.1
	7	古屋谷付近	Ⅲ	－	5km	ＥＷ	6
	10	湯崎断層	Ⅲ	－	2km	ＥＷ	5.3

注）確実度：Ⅰは、確実な活断層。Ⅱは、活断層であると推定されるもの。Ⅲは、活断層の可能性のあるもの(リニアメント)

活動度：Ａは、平均変位速度が 1m/1000 年以上 10m/1000 年未満のもの。Ｂは、0.1m/1000 年以上 1m/1000 年未満のもの。Ｃは、0.01m/1000 年以上 0.1m/1000 年未満のも。［　］のついているものは、第４期後期の約 50 万年間に活動しなかったとみられるもの

長　さ：断層面又は断層系(群)の長さ。その断層の延長が隣接図幅に及ぶ場合は、当該図幅内の長さだけを括弧をつけて示す。

想定規模(M)：発生地震の想定規模は、断層の長さより算定する地震規模推定式(松田式)を用いた。

＊確実度：活断層の可能性が高いものから3ランクに分けて、評価したものでランクⅠの断層は今後の地震予知の有力な手がかりとなる。
＊活動度：ある活断層の過去における活動周期と各地震時の変位量より1000年間の変位量に換算し、その変位量から活動度をＡ，Ｂ，Ｃにランク分けしたもの。

出典：新編日本の活断層－分布図と資料（2001 年）

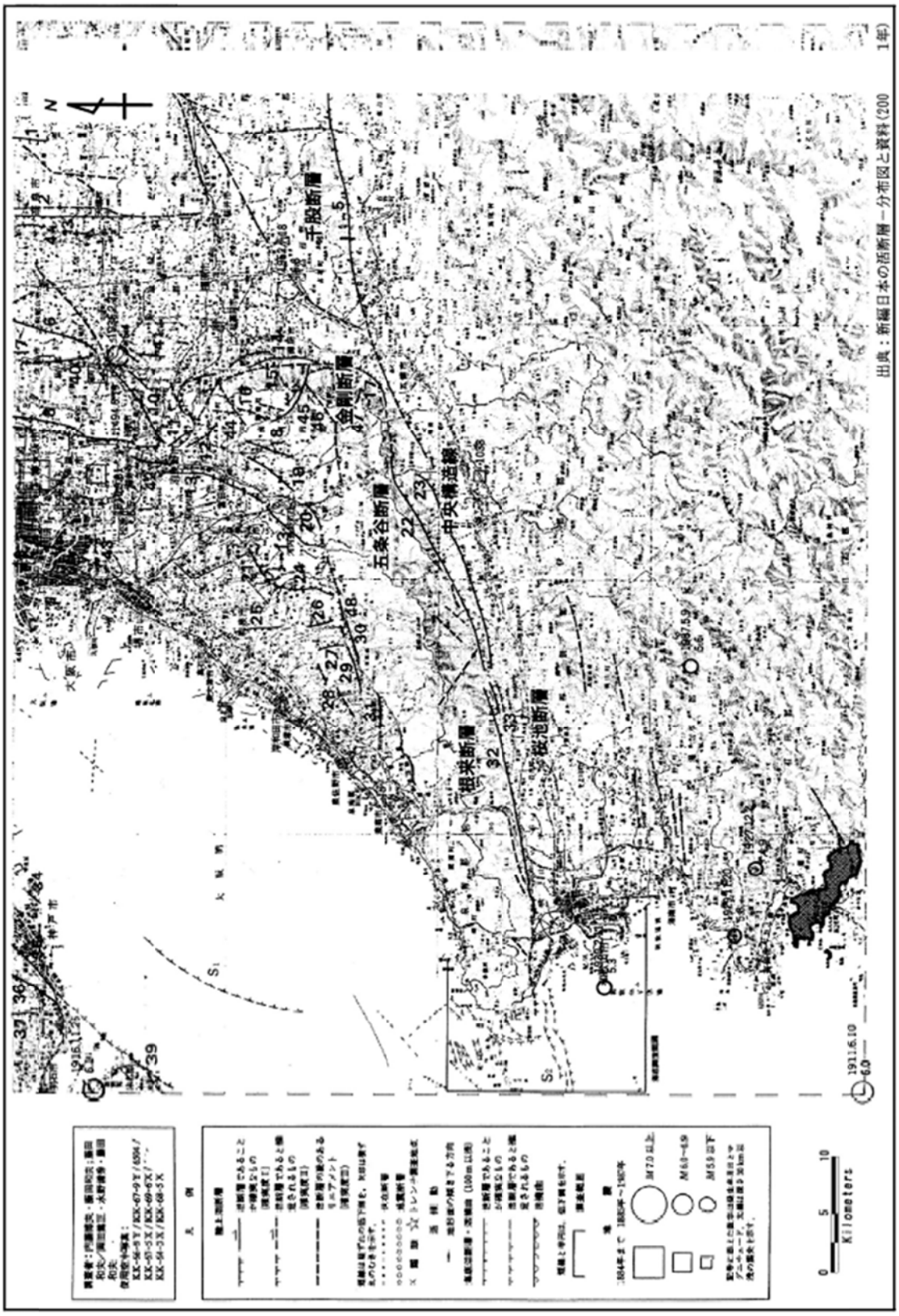

＜和歌山県の活断層分布図(1)＞

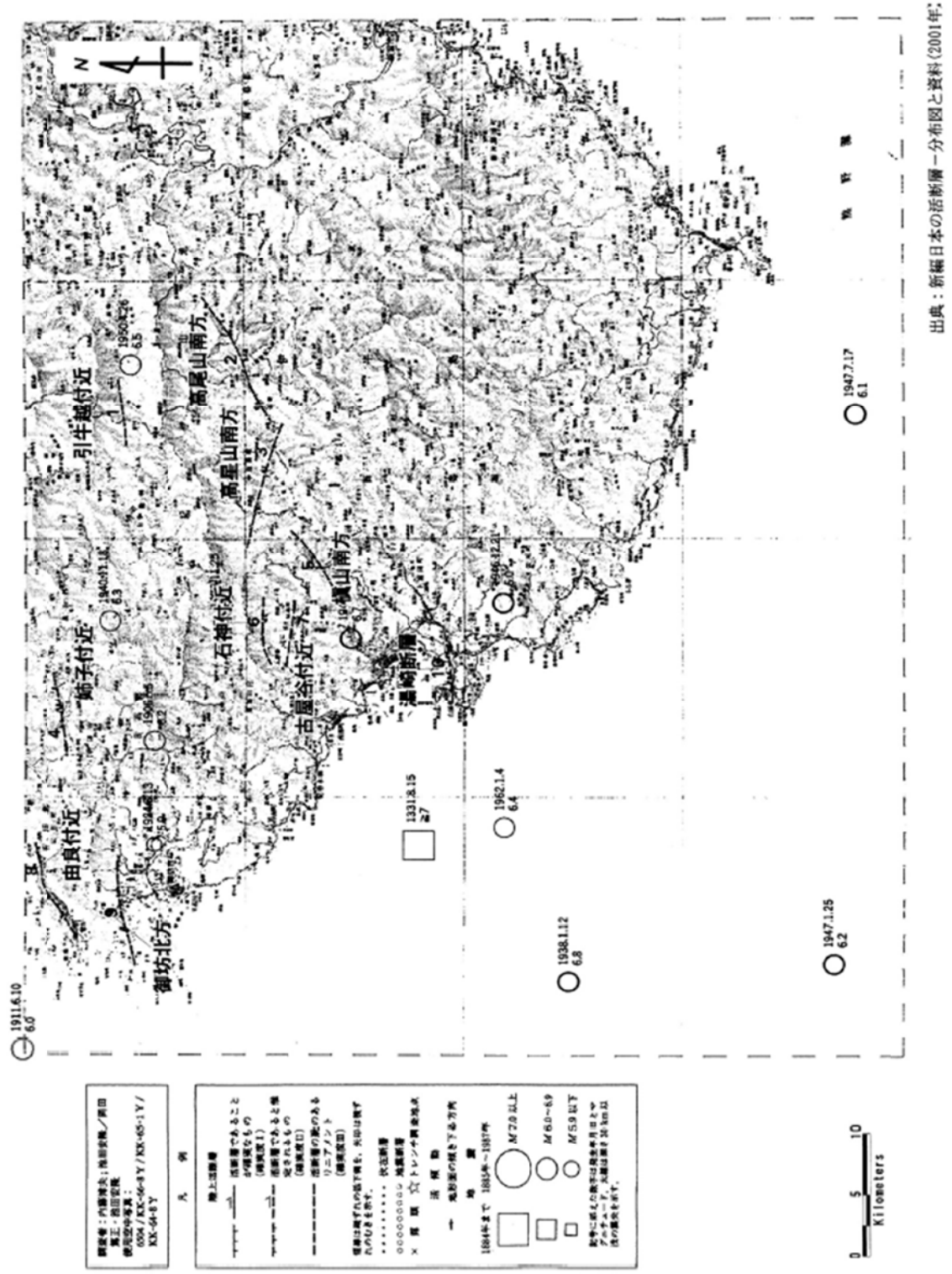

＜和歌山県の活断層分布図(2)＞

2. 津波の特性

津波とは、地震発生により海底の隆起や沈降が起こり、その上の海水が乱され、波(長波)となって四方に伝わり、海岸で大波となる現象を津波という。

大地震の場合、地殻変動の長さは数十㎞に達し、水深にくらべてはるかに大きい。このため、海底の急激な変動に応じて地殻変動とよく似た海面の変動が初めに形成される。これが波長の長い伝ぱん性の波として周囲に広がり津波となるのである。

(1) 湯浅町周辺における津波

湯浅港は、外海に向かって口が開いているため津波の被害を受けやすく、過去に安政南海地震、昭和南海地震等により度々被害を受けている。

一般に３ｍの波高があれば、低地に溢れ、４～５ｍになると津波は山の根まで達し、多数の流出家屋を出す。既往地震の浸水区域図をみると湯浅沿岸部がいかに大津波に襲われたかが理解できる。その被害特性を考察すると、広川右岸、山田川及び海岸線からの津波進入に注意すべきである。

有名な稲村の火で知られる広村の堤防は、1854 年の津波後に築堤されたもので、1946 年の津波に大変役立っている。

また、旧市街地で構成される湯浅地区は、木造建築密集と道路の幅員の狭い点は、津波被害とあわせ地震に伴う火災発生に対し、危険性が高いといえる。

今後、恒久的な対策として津波防波堤、防潮堤等の建設と応急的な対策として住民の避難訓練等、被害を軽減させるための対策を積極的に行っていくことが重要である。

発生年	地震の規模	事　　象	図中番号
1707(宝永 4)年	M8.4	宝永地震(南海・東海地震)	①
1854(安政元)年	M8.4	安政東海地震	②
1854(安政元)年	M8.4	安政南海地震	③
1944(昭和 19)年	M7.9	昭和東南海地震	④
1946(昭和 21)年	M8.0	昭和南海地震	⑤

出典：和歌山県における地震の被害想定報告書（昭和 56 年）

＜津波を伴った主な地震＞

＜安政南海地震（1854 年）における湯浅町の被害＞

地震名			安政南海地震	津波は八幡神社下（海岸より 1.2km）まで来襲（浜口悟陵　手記による） 浜口悟陵の築造した広村堤防はこの地震津波によってつくられたものである。 （注）湯浅町誌による。
地震日時			1854 年 12 月 24 日	
マグニチュード			8.4	
被害	死者		30 名	
	負傷者		―	
	被災者		―	
	家屋	全壊	158 戸	
		半壊	60 戸	
		流失	125 戸	
		浸水	160 戸	

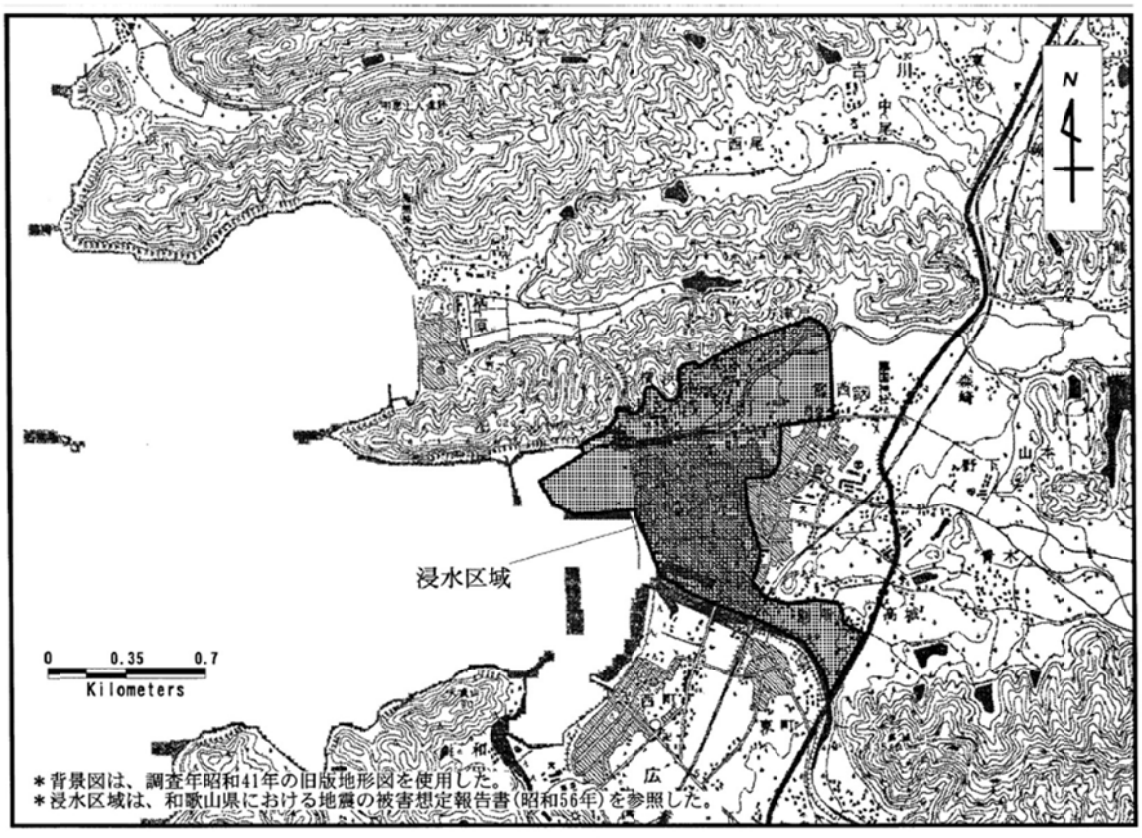

＜安政南海地震（1854 年）における浸水区域図＞

＜昭和南海地震（1946 年）における湯浅町の被害＞

地震名			昭和南海地震	（注）湯浅町誌による。
地震日時			1946 年 12 月 21 日	
マグニチュード			8.0	
被害	死者		29 名	
	負傷者		53 名	
	被災者		2,164 名	
	家屋	全壊	24 戸	
		半壊	2 戸	
		流失	10 戸	
		浸水	647 戸	

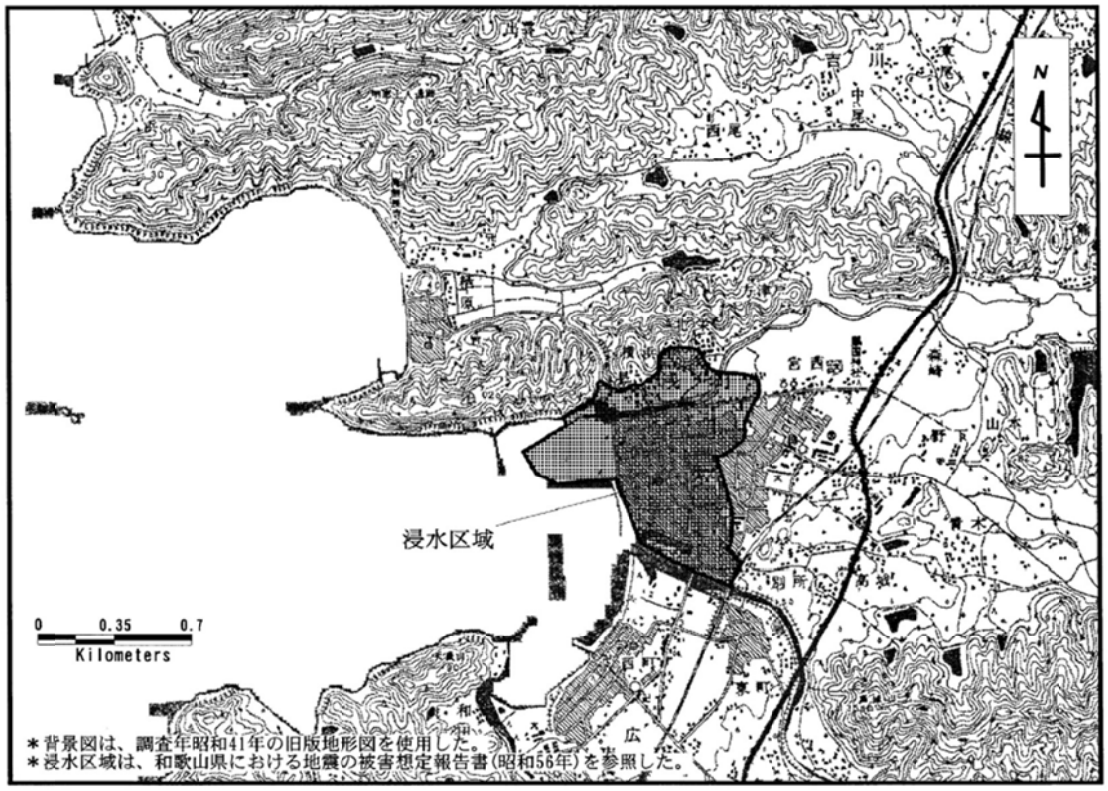

＜昭和南海地震（1946 年）における浸水区域図＞

3. 地震災害に関する防災課題

(1) 直下型地震に関する災害特性

本町域内には、活断層は見受けられず推定活断層（リニアメント）が南部に分布している程度である。このため、本町では、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震（以下、兵庫県南部地震。）に匹敵する直下型地震発生の危険性は低いものと考えられる。

ただし、本町からの距離は離れているが、中央構造線に沿って分布している断層群や田辺周辺の断層群が連動して動く恐れもあり、兵庫県南部地震級の地震が発生した場合、本町の市街地が密集する地域の地盤は良好とはいえないため、激しい地震動にみまわれることが予想される。

特に、湯浅湾埋立地部や山田川、広川等の河口部及び低地部に広がる沖積層地域は地震動が強くあらわれる区域であり、兵庫県南部地震で問題となった家屋の倒壊、ライフラインの寸断等の被害が集中すると考えられる。また、湯浅湾入部の埋立て地域は、地盤液状化が起こる恐れがあるため、地盤液状化に備えた更なる注意が必要である。

直下型地震発生時には、家屋の倒壊等から、地震火災の発生が懸念される。本町は、木造住宅の比率が高く、延焼範囲の拡大が懸念される。商業地、旧集落の密集する湯浅地区は、とくに警戒が必要である。

さらに、兵庫県南部地震では、水道管の破損により消火栓が使用不可能となり、消火活動に支障を来した。本町は消火栓の整備は整っているものの、地震時でも使用可能な防火水槽等の消防水利が不足しているため、出火・延焼による二次災害の拡大が予想される。

また、旧来から集落が立地している地域は、道路が狭小で発災時には、倒壊家屋等により避難、救援・救護、消火活動の妨げになる危険性があるため、狭小な道路の拡幅等の整備が課題である。

(2) 海溝型地震に関する災害特性

今後30年以内に70%程度の発生確率で予想されている南海トラフ地震が発生した場合には、津波による被害が予想され、最も考慮すべき災害といえる。

県が実施した地震被害想定調査において、町域は、震度 5 強から震度 6 強の地震動にみまわれると予測されている。特に、旧市街地で構成される湯浅地区は、木造建築密集と道路幅員が狭いため、津波災害とあわせて地震に伴う火災発生に対し、危険性が高い。

今後、恒久的な対策として津波防波堤、防潮堤、扉門（ロックゲート）等の建設を行うことが重要である。また、応急的な対策として、住民の避難訓練等、被害を軽減させるための対策を積極的に行っていくことが重要である。

第３節　災害の想定

第１　風水害の被害想定

風水害の被害想定としては、主に県の調査により、山田川、広川の浸水想定区域図、土砂災害の危険箇所が指定されている。

1. 浸水想定区域図

(1) 山田川水系山田川浸水想定区域図

山田川は、水防法に基づく水位周知河川に指定され、平成 20 年 3 月 14 日に河川管理者である和歌山県が山田川浸水想定区域図を作成・公表している。山田川浸水想定区域図は、山田川流域の 24 時間総雨量 343ｍｍの降雨を想定し、山田川の水位周知区間で堤防から水があふれた場合の浸水想定区域を示し、その他支川の堤防が決壊した場合の浸水状況は示していない。

山田川浸水想定区域図では、田畑等の一部に 1.0～2.0ｍ未満の深い浸水が確認されるが、大部分は 0.5ｍ未満の浸水であり、甚大な被害が発生する可能性は低いと考えられる。しかし、状況によっては避難途中での被災の可能性もあるため、状況に応じて、浸水後の避難は控え、自宅の２階以上で待機することも必要である。

山田川の三之橋には、避難の目安となる水位が定められた水位観測所が設置され、指定された水位に到達すると水位情報が和歌山県から発表される。

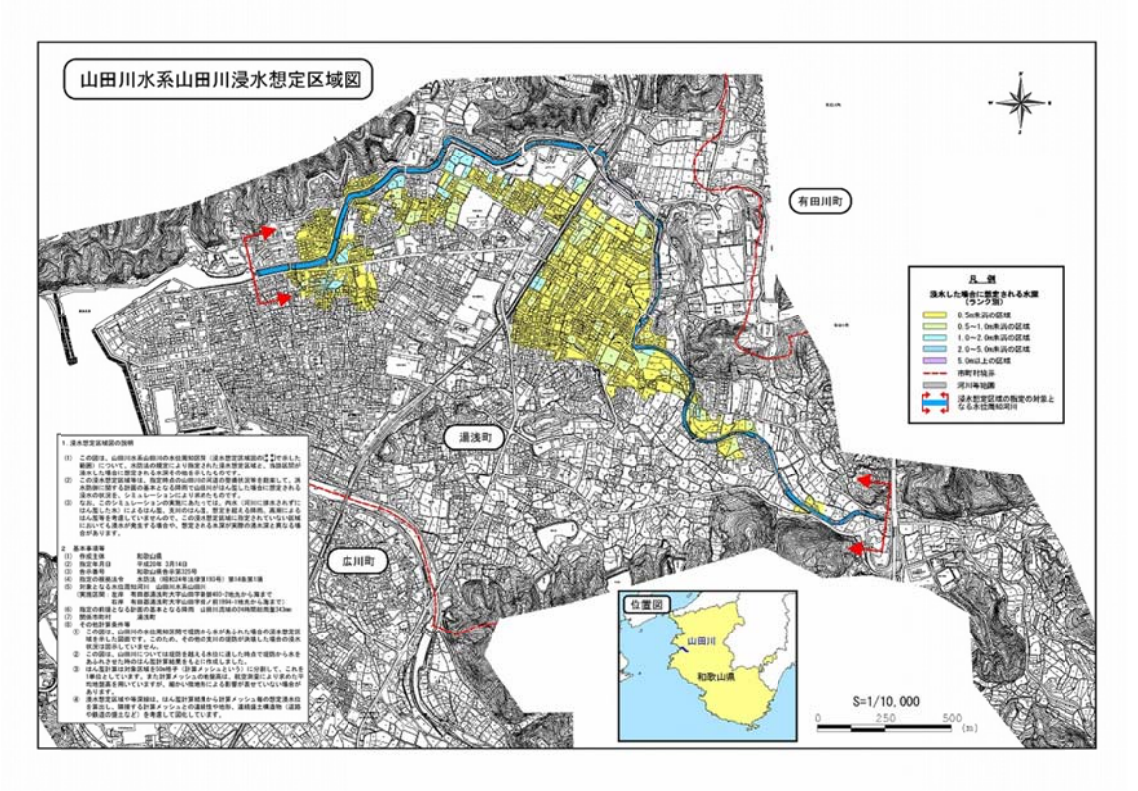

＜山田川水系山田川浸水想定区域図＞

(2) 広川水系広川浸水想定区域図

広川は、水防法に基づく水位周知河川に指定され、平成 20 年 3 月 14 日に河川管理者である和歌山県が広川浸水想定区域図を作成・公表している。広川浸水想定区域図は、広川流域の 24 時間総雨量 345ｍｍの降雨を想定し、広川の水位周知区間で堤防から水があふれた場合の浸水想定区域を示し、その他支川の堤防が決壊した場合の浸水状況は示していない。

広川浸水想定区域図では、主に広川町側に浸水被害が発生し、本町にはほとんど被害が確認されていない。しかし、状況によっては浸水被害の可能性もあるため、大雨時の状況把握が必要である。

広川の新広橋には、避難の目安となる水位が定められた水位観測所が設置され、指定された水位に到達すると水位情報が和歌山県から発表される。

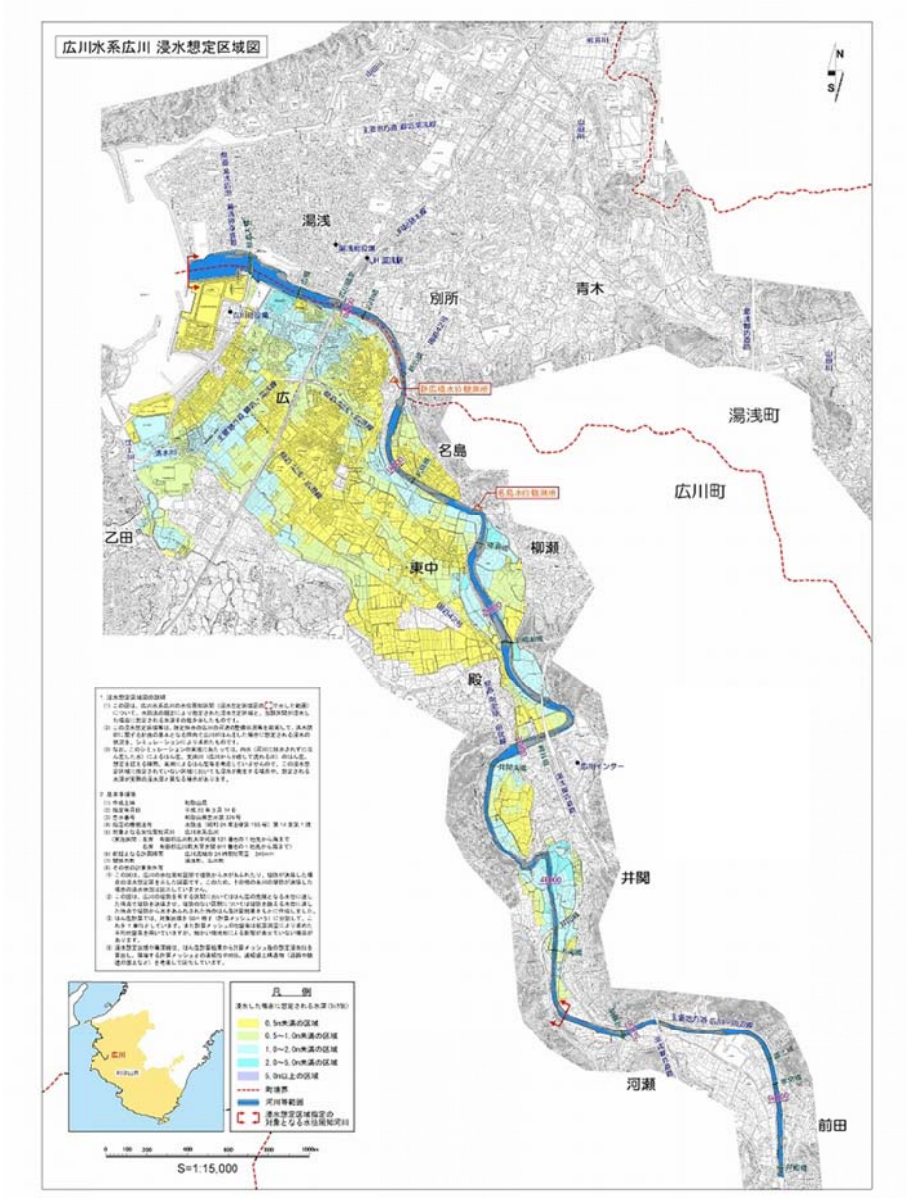

＜広川水系広川浸水想定区域図＞

2. 土砂災害の危険箇所

本町は山間部が多く、土砂災害の危険箇所も多数存在する。一部地域においては、道路等の閉塞による孤立化の可能性がある。土砂災害に関する情報には、以下に示す情報が公表されている。

① 土砂災害危険箇所

「土石流」・「地すべり」・「がけ崩れ」について和歌山県が実施した、国土交通省が定める危険箇所点検要領に基づいた点検結果を基に土砂災害による被害の恐れがある箇所を示したものである。（和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課が所管）

② 山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づいて、地形、地質、林況等の条件からみた危険性と人家や公共施設、道路等の保全対象との関係から評価し、山地において山腹崩壊や土石流、地すべり等の危険性が高い地区のことである。（和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課が所管）

③ 法指定区域情報

「砂防法」・「地すべり等防止法」・「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等、法律により行為が制限されている区域である。

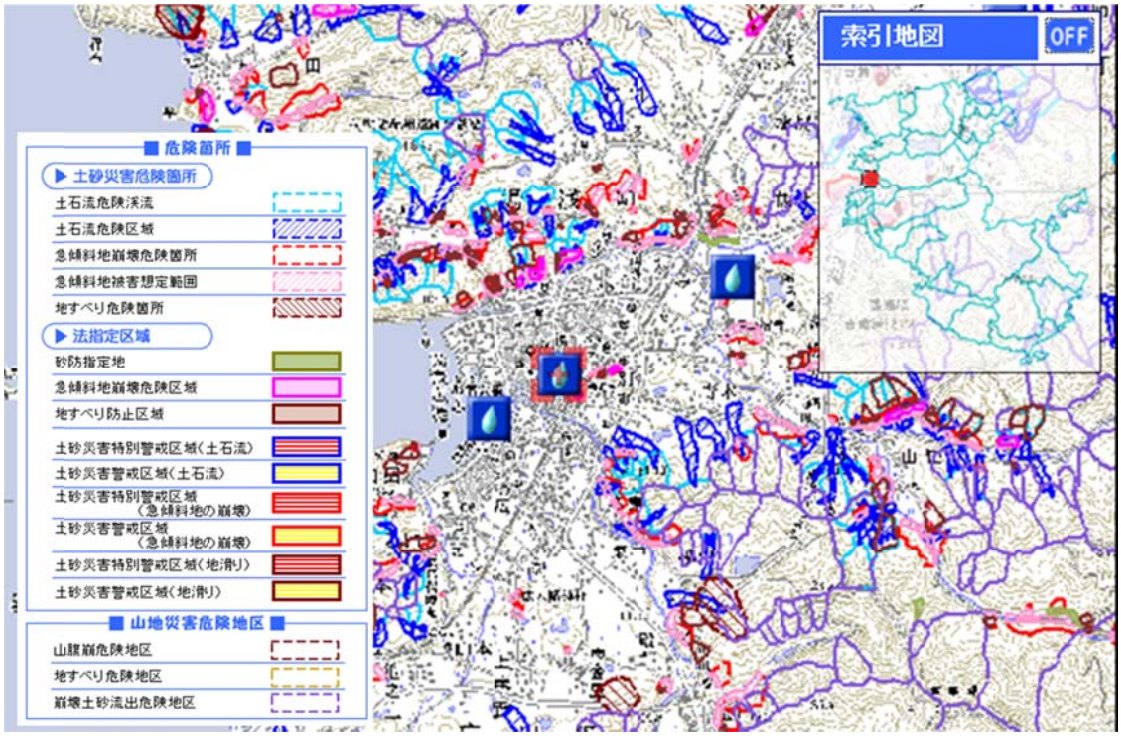

＜わかやま土砂災害マップ＞

第 2　地震の被害想定

地震の被害想定については、「和歌山県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）」、「津波浸水想定（平成 25 年 3 月）」、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム（平成 26 年 10 月）」等の各種検討がなされている。以下に本町に係る被害想定結果を示す。

1. 目的

- 対象とする地震動と津波を推計し、それらに基づき被害想定を行うことで、県・市町村の地域防災計画や防災減災対策の基礎資料とする。また、ライフライン関係企業、公共交通機関並びに病院、福祉施設及び工場などの民間施設等、様々な機関の防災減災対策の基礎資料としても活用する。
- 被害規模を明らかにし、地域住民の防災対策への理解を深めるとともに、具体的な被害軽減効果を示すことで自助・共助の取り組みを促進する。
- 被害想定を踏まえ、防災減災対策を講じることにより、被害を最小限にするとともに死者ゼロを目指す。

2. 想定条件

(1) 想定地震

想定する地震は、和歌山県に大きな影響を及ぼす可能性のある以下の地震とする。

① 約 100 年周期で発生すると想定されている M8 クラスの「東海・東南海・南海 3 連動地震」（以下「3 連動地震」）

② 千年に一度、1 万年に一度と想定されている M9 クラスの「南海トラフ巨大地震」（以下「巨大地震」）

(2) 時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きな影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、以下の 4 通りの組み合わせで予測をおこなっている。

季節	時刻	風速	特徴
夏	昼 12 時	4m	観光客、買い物、勤務時
冬	夕方 18 時	4m	炊事や暖房で火気使用が多い
冬	夕方 18 時	8m	〃
冬	深夜 2 時	4m	就寝中、火気使用が少ない

3. 湯浅町に係る想定結果の概要

(1) 地震動・液状化の予測

本町では 3 連動地震で震度 5 強から震度 6 弱の揺れが予測され、巨大地震で震度 6 弱から震度 6 強の揺れが予測されている。

	3 連動地震	巨大地震
地震動 震　度 5 強 6 弱 6 強 7	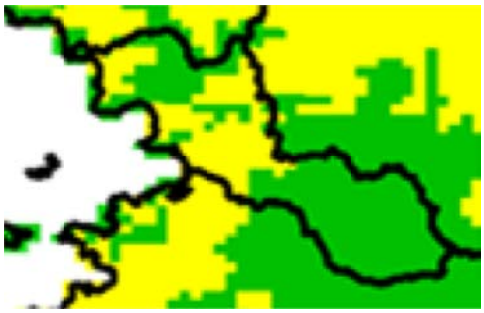	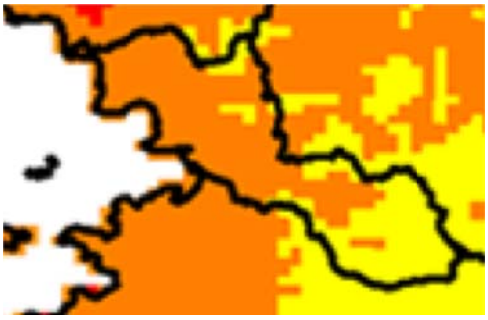
液状化 液状化指数 （ＰＬ値） 0 0～5 5～15 15～30 30 以上	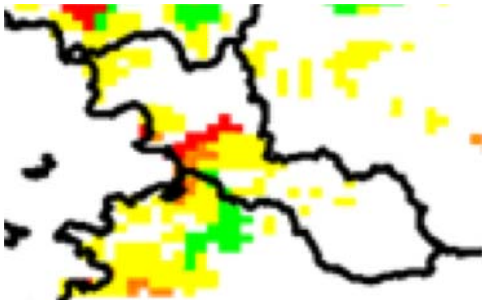	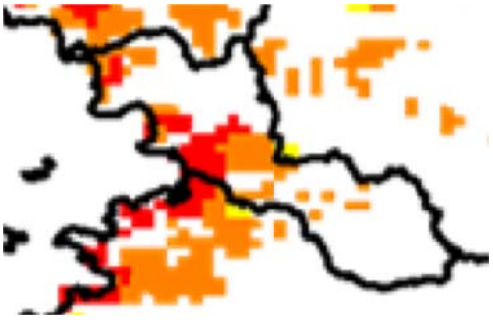

※ 液状化危険度は、液状化指数が 15 以上で大きく、5 以上で中程度、0 以上 5 未満の場合は小さい。また、0 の場合は液状化しない。

(2) 津波被害

津波について、3 連動地震では最大津波高 6m、津波高 1mの到達時間は 44 分後となっており、巨大地震では最大津波高 11m、津波高 1mの到達時間は 35 分後となることが想定されている。

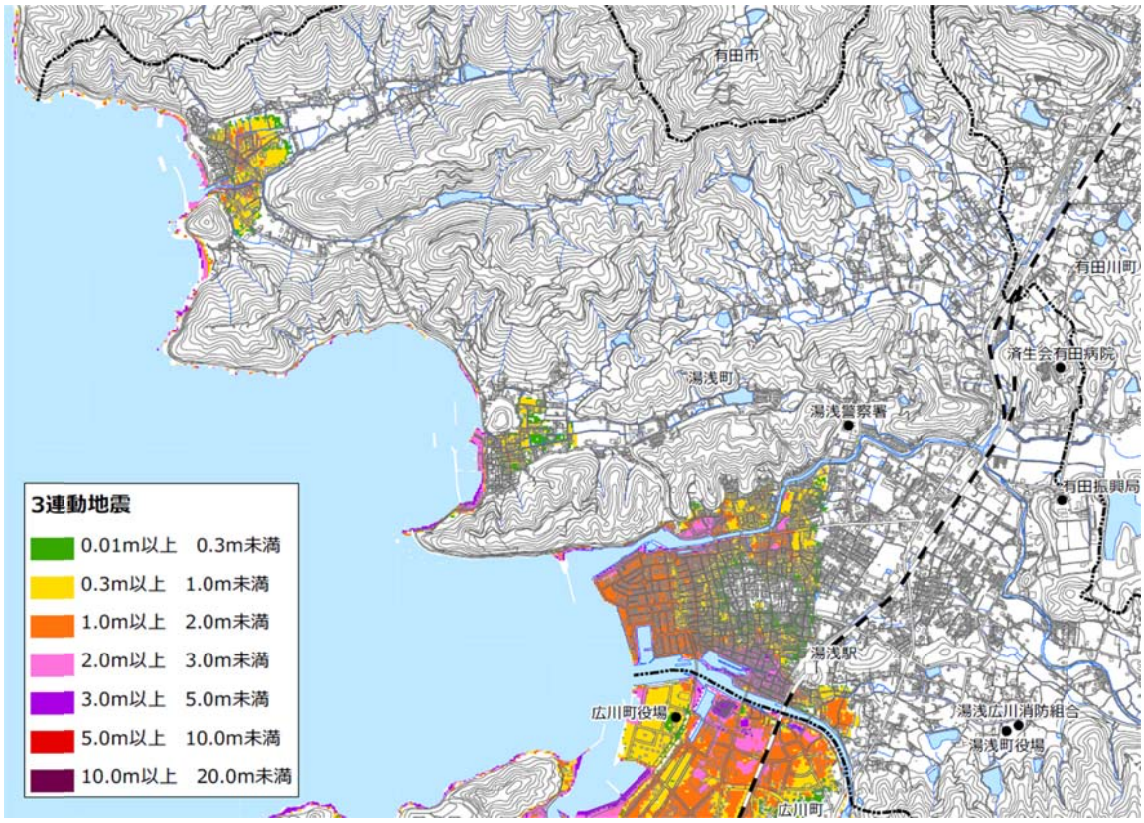

＜3 連動地震での津波浸水想定区域＞

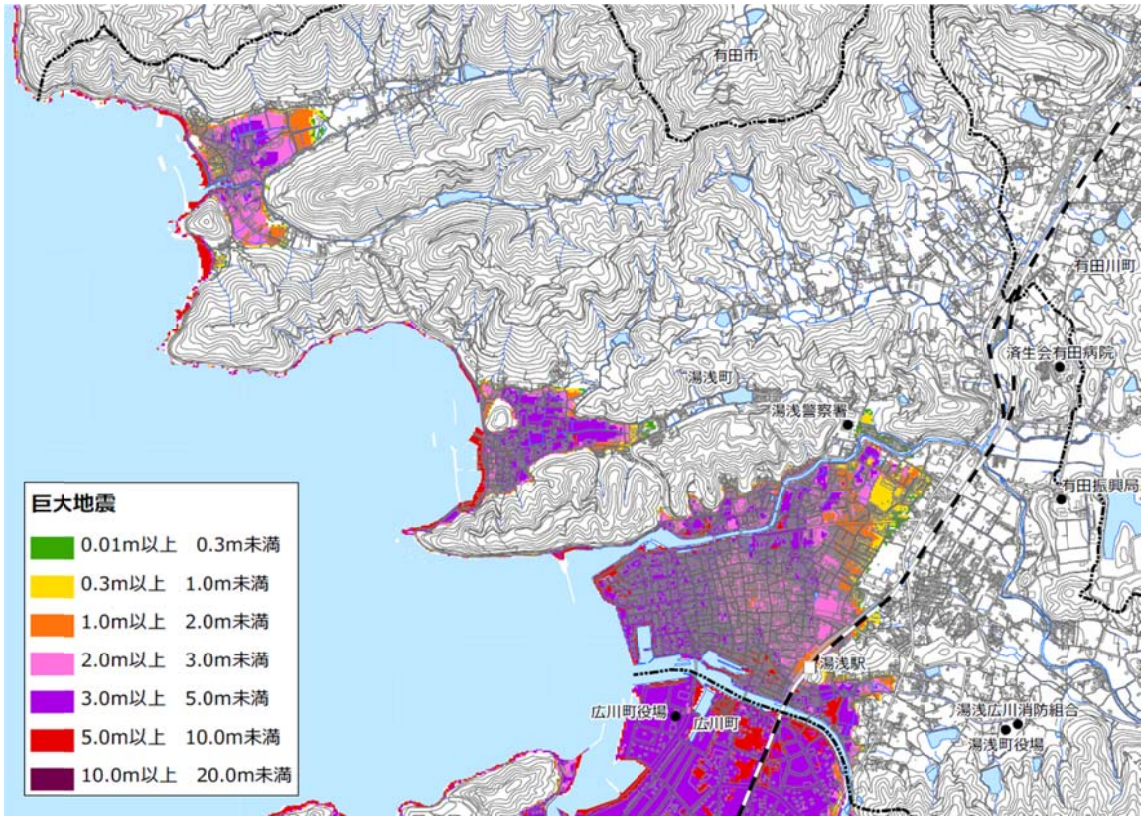

＜巨大地震での津波浸水想定区域＞

(3) 想定される被害の概要

本町で想定される被害は、以下の通りである。(最大となる条件の数値を記載)

＜本町の被害数量＞

項目			3連動地震	巨大地震	条件等
建物被害	全壊棟数（棟）	揺れ等	180	1,800	冬18時 風速8m
		津波	610	2,200	
	焼失棟数（棟）		2	110	
	半壊棟数（棟）		2,200	970	
人的被害	死者数（人）		160	2,200	冬18時 風速8m（津波避難条件：早期避難しない）
	重傷者数（人）		98	230	
	軽傷者数（人）		270	560	
	閉込者数（人）		1	16	
上水道	被害箇所数（箇所）		92	410	－
	断水人口（人） 断水率	発災直後	13,100 98%	13,300 100%	－
		1日後	11,500 86%	13,000 97%	－
		1週間後	5,800 43%	6,500 49%	－
		1ヶ月後	0 0%	0 0%	－
下水道	支障人口（人） 支障率	発災直後	56 5%	280 26%	冬18時 風速8m
		1日後	0 0%	0 0%	
		1週間後	0 0%	0 0%	
		1ヶ月後	0 0%	0 0%	
電力	停電軒数（軒） 停電率	発災直後	(県全体)123,300 28%	(県全体)339,100 100%	冬18時 風速8m
		1日後	52 1%	2,300 100%	
		1週間後	29 1%	1,200 48%	
		1ヶ月後	29 1%	450 19%	
通信	固定電話・不通回線数（回線） 回線率	発災直後	450 13%	3,500 100%	冬18時 風速8m
		1日後	98 3%	3,500 100%	
		1週間後	19 1%	1,700 49%	
		1ヶ月後	19 1%	680 19%	
	携帯電話・不通ランク A:非常につながりにくい	発災直後	－	A	冬18時 風速8m
		1日後	－	A	

	B：つながりにくい C：ややつながりにくい －：被害なし	1週間後	－	B	
		1ヶ月後	－	－	
道路	地震被害箇所数（箇所）		1	1	高速道路、直轄国道、補助国道、県道を対象
	津波被害箇所数（箇所）		1	4	
鉄道	地震被害箇所数（箇所）		4	4	－
	津波被害箇所数（箇所）		1	2	－
港湾	岸壁・物揚場（バース）		4	13	湯浅広港
	その他係留施設（バース）		2	7	
避難者数	避難者総数（人）	1日後	7,600	10,100	夏12時 風速4m（全員直接避難）
		1週間後	4,000	7,300	
		1ヶ月後	2,700	6,600	
	避難所に避難する者（人）	1日後	5,100	6,700	
		1週間後	3,100	6,100	
		1ヶ月後	810	2,000	
	避難所外生活者（人）	1日後	2,600	3,400	
		1週間後	920	1,300	
		1ヶ月後	1,900	4,600	
帰宅困難者数（人）			2,200		夏12時 風速4m（全員直接避難）
必要物資数	1日後～3日後（3日間）	食料（食/3日間）	54,400	71,900	夏12時 風速4m（全員直接避難）
		飲水（ﾘｯﾄﾙ/3日間）	102,800	116,400	
	4日後～7日後（3日間）	食料（食/4日間）	43,800	87,700	
		飲水（ﾘｯﾄﾙ/4日間）	119,900	135,800	
	毛布（枚）		10,100	13,400	
災害廃棄物	可燃物	t	16,000	80,000	冬18時 風速8m
		㎡	28,000	144,000	
	不燃物	t	50,000	286,000	
		㎡	34,000	195,000	
	合計	t	65,000	366,000	
		㎡	62,000	338,000	
	津波堆積物	t	28,000～59,000	51,000～108,000	
		㎡	26,000～41,000	47,000～74,000	
要援護者施設 津波浸水予測30ｃｍ以上の施設			22	30	－

(4) 減災の目標

南海トラフ地震等の大規模災害による犠牲者をゼロとすることを目標とし、以下に取り組んでいく。

① 東海・東南海・南海３連動地震による大規模災害に対しては、住民の命と財産を守るため、開始から概ね１０年でソフト･ハード対策を最優先に実施する。

② 南海トラフ巨大地震による大規模災害に対しては、東海・東南海・南海３連動地震の津波対策を実施するとともに、高台移転や複合避難ビル等構造物の整備による地域改造についても検討を進める。

(5) 津波避難困難地域

和歌山県では、津波浸水想定等により津波避難困難地域を指定しているが、本町においては津波避難困難地域はないものとなっている。

・避難可能条件：津波によって1cm以上浸水するまでに安全な場所へ到達できること
・避難開始時間：5分
・移動速度：毎分30m

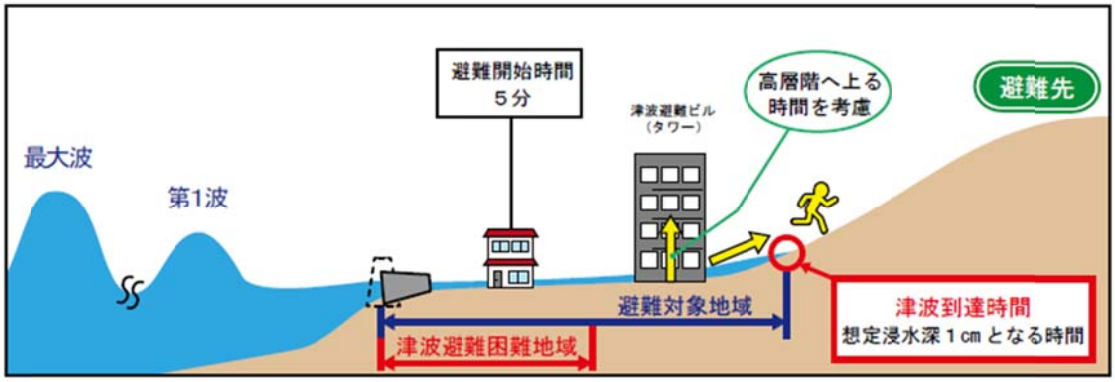

＜津波避難困難地域の検討条件のイメージ＞

出典：津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム（和歌山県、平成 26 年 10 月）

(6) 被害想定に対する対応方針

南海トラフ巨大地震の人的被害想定では死者数が 2,200 人となっており、湯浅町全人口のおよそ 17%にあたる。しかし、この想定は津波からの早期避難をしない場合の数字であり、発災後すぐに全員が避難をすれば死者数は 390 人まで大幅に減少すると想定されている。さらに建物の耐震化を進めた場合、死者数は 130 人まで減少することが想定されている。（和歌山県地震被害想定調査報告書 H26.3 より）

このことから早期避難と建物耐震化の重要性が改めて示されており、特に早期避難による効果が大きい。よって、町では津波からの早期避難のための避難訓練等のソフト対策に特に力を入れるとともに、耐震化や津波避難ビル整備等のハード対策も併せて進めていくものとする。

第４節　防災ビジョン

1995 年 1 月 17 日未明に発生した阪神・淡路大震災は、死者 6,000 人をこえ、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、死者 15,000 人をこえる戦後最大の災害となった。行政は、この大災害等を教訓とし、住民の生命と財産を守り安心して生活できる「災害に強いまち」をつくることを求められており、住民の防災意識の高揚とコミュニティによる地域防災体制を強化するとともに、地域防災計画のもと総合的な防災対策の確立を図ることが急務である。

本町は、阪神・淡路大震災のような直下型地震による被害はもとより、過去の履歴から、海溝型地震による家屋倒壊、津波被害も現実的な被害として想定される。

また、水害や土砂災害の危険性も依然消えてはいない。むしろ、都市化の進展により、旧来は開発の進出が見られなく災害が起こりにくかった区域にも住宅等が進出してきており、被害が拡大する傾向にあるといえる。

行政は、これら地域の現状を把握した上で、町と県、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と住民の防災意識の高揚を図る必要がある。また、住民及び事業所は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭に置いて、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

第１　防災の目的

あらゆる災害から、町の地域並びに住民の生命、

身体及び財産を保護すること

第２　基本的目標と基本的施策

防災ビジョンは、町における防災憲章となり、長期的総合的な視点に基づき、防災の目的を達成するための、防災に関する基本的目標である。防災ビジョンの基本的目標と、その達成のための基本的施策は、次の通りである。

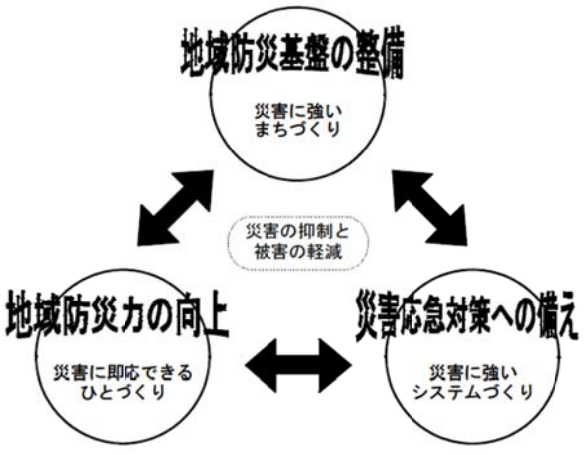

第 3　ビジョン達成への視点

町が抱える防災課題は多く、ビジョンと現実との隔たりは大きい。この隔たりを埋める（施策遂行）ために、次の視点をもち、本計画を遂行するものとする。

(1) 長期的展望に立つ。
(2) 短期の成果（形式的成果）にこだわらず、着実な前進を続ける。
(3) 官民の合意形成と協同活動を目指す。
(4) あらゆる局面で、防災的視点をおろそかにしない。
(5) 危機管理体制を官民共に徹底させる。

第 4　ビジョン達成の対策

1. 地域防災基盤の整備　～災害に強いまちづくり～

災害に対し、しなやかな構造を持ち、人々が安心して生活できる、次のような機能を持つ「災害に強いまち」を目標とする。

ア．災害が発生しにくいまち
イ．被害が拡大しにくいまち
ウ．安全が確保できるまち
エ．災害対策・災害復旧が容易に行えるまち

2. 地域防災力の向上　～災害時に即応できるひとづくり～

「ひと」とは、町域の住民及び町並びに防災関係機関の職員である。いつどんな災害が来ても対処できる、次のような人を目標とする。

ア．災害についての深い知識と知恵を備え、災害から自分自身を守ることができる人
イ．家族や隣人等の安全を配慮し、他者と協力して助け合える人
ウ．居合わせた場所で、各自、自分の位置を知ることのできる人
エ．大きな流れを的確につかみ、自分の位置を知ることのできる人
オ．災害に対する適度な危機意識を絶えず持ち続けられる人
カ．災害時に率先して防災活動に従事・協力できる人

3. 災害応急対策への備え　～災害に強いシステムづくり～

「まち」と「ひと」が災害に強くても、これらの間に連帯関係がなければ、大きな効果は期待できない。防災体制の確立のため、次のようなシステムを目標とする。

ア．信頼関係が確立されたシステム
イ．役割が明確なシステム
ウ．意図・情報の伝達・徹底が容易なシステム
エ．応援と協調が円滑なシステム
オ．災害の危機管理が徹底したシステム
カ．防災のため積極的に行動するシステム

第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び県並びに町の区域を管轄し、もしくは町内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者は、所轄事項についておおむね次の事務又は業務を処理するものとして、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第１　実施責任

1. 町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域の住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告・指導・助言の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性より、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の責任者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、また県や町、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2　処理すべき事務又は業務の大綱

1. 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
湯浅町	①　湯浅町防災会議及び湯浅町災害対策本部に関する事務 ②　防災に関する施設・組織と訓練 ③　災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査報告 ④　災害防除と拡大の防止 ⑤　救助、防疫等、り災者の救助保護 ⑥　災害復旧資材の確保と物価の安定 ⑦　り災者に対する融資等の対策 ⑧　被災町営施設の応急対策 ⑨　災害時における文教対策 ⑩　災害対策要員の動員並びに雇用 ⑪　災害時における交通・輸送の確保 ⑫　被災施設の復旧 ⑬　管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整

2. 消防組合

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
湯浅広川消防組合	①　消防施設・消防体制の整備 ②　救急救助体制の整備 ③　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督 ④　消防知識の啓発・普及 ⑤　消火活動及び救急活動 ⑥　水防活動の協力・援助 ⑦　被災者の救助 ⑧　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

3. 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 和歌山県	①　県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 ②　防災に関する施設・組織の整備と訓練 ③　災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査報告 ④　災害防除と拡大の防止 ⑤　救助、防疫等、り災者の救助保護 ⑥　災害復旧資材の確保と物価の安定 ⑦　り災者に対する融資等の対策 ⑧　被災県営施設の応急対策 ⑨　災害時における文教対策 ⑩　災害時における公安対策 ⑪　災害対策要員の動員並びに雇用 ⑫　災害時における交通・輸送の確保 ⑬　被災施設の復旧 ⑭　市町村が処理する事務・事業の指導・斡旋等

2 有田振興局	①　災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査報告 ②　災害防除と拡大の防止 ③　救助、防疫等、り災者の救助保護 ④　被災県営施設の応急対策 ⑤　災害時における文教対策 ⑥　被災施設の復旧
3 湯浅警察署	①　災害時における生命、身体及び財産の保護並びに犯罪予防、交通の確保、その他治安維持のための警備活動 ②　関係機関との協力 ③　情報の収集及び連絡 ④　警察通信の運用 ⑤　警察官の応援派遣

4. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 近畿管区警察局	①　管内各府県警察の指導・調整に関すること ②　他管区警察局との連携に関すること ③　関係機関との協力に関すること ④　情報の収集及び連絡に関すること ⑤　警察通信の運用に関すること ⑥　警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 （和歌山財務事務所）	①　公共土木等被害施設の査定の立会 ②　地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ③　地方自治体に対する災害融資 ④　災害時における金融機関の緊急措置の指示 ⑤　未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	①　救護等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局	①　農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 ②　土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病害虫防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ③　農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 和歌山地域センター	①　災害時における主要食糧の応急対策
6 近畿中国森林管理局 （和歌山森林管理署）	①　国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 ②　国有林における予防治山施設による災害予防 ③　国有林における荒廃地の災害復旧 ④　災害対策復旧用資材の供給 ⑤　森林火災予防対策
7 近畿経済産業局	①　ライフライン（電気、ガス、工業用水道）の復旧対策 ②　災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達
8 中部近畿産業保安監督部近畿支部	①　鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 ②　電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策

9 近畿運輸局 （和歌山運輸支局・勝浦海事事務所）	①　交通施設及び設備の整備に関する指導 ②　宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導 ③　所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導 ④　災害時における所管事業に関する情報の収集 ⑤　災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 ⑥　災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 ⑦　緊急輸送命令
10 近畿地方整備局 （和歌山港湾事務所）	①　港湾施設の整備と防災管理に関すること ②　港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導に関すること ③　海上の流出油に対する防除措置に関すること ④　港湾・海岸保全施設等の応急復工法の指導に関すること
11 大阪航空局 （関西空港事務所・南紀白浜空港出張所）	①　航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 ②　密集地帯上空の低空飛行の禁止 ③　航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
12 和歌山海上保安部	①　海上における人命、財産の救助及び防災活動 ②　海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ③　海上緊急輸送に関すること ④　海上における治安の維持 ⑤　海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 ⑥　通信体制の維持及び運用
13 大阪管区気象台 （和歌山地方気象台）	①　観測施設の整備及び維持 ②　気象予警報等の処理・通信システム等の確保と充実 ③　気象予警報等の発表と伝達 ④　観測資料等のデータベースの構築
14 近畿総合通信局	①　電波の監理、並びに有線電気通信の監理 ②　非常通信訓練の計画及びその実施指導 ③　非常通信協議会の育成・指導 ④　災害時における重要通信の確保 ⑤　防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導
15 和歌山労働局	①　工場、事業場における労働災害の防止 ②　救助の実施に必要な要員の確保
16 近畿地方整備局 （和歌山河川国道事務所）	①　土木施設の整備と防災管理 ②　水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ③　被災土木施設の災害復旧 ④　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

5. 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第 37 普通科連隊、第 304 水際障害中隊	①　人員の救助、消防、水防及び救助物資の輸送並びに通路の応急啓開 ②　応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

6. 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 西日本旅客鉄道 株式会社和歌山支社	①　輸送施設の整備と安全輸送の確保 ②　災害時対策用物資の緊急輸送 ③　災害時の応急輸送対策 ④　被災施設の調査と災害復旧
2 西日本電信電話 株式会社和歌山支店 株式会社 NTT ドコモ ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社	①　電気通信施設の整備と防災管理 ②　災害時における緊急通話の取扱い ③　被災施設の調査と災害復旧
3 KDDI 株式会社	①　電気通信施設の整備と防災管理 ②　災害時における緊急通話の取扱い ③　被災施設の調査と災害復旧
4 ソフトバンク株式会社	①　電気通信施設の整備と防災管理 ②　災害時における緊急通話の取扱い ③　被災施設の調査と災害復旧
5 日本赤十字社 和歌山県支部	①　災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救援 ②　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ③　義援金品の募集配布
6 日本放送協会 和歌山放送局	①　防災知識の普及と警報等の周知徹底 ②　災害状況及び災害対策等の周知徹底
7 西日本高速道路 株式会社関西支社	①　災害時における輸送路の確保 ②　有料道路の災害復旧
8 日本通運株式会社 和歌山支店	①　災害時における緊急陸上輸送
9 関西電力株式会社 和歌山支社	①　災害時の電力供給 ②　被災害施設の調査と災害復旧 ③　ダム施設等の整備と防災管理
10 日本郵便株式会社 湯浅郵便局	①　災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 ②　被災郵政業務施設の復旧

7. 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 バス・タクシー機関 中紀バス株式会社 有田交通株式会社	①　災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 ②　災害時の応急輸送
2 輸送機関 和歌山県トラック協会	①　災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 ②　災害時の応急輸送
3 放送機関 株式会社和歌山放送 株式会社ﾃﾚﾋﾞ和歌山 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社 関西ﾃﾚﾋﾞ放送株式会社 讀賣ﾃﾚﾋﾞ放送株式会社	①　防災知識の普及と警報等の周知徹底 ②　災害状況及び災害対策等の周知徹底
4 和歌山県医師会 有田医師会	①　災害時における医療救護の実施 ②　災害時における防疫の協力

8. その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 病院等経営者	①　避難施設の整備と避難訓練の実施 ②　被災時の病人等の収容保護 ③　災害時における負傷者等の医療、助産救助
2 社会福祉施設の経営者	①　避難施設の整備と避難訓練の実施 ②　災害時における収容者の収容保護
3 学校法人	①　避難施設の整備と避難訓練の実施 ②　災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4 ありだ農業協同組合 湯浅湾漁業協同組合	①　町が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 ②　農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③　被災農林漁業者に対する融資又は斡旋 ④　農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 ⑤　飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又は斡旋
5 湯浅商工会	①　町が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 ②　救助用物資、復旧資材の確保についての協力
6 金融機関	①　被災事業者に対する資金融資
7 危険物及び高圧ガス施設等管理者	①　安全管理の徹底 ②　危険物及び高圧ガス施設等の点検

第 2 部

災害予防計画

第１章　地域防災基盤の整備

第１節　河川防災計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

本町の河川は、町域北側から出会川、山田川、逆川、熊井川、北谷川、広川といった二級河川が存在しており、町を横切るかたちで西流し海に注いでいる。

中心市街地を流れる河川の大部分は、山田川水系に属している。また、本町南端を流れる広川は、この地域最長の河川となっている。

町内の主要河川及び重要水防箇所は下表の通りである。

＜町内の河川＞

河川種別	名称
二級河川	出合川、山田川、逆川、熊井川、北谷川、広川
準用河川	逆川（上流部）

2. 計画方針

豪雨時の破堤、溢水によるはん濫から、住民の生命、財産を守るため河川の改修整備を推進する。ただし治水事業は長期にわたる努力と多数の経費を必要とするため、県・町それぞれの管理する河川の実態調査を行ったうえ、緊急度の高いものから順次計画を作成して改修整備を図る。また、水防施設や設備の充実を図るとともに、水防監視体制の強化に努める。

3. 計画内容

(1) 河川・水路の整備

主要河川である出合川、山田川、逆川、熊井川、北谷川、広川について、流路形状の変更や河道断面の拡幅、遊水池の整備等による流下能力、貯水能力の向上を図る県の河川改修計画に基づき、これら河川の整備を推進する。

また、町の管理する河川について、河川改良・改修事業等に必要な調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次改良、改修工事を実施し、開発事業と調和のとれた河川整備を推進する。

(2) 水防施設の点検・整備

既設の水防施設の破損によるはん濫防止と水防機能の向上のため、施設の点検・整備を行う。

(3)浸水想定区域への対応

水防法第１５条の規定により、洪水ハザードマップを作成し、配布その他の必要な措置で住民に公表する。また、水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績の把握に努め、把握したときは、これを水害リスク情報として住民へ周知する。

浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）がある場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に明記し当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

第 2 節　土砂災害予防計画

本町における土砂災害の危険箇所について災害発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐためのハード面、ソフト面の整備を行う。また、平成 13 年 4 月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害の恐れのある区域等についての警戒避難体制の整備・周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。

＜本町の土砂災害の危険箇所＞

土砂災害警戒区域	45 箇所
土砂災害特別警戒区域	43 箇所
砂防指定地	2 箇所
急傾斜地崩壊危険区域	11 箇所
地すべり防止区域	1 箇所
土石流危険渓流	76 渓流
急傾斜崩壊危険箇所	113 箇所
地すべり危険箇所	2 箇所
山腹崩壊危険地区	53 地区
崩壊土砂流出危険地区	33 地区

第 1　砂防防災計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

本町には、土砂災害警戒区域が 45 箇所、土砂災害特別警戒区域が 43 箇所、砂防指定地が 2 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 11 箇所、地すべり防止区域が 1 箇所ある。

（参考：資料編 3-3. 土砂災害危険箇所・山地災害危険箇所一覧表）

2. 計画方針

荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から住民の生命及び財産を守るため、砂防事業を推進する。

3. 計画内容

(1) 砂防事業の推進

土石流危険渓流等土砂流出の恐れのある渓流や地区について、逐次、砂防指定地の指定と砂防事業の推進を県に対し、要請する。また、当面対策工の整備が進まない土石流危険渓流については、地域の特性を考慮しながら警戒体制、避難体制を整備する。

(2) 砂防事業の推進要請と危険渓流の周知等

主に梅雨期から秋季にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生する恐れのある危険渓流への看板設置や、地元住民に対し、パンフレット配布等による危険渓流の周知徹底、防災知識の普及を行う。

(3) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象（山鳴り、渓流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域や土石流危険渓流等の必要と認める地域の住民に対し、避難勧告等の防災対策が適時適切に行える体制を整備するとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。

また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。

なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、県の土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

第 2　急傾斜地崩壊防止計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所が 113 箇所（有田川町との境界における 1 箇所含む）ある。

（参考：資料編 3-3. 土砂災害危険箇所・山地災害危険箇所一覧表）

2. 計画方針

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命及び財産を保護するため、整備の必要な斜面についての対策を県に対し、要請する。また、当面対策工の整備が進まない急傾斜崩壊危険箇所については、急傾斜地崩壊に対する警戒体制、避難体制を整備する。

3. 計画内容

町は、平常時より急傾斜地崩壊による被害の恐れがある地元住民に対し、パンフレット配布等による危険箇所の周知徹底や防災知識の普及を行う。

第 3　地すべり防止計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

本町には、地すべり危険箇所が 2 箇所ある。

（参考：資料編 3-3. 土砂災害危険箇所・山地災害危険箇所一覧表）

2. 計画方針

地すべりによる被害を除去又は軽減するため、地すべりを助長若しくは誘発する恐れのある地域を地すべり防止区域に指定するとともに、有害行為の制限及び地すべり防止工事の推進を県に対し、要請する。また、当面対策工の整備が進まない地すべり危険箇所については、地すべりに対する警戒体制、避難体制を整備する。

3. 計画内容

町は、平常時より地すべりによる被害の恐れのある地元住民に対し、パンフレット配布等により危険箇所の周知徹底や防災知識の普及を行う。

第 4　山地防災計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

本町は、町域の約 5 割が山地で占められているため、山崩れや土石流等の山地災害が起こりうる範囲も大きい。本町の山地災害危険地区のうち、山腹崩壊危険地区が 53 地区、崩壊土砂流出危険地区が 33 地区、県道や集落に近接した場所に指定されている。

（参考：資料編 3-3. 土砂災害危険箇所・山地災害危険箇所一覧表）

2. 計画方針

集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から積極的かつ効率的に山地災害危険対策を実施するよう県に対し、要請する。また、豪雨時には当該箇所を点検し、その実態の把握を行う。

3. 計画内容

平常時より山地災害による被害の恐れのある地元住民に対し、パンフレット配布等により、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及を行う。

第３節　内水排除計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

田地区では県が管理する出合川において排水対策のポンプ場が、栖原地区では雨水公共下水道のポンプ場が稼働している。

また、湯浅広港は地方港湾に指定されており、港湾整備の一環として高潮対策事業により、市街地の浸水防止を目的とした排水機場を整備している。

＜ポンプ場の現況＞

ポンプ場名	水系名	管理者	所在地	排水施設規模		備考
				口径	排水量	
出合川ポンプ場	出合川	和歌山県	田	800㎜	1.5 ㎥/s×2	管理委託 田区
栖原ポンプ施設	三味川	湯浅町	栖原	1,200㎜	3.0 ㎥/s×1	管理委託 湯 浅 町

＜排水機場の現況＞

排水機場名	水系名	管理者	所在地	排水施設規模		備考
				口径	排水量	
湯浅広港 排水機場	湯浅 広港	和歌山県	湯　浅	1,350㎜	4.1 ㎥/s×2	管理委託 湯 浅 町

＜排水区の現況＞

排水区の名称	延長	管理者	所在地	備考
栖原排水区	３３０ｍ	湯浅町	栖原	雨水公共下水道
大宮排水区	６３０ｍ	湯浅町	湯浅	雨水公共下水道
本町北道排水区	５２０ｍ	湯浅町	湯浅	雨水公共下水道
チチコ川排水区	６９０ｍ	湯浅町	湯浅	雨水公共下水道

2. 計画方針

本町が位置する紀州灘東沿岸は台風常襲地帯であり、台風時には河口部において高潮が遡上し、浸水はん濫する被害が起こりやすい。河川（本川）、また、合流する支川の本川堤防高を確保できない河川（支川）について、逆流防止のため水門・樋門を設置し防護を図る。また、県下沿岸域の高潮発生地帯では、高潮が河川を遡上し、浸水はん濫するため、河口部に水門・樋門等を設置し防護を図る。

3. 計画内容

県と協力し、ポンプ場及び排水機場の適切な管理、運営を行い、内水排除、高潮災害に備える。

第 4 節　ため池防災計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

農業用のため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化しており、改修を必要とするものも多い。

本町におけるため池は 49 箇所あり、所有者は、国（10 箇所）、町（39 箇所）である。そのうち、6 箇所が警戒を要するため池に指定されている。

＜警戒を必要とするため池＞

ため池名	指定基準	区域所在	堤長/堤高	受益面積	想定被害面積	民家戸数	公共施設等
藷地池	B	湯浅町吉川	L=100.0m /H= 9.5m	A=5.0ha	W=6.8ha	85 戸	吉川公民館
北谷池	B	〃	L=85.6m /H=12.7m	A=5.5ha	W=14.2ha	113 戸	小学校 吉川憩いの家 吉川公民館
新池	B	〃	L=86.1m /H= 9.1m	A=6.0ha	W=6.2ha	42 戸	TSUTAYA 国道 42 号
大谷池	B	湯浅町青木	L=105.0m /H=9.5m	A=15.8ha	W=10.8ha	153 戸	ひまわり保育園 国道 42 号
野中池	B	〃	L=220.0m /H=6.0m	A=8.0ha	W=6.9ha	272 戸	ひまわり保育園 国道 42 号
矢田池	B	湯浅町栖原	L=58.2m /H=6.3m	A=8.5ha	W=6.5ha	59 戸	矢田集会所 県道有田湯浅線

出典：平成 29 年度和歌山県水防計画

（参考：資料編 3-1. ため池一覧表）

2. 計画方針

災害を未然に防止するため、下流域に人家のある危険なため池について計画的な改修を進めるとともに、管理者に対し、日常の点検、維持保全の徹底を図る。

3. 計画内容

(1) 点検調査の実施

要改修ため池に重点をおいた定期的な点検調査を継続するとともに、町内のため池改修計画を策定する。

(2) 防災対策工事の推進

危険性の高いため池について管理者に注意を促すとともに、必要な改修工事や対策を行うよう指導する。

(3) ため池ハザードマップの周知

ため池決壊時の浸水情報及び円滑な避難を確保する上で必要な事項を記載した「ため池ハザードマップ」の周知を行う。

第５節　海岸・港湾等防災計画

第１　海岸防災計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

本町における紀州灘に面する海岸線延長は、11.6km におよび、主にリアス式の岩礁海岸を呈している。そのうち、沿岸部の田、栖原、湯浅地区は、特に高潮や波浪による災害の危険性が高い区域である。

＜海岸の現況＞

海岸線	保全区域指定済計	国土交通省	構造改善局 専管区域	水産庁
11,577m	6,951m	5,301m	345m	1,305m

2. 計画方針

国土保全、環境保全、海浜利用を 3 本柱とする海岸整備を県と連携協力し、推進する。

3. 計画内容

(1) 国土保全

ア．既往最大波浪（第二室戸台風級）に対する安全度の向上を目指し、緊急性の高い海岸において、海岸保全施設を整備し、所要の安全度を概ね確保する。

イ．津波・高潮等の災害から町土と住民を守るため、堤防工・護岸工・消波工等の海岸保全施設整備を推進するとともに、新しい防護工法の検討、現有施設の維持管理を強化する。

(2) 環境保全

ア．変化に富んだ雄大な海岸線は国民共有の貴重な財産であるという認識のもとに、歴史・景観を踏まえて社会の要請に対応するための整備を行う。

イ．波浪による海岸線の浸食、汀線の後退が見られる海岸においては、波力を抑え、養浜を施して背後地の安全を確保し、海と人とのふれあいの場をつくり、将来への有効な蓄積を図る。

(3) 海浜利用

ア．余暇の活用の多様化に伴い、海浜に親しむ人々が増加しているため、海岸を面的な空間としてとらえ、生活空間・レクリエーション空間等多面的な利用を誘導するとともに、災害に対し、抵抗力の強い海岸を目指して整備を図る。

イ．砂浜海岸においては、緩傾斜堤の設置等を行い、積極的に養浜を図り、海岸の利用度を高める。

第 2　漁港・港湾防災計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

本町の漁港は田村漁港、栖原漁港の 2 箇所、港湾は湯浅広港の 1 箇所である。

漁港背後の集落は、比較的小規模で高密度な集落形態であり、狭隘な生活空間のため、防災上危険な所が多い。特に緊急車両の進入が困難であり、防災安全面に著しく劣等である。

湯浅広港では、津波による背後地域の被害軽減等を目的に平成 10 年度より津波防波堤の整備が進められ、平成 23 年度に完成している。これにより、昭和南海地震クラス（M8.0）の津波が来襲した場合の浸水エリアがほぼなくなる効果があるものの、M9 クラスの南海トラフ巨大地震に備えた対策の必要性がある。

2. 計画方針

県と連携協力して、漁港・港湾整備事業を推進する。

3. 計画内容

漁港・港湾整備事業により防波堤の整備を実施し、災害の発生を防止する。

また、大規模な地震が発生した場合に備え、全国及び県内からの救援物資・救援人員、被災地からの避難者等の緊急輸送のため耐震性も考慮した漁港・港湾施設を整備し、海上輸送の確保に努める。

なお、湯浅広港の津波防波堤においては、津波に対して損傷となりにくい粘り強い構造へと補強し、南海トラフ巨大地震での被害軽減を図る。

更には、漁港背後集落の狭隘な生活道路を改善し、緊急車両の進入の確保を図る。

第 6 節　道路防災計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

本町における道路は、一般県道以上の道路として、南北方向に国道 42 号湯浅御坊道路、国道 42 号、主要地方道御坊湯浅線及び有田湯浅線の 4 路線が、東西方向には一般県道吉原湯浅線、市街地内には一般県道湯浅広港湯浅停車場線の 2 路線があり、町域道路網の骨格を形成している。

一方、町道は、複雑な線形で幅員も狭小な道路が多く、特に沿岸部の集落が密集する地区の道路は、乗用車のすれ違いさえ困難な場所も多い。

地震発生時は、家屋の倒壊により緊急車両の進入が困難となり、有効な救急救護活動、消火活動が行えない危険性がある。

2. 計画方針

道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進め、避難場所、防災拠点となる町役場、防災関係機関、その他公共施設等との連絡を総合的・計画的に考え、道路網の整備を促進する。

3. 計画内容

(1) 道路の整備

ア. 幹線道路の整備については、災害時の緊急輸送や避難、救助が円滑に行えるよう、国道 42 号、県道を含めた町内道路のネットワーク化を促進する。

イ. 既存集落の生活道路の整備については、障がい者対策、防災対策等安全性に配慮して、拡幅、構造上の整備、改良を推進する。

ウ. 土砂崩壊の危険性の高い道路の法面整備を進める。

(2) 橋梁の点検・整備

橋梁は、災害時に交通確保をする上で重要な施設である。道路防災総点検調査結果を基に、出水期に流失等の恐れがある橋梁については、架け替え・改修や必要な維持補修を行う。

第７節　火災予防計画

第１　市街地・建物火災予防計画

実施担当	総務広報課、湯浅広川消防組合、地方創生ブランド戦略推進課

1. 現状

本町では、年数件程度の建物火災が発生している。

2. 計画方針

消防力の整備充実を図るとともに、出火防止、初期消火や危険物の保安の徹底、建築物の不燃化の促進や防火教育により多面的な対策を実施する。

また、大規模な火災につながる強風下での消火活動について、事前に対応を検討する。

3. 計画内容

(1) 出火防止・初期消火対策

ア．予防啓発の強化

平常時から、火気その他の出火危険のあるものを取り扱う施設では、危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。

また、町は火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線を通じて火災予防を周知徹底する。特に出火防止・初期消火体制を整備するため、以下の指導を行う。

① 一般家庭に対し、住宅用火災警報器や消火器等の設置を促進し、火気器具の取扱い及び初期消火の方法等について指導する。

② 学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、防火訓練の実施や消防計画の作成、自衛消防組織の充実、消防用設備の点検等について指導する。

③ 火災発生の未然防止と発生した場合の早期鎮火の対策として、事業所等の自主防災組織の育成強化及び火災時の対応に関する防火教育訓練を推進する。

④ 飲食店等の厨房設備の適切な使用、維持管理の徹底、消火器の設置等について指導する。

イ．予防査察体制の充実強化

湯浅広川消防組合は予防査察体制の強化を図り、火災予防運動期間中や火災警報発令中には予防査察を実施する。

(2) 消防力の強化

ア．消防活動困難地域の対策

消防水利の不足や道路事情等により消防活動が困難な地域に対し、消防水利の増設、可搬動力ポンプ等の整備を推進するとともに、自主防災組織等との連携を密にし、地域の災害活動体制を強化する。

イ．大規模火災への対策検討

木造建築物が多い地域など大規模火災につながる危険性が高い地域を事前に把握しておくとともに、気象条件について分析し、消火活動上特に警戒が必要となる風速の程度についてあらかじめ定めておく。また、一定の気象条件では出動部隊を増加させる等、気象条件を勘案した常備消防及び消防団の出動基準を定める。

消火活動時に応援の要請ができない事態も考えられるため、隣接する消防本部等との間で火災の状況を常時共有できる体制を構築し、被害が大きいと予想される場合は、応援要請を待たずに出動することを、予め取り決めておく。

ウ．消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設、装備、活動資機材、処遇の改善、教育訓練体制の充実を行い、強化する。

教育訓練では、強風下での消火活動力向上のため、飛び火警戒や初期消火等について、映像等による教育や訓練を実施する。

また、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

エ．消防水利の整備

消火栓、防火水槽等の消防水利の設置を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を強化する。また、木造の建築物が密集した地域には優先して整備する。

(3) 一般建築物の不燃化

火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために一般建築物の不燃化を推進する。

(4) 歴史的な町並み保存地区における火災予防

本町湯浅地区の歴史的な町並みは、平成 18 年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。また、平成 20 年には「湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区防災計画」が策定されている。

当該地区は、ほとんどが木造の建築物で構成されているため、防災に対する備えが肝要である。そのため、景観に配慮しつつ、防火水槽等、防火施設の整備や危険な石垣の補強・積み直し等を計画的に進めるとともに、火災の初期消火力向上のため、自主防災組織を中心とした防災訓練の定期的な実施に努める。

第２　林野火災予防計画

実施担当	総務広報課、湯浅広川消防組合、産業建設課

1. 現状

本町では、年数件程度の林野火災が発生している。

2. 計画方針

林野火災は、落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは一般火災と同様にたばこの投げ捨て、たき火等の人為的な要因で発生している。そのため、予防を主体にした対策を講ずる。

2. 計画内容

(1) 入山者等に対する措置

入山者等に対して以下の措置をとる。

ア．火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

イ．みだりに火をたくものに対する警告、取締りを行う。

ウ．観光関係者による防火意識の啓発を図る。

(2) 林業事業者に対する措置

林内において事業を営む者は、次の体制をとる。

ア．林業事業者は火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置する。

イ．事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火箇所を設け、標識及び消火設備を設置する。

ウ．事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図る。

(3) 予防施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等を整備するとともに、防御資機材の整備、消火薬剤の備蓄に努める。

(4) 防火意識の普及

林野火災が発生しやすい時期を重点に地域住民や入山者に対し火災予防の広報を行う。

ア．ポスター、火災予防看板の設置

イ．広報車等による注意の喚起

(5) 消防計画の樹立

消防区域に関係ある森林管理署長、森林組合長、開拓関係団体の長、隣接市町長等と消防計画に必要な事項について協議し、林野火災消防計画を樹立するものとする。

第８節　避難場所等整備計画

第１　避難場所・避難所整備計画

実施担当	総務広報課

1. 計画方針

災害時に備えて、平常時から避難場所、避難所、広域避難所、福祉避難所を指定しておくとともに、施設の整備を図る。

＜避難場所等の種類＞

避難場所	災害時に命を守るために緊急的に避難する建物や公園、グラウンド等で、災害種別（水害、土砂災害、地震、津波）ごとに指定。
避難所	災害による家屋の流失、倒壊、焼失等の被害を受けた者又は被害を受ける恐れがある者が一定期間滞在する施設。
広域避難所	大規模火災からの避難も可能な十分な広さがある学校等のグラウンドを指定。テント設営による避難所を想定。
福祉避難所	災害時に、特に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者などが相談・支援を受けることができる体制が整い、良好な生活環境の確保が図られている避難所。

2. 計画内容

避難場所等は、町の公共施設、協定を締結した民間施設を使用する。また、避難場所等を地区の防災拠点として位置づけ、各種防災施設等の整備を行う。

なお、今後建設予定の「（仮称）湯浅町駅前複合ビル」及び「湯浅城公園周辺」も避難場所等として利用するものとする。なぎの里公園周辺は、防火水槽や備蓄倉庫、防災ヘリコプター発着地の設置など防災公園として整備を検討する。

(1) 避難場所等の管理者との事前協議

町は、災害時に避難場所等として適切な対応がとれるよう、管理者等と十分な事前協議を行う。町が管理する施設以外の場合、管理者等と所要の協定を締結しておく。

(2) 避難場所等の整備内容

避難場所等の整備内容は、避難者の迅速な収容とその安全性を確保する。

ア．迅速な収容の促進

① 避難場所等案内図の整備

② 誘導標識等の整備（どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示）

③ 避難場所等表示板の整備

イ．安全性の確保

① 避難場所等及び周辺の不燃化

② 消火栓、防火水槽等の消防水利の整備

③ 盛土、高床、防水壁等の耐水施設の整備

(3) 避難所の設置基準

避難所は、避難距離、施設の安全性、収容規模の観点から、以下のように定める。

ア．原則として徒歩圏内（半径 2km）に設置する。

イ．耐震性・耐火性を有する公共施設とする。

ウ．収容面積は、概ね 3.3 ㎡/2 人とする。

(4) 福祉避難所の指定

一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

(5) 緊急避難先レベルの周知

津波、風水害毎に以下の避難場所安全レベルを設定しており、住民が災害の状況に応じた適切な避難ができるよう、レベルの意味を周知する。

＜津波避難場所安全レベル＞

安全レベル３ （☆☆☆）	浸水想定区域外で、より標高が高く、より浸水想定区域から離れた安全な場所
安全レベル２ （☆☆）	浸水想定区域に近接しており、レベル３（☆☆☆）へ避難する余裕が無いときの緊急避難場所
安全レベル１ （☆）	浸水想定区域にあり、時間的にレベル２（☆☆）、レベル３（☆☆☆）へ避難する余裕がない場合の緊急避難場所

＜風水害避難場所安全レベル＞

安全レベル３ （☆☆☆）	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難場所
安全レベル２ （☆☆）	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
安全レベル１ （☆）	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所

第２　避難路整備計画

実施担当	総務広報課

1. 計画方針

災害が発生した場合、住民が少しでも迅速に指定された安全な避難場所等に避難できるように、避難路の整備を推進する。なお、整備に際しては、高齢者や障がい者へ配慮した道路となるよう努める。

2. 計画内容

(1) 避難路の条件

避難路は、危険区域及び危険箇所を通過する経路はできるだけ避け、安全に避難場所等へ誘導できる避難路とする。

ア．緊急車両の通行や延焼の危険のない幅員を確保すること
イ．避難者のスムーズな流れを確保するため、相互に交差しないこと
ウ．危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと
エ．浸水等により通行不能になる恐れがないこと

(2) 避難路の整備

ア．最寄り避難場所等への誘導標識の設置
イ．避難路上の障害物の除去
ウ．段差の解消や手すりの設置、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

第 9 節　建造物災害予防計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

近年、湯浅地区等の市街地における建築物は、高層・高密度化し、その用途、設備も多種多様で複雑化している。

市街地以外での開発も見られるが、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には、人身事故につながることが予想される。

2. 計画方針

地震、火災、風水害等の災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、各種災害に対応し、未然防止及び円滑な復旧を図り、関係機関との協力等を図る総合的な防災対策を推進する。

3. 計画内容

(1) 知識の普及・啓発

既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。さらに、新規に建築されるものについては、防災上の観点から地震に強い建築物とする必要性についての普及、啓発を図る。

(2) 計画的なまちづくり

地震災害時における人命の保護、災害拡散防止のため、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を行う。

ア．老朽建築物や木造住宅密集地域の解消

密集市街地整備等により震災時の危険度の高い地域を解消する。ただし、湯浅地区の「重要伝統的建造物群保存地区」においては、ハード、ソフト面から初期消火能力向上を図る。

イ．建築物の耐震化、不燃化の促進

住宅・建築物安全ストック形成事業による建築物等の更新・整備を促進する。

ウ．地域の要望に合ったまちづくりの誘導

地域のまちづくりを支援し、建築物の共同化や建築協定、総合設計制度等による安全な市街地の整備を誘導する。

エ．高齢者や障がい者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難場所等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、湯浅町介護保険事業計画や湯浅町障がい者計画に基づき、高

齢者、障がい者にも安全なハートビル法及び福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図る。

オ．公共建築物の耐震化

災害時の拠点や避難場所等となる公共建築物の耐震化と災害時用の倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。

カ．民間建築物の耐震化

多数の者が使用する建築物に対し、耐震性能の強化を促進する。

(3) 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定を行う技術者の確保

被災宅地危険度判定士養成講習会及び被災建築物応急危険度判定士講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。

また、県と協議の上、応急危険度判定士の出動依頼及び命令系統等の出動体制の整備、判定用資機材の備蓄に努める。

(4) ブロック塀・石塀の倒壊対策

ブロック塀・石塀の倒壊による災害を未然に防止するため、通学路、避難路を中心に安全対策の向上に努める。

(5) 家具等の転倒防止対策

地震発生時に一般家庭での家具等什器の転倒による被害を防止するため、家具等の安全対策知識について普及を図る。

(6) 耐震改修促進計画の推進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改定に基づき、「湯浅町住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定している。

住宅の耐震化と併せて、公共施設や避難路の沿道の民間建物について、地震による建築物の倒壊等の被害防止並びに軽減を図るため、耐震診断と耐震化の設定目標に向けて、耐震化を推進する。

第 10 節　上水道施設災害予防計画

実施担当	水道事務所

1. 現況

本町は、上水道用に 3 つの水源地を有しており、それぞれで取水を行っている。また、隣接する有田川町より 3,000 ㎥/日を契約値とした水量の分水を受けている。なお、上水道施設の普及率は 99%である。

＜取水量一覧表＞

水源地名	取水量	取水先	浄水場名(施設能力)
湯浅町第 1 水源	96 ㎥	広川町広 318(浅井戸)	滅菌施設(96 ㎥/日)
湯浅町第 2 水源	5,184 ㎥	広川(伏流水)	久米崎浄水場(5,184 ㎥/日)
湯浅町第 3 水源	3,300 ㎥	山田川(浅井戸)	横田浄水場(3,300 ㎥/日)
湯浅町第 4 水源	3,000 ㎥	吉備上水道	分水(3,000 ㎥/日)
計	11,580 ㎥	―	―

出典：湯浅町水道事務所資料(平成 22 年 9 月)

2. 計画方針

大規模な風水害及び地震の発生に備え、水道施設の防災対策の強化を図るとともに被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保する。

(1) 水道施設の新設、改良、拡張等を実施する場合には、老朽管の更新、石綿管から鋳鉄管等への更新、幹線のさらなるループ化等の防災対策、耐震性を強化し、風水害及び地震による被害を最小限にするよう計画に盛り込む。

(2) 被害の程度により、町単独で水道施設の応急対策ができず応援の必要性を認めた場合、速やかに県内水道事業体、関係団体等に応援要請できるよう連絡体制の整備を図る。

3. 計画内容

上水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設耐震性診断等を実施し、これに基づき目標年度を決め、順次計画的に耐震化事業を進める。

また、施設の耐震化に関しては、「水道施設耐震工法指針（日本水道協会編）」に基づき行うが、特に重要度に応じて次の通り進める。

(1) 浄水場、配水池等の構造物や主要な管路等の重要度の高い基幹施設については、耐震化の優先度を高める。

(2) 避難所、医療施設等の防災上重要な施設や、福祉施設等の災害時要援護者の施設に配水する管路については、その耐震化の優先度を高める。

(3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械施設についても、同時に耐震化を進める。

第 11 節　文化財災害予防計画

実施担当	教育委員会、地方創生ブランド戦略推進課、湯浅広川消防組合

1. 現況

本町には、国指定、県指定及び町指定の文化財が数多く存在する。特に湯浅地区の歴史的な町並みは、平成 18 年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。

2. 計画方針

町内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要である。そのため、町は、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の啓発、普及及び現地指導の強化を推進する。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理に当たるものとする。

3. 計画内容

県教育委員会、消防機関及び文化財の所有者又は管理者と連携し、下記について具体的な事業計画をたて、災害防止対策を実施する。

(1) 施設整備等

ア．火災対策

火気の使用制限、たき火、禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報機設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー設備、防火壁、防火扉の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

イ．雷火対策

各建物及び境内全体として避雷設備の設置

ウ．その他対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止棚等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

(2) 現地指導

ア．文化財保護指導委員による現地指導

イ．現地巡回報告に基づく防災上必要な助言、指導等

(3) 文化財保護思想の普及及び訓練

ア．文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

イ．文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

ウ．湯浅地区における「重要伝統的建造物群保存地区」では、初期消火能力の向上を図るため、自主防災組織を中心として定期的に防災訓練を実施する。

第 12 節　危険物等災害予防計画

第 1　危険物災害予防計画

実施担当	総務広報課、湯浅広川消防組合

1. 現況

町内には、石油類等の危険物を貯蔵・取扱いする貯蔵所、取扱所等がある。新設から年数が経過した施設も見受けられ、災害が発生すると甚大な被害が予想される。

2. 計画方針

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査の強化を図るとともに危険物の保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

3. 計画内容

(1) 保安思想の啓発

ア．危険物の保安の周知徹底
イ．各種講習会、研修会の開催
ウ．危険物取扱い・貯蔵の指導
エ．危険物安全週間における啓発活動の実施

(2) 自主保安体制の整備

ア．危険物安全協会等を中心とした危険物取扱者に対する保安講習の受講
イ．資格者の充実と資質の向上
ウ．法令に規定された法定点検の実施
エ．各事業所における保安教育の実施
オ．各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施
カ．自衛消防隊の組織化による自主的な災害予防体制の確立

第 2　火薬類災害予防計画

実施担当	総務広報課、湯浅広川消防組合

1. 現況

町内には、下表に示す火薬類関係事業所数がある。火薬類取締法に基づき、人家等に対し安全な距離を確保するとともに、公共の安全確保並びに災害の防止に努めている。

＜火薬類関係事業所数＞

火薬庫（棟数）					販売		煙火	
1 級	2 級	3 級	煙火	実包	火薬	鉄砲	製造	販売
2					1	1		

平成 30 年 3 月現在

2. 計画方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害対策を推進する。

3. 計画内容

(1) 保安思想の啓発

ア．火薬類取締法の周知徹底
イ．各種講習会、研修会の開催
ウ．火薬類取扱い等の指導
エ．火薬類危害予防週間における各種事業の開催

(2) 自主保安体制の整備

ア．和歌山県火薬類保安協会等を中心とした火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する保安教育の充実・強化
イ．資格者の充実と資質の向上
ウ．火薬類保安協会の育成と自主保安活動の指導
エ．各事業所における保安教育の実施
オ．各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
カ．自衛消防隊の組織化による自主的な災害予防体制の確立

第 3　高圧ガス等災害予防計画

実施担当	総務広報課、湯浅広川消防組合

1. 現況

町内には、液化石油ガスの関係事業所（販売所）は 9 箇所あり、液化石油ガスは、各家庭で燃料として使用されている。また、各種高圧ガスは、事業所において貯蔵及び材料として使用されている。

2. 計画方針

関係機関と連携し、高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化を図るとともに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

3. 計画内容

(1) 保安思想の啓発

ア．高圧ガス保安法の周知徹底
イ．各種講習会、研修会の開催
ウ．高圧ガス取扱いの指導
エ．高圧ガス保安活動促進週間における各種事業の開催
オ．ＬＰガス消費者安全月間における啓発活動の実施

(2) 自主保安活動の促進

ア．各事業所における定期自主検査と自主保安体制の確立
イ．自主保安教育の実施徹底
ウ．有資格者の充実と資質の向上
エ．各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
オ．安全器具等の設置促進
カ．町内液化石油ガス関係団体の育成と自主保安活動の促進

第 4　毒物劇物災害予防計画

実施担当	湯浅広川消防組合

1. 現況

本町には、下表に示す毒物劇物の製造、輸入業者及び貯蔵タンクがある。

＜毒物劇物の製造、輸入業者及び貯蔵タンク＞

製造所名称	製造所所在地	主な製造品目
阪和工業株式会社	吉川 195-7	塩化亜鉛

2. 計画方針

関係機関と連携し、毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏えい等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対し、重点的に事故防止の指導を推進する。

3. 計画内容

(1) 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
(2) 毒物劇物屋外貯蔵タンク等の貯蔵施設調査の実施
(3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催
(4) 毒物劇物危害防止規程の作成推進

第 5　放射性物質事故災害予防計画

実施担当	湯浅広川消防組合

1. 現況

本町には、下表に示す放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく、放射性同位元素等の使用の許可又届出をしている事業所がある。

＜放射性同意元素等の使用の許可又は届出をしている事業所＞

事業所名	郵便番号	所在地	区分	分類	番号	年
協同組合 中紀環境科学	643-0004	湯浅 1745-2	密	他	届第 8-1491 号	06

2. 計画方針

関係機関と連携し、放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

3. 計画内容

(1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに安全管理に万全を期する。
(2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生の恐れがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。
(3) 町は、湯浅広川消防組合及び関係機関と連携し、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。
(4) 町は、湯浅広川消防組合及び関係機関と連携し、放射性物質使用事業所、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

第 6　危険物、高圧ガス、毒物劇物、火薬類車両災害予防計画

実施担当	湯浅広川消防組合

1. 現況

近年、危険物、高圧ガス等の消費、取扱量が増加しているため、危険物等積載車両による輸送が増加している。一方で、交通事情の悪化や長大トンネルの増加に伴い、事故発生の危険性は高く、2 次災害等大事故になる危険性がある。

また、火薬類については消費、取扱量等は減少しているが、危険性が極めて高い。

2. 計画方針

関係機関と連携し、危険物、高圧ガス、毒物劇物、火薬類等の車両による輸送中における災害の発生及び被害の拡大を防止するため、相互に連携を保ち、事故発生時における応急措置について万全の対策を講じるとともに、輸送車両の査察等を強化する。

3. 計画内容

(1) 運送事業者及び従事者の自主保安体制の確立

ア．車両の整備点検
イ．有資格者の乗務（危険物取扱者、移動監視者等）
ウ．道路交通法規の遵守
エ．標識、警戒標等の掲示
オ．消火器、信号用具等の携行
カ．保安教育の徹底
キ．イエローカードの普及啓発

(2) 予防査察

ア．関係機関合同による街頭一斉査察の実施
イ．常置場所における立入検査の実施

(3) その他

ア．運送事業者及び従事者に対する安全運行に関する講習会等の計画的実施

第 13 節　ライフライン施設災害予防計画

第 1　通信施設災害予防計画

実施担当	西日本電信電話株式会社

1. 計画方針

西日本電信電話株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

地震災害による故障が発生した場合には、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立防止無線の回線を整備して、遠隔地の通信途絶の防止化等、通信サービスの確保に努める。

2. 計画内容

(1) 電気通信設備等に関する防災計画

ア．電気通信設備等の高信頼化

イ．電気通信システムの高信頼化

ウ．電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

エ．災害時措置計画の作成

(2) その他予防対策

ア．重要通信の確保

イ．災害対策用機器及び車両等の配備

ウ．災害対策用資機材等の確保と整備

エ．設備事故の防止

第 2　電力施設災害予防計画

実施担当	関西電力株式会社

1. 計画方針

関西電力株式会社は、施設の耐震性強化、通信設備の確保等電力施設の被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講じる。

2. 計画内容

ア．社外機関との協調

イ．防災教育

ウ．防災訓練

エ．電力設備の災害予防措置

・水害対策
・風害対策
・塩害対策
・高潮対策
・雪害対策
・雷害対策
・地盤沈下対策
・火災、爆発等の対策
・土砂崩れ対策

オ．施設及び設備の整備

・観測、予報施設及び設備
・通信連絡施設及び設備
・情報収集体制の強化
・非常用電源設備の確保
・コンピュータシステムのバックアップ体制の整備
・水防、消防に関する施設及び設備
・その他災害復旧用施設及び設備

カ．資機材等の確保及び整備

キ．電気事故の防止

第 3　鉄道施設災害予防計画

実施担当	西日本旅客鉄道株式会社

1. 計画方針

西日本旅客鉄道株式会社は、鉄道施設における災害防止について、線路設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行う。

2. 計画内容

ア．橋梁の維持、補修及び改良
イ．河川改修に伴う橋梁改良
ウ．トンネルの維持補修並びに改良
エ．法面、土留の維持及び改良
オ．落石防止設備の強化
カ．建物設備の維持、修繕
キ．電力、通信設備の維持、補修
ク．空高不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
ケ．線路周辺の環境条件の変化における線路警戒体制の確立
コ．台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
サ．鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
シ．その他防災上必要な設備改良

第 14 節　農林水産関係災害予防計画

実施担当	産業建設課

1. 現状

本町には、農業、林業、水産業に関する施設等がある。平成 17 年 4 月には農業集落排水事業の田浄化センターが供用を開始している。

2. 計画方針

各種気象現象災害による農林水産物及びその施設等の被害を軽減する対策を推進する。

2. 計画内容

(1) 調査報告体制

災害の発生に際し、迅速かつ的確な農林水産業の被害調査を行うため、関係各課、各関係機関及び農林水産業従事者の積極的な応援、協力が得られるよう、相互の連絡調整と体制の整備を図る。

(2) 農業対策

ア．農業施設

① 農地の湛水防除

(ｱ) 湛水防除

低湿地域における農地の湛水防除及び災害による被害の抑制のため、農業用水路の整備、排水能力の増加等を図り、農地の湛水被害軽減に努める。

(ｲ) 農業用水路の改良促進

排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による流出量の増大、排水能力の低下等に伴う湛水被害を防ぐため、農業用水路の改良を促進する。

② 農業用河川工作物対策

(ｱ) 改修事業の推進

ａ．農業用河川工作物で、河床変動等により、本来の機能を失ったものについては、異常気象等による水位変動及び耐震性を勘案し、改修等の改善措置を講ずる。

ｂ．水害、地震及び液状化による農業用河川工作物の被害の未然防止のため、施設の点検を行うとともに、危険と判断された箇所については、必要な改修等の改善措置を講ずる。

(ｲ) 対策事業

施設受益者の申請等により、「土地改良基盤整備事業」、「土地改良施設維持管理事業」及び「農業地域生活環境基盤整備事業」等により計画的な改修を行う。

また、構造が不適当又は不十分な工作物で改善措置を必要とするものについては「農業用河川工作物応急対策事業」等も活用し、改修を行う。

③　農業用ため池

余水吐、堤体樋管等の諸施設が老朽化し、又はその規模、構造等が現在の基準に適合していないもの等は、補強又は改修工事を行う。

④　農業集落排水施設

農業集落排水施設については、改修及び整備を推進する。

⑤　その他の農業施設

農道、農舎等の農業施設については、改修及び整備を推進する。

イ．農作物

気象情報に留意して、常に予防の措置を講ずるとともに、時期別に各種の災害を想定し、作物別の技術的な予防措置及び対策について指導する。

(3) 林業対策

ア．林道

林道については、側溝、暗きょ等排水施設整備、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や、伐採の規制等適正な対策を講ずる。

イ．治山

山崩れ、地すべり等の箇所を事前に調査把握し、被害発生の予想されるものについては、事前に避難ができるよう指導するとともに緊急度に応じて治山事業の実施を図り、土砂流出等による被害の防止に努める。

ウ．森林整備

自然災害による被害を未然に防止し、人命や家屋を山地災害から保全するため、人家裏・集落・渓間等付近森林に対し、土砂流出防止機能を高める森林整備を図る。

(4) 水産業対策

ア．水産施設

荷さばき施設、倉庫、冷蔵庫等共同利用施設の整備及び養殖筏等水産諸施設の流失防止に対する適正な措置を指導する。

イ．漁船

漁船については、衝突、座礁、漂流等の防止措置を講ずるよう指導する。

ウ．水産物

水産物被害の防止と軽減を図るため、その予防措置及び対策について指導する。

第 15 節　津波防災計画

実施担当	総務広報課

1. 現況

本町では、3 連動地震により最大津波高 6m、巨大地震により最大津波高 11mの津波が想定されており、海岸に面した大部分の地域が浸水することが予想されている。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、浸水想定区域一帯が津波災害警戒区域に指定されている。

2. 計画方針

津波災害警戒区域について、津波ハザードマップ、避難場所等及び避難路の周知に努め、避難警戒体制の整備を図る。

3. 計画内容

(1) 情報の収集及び伝達体制の整備

気象庁防災情報提供システム及び県防災情報システム等を活用し、津波災害警戒区域の津波に関する情報を即座に収集し、素早く広報が可能な体制を整備する。

特に、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設については、施設管理者への情報伝達手段として、防災わかやまメール配信サービスを周知する。

(2) 避難場所及び避難路等の整備

津波の発生時に住民が安全かつ速やかに避難できるよう、津波避難ビルや津波救命艇等の避難場所等の指定や協定締結、避難路の整備を行う。

(3) 津波避難確保計画の作成

津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、津波避難確保計画を作成する。

(4) 都市計画等の計画相互の連携

地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

第２章　災害応急対策への備え

第１節　情報収集・伝達体制の確立

実施担当	総務広報課、地方創生ブランド戦略推進課

1. 計画方針

突発的な災害が発生した場合において、速やかに災害対策本部を設置し、災害対策本部がとるべき指示を緊急に明確化するため、あらかじめ、情報の収集・伝達体制の確立を図る。

2. 計画内容

(1) 情報収集・伝達体制の整備

ア．情報収集体制

地震等による突発的な災害、風水害等に備え、防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報収集体制の多重化に努め、情報収集体制の明確化を図る。また、被災現場での迅速かつ安全な状況把握を実施するため、無人航空機（ドローン）の整備、活用について検討を行っていく。

イ．情報伝達体制

① 災害発生の場合は、直ちに町長に連絡をとり、災害対策本部の設置及び配備体制について、指示を要請する。

② 災害発生の場合の情報伝達体制を明確化するとともに、町職員及び関係機関に対し周知徹底する。

③ 無線・優先通信設備や衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る

④ 避難誘導や水防活動等に従事する者が津波警報や避難指示等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備の充実を図る。

(2) 災害情報・伝達処理要員の育成

ア．要員の育成

大災害が発生した場合、被災等の状況を緊急かつ的確に把握し、緊急に行うべき活動の種類又は活動すべき地域を把握し、情報の分析整理を行い、あるいはこれらを伝達するための人材育成を図り、日常からの体制づくりに努める。

イ．把握すべき情報等

災害時、災害応急対策活動において、重点的に行うべき活動又は地域を把握するために必要な情報等は、次の通りとする。

① 災害に関する情報

② 二次災害の危険性とその把握

③ 職員参集情報

④ 被害情報の分析による全体像の把握と対策活動の種類の判断

⑤ 現地調査、電話等による問い合わせ調査

第２節　救急救助体制の確立

実施担当	健康福祉課、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

災害時における負傷者等の救急・救助活動に万全を期するため、湯浅広川消防組合を中心とし、医療機関、町職員、住民の協力のもと、あらかじめ、救急救助体制の確立を図る。

2. 計画内容

(1) 救急救助体制の整備

災害時に重複する恐れのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化を図る。

(2) 救急資機材の備蓄

救急資機材の備蓄を推進するとともに、医療機関等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

(3) 災害時要援護者に対する救急救助体制の整備

災害時要援護者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自治会、消防団、ボランティア等に協力を要請し、地域ぐるみで災害時要援護者に対する救急救助体制の整備に努める。

(4) 住民による救急体制の整備

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態も予想される。このような事態に備え、住民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当を可能な限り行うことのできるよう指導するとともに、体制づくりを推進する。

ア．応急手当の方法等救急知識の普及啓発
イ．住民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼
ウ．傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底
エ．町職員による傷病者の搬送

第 3 節　防疫・保健衛生等体制の確立

実施担当	住民生活課

1. 計画方針

災害の発生に伴う感染症の発生とまん延を未然に防止するため、あらかじめ防疫・保健衛生等体制の確立を図る。

2. 計画内容

(1) 防疫・保健衛生体制の確立

ア．災害発生時に、直ちに防疫活動が実施できる体制の整備

イ．防疫用薬品等の調達計画の作成

ウ．住民が行う防疫活動についての普及啓発

(2) 遺体処理体制の確立

ア．遺体収容施設の指定と資機材の確保

① 町は、遺体収容施設を指定し、遺体の収容及び処理が滞りなく進められるように体制を整備する。

② 町は、遺体収容施設の管理運営に向けて、遺体の身元確認、火葬許可、遺族への引き渡し等に関する書類の準備、遺体の保存・検分・検死・検案に必要な資機材の確保に努める。

③ 遺体収容施設は、以下の施設を指定する。

・湯浅スポーツセンター

第４節　清掃活動体制の確立

実施担当	住民生活課

1. 計画方針

災害の発生に伴い、食料及び生活物資等を搬送するための道路等の確保をはじめ、感染症予防及び安全な住民生活を維持・確保するため、各地に排出されたごみ、し尿、へい死獣、がれき、残骸物等を迅速に収集処理するため、あらかじめ「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」等を参考に清掃活動体制の確立を図る。

2. 計画内容

(1) 災害時応急体制の整備

町は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画を策定するとともに、次のことを推進する。

ア．周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。

イ．災害廃棄物等の仮置場の配置計画、広域的な処理・処分計画等について検討を進める。

(2) ごみ処理

ア．ごみ処理体制について、被害想定に基づき廃棄物の応急処理体制を整え、住民及び自主防災組織に周知するとともに、協力を依頼する。

イ．国等の関係機関へ道路状況を確認する体制を整える。（産業建設課）

ウ．国等の関係機関と連携を図り、災害時に発生するがれき、残骸物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

エ．収集体制の確保、廃棄物の処理体制を確保する。

オ．大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合、和歌山県と社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。

カ．廃棄物処理施設等の浸水対策、耐震化、不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備、断水時の機器冷却水確保対策を推進する。

(3) し尿処理

ア．し尿処理について、被害想定に基づき、し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を準備する。

イ．許可業者及び委託業者と連携し、協力体制を確保しておく。

第 5 節　緊急輸送体制の確立

実施担当	産業建設課

1. 計画方針

災害時において応急対策要員、緊急物資・資機材等の搬送を行うため、あらかじめ緊急輸送道路の利活用計画の策定等、緊急輸送体制の確立を図る。

2. 計画内容

(1) 緊急輸送道路

緊急輸送道路については、災害時に有効利用できるよう、関係機関及び町民等に周知を図る。また、災害時の緊急輸送活動の円滑化を図るため、緊急輸送道路のパトロールや点検等の管理体制を強化する。

ア．第一次緊急輸送道路（県指定）

国道 42 号、国道 42 号湯浅御坊道路

イ．町内の幹線道路

第一次緊急輸送道路や、町内の避難所、役場などの主要拠点を結ぶ道路について、町内の緊急輸送道路等として利活用する。

（参考：資料編 3-16. 緊急輸送道路と町内の幹線道路・拠点位置図）

(2) 緊急通行車両の事前届け出

緊急通行車両として確認を受ける車両のうち、事前に届け出を行っておく必要があると認められる車両については、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に申請書類を提出して審査を受け、届け出済み証の交付を受けておく。

(3) 緊急通行車両の燃料の確保

緊急通行車両の燃料の確保のため、石油類小売り業者と協定締結をしておく。

(4) ヘリポート

ア．選定基準

地震等の災害による交通途絶又は緊急を要する場合に備え、災害時ヘリコプター発着予定地を次の基準により選定し、指定しておく。

・地面は、堅固で勾配 5%以内であること
・コンクリート舗装地又は芝地、草地に適していること
・発着地に障害物がないこと

イ．発着予定地

本町における発着予定地は、以下の通りである。

防災ヘリコプター	ドクターヘリ
なぎの里球場、耐久高等学校、湯浅中学校	なぎの里球場、田村小学校グラウンド、湯浅中学校グラウンド、耐久高校グラウンド、田栖川小学校グラウンド、山田小学校グラウンド

(5) 物資集積拠点

物資集積拠点は、ゲートボール場兼多目的スポーツ施設とする。

第 6 節　避難体制の確立

実施担当	総務広報課、健康福祉課、地方創生ブランド戦略推進課

1. 計画方針

災害時に安全な避難が行えるように、避難に関する情報の周知を行い、あらかじめ避難体制の確立を図る。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、避難場所等への移動を原則とするものの、周囲の状況等により、避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

2. 計画内容

(1) 避難協力体制等の整備

ア．住民の理解と協力

避難又は避難誘導は、防災関係機関と地域住民の協力により行うことが必要である。そのため、町は、広報、防災訓練及び地域での話し合い等により、避難の場合の心得、避難勧告等の種類と意味及び地域住民の役割分担等について、理解を得るよう努める。

また、津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることを周知する。

イ．警戒避難体制の整備

避難勧告等の発令区域・タイミング、避難場所等、避難経路、住民の避難誘導を行う警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(2) 災害時要援護者への配慮等

ア．利用施設の配慮

施設管理者、自主防災組織、福祉関係者等と協働し、施設の状況、災害時要援護者に配慮した施設の利用方法について、平常時から確認及び改善を行うように努める。

イ．避難支援

駅、観光地等に外国語の併記や絵による表示、光や振動又は音や点字情報を付した避難誘導標識の設置に努めるとともに、災害時要援護者に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、自治会、自主防災組織等及び地域住民の協力を得るように努める。

ウ．支援機器の普及

災害時要援護者の特性を踏まえながら、災害時要援護者の日常生活を支援する機器等への防災情報の伝達を進める。

聴覚障がい者　：インターネット、テレビ放送（地上デジタル放送等）

視覚障がい者　：受信メールを読み上げる携帯電話

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

(3) 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等の施設管理者は、あらかじめ災害時要援護者の活動能力等について配慮し、避難誘導等の避難対策を定めておく。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町に報告する。

(4) 観光客等への配慮

ア．観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者や事業者、消防団及び自主防災組織等と、あらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておく。

イ．観光地や海水浴場の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に、避難場所等を盛り込んだハザードマップの掲示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。

(5) 避難所の開設・運営マニュアル等の整備

ア．長期にわたる多数の避難者の発生に備え、避難所の開設及び運営を円滑に行うためのマニュアルの整備を図る。

イ．個々の避難所につき開設を円滑に行うため、施設配置図、施設等利用の手引き、避難所開設に必要な物品、様式等を備え保管する。

ウ．避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、特に住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

(6) 避難場所等の周知

ア．避難場所等を湯浅町ホームページに常時掲載する。

イ．避難場所等を記した「防災マップ」の活用を図る。

ウ．避難場所等及び避難路等の案内標識及び誘導標識を災害時要援護者に配慮したものとし、整備を推進する。

エ．津波からの避難場所においても津波避難標識の設置を推進する。

(7) 避難所における災害時要援護者の支援

避難所で対応できない災害時要援護者のニーズに対応する場合がある。

このため、災害時要援護者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握し、効果的に調整する機能が重要となるため、平常時から関係者に対する訓練・研修の実施に努める。

(8) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、的確に躊躇なく避難勧告を行うため、避難勧告等の判断・伝達マニュアル等を作成する。なお、作成にあたっては、災害事象の特性を踏まえるとともに、住民への周知徹底を図る。

(9) 広域避難及び広域一時滞在対策実施体制の整備

町域の避難所が不足する場合や甚大災害時等多数の住民を対象として長期にわたり町外への広域一時滞在の実施が必要となる事態に備え、町外施設の確保、被災者の輸送、広域一時滞在先での施設運営要員の派遣等に関し広域一時滞在対策実施要領の作成を相互応援協力協定締結自治体及び近隣自治体等と協議する等、必要な広域避難及び広域一時滞在対策実施体制の整備を推進する。

第 7 節　防災行政無線等の整備計画

実施担当	総務広報課

1. 現況

本町の災害時における通信手段は、次の通りである。

(1) 県総合防災情報システム

県、県出先機関、県下 30 市町村及び防災関係機関が衛星通信回線及び大容量優先回線によりネットワーク化され、災害情報の収集、伝達の中心的な通信手段として導入されている。

県及び県出先機関、県下 30 市町村及び防災関係機関は、防災行政無線によりネットワーク化され、災害情報の収集、伝達の中心的な通信手段として導入されている。

(2) 町内防災行政無線通信網

ア．移動系無線システム

町役場に配備され、他市町村等との情報収集・伝達に利用されている。

移動局：1 局

イ．同報系無線システム

屋外拡声方式で町内 50 箇所に屋外拡声子局が設置されており、災害時の緊急伝達や避難指示の際に使われている。

ウ．デジタル簡易無線

町役場を基地局に各消防団等に配布され、災害時等で情報収集・伝達に利用されている。

デジタル簡易無線：20 局

2. 計画方針

有線通信が途絶した場合にも備えた通信手段の整備を図り、孤立化しやすい集落等についても被害状況を的確に把握するとともに、被災者や住民に対し、正確な情報提供や指示ができる体制を確立する。

3. 計画内容

(1) 防災行政無線等の整備

各避難所との連絡や災害時に孤立しやすい地区の被害状況把握等のために双方向に情報のやりとりが可能な防災行政無線端末や衛星携帯電話等を整備する。

(2) 通信機器の習熟

緊急時に防災行政無線等の操作ができるよう、職員研修を実施する。

(3) その他

アマチュア無線を所持する住民に対し、災害時の協力を依頼する。

第 8 節　水・食糧・生活物資等備蓄計画

第 1　給水体制整備計画

実施担当	水道事務所

1. 現況

本町は、給水施設として水源を 3 箇所有している。これに、隣接する有田川町からの分水を合わせると、町人口の約 99%に対し、給水が行われている。

2. 計画方針

災害時には、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とする。

併せて、必要最低限の生活用水を確保し、住民に配給する応急給水体制を整備する。

3. 計画内容

(1) 災害時給水量の確保

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な応急給水体制を確立する。

最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面等の用途に必要な水とする。

飲料水の確保	1 人 1 日　3 リットル
最低限の 生活用水の確保	1 人 1 日　17 リットル
計	1 人 1 日　20 リットル

(2) 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう資機材を整備する。

(3) 飲料水兼用貯水槽の利用

六角堂、わくわく公園に整備してある飲料水兼用貯水槽（60 ㎥）を災害時応急給水に利用する。

(4) 浄水場・配水池等の改修

老朽施設や二次災害が発生する恐れのある施設の改修や管の更新を計画的に進める。

(5) 井戸水の利用

災害時に利用できるよう飲用に適した井戸を確保する。

第 2　食糧・生活物資備蓄計画

実施担当	総務広報課

1. 現状

湯浅中学校体育館及び田区民センターの備蓄倉庫に食糧、毛布等の災害用物資の備蓄を進めている。

2. 計画方針

災害応急対策の生活救助活動が迅速かつ適切に行えるよう、食糧・生活物資等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄の整備を検討する。食糧については、各家庭や企業等に対し、最低 3 日分、推奨 1 週間分の食糧備蓄を行うよう啓発するが、災害救助法が適用された場合を想定し、県と十分な協議・調整の上、整備を図る。

3. 計画内容

(1) 備蓄品の整備目標

被災者へ支給する食糧・生活物資等について、以下の通り整備目標を定め、備蓄品の整備を推進する。

＜アルファ米備蓄計画＞

年度（平成）	30	31	32	33	34	35	36	37	38
当年購入分	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
当年処分分	1,250	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
累計	6,250	7,500	8,750	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

注）備蓄量は、最大で 10,000 食とし、下表の通り各地区に割り当てる。

地区名	山田	青木	別所	湯浅	栖原	田	吉川	計
備蓄量（食）	1,000	1,000	1,000	4,000	1,000	1,000	1,000	10,000

＜長期保存水備蓄計画＞

年度（平成）	30	31	32	33	34	35	36	37	38
当年購入分	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
当年処分分	0	0	0	0	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
累計	2,400	4,800	7,200	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600

注）備蓄量は、最大で 9,600 本とし、下表の通り各地区に割り当てる。

地区名	山田	青木	別所	湯浅	栖原	田	吉川	計
備蓄量（食）	1,000	1,000	1,000	3,600	1,000	1,000	1,000	9,600

＜粉ミルク備蓄計画＞

年度（平成）	30	31	32	33	34	35	36	37	38
当年購入分	80	80	80	80	80	80	80	80	80
当年処分分	0	80	80	80	80	80	80	80	80
累計	80	80	80	80	80	80	80	80	80

注）備蓄量は、最大で 80 食とし役場に備蓄する。

＜毛布備蓄計画＞

年度（平成）	30	31	32	33	34	35	36	37	38
当年購入分	500	500	500	500	500	500	500	500	500
累計	1,380	1,880	2,380	2,880	3,380	3,880	4,380	4,880	5,380

注）備蓄量は、最大で 6,000 枚とし、下表の通り各地区に割り当てる。

地区名	山田	青木	別所	湯浅	栖原	田	吉川	計
備蓄量（枚）	600	600	600	2,400	600	600	600	6,000

＜簡易トイレ備蓄計画＞

年度（平成）	30	31	32	33	34
当年購入分	32	32	32	32	32
累計	72	104	136	168	200

注）備蓄量は、最大で 200 器とし、下表の通り各地区に割り当てる。

地区名	山田	青木	別所	湯浅	栖原	田	吉川	計
備蓄量（枚）	20	20	20	80	20	20	20	200

＜簡易テント備蓄計画＞

年度（平成）	30	31	32	33	34
当年購入分	40	40	40	40	40
累計	40	80	120	160	200

注）備蓄量は、最大で 200 器とし、下表の通り各地区に割り当てる。

地区名	山田	青木	別所	湯浅	栖原	田	吉川	計
備蓄量（枚）	20	20	20	80	20	20	20	200

(2) 民間との協定促進

災害時に必要な物の全てを町で備蓄・確保することは困難であるため、町では最低限必要な物資の備蓄を行い、それ以外は民間等からの調達を図る必要がある。

そのために、関連する民間関係団体等との協定締結を積極的に推進する。

ア．在庫の積増し依頼

イ．在庫の優先的な供給依頼

(3) 備蓄の推進

町及び防災関係機関は、広報やパンフレット等を活用して、各家庭や企業で最低 3 日分の食糧等の備蓄を推進する。

第 9 節　防災資機材等備蓄計画

第 1　防災資機材等備蓄計画

実施担当	総務広報課

1. 現況

災害用救急箱、担架、ヘルメット、スコップ、土のう等の防災資機材については整備を図っている。

2. 計画方針

災害応急対策に必要な備蓄資機材について、災害時にその機能を適切に発揮できるよう、点検整備を実施する。また、新たな防災資機材庫の設置や避難所への防災に関する資機材等の配備を検討する。

3. 計画内容

(1) 防災資機材の点検・補充

備蓄した防災資機材を毎年定期的に点検し、災害時の使用に際し、その機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については逐次補充を行う。

(2) 防災資機材庫等の整備

応急対策の円滑化のため、応急用の食糧等とともに、防災資機材庫等の整備を図る。

ア．町内における防災資機材庫の増設

イ．避難所における医薬品、救護用機器等の整備

第２　消防施設整備計画

実施担当	湯浅広川消防組合、総務広報課

1. 現況

本町には常備消防機関として、湯浅広川消防組合が設置されている。

2. 計画方針

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。特に、中高層建築物及び危険物施設等の増加に対応した消防施設の化学化を図るため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車等化学消防施設の整備を促進する。

3. 計画内容

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等化学消防施設の整備拡大を図る。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める

第 3　水防施設整備計画

実施担当	産業建設課

1. 現況

本町には、水防倉庫が 3 ヶ所設置されており、水防用の資機材を備蓄している。

＜水防倉庫＞

名称	位置	規模	
湯浅町北浜倉庫	湯浅	鉄筋ブロック	15 坪
栖原水防倉庫	栖原	木造平屋スレート	10 坪
田水防倉庫	田	鉄筋ブロック	10 坪

2. 計画方針

洪水又は高潮による災害に対処するため、水防法の規定により和歌山県の区域における水防の責任を十分に果し、水防施設の整備を図る。

3. 計画内容

(1) 水防倉庫及び資機材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。また、長期の保管に適さない資機材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておく。

(2) 雨量・水位等観測所

雨量・水位等の情報を正確、迅速に把握するため、必要に応じて、雨量・水位計の整備に努める。

(3) 無線通信

電話施設が使用不能となった場合も迅速かつ正確な連絡系統を確立するため、無線通信施設の整備に努める。

第 10 節　広域応援体制の整備

実施担当	総務広報課

1. 現状

町の広域応援体制としては、消防相互応援協定に基づくもの、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会等の自治体間のもの、ＪＡ等のものがある。

2. 計画方針

町独自では対応しきれないことが予想される大規模災害が発生した場合に備え、都市間における相互応援協定の締結を促進する。

3. 計画内容

(1) 相互応援協定締結の促進

県内外を問わず、広域に都市間の相互応援協定の締結を促進する。

市町村相互応援協定締結について、必要かつ主要な項目は、次の通りである。

① 職員の応援に関すること
② 消防・水防に関すること
③ 食糧、生活必需品、医薬品、給水関係等各種資機材等の備蓄及び物資の調達に関すること
④ 医療・救護に関すること
⑤ 救命・救助に関すること
⑥ 避難所等の提供に関すること
⑦ 災害時要援護者対策に関すること
⑧ 通信機器貸与に関すること
⑨ コンピュータ相互バックアップに関すること
⑩ 車両の貸与に関すること
⑪ 清掃・し尿処理・防疫に関すること
⑫ 遺体処理に関すること
⑬ 災害応急対策用資機材の備蓄、調達に関すること
⑭ その他必要なこと

(2) 受援体制の整備

町独自では対応しきれない災害が発生した場合は、他市町村や防災関係機関等に応援を要請することになり、町は要請と同時に応援部隊等の受入れ体制を確立しておく必要がある。このため、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先共有の徹底、受入れに必要な人員体制、災害情報の提供体制、活動期間中の生活支援体制等の受援体制を受援計画を作成し、確立しておく。

(3) 広域災害支援体制の整備

国内外において、甚大な人的・物的被害を与える震災、風水害等の災害が発生した際には、過去の災害の経験と教訓を活かして積極的な支援を行うことは、本町においても例外ではない。その支援のための、法令や応援協定に基づく職員の派遣等については、その定めによる。

支援の内容は、以下のとおりとする。

① 職員の派遣
② 救援物資、義援金品の送付
③ 施設等の提供
④ その他の支援

第 11 節　早期復旧・復興のための事前対策

実施担当	住民生活課、総務広報課、産業建設課、地方創生ブランド戦略推進課

1. 計画方針

復旧、復興の遅れは住民生活に大きな影響を与えるとともに、人口流出など本町全体の衰退にもつながる。そのため、早期に復旧、復興を行うことが重要であり、事前に可能な対策を進めていく。

2. 計画内容

(1) り災証明書発行体制の整備

り災証明書は、住家被害の程度を証明する書類であり、被災者生活再建支援金や義援金の配分等の被災者支援措置の判断材料となる証明書である。

り災証明に必要な住家被害調査を迅速に行えるよう、県及び専門的な知識や経験を有する民間団体の協力を得て調査体制の確立を図るとともに、住家被害認定士の養成や必要資機材、マニュアル等の整備、他の地方公共団体等との応援協定の締結等により、体制強化を推進する。

また、住家被害状況及び被災者支援措置状況を総合的かつ効率的に管理する「被災者支援システム」の整備を図る。

(2) 災害復旧活動に必要な用地の確保

災害復旧活動において必要となる応急仮設住宅建設用地やがれき仮置き場等、広大な面積が必要となる用地について、事前に検討を行い、迅速に確保できる体制を整備する。

(3) 地籍調査の推進

災害発生後、土地の境界確認に時間を要すことで円滑な復旧・復興の妨げにならないために、平時より地籍調査を行い地籍図の整備を推進する。

(4) 住民と協働のまちづくり実施

災害により甚大な被害が想定される地域においては、まちづくりの素案の検討等を通じて、あらかじめ復興後のまちの姿を住民と共有することが重要である。そのため、平時より住民と協働のまちづくりを進める。

(5) 事前復興計画の策定

災害時、迅速に復興へ向けた取り組みを進めて行けるよう、復興まちづくりのイメージや適切な復興手法等を明らかにした事前復興計画を策定する。

第 3 章　地域防災力の向上

第 1 節　地域防災力の充実・強化

第 1　住民の役割

実施担当	総務広報課

1. 計画方針

住民は、「自分の身は自分で守る」という精神のもと、自らの防災力を高める。

2. 計画内容

(1) 防災訓練への参加

住民は、防災行動力を身につけるため、防災訓練に積極的に参加する。

(2) 自主防災組織への参加

住民は、災害発生時に有効な防災活動ができるよう自主防災組織に積極的に参加する。

(3) 防災知識の取得

住民は、風水害、地震等の災害特性、平常時からの備え、災害が起こったときの行動等の知識取得に努める。

(4) 家庭内での防災会議

災害時の家族の集合場所、連絡先、非常袋、水・食料等の持ち出し担当等、災害を想定した家族の役割・行動について話し合い、万が一の事態に備える。

(5) 家庭における備蓄の推進

水・食料をはじめ、非常用品・衣類・医薬品・貴重品等の生活必需品や、家庭毎に必要と考えられる物品を最低 3 日間分、推奨 1 週間分準備し、避難所へ避難する場合は必要最小限の量を整理し、持ち運びのしやすいリュックサック等に入れ持ち運ぶ。

(6) 住まいの安全確認

住宅及びその周辺の危険箇所を確認し、必要なところは改善する。

なお、家の主な点検箇所は、概ね次の通りである。

・建物の外壁や屋根の損傷等の状況
・コンクリートブロック塀等の安全性
・家具の配置、転倒防止措置の状況、装飾品等の落下の危険性
・柱・梁・基礎・土台等の状況

(7) 避難場所等、避難路、避難方法の確認

災害時に迅速な避難を行うため、最寄りの避難場所等、避難路、避難方法について確認しておく。なお、地震発生時は津波による被害も考えられるため、即時避難が必要となる沿岸地域の住民は、避難先となる高台や、最寄りの高い堅牢な建物についても把握しておく。

第 2　事業所の役割

実施担当	総務広報課、地方創生ブランド戦略推進課、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

事業所は、災害時に果たす役割（従業員・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を充分に認識し、各事業所において防災計画の作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施等、防災活動の推進に努める。

2. 計画内容

(1) 災害への備え

ア．事業所防災計画の作成

事業所を災害から守り、従業員及び周辺住民の安全を確保するため、あらかじめ災害に備えての事前計画、災害時の活動計画について、実態に応じた対策を整理し、事業所防災計画の作成に努める。

イ．事業所内防災体制の整備

防災活動が迅速かつ的確に行えるよう、事業所内防災体制を整備する。

ウ．従業員等への防災意識啓発と事業所内の防災訓練の実施

防災知識の普及啓発を行うとともに、各自の役割、とるべき行動を体得するため必要に応じて事業所内の防災訓練を推進する。

エ．施設の災害対策の実施及び保守

地震等による建物や設備の損害を軽減するため、平常時から耐震対策等を進めるとともに、定期点検及び予防保守を行う。

オ．物資等の備蓄

事業所における備蓄は、災害発生後 3 日間の自立を目安とし、従業員数に応じて水・食料、生活用品等の備蓄を行うほか、救出救護のための機材の整備を推進する。

カ．地域内の自主防災組織等との連携

地域の一員として、平常時から地域防災訓練等への参加、防災資機材の提供、施設開放等により、積極的に地域に貢献する体制の整備に努める。

(2) 災害時の備え

ア．被害状況の把握と従業員及びその家族の安否確認体制の整備

正確な情報と被害状況の把握するための手段と、的確な応急措置や従業員及びその家族の安否確認を行うための体制を整備する。

イ．帰宅困難者対策の実施

事業所は、安否情報や交通情報等を収集・把握し、災害状況を見極めた上で従業員の扱いを検討し、帰宅可能者については安全確保に留意しつつ帰宅させ、帰宅困難者については事業所内で保護するよう事前に備える。

ウ．負傷者の救出救護

救出救護、応急手当等が出来るような資機材の整備を推進する。

エ．地域での防災活動への協力

地域住民との協力体制を構築する。

オ．事業継続計画（ＢＣＰ）の作成

被災後の業務活動の維持・継続（事業所活動の早期復旧）のため、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成に努める。

カ．南海トラフ地震防災対策推進地域内の事業所防災対策

津波避難対象地域内の事業所は、職員、従業員、その他施設等に立ち入りする者の的確な津波からの避難のため、避難場所等、避難経路等の必要な対策について定める。

第３　学校の役割

実施担当	教育委員会

1. 計画方針

学校は、自らの役割を平常時から認識し、災害予防対策の推進に努める。

2. 計画内容

(1) 防災教育の推進に向けた取り組み

町は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項を行う。

ア．避難所に関わる学校と町、自主防災組織との連携強化

イ．地域と連携した防災訓練の効果的な実施方法の検討

ウ．防災教育の実施に向けた課題整理

エ．防災に係る研修会への一般教職員の参加促進

(2) 学校防災計画の作成

校長は、災害の発生に際し、児童・生徒、教職員の安全を確保するため、また、学校教育の円滑な実施を図るため、児童・生徒の発達段階、地域の実情、過去の災害発生事例等を踏まえながら、次の事項を主たるねらいとして、あらかじめ学校防災に関する計画を作成しておく。

ア．災害による被害を最小限のものにするため、学校の施設・設備等の点検・整備を行うとともに、児童・生徒の学校生活等における危険を速やかに発見し、それらを除去する体制を整える。

イ．児童・生徒が、災害から自らの生命を守るのに必要な事項について理解を深め、安全な行動をとる能力や態度を育てるよう計画的な指導を行う体制を整える。

ウ．災害が発生した場合、児童・生徒の避難誘導等の緊急措置を講じることができる体制を整える。

エ．学校防災体制の整備充実を図るため、災害発生時の初動体制の確立、災害に関する必要な事項（防災組織、任務分担等）を定めた学校独自の「災害対応マニュアル」を作成する。

オ．保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

第 4　町職員の役割

実施担当	全課室

1. 計画方針

町職員は、災害時においても住民の安全・安心を守るため、災害対応力の向上に努める。

2. 計画内容

(1) 全庁的な防災関連計画等の作成・改定

大規模災害での災害対応は、防災担当職員だけでなく全職員での対応が不可欠であることから、防災に関連する計画やマニュアル等の作成や改定では、全庁的な検討会や研修会、各課照会を行い、計画等への理解を深め、共通認識を図ることができる手法で実施する。

(2) 業務継続計画の推進

庁舎機能の低下を伴う大規模災害が発生した場合の業務遂行体制を確保するため、作成した業務継続計画に従い、優先業務の理解促進、庁舎や電力、情報通信、執務環境、飲料水・食料、トイレ等の円滑な確保のための対策を推進する。

また、訓練や実際の災害対応を通して、必要な見直しを行い、業務継続力の向上を図る。

(3) 災害対応への理解

町職員は、本計画や業務継続計画、受援計画、初動対応マニュアル、避難所運営マニュアル等の内容を把握し、災害対応への理解を深めるとともに、災害時の状況をイメージし、災害時に自らが何をするのか考え、行動できるよう努める。

第 2 節　防災訓練計画

実施担当	総務広報課

1. 計画方針

災害時に防災活動を円滑に実施するため、各防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく総合的な防災訓練を実施するとともに、町、湯浅広川消防組合及び消防団の連携のもとに各種防災訓練を実施する。また、各防災関係機関においても、個別訓練を行い、防災活動の円滑化を推進する。

なお、訓練の実施にあたっては、目的と必要性に応じて、住民主体型の訓練内容、実践的な訓練内容となるよう配慮するとともに、住民の積極的な参加を呼びかける。また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

2. 計画内容

防災訓練の種類は、次の通りとする。

(1) 総合防災訓練

大規模な災害を想定し、町及び防災関係機関が一体となって総合的な訓練を毎年 1 回以上実施する。

ア．実施方法

防災訓練実施要領を定めて実施する。

イ．参加機関

町、湯浅広川消防組合、消防団、警察署、自衛隊、自主防災組織等

ウ．訓練内容

災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、出火防止訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、応急給水訓練、救助物資輸送配布訓練、応急炊き出し訓練、その他の訓練

(2) 津波警報伝達訓練

津波警報の発令を想定した防災行政無線による情報伝達訓練を実施する。

(3) 津波避難訓練

津波の発生が予想される場合において、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、津波避難訓練を実施する。

(4) 水防訓練

町及び水防管理団体は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

訓練内容（水位、雨量の観測、水防団（消防団）の動員、資機材の輸送、水防工法、気象予警報の伝達等）

(5) 町職員の参集、招集訓練

庁舎及び各施設の非常時の配備体制を確保し、各防災関係機関、住民との連携を図るため、職員の参集、招集訓練を実施する。

訓練内容（非常招集訓練、指令伝達訓練、災害対策本部運営訓練）

(6) 幼稚園、保育所、小・中学校等の防災訓練

町及び校長等は、幼稚園、保育所、小・中学校等において、防災訓練を実施する。

ア．園児、児童・生徒の避難訓練

イ．保母、教職員の避難誘導訓練

(7) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、個別訓練を行い、防災活動の円滑化を図る。実施方法等については、各防災関係機関で定める訓練計画により実施する。

第 3 節　防災知識普及計画

実施担当	総務広報課、教育委員会

1. 計画方針

町及び防災関係機関は、職員に対し防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、企業などの地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。またその際、要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮する。

2. 計画内容

(1) 防災関係職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、その職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を期するため、次によりあらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

ア．教育の内容

① 県及び町の地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担に関すること
② 地震の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること
③ 過去の主な被害事例に関すること
④ 防災関係法令の運用に関すること
⑤ 土木、建築その他地震対策に必要な技術に関すること

イ．教育の方法

① 講習会、研修会等の実施
② 防災活動の手引等印刷物の配布
③ 見学、現地調査等の実施

(2) 住民に対する防災思想の普及

町及び防災関係機関は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、住民が自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災思想の普及徹底について定めるとともに、普及を図るため、次の事項を定める。

ア．普及の内容

① 地震及び津波に関する一般知識
② 過去の主な被害例
③ 震災対策の現状
④ 平常時の心得（平常時の準備）
　(ｱ) 食糧、飲料水等の家庭及び企業における備蓄（家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い最低 3 日間、推奨 1 週間分程度）

(ｲ) 非常持ち出し品の準備
(ｳ) 家具等の転倒防止対策
(ｴ) 避難路及び避難場所等の把握
(ｵ) 災害時における家庭内の連絡体制の確保
(ｶ) 災害時要援護者の所在把握
(ｷ) 水害保険・共済への加入

⑤ 災害時の心得及び応急措置
(ｱ) 初期消火活動及び消防機関への協力
(ｲ) 近隣の負傷者、災害時要援護者の救助
(ｳ) 避難場所等での活動
(ｴ) 国、公共機関及び町等の防災活動への協力

イ．普及の方法

町及び防災関係機関は、各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図るもする。

① ラジオ、テレビ及び新聞の利用
② 広報紙、広報車の利用
③ パンフレットの利用
④ 映画、スライド等による普及
⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
⑥ 防災マップ、災害時の行動マニュアル等の作成、住民への配布
⑦ 地震体験車の利用

(3) 園児、児童・生徒に対する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、園児、児童・生徒の発達段階や学校等の実態に即し、自らが命を守る主体者となるための防災教育を計画的に進める。

ア．「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
イ．地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
ウ．歴史資料等を活用した防災文化の形成
エ．「津波避難３原則」「津波てんでんこ」の浸透
オ．実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
カ．身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動
キ．子ども達が企画運営する防災イベントへの住民参加

(4) 事業所に対する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、事業所に対する防災知識の普及を推進する。

ア．防火管理者、危険物取扱者に対する講習を実施する。
イ．従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

(5) 津波対策の教育・啓発

町及び防災関係機関は、津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について絶えず啓発を行う。特に、震源域が和歌山県及び隣接する他府県の沿岸部に近い距離であった場合には津波の到達時間が短いことから、強い地震（震度 4 以上）を感じた場合は、避難勧告を待たず、自主的に直ちに避難するよう啓発する。

また、職員、自治会、消防団員等の防災担当者については、普及啓発やワークショップを開催しその運営を担当することができるような内容の研修を実施するよう努める。（防災知識のみでなく、啓発技法等についても研修する。）

(6) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承について啓発に努めるほか、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第 4 節　自主防災組織整備計画

実施担当	総務広報課

1. 現況

本町では、各地区の自治会が防災活動について一翼を担っているが、自主防災組織として組織化されるまでにはいたっていない。地域の住民、事業所による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救助等、被害の拡大防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

2. 計画方針

大規模な災害が発生した場合には、防災関係機関の活動だけでは、住民の生命・財産を守ることや、早期に実効性のある対応をとることに限界が予想される。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要になる。

これらの自主的な防災活動を行うに際しては、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することにより、その効果が発揮される。したがって、地域あるいは施設ごとに、実情に応じた自主的な防災組織を育成、強化する。また、災害時の避難生活などにおいて、高齢者や障がい者、男女のニーズに違いがあり、自主防災組織の運営に当たり要配慮者や女性の配慮に努める。

3. 計画内容

(1) 啓発と指導

広報活動等を通じて自主防災組織の設置の重要性及び防災組織の高揚を図る。

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織は、住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適正な規模を単位として組織の設置を図る。

ア．住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる地域単位

イ．住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域単位

(3) 自主防災組織の育成

町及び湯浅広川消防組合は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成、多様な世代が参加できる環境の整備に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

(4) 支援及び助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために必要な自主防災計画の作成、運営、防災資機材、活動拠点及び防災訓練等に対し、支援や助言を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

(5) 自主防災組織規約等

自主防災組織は、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

(6) 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害を予防し、災害による被害を軽減するために、効率的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を定める。

なお、自主防災計画には次の事項を記載する。

ア．地域及びその周辺における災害の危険が予想される場所の点検及び災害対策
イ．役割分担
ウ．自主防災訓練の時期及び内容等
エ．防災関係機関、災害対策本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等
オ．出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知、点検、整備
カ．避難場所等、避難路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資の検討
キ．負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設
ク．その他自主的な防災に関すること

(7) 施設の自主防災計画

多数の者が出入りし利用する施設や石油・ガス等の危険物を製造保管する施設、又は多数が従事する事業所では、火災の発生、危険物の流出、爆発等により大規模な災害が発生する恐れがある。これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ自主防災計画を立てておく。

ア．対象施設
　① 学校、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
　② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物を製造、保管及び取り扱う施設
　③ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

イ．自主防災計画の策定
　自主防災計画の内容については、上記(6) に準ずる。

(8) 地区防災計画の策定

自主防災組織など一定地区内の住民や当該地区の事業者は、避難行動、災害時の体制の手順、共同して行う防災訓練や防災活動に必要な物資、資材の備蓄、災害が発生した場合における相互の支援、その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、町防災会議に提案することができる。

第５節　災害時要援護者対策計画

実施担当	総務広報課、健康福祉課

1. 計画方針

高齢者や障がい者（児）等の要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「災害時要援護者」という。災害対策基本法第４９条の１０第１項の避難行動要支援者と同義。）についての対策については以下のとおりとする。

2. 計画内容

(1) 災害時要援護者の把握

ア．対象者の範囲

防災上把握を必要とする災害時要援護者は、在宅で生活を営む次のような者（児）とする。

① 高齢者（各年の４月１日時点で６５歳以上）の一人暮らしの者
② 身体障がい者（児）（視覚障がい者、聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者、肢体不自由者、内部障がい者等）で、日常的に援護が必要な者
③ 知的障がい者（児）で、日常的に援護が必要な者
④ 精神障がい者（児）で、本人等からあらかじめ申し出がある者
⑤ 難病指定、特定疾患等の疾病等による自宅療養者で、自力避難が困難な者
⑥ その他自力で避難することが困難な一人暮らしの者又は同居する家族がいても家族の力だけでは避難することが困難な者等

イ．災害時要援護者の把握

町内に居住する要配慮者の意向に配慮しながら、災害時要援護者に該当する者を把握するため、関係各課の情報を集約するとともに、把握できない情報については、県等その他関係機関に対し、情報提供を求めることにより、災害時要援護者名簿（災害対策基本法第４９条の１０第１項の避難行動要支援者名簿と同義）の作成に必要な情報の取得を行う。

ウ．災害時要援護者名簿の更新

常に変化する災害時要援護者の状況について、次の事項に留意し、名簿の情報に最新の状態に保つ。

① 新たに転入してきた６５歳以上の高齢者で一人暮らしの者、障がい者（児）等や、新たに一人暮らしになられたりや障がい認定を受けられた者のうち、災害時要援護者に該当する者を災害時要援護者名簿に掲載する。
② 新規に災害時要援護者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

③　転居や死亡等により、災害時要援護者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、災害時要援護者名簿から削除する。

④　災害時要援護者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も災害時要援護者名簿から削除する。

(2) 避難支援等関係者

災害時に災害時要援護者が迅速且つ円滑に避難できるよう、人的に援助するものとして、警察、消防、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等を避難支援等関係者と定める。

(3) 災害時要援護者名簿情報の漏洩防止にかかる措置

災害時要援護者の名簿については、次の事項に留意し、避難支援等関係者への提供等に活用する。

ア．町が講ずる措置

①　秘匿性の高い個人情報も含まれるため、災害時要援護者名簿は、当該災害時要援護者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

②　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることについて、十分な説明を行う。

③　災害時要援護者名簿の提供先に対し、町は個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

イ．町が求める措置

①　避難支援等関係者は、施錠可能な場所へ災害時要援護者名簿を保管する。

②　災害時要援護者名簿を必要以上に複製をさせない。

③　災害時要援護者名簿の提供を受けた団体は、その団体内部で災害時要援護者名簿を取扱う者を限定する。

④　名簿情報の取扱状況を報告しなければならない。

(4) 避難のための情報伝達

ア．情報伝達時の配慮

避難等に関する情報の発令及び伝達は、要配慮者一人一人に的確に伝わるように分かりやすい言葉や表現を用いるとともに、高齢者や障がい者（児）に応じた情報を選択して提供する。

また、避難所等における要配慮者への情報伝達手段として、専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムについても整備する。

イ．情報伝達手段の確保

緊急かつ着実な避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を考慮し、防災行政無線、広報車による情報提供に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールの活用など複数の手段を有機的に組み合わせて、情報の伝達を行う。

また、災害時要援護者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。

(5) 公共施設、社会福祉施設等における対策

ア．施設のユニバーサル化の促進

公共施設及び社会福祉施設等の管理者は、災害時要援護者が安全に避難できるよう施設や設備のユニバーサル化等の整備、改善を行う。

イ．避難訓練の実施

公共施設及び社会福祉施設等の管理者は、入居者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の避難体制や地域住民・消防団との連携等について訓練を実施する。

ウ．施設・設備の点検・整備

公共施設及び社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に施設が倒壊したり、火災が発生することのないよう、施設や設備の点検を行う。

エ．非常災害に関する具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(6) 外国人対策

災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア．在住外国人の把握

各地域に住む外国人について把握するよう努める。

イ．情報伝達体制の整備

外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムの整備に努める。

ウ．予防対策等

外国人に対し、災害時の対応及び避難場所等・避難路等の周知に努める。

(7) 浸水想定区域における災害時要援護者関連施設への警戒避難体制の充実

浸水想定区域内の主として高齢者等の利用する災害時要援護者関連施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、洪水予報等の伝達及び避難のための計画の作成推進等により、警戒避難体制の充実に努める。

(8) 災害時要援護者の安全確保対策

町は、災害時要援護者が災害時に安全に避難できるよう「災害時要援護者支援計画」を作成し、警察、消防、自治会、民生児童委員会、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等の避難支援等関係者と連携し、災害時要援護者の安全確保を行う。

また、避難支援等関係者は、災害時要援護者の円滑な避難の実施できるよう、町から情報提供された名簿や各機関における日常の活動を通じて、町と連携を図りながら、災害時要援護者の状況に注意を払うとともに、災害時に迅速な対応ができるように努める。

(9)避難支援等関係者の安全確保対策

避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることを第一とし、災害時要援護者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援安全確保の措置を定める。

町が災害時要援護者名簿の提供に係る同意を得る際や話し合いの場において、災害時要援護者名簿制度の活用方法や意義、避難支援等関係者が災害時要援護者を助けることができない可能性もある旨等を説明し、災害時要援護者の理解を得るよう努める。

(10) 各種公的保険制度の事務処理対策

町は、県、国及び関係機関（医療機関、地域包括支援センター等）と連携し、被災により国民健康保険、後期高齢者医療制度又は介護保険の被保険者証を紛失もしくは提示不可能となっていても、本人確認等により必要な医療もしくは介護サービスを受けられる体制整備を推進する。

第 6 節　ボランティア活動環境整備計画

実施担当	健康福祉課、社会福祉協議会

1. 計画方針

災害時において、町、県をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、住民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。しかし、行政や住民の対応を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細やかな対応が必要とされる。

そのため、日本赤十字社、県社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティアコーディネーター等の育成等、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努める。

2. 計画内容

災害時におけるボランティアは、防災ボランティア、被災地生活支援 NPO、一般ボランティアに区分される。

防災ボランティアは、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

被災地生活支援 NPO は、専門性や柔軟性、チームワークなど NPO の有する特性を活かし、被災者の支援活動等に当たるボランティアチームである。

一般ボランティアは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアである。

(1) 防災ボランティア・被災地生活支援 NPO の募集・登録

震災等の大規模な災害が発生した場合に災害活動に当たる防災ボランティア、被災地生活支援 NPO をあらかじめ募集・登録する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの育成に努める。

(3) 防災ボランティアセンターの組織化等

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う防災ボランティアセンターの組織化に努める。

また、防災ボランティアセンターの組織化に向け、活動拠点の確保に努める。

第７節　企業防災の促進に関する計画

実施担当	総務広報課、地方創生ブランド戦略推進課

1. 現状

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的活用、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る必要がある。

2. 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）策定を支援するための人材育成に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図る。また、事業継続計画（ＢＣＰ）の普及啓発活動を通じて、企業が地域の防災訓練等への積極的に参加することや、防災体制の整備等を行うよう働きかける。

3. 計画内容

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（ＢＣＰ）」の策定を行うよう、普及・啓発を実施する。

第 3 部

災害応急対策計画

第１章　防災組織計画

第１節　組織計画

実施担当	全課室

1. 計画方針

町内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、町が有する全機能を発揮して迅速かつ的確な防災活動を実施するための組織・体制について定める。

2. 計画内容

(1) 災害警戒体制・配備体制

災害の発生が予想されるとき（休日及び勤務時間外を含む）、又は町長が認めるときは、本部設置以前の体制として、おおむね次の基準により災害警戒体制・配備体制をとる。

ア．設置基準

①　地震・津波

警戒体制	①本町に震度４の地震が発生したとき（自主参集） ②和歌山県に津波注意報が発令されたとき（自主参集） ③南海トラフ地震に関する情報が発令されたとき（自主参集） ④その他町長が必要と認めたとき
配備体制 １号体制	①本町に震度５弱の地震が発生したとき（自主参集） ②和歌山県に津波警報が発表されたとき（自主参集） ③その他町長が必要と認めたとき
配備体制 ２号体制	①本町に震度５強の地震が発生したとき（自主参集） ②和歌山県に大津波警報が発表されたとき（自主参集） ③その他町長が必要と認めたとき

②　風水害

警戒体制	①本町に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報がいずれか発表されたとき（自主参集） ②本町に台風が接近する恐れがあり、警戒を要すると認められるとき ③その他町長が必要と認めたとき
配備体制 １号体制	①災害警戒本部体制で事態が悪化する恐れがあるとき ②本町に小規模な災害が起こる恐れがあるとき ③その他町長が必要と認めたとき
配備体制 ２号体制	①1 号体制中で事態が悪化する恐れがあるとき ②救助法の適用をしなければならないような災害の発生が予想されるとき ③その他町長が必要と認めたとき

③　その他の災害

警戒体制	①大規模な事故（爆発・多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等）が発生したとき ②その他町長が必要と認めたとき
配備体制 １号体制	①災害警戒本部体制中に、災害が発生する恐れが強くなったとき ②その他町長が必要と認めたとき
配備体制 ２号体制	①1 号体制中で事態が悪化する恐れがあるとき ②救助法の適用をしなければならないような災害の発生が予想されるとき ③その他町長が必要と認めたとき

イ．廃止基準

災害警戒体制・配備体制は、町長が不要と認めた時点、もしくは本部体制が確立した時点において解除される。

ウ．指揮命令系統

各体制の指令は、町長の指揮を受けた災害担当課長により発せられる。

災害担当課長には、総務広報課長をもって充てる。

(2) 災害対策連絡室

ア．設置基準

情報の収集並びに被害状況のとりまとめ、発表及び報告、その他所要の連絡調整に当たるため、配備体制の指令発令と同時に、災害対策連絡室を設置する。

イ．指揮命令系統

災害対策連絡室の長は副町長とし、副長は災害担当課長（総務広報課長）とする。

ウ．事務分掌と担当課

災害対策連絡室には、各課(室)の中から災害対策連絡室長が必要と認める人員を常駐させる。災害対策連絡室の事務担当は、次の通りとする。

＜災害対策連絡室の事務分掌と担当課＞

事務分掌	担当課
町長等への報告、連絡に関すること	地方創生ブランド戦略推進課、議会事務局
広報に関すること	総務広報課、地方創生ブランド戦略推進課、ふるさと納税推進課
職員の動員に関すること	総務広報課
財務に関すること	総務広報課、出納室
無線、電話、自動車の運行に関すること	総務広報課
連絡調整及び 被害状況のとりまとめに関すること	総務広報課
被災地の調査に関すること	住民生活課
り災証明の発行に関すること	住民生活課
消防及び気象情報に関すること	総務広報課
救助に関すること	健康福祉課
水防情報に関すること	産業建設課
波高及び潮位に関すること	産業建設課、人権推進課
衛生に関すること	住民生活課
農漁業用施設の管理及び被害状況の調査、 収集並びに災害応急対策に関すること	産業建設課
土木関係被害状況の調査、 収集及び災害応急対策に関すること	産業建設課、人権推進課
情報並びに被害状況の収集に関すること	各課

(3) 災害対策本部

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、町が有する全機能を発揮して迅速かつ的確な防災活動を実施するため、基本法第 23 条の規定に基づき、湯浅町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ア．設置基準

① 地震・津波

本部	①救助法の適用を要する災害（地震・津波）が発生し、町長が必要と認めたとき ②本町に震度６弱以上の地震が発生したとき（自主参集） ③和歌山県に津波警報が発令され、町長が必要と認めたとき ④その他災害の発生する恐れがあり、町長が必要と認めたとき

② 風水害

本部	①救助法の適用を要する災害（風水害）が発生し、町長が必要と認めたとき ②本町に暴風、大雨、洪水、高潮等の各警報がいずれか発せられて、町長が必要と認めたとき ③その他災害の発生する恐れがあり、町長が必要と認めたとき

③ その他の災害

本部	①大規模な火事、爆発、水難事故等が発生し、その対策を必要とすると町長が認めたとき ②救助法の適用を要する災害が発生し、町長が必要と認めたとき ③その他災害の発生する恐れがあり、町長が必要と認めたとき

イ．廃止基準

本部は、次の基準により廃止する。

① 災害発生の恐れが解消したとき

② 災害応急対策活動がおおむね終了したとき

③ その他本部長が必要なしと認めたとき

ウ．本部の設置場所

本部は、町役場内に設置する。

役場が被災した場合は、本部長が指定する施設内に設置する。

エ．指揮命令系統

本部は、本部長が指揮にあたる。

本部長に事故があるときは、副本部長が指揮をとる。

オ．本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他本部会議の内容はおおむね次の通りとする。

① 報告事項

・気象・地震情報及び災害情報
・配備体制について
・各部の被害・措置状況について
・その他

② 協議事項

・応急対策への指示
・各部各班間の調整事項の指示
・広域応援・自衛隊等への災害派遣要請の要否
・その他

カ．本部の編成及び事務分掌等

本部の編成は、以下の通りである。本部は、湯浅広川消防組合と連携を図る。
各部班の構成課及び事務分掌は、次頁以降の通りである。

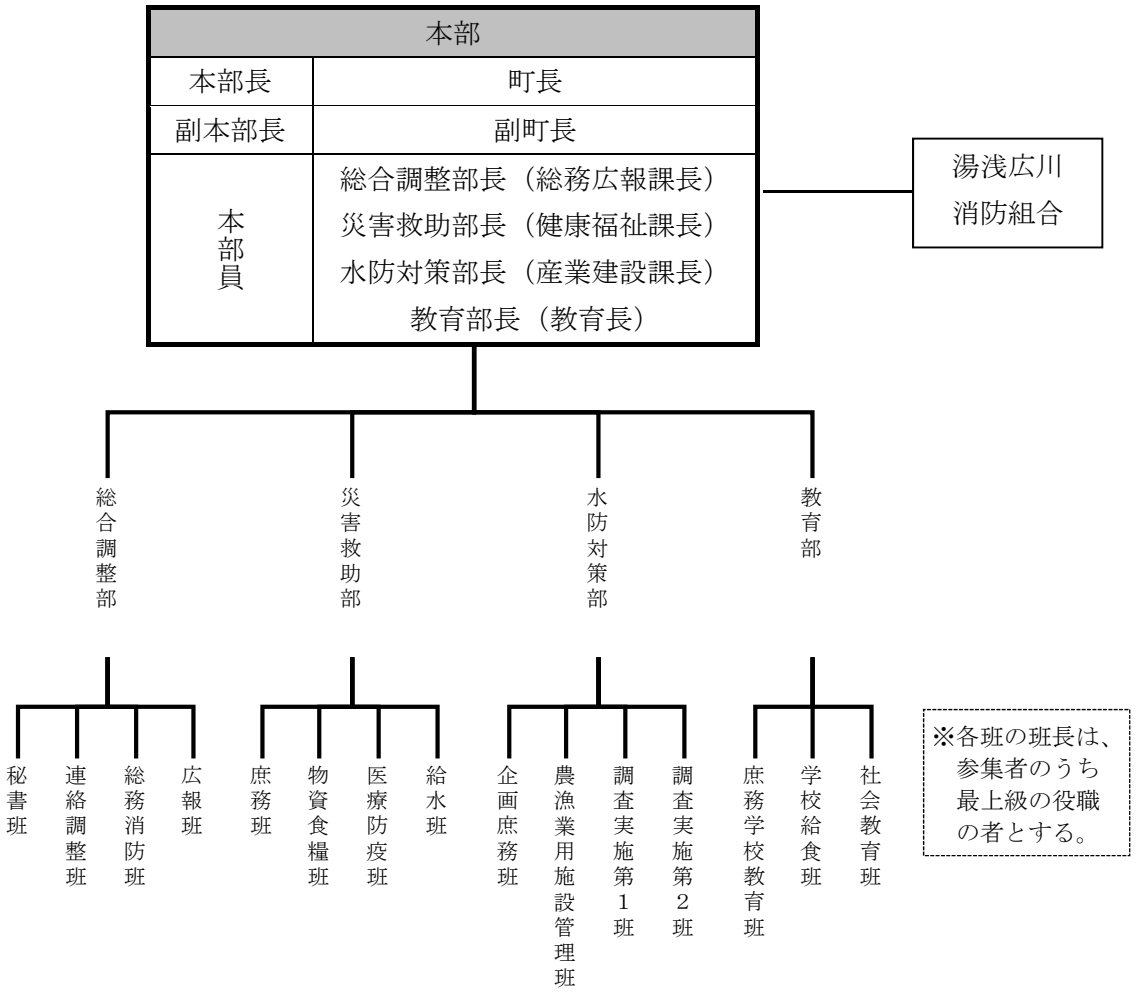

＜湯浅町災害対策本部組織図＞

＜事務分掌・総合調整部＞

部	班	構成課	事務分掌
総合調整部	秘書班	地方創生ブランド戦略推進課秘書係、議会事務局	①本部長の秘書的業務に関すること ②本部会議との連絡調整に関すること ③議員との連絡及び会議に関すること ④その他必要なこと
	連絡調整班	総務広報課管理職・総務係・財政係・管財係、地方創生ブランド戦略推進課管理職・政策企画係・観光振興係・歴史文化係、ふるさと納税推進課・ふるさと納税推進係、住民生活課住民係、会計管理者・出納室	①本部運営に関すること ②上級機関への報告、連絡に関すること ③総合連絡調整に関すること ④命令決定事項の伝達に関すること ⑤職員の動員、派遣要請に関すること ⑥救助活動に必要な情報等の収集に関すること ⑦財務に関すること ⑧無線、電話の管理及び公用車の配車に関すること ⑨気象予警報等の受信及び伝達に関すること ⑩避難所設置運営に関すること ⑪災害救助の全般的な計画・実施に関すること ⑫災害応急対策用物品等の購入に関すること ⑬災害救助に必要な物資、資機材の確保に関すること ⑭県、自衛隊、他の自治体等への派遣要請及び受入れに関すること ⑮庁舎の管理等に関すること ⑯町有財産等の災害対策、被害調査に関すること ⑰他班に属さないこと ⑱災害活動の出納に関すること ⑲観光施設等の被害状況調査に関すること ⑳その他必要なこと
	総務消防班	総務広報課地域防災係	①消火活動に関すること ②消防団員の出動に関すること ③本部会議との連絡調整に関すること ④その他必要なこと
	広報班	総務広報課地域防災係	①広報に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③被災地への慰問に関すること ④本部会議との連絡調整に関すること ⑤その他必要なこと

＜事務分掌・災害救助部＞

部	班	構成課	事務分掌
災害救助部	庶務班	住民生活課管理職・環境係	①防疫活動に必要な情報等の収集に関すること ②防疫用薬品の確保に関すること ③本部会議との連絡調整に関すること ④環境衛生に関すること ⑤遺体の収容、埋葬に関すること ⑥ごみ処理、し尿処理、廃棄物処理に関すること ⑦その他必要なこと
	物資食糧班	健康福祉課管理職・健康推進係・福祉係・介護保険係、人権推進課総合センター係・人権係	①災害時要援護者の被災状況調査及び必要な措置に関すること ②本部会議との連絡調整に関すること ③義えん物資の受領・配分に関すること ④義えん金の受理に関すること ⑤災害救助物資の輸送・配分に関すること ⑥災害救助に必要な食糧の確保に関すること ⑦災害弔慰金等支給及び援護資金等の融資に関すること ⑧ボランティア団体の支援の受入れ等に関すること ⑨精神・知的障がい者対応に関すること ⑩高齢者・障がい（身体）者対応に関すること ⑪被災者生活再建支援法に関すること ⑫その他必要なこと
	医療防疫班	健康福祉課健康推進係・地域包括支援センター	①医療救護及び助産に関すること ②感染症予防に関すること ③医薬品の整備及び補給に関すること ④保健所、日本赤十字社、その他医療機関との連絡調整に関すること ⑤本部会議との連絡調整に関すること ⑥その他必要なこと
	給水班	水道事務所	①上水道施設の被害状況の調査・情報収集及び災害応急対策に関すること ②本部会議との連絡調整に関すること ③飲料水の供給に関すること ④上水道施設の復旧、資機材の確保に関すること ⑤その他必要なこと

＜事務分掌・水防対策部＞

部	班	構成課	事務分掌
水防対策部	企画庶務班	産業建設課管理職	①経済関係被害状況等の調査･情報収集及び災害応急対策に関すること ②本部会議との連絡調整に関すること ③各関係機関、団体との連絡調整に関すること ④在港船舶対策に関すること ⑤水防に関すること（農林水産） ⑥その他必要なこと
	農漁業用施設管理班	産業建設課農水商工係	①農林水産関係施設等の被害状況調査･情報収集及び災害応急対策に関すること ②災害に伴う農作物・漁業施設被害調査等に関すること ③被害農家・漁家等の資金の融資に関すること ④被災中小企業者に対する融資に関すること ⑤本部会議との連絡調整に関すること ⑥水防に関すること（農漁業・災害対策） ⑦農林水産施設の応急対策に関すること ⑧その他必要なこと
	調査実施第１班	住民生活課税務係	①家屋被害等情報の収集及び報告に関すること ②本部会議との連絡調整に関すること ③町税の減免等に関すること ④り災証明の発行に関すること ⑤被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること ⑥その他必要なこと
	調査実施第２班	産業建設課工務係・管理係・地籍調査係	①道路・橋梁等の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ②河川・海岸・港湾の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ③建物の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ④本部会議との連絡調整に関すること ⑤応急仮設住宅等の建築に関すること ⑥災害復旧全般に関すること ⑦水防に関すること（インフラ） ⑧道路啓開に関すること ⑨その他必要なこと

＜事務分掌・教育部＞

部	班	構成課	事務分掌
教育部	庶務学校教育班	教育委員会管理職・教育総務係・学校教育係・幼児教育係、田保育所、向島保育所、武者越保育所	①教育関係の被害状況等の調査、情報収集及び災害差応急対策に関すること ②本部会議との連絡調整に関すること ③臨時の授業その他学校運営に関すること ④児童・生徒の保健管理に関すること ⑤職員の動員・派遣及び救助に関すること（学校職員を除く） ⑥教科書の調達に関すること ⑦その他必要なこと
	学校給食班	教育委員会給食センター	①本部会議との連絡調整に関すること ②学校給食及び炊出し物資の管理に関すること ③その他必要なこと
	社会教育班	教育委員会社会教育係・子ども会指導係・町立図書館	①社会教育施設及び社会体育施設の被害状況等の調査・情報収集及び災害応急対策に関すること ②文化財の被害状況等の調査・情報収集及び災害応急対策に関すること ③本部会議との連絡調整に関すること ④ＰＴＡ、婦人会等社会教育団体との連絡に関すること ⑤避難所受入れに関すること ⑥その他必要なこと

＜事務分掌・湯浅広川消防組合＞

組織名	事務分掌
湯浅広川消防組合	①被災者の救助、救出に関すること。 ②消火活動に関すること。 ③災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ④行方不明者の捜索に関すること。 ⑤避難誘導に関すること。 ⑥消防本部、消防署の業務計画に従う。

キ．現地本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助、その他災害応急対策を迅速に実施するために必要と認められるときは、現地本部を設置する。なお、現地本部は、災害地の応急対策の実施に適した場所に設置するものとする。

第 2 節　動員計画

実施担当	全課室

1. 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害警戒体制・配備体制、本部の動員について定める。

2. 計画内容

(1) 動員の系統

本部における職員の動員は、本部長の決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。

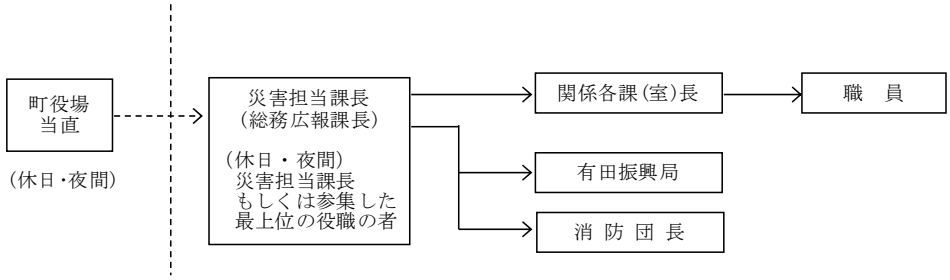

警 戒 体 制	災害担当課長＋担当各課(室)の必要な人員
1号配備体制	災害担当課長＋担当各課(室)の必要な人員
2号配備体制	災害担当課長＋全各課(室)の必要な人員
災害対策本部	全職員

＜配備についての伝達系統＞

(2) 動員の伝達

ア．勤務時間内

勤務時間内における配備指令は、災害担当者が町長と協議の上、各課(室)長に連絡するとともに、庁内放送を行う。

イ．勤務時間外

①日直又は警備員は、防災関係機関や住民等からの通報があったときは、直ちに災害担当課長に連絡する。

②災害担当課長は、上記の情報について確認の上、町長の指揮を受け、配備指令を発令する。

③各課(室)長は、配備指令に基づき職員を直ちに非常招集する。

④招集方法は、次の手段による。

・電話・携帯電話
・防災行政無線放送
・その他必要によって使徒等

(3) 所属職員の掌握

各課(室)長は、所属職員の掌握を行い、災害担当課長に報告する。

第 2 章　地震・津波災害応急対策計画

第 1 節　配備・動員体制計画

実施担当	全課室

1. 計画方針

地震・津波災害時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の災害警戒・配備体制及び本部の動員基準等について定める。

2. 計画内容

町長は、次表に基づき、災害警戒体制等を決定する。

職員は、次表に基づき、あらかじめ定められた場所に自主的に参集する。

＜地震・津波災害時の配備・動員体制＞

体制		動員基準	内容	配備人員
警戒体制		①本町に震度 4 の地震が発生したとき（自主参集） ②和歌山県に津波注意報が発令されたとき（自主参集） ③南海トラフ地震に関する情報が発令されたとき（自主参集） ④その他町長が必要と認めたとき	本町に震度 4 の地震が発生し、又は和歌山県沿岸に津波注意報が発令され、警戒を必要とするときで、災害の警戒に当たり、地震等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整を行う。	総務広報課 産業建設課 の必要な人員
配備体制	1 号体制	①本町に震度 5 弱の地震が発生したとき（自主参集） ②和歌山県に津波警報が発表されたとき（自主参集） ③その他町長が必要と認めたとき	本町に震度 5 弱の地震が発生し、又は和歌山県沿岸に津波警報が発令されたときで、町域の全部に中規模災害又は一部の地域においては大規模災害が発生した場合に対処し得る相当規模の配備体制。	警戒体制各課 地方創生ブランド戦略推進課 ふるさと納税推進課 住民生活課 健康福祉課 教育委員会 の必要な人員
	2 号体制	①本町に震度 5 強の地震が発生したとき（自主参集） ②和歌山県に大津波警報が発表されたとき（自主参集） ③その他町長が必要と認めたとき	大災害が発生した場合に直ちに迅速な活動を行うことができる体制。	全各課(室) の必要な人員
本部		①救助法の適用を要する災害（地震・津波）が発生し、町長が必要と認めたとき ②本町に震度 6 弱以上の地震が発生したとき（自主参集） ③和歌山県に津波警報が発令され、町長が必要と認めたとき ④その他災害の発生する恐れがあり、町長が必要と認めたとき	町が有する全機能を発揮して、迅速かつ的確な防災活動を実施するための体制。	全職員

※各号の必要な人員は、関係各課(室)長の裁量による。
※災害担当課長は、状況判断により必要に応じて第 1 号及び第 2 号の関係各課(室)の範囲を適宜増減することができる。
※警戒及び配備体制の人員については、速やかに災害担当課長に報告する。
※湯浅広川消防組合の動員については、消防長が別に定める。

第 2 節　地震・津波に関する情報の収集・伝達計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

大規模な地震が発生し、又は地震による津波等の発生する恐れがある場合、的確な災害応急対策を実施するため、津波予報、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報を収集し、伝達を行う。

2. 計画内容

(1) 津波警報・注意報・予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア．津波予報区

和歌山県は全域が 1 つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

イ．津波警報・注意報・予報の種類と内容

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

＜津波警報・注意報の解説及び発表される津波の高さ＞

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m＜予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難が必要。
		10m (5m＜予想高さ≦10m)		
		5 m (3m＜予想高さ≦5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m＜予想高さ≦3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難が必要。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れることが必要。

＊大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

＜津波予報の解説＞

種類	発表される場合	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続する時	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ．地震情報及び津波情報の種類と内容

＜地震情報の種類と内容＞

区分	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報	緊急地震速報（警報）注 1	地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度 5 弱以上）が予想される地域及び震度 4 が予想される地域名（湯浅町は和歌山県北部）
	震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分後に、震度 3 以上を観測した地域名（湯浅町は和歌山県北部）と地震の揺れの発現時刻を速報
	震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
	各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

区分	情報の種類	発表基準	発表内容
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせ等を発表。
	推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

注 １：震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合、緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置づける

区分	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	和歌山県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する。
	津波観測に関する情報※1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	津波に関するその他の情報※2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

※1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※3）の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※3 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波観測点(平成 27 年 4 月 1 日現在)

＜津波観測点＞

検潮所名称	所在地
那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
串本町袋港	和歌山県西牟婁郡串本町袋港
白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
和歌山	和歌山県和歌山市和歌山下津港
和歌山白浜沖	和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎より沖合い約 17km（ＧＰＳ波浪計）

エ．大津波警報・津波警報・注意報・予報、地震情報及び津波情報(震度速報を除く)

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関へ通知する。

①大津波警報・津波警報・注意報・予報及び津波情報

和歌山県に発表されたとき

②地震情報

(ア)震源震度に関する情報

a 和歌山県内で震度 3 以上を観測したとき

b 隣接府県(大阪府、奈良県、三重県)で震度 4 以上を観測したとき

c 上記以外の都道府県で震度 6 弱以上を観測したとき

(イ)各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度 1 以上を観測したとき

(ウ)その他の情報(震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報等)

地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき

(2) 大津波警報・津波警報・注意報・予報等の通知と伝達

津波警報等は、以下の経路で伝達される。

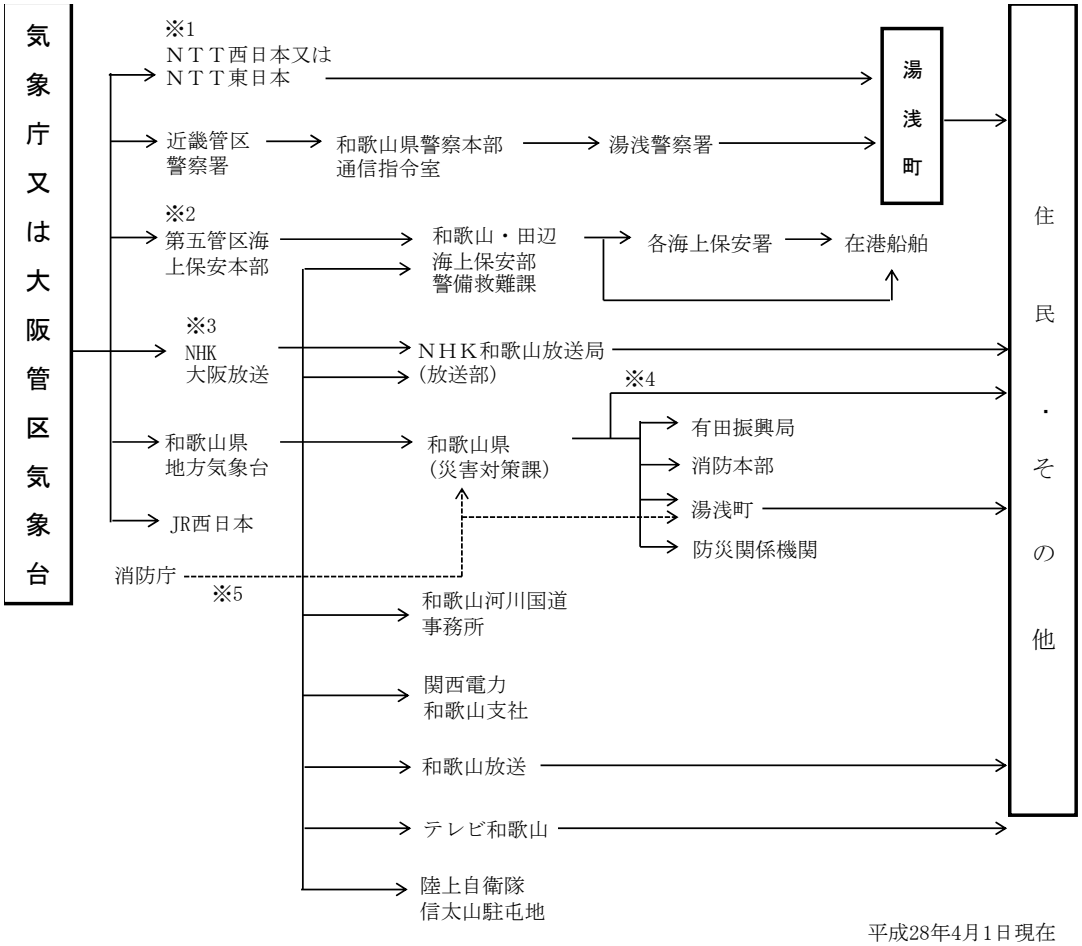

平成28年4月1日現在

(注)1　和歌山地方気象台からの伝達は、「防災情報提供システム」及び「アデスオンライン」による。
2　※1 は、大津波警報・津波警報の発表及び解除のみ伝達する。
3　※2 は、神戸海洋気象台から伝達する。
4　※3 は、ＮＨＫ大阪放送局が大津波警報・津波警報を緊急警報放送システム（ＥＷＳ）により放送する。
5　※4 は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
6　※5 は、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）により伝達する。
7　和歌山県（総合防災課）から住民への伝達は、津波警報等の発表時のみ行う。

＜津波警報・注意報・予報等の通知と伝達＞

(3) 津波警報等の周知等

ア. 県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合には、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。また、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

周知の方法はおおむね次の通りとする。

①広報車による。

②防災行政無線、防災ラジオ等による。

③消防団を通じる。

④サイレン、警鐘等による。

イ. 気象台から津波警報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報等の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

ウ. 災害の発生する恐れがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。

エ. 警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

オ. 防災行政無線から放送される津波警報等のサイレン音について、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の標準サイレン音に統一するものとする。

(4) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

ア. 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ. 警察官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長及び所轄警察署長に通報する。

ウ. 町長の通報

上記のア、イによって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対し、通報する。

エ. 和歌山地方気象台に通報する異常現象

①水象に関する事項、津波による異常潮位、異常波浪

②地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

オ. 周知徹底

関係の各機関は、異常現象を発見し、また通報を受けたときは、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

(5) 「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う対応

『「南海トラフ地震に関連する情報※」が発表された際の政府の対応について』（平成 29 年 9 月 26 日　中央防災会議幹事会決定）に基づき、国において新たな防災対応が定められるまでの間、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合、情報収集・連絡体制の整備や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震と津波への備えを徹底する。

※「南海トラフ地震に関連する情報」について
気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言をえるために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象（※１）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※１：南海トラフ沿いでマグニチュード７以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

第 3 節　避難勧告・指示計画

第 1　津波からの避難勧告・指示計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

津波による被災の発生が想定され、住民の生命、身体を保護するために必要であると認められるとき、その区域を指定し、当該区域にある者に対し、安全な場所へ避難するよう避難勧告・指示を行う。

（参考：[別冊] 避難勧告等の判断・伝達マニュアル）

2. 計画内容

(1) 避難指示（緊急）の発令基準

① 気象台が和歌山県予報区で、大津波警報、津波警報を発表したとき
② 強い地震（震度 4 以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れで、避難の必要が認められるとき

(2) 伝達経路

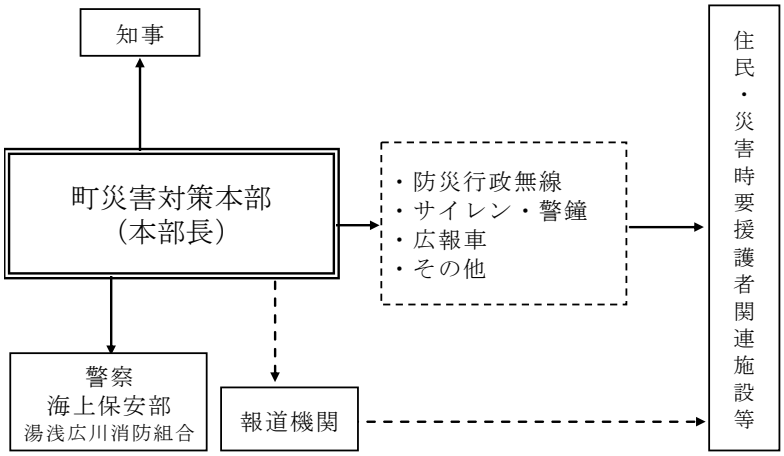

※報道機関への報道要請・・避難勧告等の内容（対象区域等必要事項）について速やかに報道機関宛に要請する。

＜伝達経路＞

(3) 対象地域

沿岸埋立地及び海岸・河川沿いにある以下の区域に対し、陸側への避難を対象とする。

＜地域内にある者に対し、高台や浸水区域外への避難を対象とする地域＞

地域名	避難対象町丁目	地域名	避難対象町丁目
田	全域	湯浅	国道より西地区
栖原	全域	別所	国道より西地区

(4) その他

その他避難に関する事項は、本部「第 8 章 第 3 節 避難計画」による。

第 2　地震災害時の避難勧告・指示計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

地震により被災した住民の生命、身体を保護するために必要であると認められるとき、その区域を指定し、当該区域にある者に対し、安全な場所へ避難するよう避難勧告・指示を行う。

2. 計画内容

(1) 避難勧告・指示の発令基準

①災害の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき
②有毒ガス等の危険物質が流出・拡散し又はその恐れがあり、住民に生命の危険が認められるとき
③崖崩れ等の発生の可能性があるとき
④災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を及ぼす恐れがあるとき
⑤不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において、避難が必要とされるとき
⑥その他の災害により、本部長が認めるとき

(2) 伝達経路

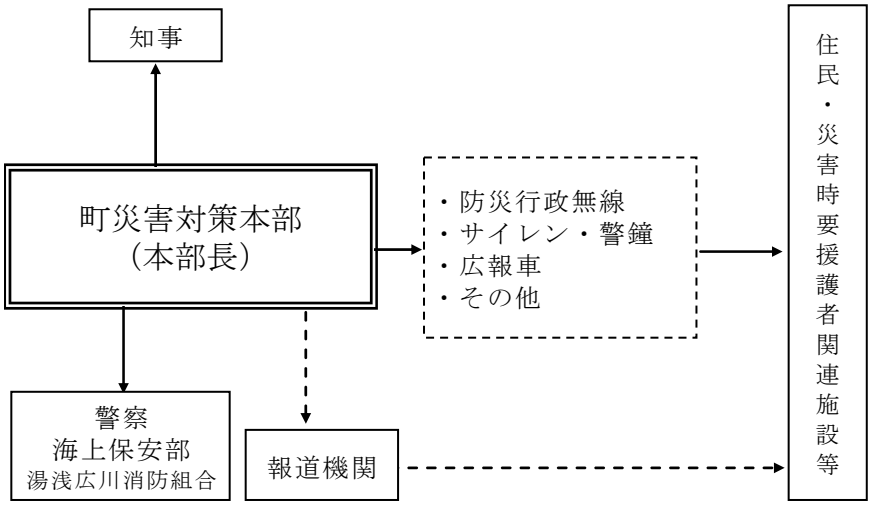

※報道機関への報道要請・・避難勧告等の内容（対象区域等必要事項）について速やかに報道機関宛に要請する。

＜伝達経路＞

(3) その他

その他避難に関する事項は、本部「第 8 章 第 3 節 避難計画」による。

第 3 章　風水害応急対策計画

第 1 節　配備・動員体制計画

実施担当	全課室

1. 計画方針

風水害時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の災害警戒・配備体制及び本部の動員基準等について定める。

2. 計画内容

町長は、次表に基づき、災害警戒体制等を決定する。

職員は、次表に基づき、あらかじめ定められた場所に自主的に参集する。

＜風水害時の配備・動員体制＞

体制		動員基準	内容	配備人員
警戒体制		①本町に大雨、洪水、暴風、高潮等の各警報がいずれか発表されたとき（自主参集） ②本町に台風が接近する恐れがあり、警戒を要すると認められるとき ③その他町長が必要と認めたとき	気象状況等により災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき。災害警戒本部を設置し、災害の警戒に当たり、気象警報等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する体制。	総務広報課 産業建設課 の必要な人員
配備体制	1号体制	①警戒体制中で事態が悪化する恐れがあるとき ②本町に小規模な災害が起こる恐れがあるとき ③その他町長が必要と認めたとき	必要最小限の所要人員をもって、災害に対する警戒体制をとり、合わせて小規模な災害が発生した場合に対処し得る体制。	警戒体制各課 地方創生ブランド戦略推進課 ふるさと納税推進課 住民生活課 健康福祉課 教育委員会 の必要な人員
	2号体制	①1 号体制中で事態が悪化する恐れがあるとき ②救助法の適用をしなければならないような災害の発生が予想されるとき ③その他町長が必要と認めたとき	町域の全部に中規模災害又は一部の地域において大規模災害が発生した場合に対処し得る相当規模の体制。	全各課(室) の必要な人員
本部		①救助法の適用を要する災害（風水害）が発生し、町長が必要と認めたとき ②本町に暴風・大雨、洪水、高潮等の各警報がいずれか発せられて、町長が必要と認めたとき ③その他災害の発生する恐れがあり、町長が必要と認めたとき	町が有する全機能を発揮して、迅速かつ的確な防災活動を実施するための体制。	全職員

※各号の必要な人員は、関係各課（室）長の裁量によるものとする。
※災害担当課長は、状況判断により必要に応じて第 1 号及び第 2 号の関係各課（室）の範囲を適宜増減することができる。
※警戒及び配備体制の人員については、速やかに災害担当課長に報告するものとする。
※湯浅広川消防組合の動員については、消防長が別に定める。

第 2 節　気象警報等の収集・伝達計画

第 1　気象警報の収集・伝達計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、高潮、波浪、洪水、津波に関する注意報及び警報等に関する情報等を各防災関係機関との連携のもと、迅速かつ正確に収集してその周知を図り、的確な災害対策を実施する。

2. 計画内容

(1) 気象注意報及び警報等

ア．気象注意報

注意報は、和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するものである。

イ．気象警報

警報は、和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するものである。

ウ．特別警報

特別警報は、和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪等の予想される現象が特に異常であるため、県内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するものである。

エ．記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測又は解析したときに、和歌山県気象情報の一種として発表する

オ．発表区分

気象警報等の発表区分は、和歌山地方気象台が注意報・警報でその区域を対象又は限定して発表する場合、紀中（市町村等をまとめた地域）、湯浅町（二次細分区域）となる。

＜発表区分＞

＜気象注意報の種類と発表基準＞

種類			発表基準
注意報	気象注意報	風雪注意報	風雪による被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。
		強風注意報	強風による被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。
		大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。表面雨量指数が 10、土壌雨量指数が 130 になると予想される場合。
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。24 時間の降雪の深さが 5cm 以上になると予想される場合。
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼす恐れのある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。最小湿度 35%で実効湿度 60%以下になると予想される場合。
		なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。積雪の深さが 50cm 以上あり、高野山の最高気温が 10℃以上、又はかなりの降雨が予想される場合。
		着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こる予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。気温が-2℃～2℃、24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上と予想される場合。
		霜注意報	3 月 20 日以降最低気温 3℃以下で、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。
		低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が起こると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。沿岸部で最低気温が-4℃以下と予想される場合。
	＊ 地面現象注意報		大雨、大雪による山くずれ、地すべり等によって、被害が予想される場合。
	高潮注意報		台風等による海面の異常上昇によって、被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。潮位が東京湾平均海面(T.P)上 1.3m以上になると予想される場合。
	波浪注意報		波高(有義波高)3.0m以上の風浪、うねり等によって被害が予想される場合。
	*浸水注意報		浸水によって被害が予想される場合。
	洪水注意報		洪水によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。流域雨量指数が山田川流域＝10.8、広川流域＝15.1 になると予想される場合。また、複合基準が山田川流域＝（8,8.6）、広川流域＝（5,15.1）になると予想される場合。

＜気象警報の種類と発表基準＞

種類			発表基準
警報	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m /s 以上になると予想される場合。
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。
		大雨警報（浸水害）（土砂災害）	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。表面雨量指数基準が 15 になると予想される場合は、大雨警報（浸水害）。土壌雨量指数が 185 になると予想される場合は、大雨警報（土砂災害）。
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上になると予想される場合。
	＊ 地面現象警報		大雨、大雪による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。
	高潮警報		台風等による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。潮位が東京湾平均海面(T.P)上 1.8m以上になると予想される場合。
	波浪警報		波高（有義波高）6.0m以上の風浪、うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。
	*浸水警報		浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。
	洪水警報		洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。流域雨量指数が山田川流域＝13.6、広川流域＝18.9 になると予想される場合。

(注)1. 発表基準欄に記載した数値は、和歌山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な条件である。
2. ＊：この注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。
3. 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除、又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

＜気象等に関する特別警報の発表基準＞

種類		発表基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注)1. 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

(2) 火災警報及び火災気象通報

ア．火災警報

消防法第 22 条に基づき、町長は和歌山地方気象台から気象の状況が火災予防上危険であるとの通報（火災気象通報）を受けたとき、また、町長が自ら気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときには、火災警報の発令を行う。

イ．火災気象通報

消防法に基づいて和歌山地方気象台が、気象の状況から火災の危険があるときに、その状況について県を通じ町に伝達される。

（火災気象通報を行う場合の基準）

①実効湿度が 60%※以下で、最小湿度が 35※%以下となり最大風速 8m/s 以上の風が吹くと予想されるとき。（※気象官署の値）

②平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹くと予想されるとき。ただし、降雨、降雪がある場合は通報しないこともある。

(3) 注意報・警報等の伝達

ア．気象注意報・警報等の伝達経路

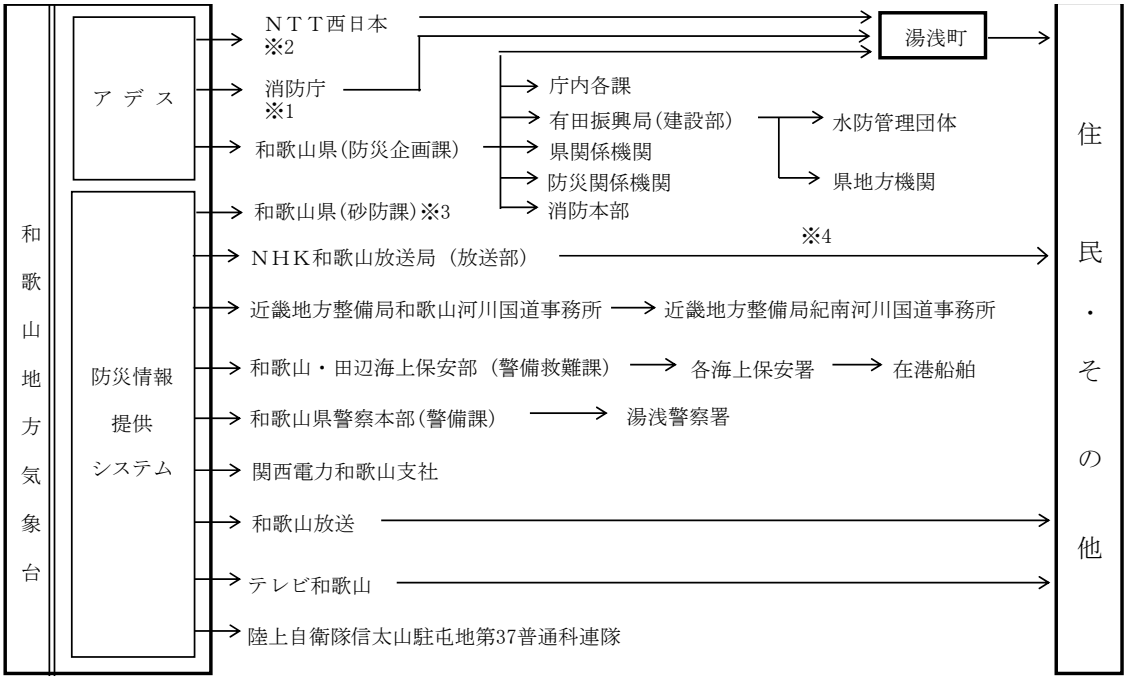

（注）1　※1 は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
2　※2 は、特別警報、警報のみ伝達する。
3　※3 は、特別警報、警報及び土砂災害警戒情報のみ伝達する。
4　※4 は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する（エリアメール、緊急速報メールについては、土砂災害緊急情報、指定河川洪水で緊急を要するとき）。
5　各海上保安署とは、海南海上保安署、串本海上保安署をいう。
6　休・祭日、官公庁執務時間外も同様である。

＜気象注意報・警報の伝達経路＞

イ．気象注意報・警報等の周知

県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。また、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

周知の方法は、次の通りとする。

①防災行政無線

②広報車

③サイレン、警鐘等

ウ．異常現象を発見した者の措置

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

①　発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長、警察官又は海上保安官に通報する。

②　警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長及び所轄警察署長に通報する。

③　町長の通報

上記の①・②によって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対し、通報する。

④　和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示す。

(ｱ) 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象

(ｲ) 水象に関する事項、異常潮位（津波を含む）異常波浪

(ｳ) 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

⑤　周知徹底

関係の各機関は、異常現象を発見し、また通報を受けたときは、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

（参考：資料編 3-9．防災行政無線系統図）

（参考：資料編 3-10．同報系無線システム配置図）

第 2　水位情報の収集・伝達計画

実施担当	連絡調整班、物資食糧班

1. 計画方針

河川のはん濫による被害を軽減するため、水位情報を収集し、必要に応じて関係機関等へ伝達を図り、的確な災害対策を実施するための水位情報を収集・伝達する。

2. 計画内容

(1) 水位周知河川（山田川及び広川）に関する水位情報

山田川及び広川は、水防法に基づく水位周知河川に指定されており、指定された水位に到達した場合、河川管理者である和歌山県有田振興局から水位情報が発表される。

＜河川の指定水位＞

河川名	区域	対象量水標	水位	発表事務所	担当水防管理団体
山田川	畑前橋から （左岸）有田郡湯浅町山田 （右岸）有田郡湯浅町山田 海まで	三之橋	はん濫危険水位 2.40 避難判断水位 2.20 はん濫注意水位 2.10 水防団待機水位 1.60	有田	湯浅町
広川	河瀬橋下流 300m地点から （左岸）有田郡広川町河瀬 （右岸）有田郡広川町井関 海まで	新広橋	はん濫危険水位 2.60 避難判断水位 2.40 はん濫注意水位 2.20 水防団待機水位 1.70	有田	湯浅町 広川町

(2) 水位情報の伝達

水位情報の伝達を受けたときは、次により伝達する。

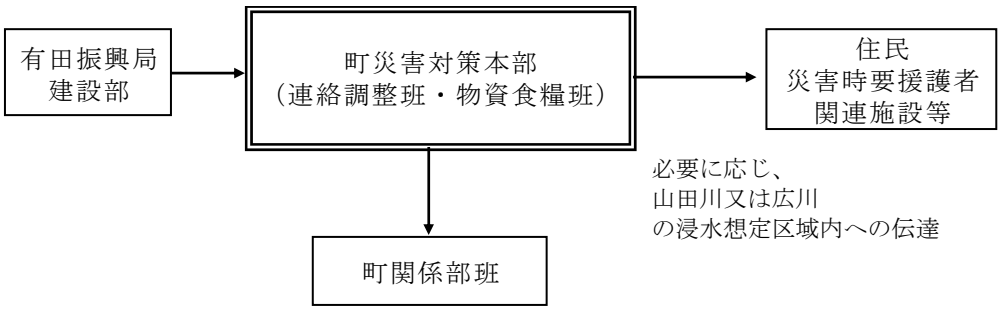

＜情報伝達系統図＞

(3) 浸水想定区域内への情報伝達

洪水予報等の伝達を受けたときは、必要に応じて住民及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の所有者、管理者に情報を伝達し、注意・警戒を促す。

＜浸水想定区域内への伝達＞

伝達担当	伝達先	伝達内容等
連絡調整班	関係地域の住民、関係機関	注意事項や避難喚起等を防災行政無線及び電話・ファックス等で伝達
物資食糧班	浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設等の管理者	

（参考：資料編 3-14. 災害時要援護者関連施設一覧表）

第 3　土砂災害警戒情報の収集・伝達計画

実施担当	連絡調整班、物資食糧班

1. 計画方針

土砂災害による被害を軽減するため、土砂災害警戒情報を収集し、必要に応じて関係機関等へ伝達を図り、的確な災害対策を実施するための土砂災害警戒情報を収集・伝達する。

2. 計画内容

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する防災情報である。土石流と、集中して発生するがけ崩れを対象としている。また、予測が困難な地すべりや単独で発生するがけ崩れ等は対象としていない。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

気象台と県が発表する土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、次により伝達する。

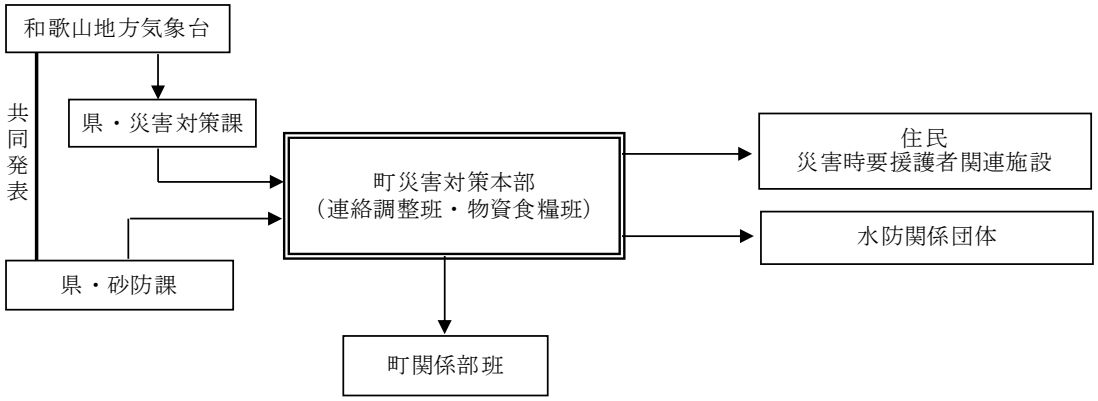

＜情報伝達系統図＞

(3) 土砂災害警戒区域・危険箇所区域内への情報伝達

土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、必要に応じて住民及び土砂災害警戒区域・危険箇所区域内の災害時要援護者関連施設の所有者、管理者に情報を伝達し、注意・警戒を促す。

＜土砂災害危険箇所区域内への伝達＞

伝達担当	伝達先	伝達内容等
連絡調整班	関係地域の住民、関係機関	注意事項や避難喚起等を防災行政無線及び電話・ファックス等で伝達
物資食糧班	土砂災害警戒区域・危険箇所区域内の災害時要援護者関連施設等の管理者	

（参考：資料編 3-14. 災害時要援護者関連施設一覧表）

第 3 節　災害警戒活動計画

第 1　河川の警戒活動計画

実施担当	調査実施第 2 班

1. 計画方針

河川のはん濫による被害を軽減するため、町内における重要水防箇所（河川）等への警戒活動及び応急対策を行う。

2. 計画内容

(1) 警戒活動

気象警報や水位情報に注意し、町内における重要水防箇所等への警戒活動を行い、必要に応じて、関係部班及び関係機関への連絡を行う。

(2) 応急対策

堤防、護岸の崩壊箇所等について、被害の軽減を図るため、必要に応じて、内水（河川に排出できずに氾濫した水）の排除、ビニールシートによる浸水防止対策、土のう及び矢板での締め切り等の応急対策を行う。

(3) 河川関係障害物の除去

災害時の緊急調査において、排水路、河川等の橋脚、暗渠流入口等につかえる浮遊物、その他の障害物を発見したときは、可能なものについて応急除去を行う。除去不可能なものについては、これを直ちに本部に報告する。本部は、直ちに管理者等と連携して、要員を現場に派遣し、除去を行う。

第 2　土砂災害等の警戒活動計画

実施担当	調査実施第 2 班

1. 計画方針

土砂災害による被害を軽減するため､町内の土砂災害危険箇所への警戒活動及び応急対策を行う。

2. 計画内容

(1) 警戒活動

気象警報や土砂災害警戒情報に注意し、町内の土砂災害危険箇所への警戒活動を行い、必要に応じて、関係部班及び関係機関への連絡を行う。

(2) 応急対策

がけ地等の崩壊箇所について、被害の軽減を図るため、必要に応じて、ビニールシート等によるがけ地崩落防止等の応急対策を行う。

また、人家等にかかる土砂災害が発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（有田振興局建設部、県土整備部河川・下水道局砂防課）に対し第 1 報を送付する。

（参考：資料編 4-12. 土砂災害緊急 FAX 送付状（第 1 報））

第 3　海岸の警戒活動計画

実施担当	調査実施第 2 班

1. 計画方針

高潮災害等による被害を軽減するため、町内の重要水防箇所（海岸）等への警戒活動を行う。

2. 計画内容

(1) 警戒活動

気象警報や高潮情報に注意し、町内の重要水防箇所等への警戒を行い、必要に応じて、関係部班及び関係機関への連絡を行う。

第 4　ため池の警戒活動計画

実施担当	農漁業用施設管理班

1. 計画方針

ため池災害による被害を軽減するため､町内のため池への警戒活動及び応急対策を行う。

2. 計画内容

(1) 警戒活動

気象警報に注意し、町内のため池への警戒活動を行い、必要に応じて、関係部班及び関係機関への連絡を行う。

(2) 応急対策

堤体等の崩壊箇所について、被害の軽減を図るため、貯水の排除やビニールシートによる崩壊箇所の保護等、崩壊拡大防止に必要な応急対策を行う。

第 4 節　避難勧告・指示等計画

第 1　洪水からの避難勧告・指示等計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

洪水による被害の恐れがあるときは、河川管理者と十分な情報交換を行い、区域を指定して避難勧告・指示等を行う。なお、避難勧告等の対象としては、町内に浸水想定区域が指定されている山田川のはん濫及び内水はん濫とする。その他河川のはん濫については、現場状況等に応じて、避難勧告・指示等の発令を行うものとする。

（参考：[別冊] 避難勧告等の判断・伝達マニュアル）

2. 計画内容

(1) 避難勧告・指示等の発令基準

本部長は、山田川のはん濫及び内水はん濫に関する避難勧告・指示等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に記載の基準を参考に、災害対策本部各班及び有田振興局等に状況の確認の上、総合的に判断して発令する。

なお、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

(2) 避難勧告・指示等の発令対象区域

避難勧告・指示等の発令対象区域は、山田川浸水想定区域図において 0.5m以上の浸水が一部でも想定されている区域､浸水は想定されていないが注意が必要な区域及び内水はん濫区域とする。

＜洪水に関する避難勧告・指示等の発令対象区域＞

発令対象区域
道町北、北道、宮西、大宮通 3 区、東大宮、出水、野下、東南道 2 区、青木 北栄 1～3 区、横浜、方津戸、北町、本町、中之島、中川原、島之内、栖原、田

(3) 伝達経路

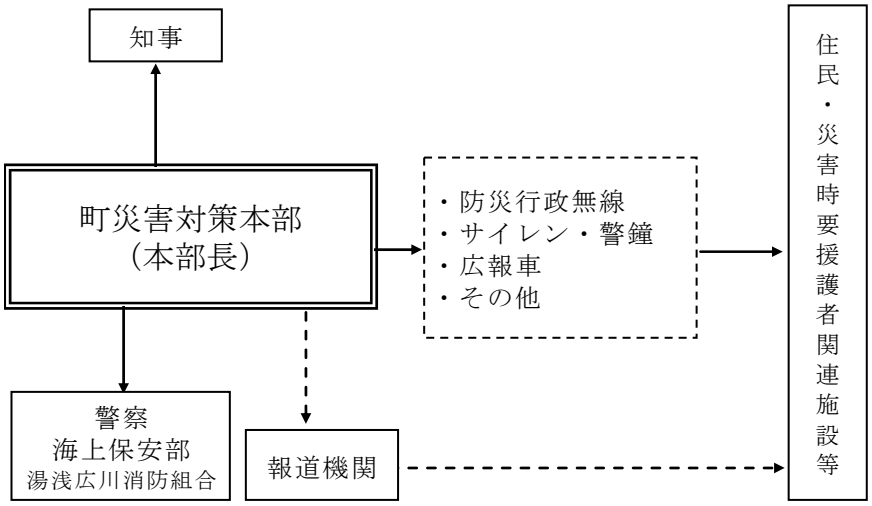

＜伝達経路＞

(4) 洪水時の避難方法

避難は、浸水等の被害が発生する前を原則とする。

避難勧告・指示等を出す時点において、浸水等の被害が発生している場合は、住民等が避難途中に被災する可能性があるため、状況に応じて自宅の 2 階以上の安全な階等への避難を促すように注意する。

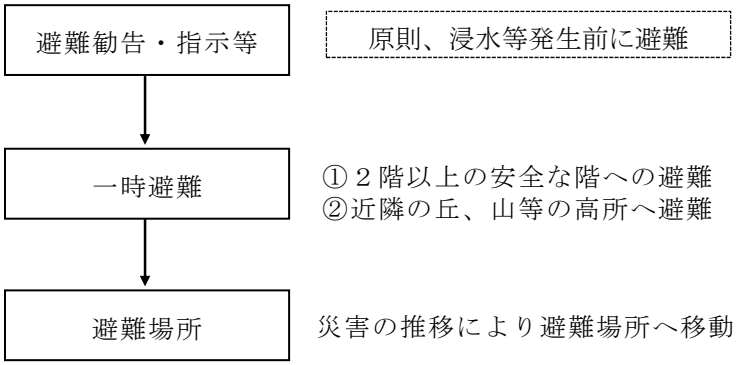

＜洪水時の避難方法＞

(5) その他

その他避難に関する事項は、本部「第 8 章 第 3 節 避難計画」による。

第 2　土砂災害からの避難勧告・指示等計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

土砂災害による被害の恐れがあるときは、その区域を指定して避難勧告･指示等を行う。

（参考：[別冊] 避難勧告等の判断・伝達マニュアル）

2. 計画内容

(1) 避難勧告・指示等の発令基準

本部長は、土砂災害に関する避難勧告・指示等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に記載の基準を参考に、災害対策本部各班及び有田振興局等に状況の確認の上、総合的に判断して発令する。

なお、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

(2) 避難勧告・指示等の発令対象区域

避難勧告･指示等の発令対象区域は、土砂災害の危険個所（土石流及び急傾斜地崩壊）、土砂災害警戒区域を含む以下の区域を基本とする。

＜土砂災害に関する避難勧告・指示等の発令対象区域＞

発令対象区域
田、吉川、栖原、方津戸、横田、横浜、北栄 1～3 区、本町、中之島、東南道 1 区、別所、青木、山田

(3) 伝達経路

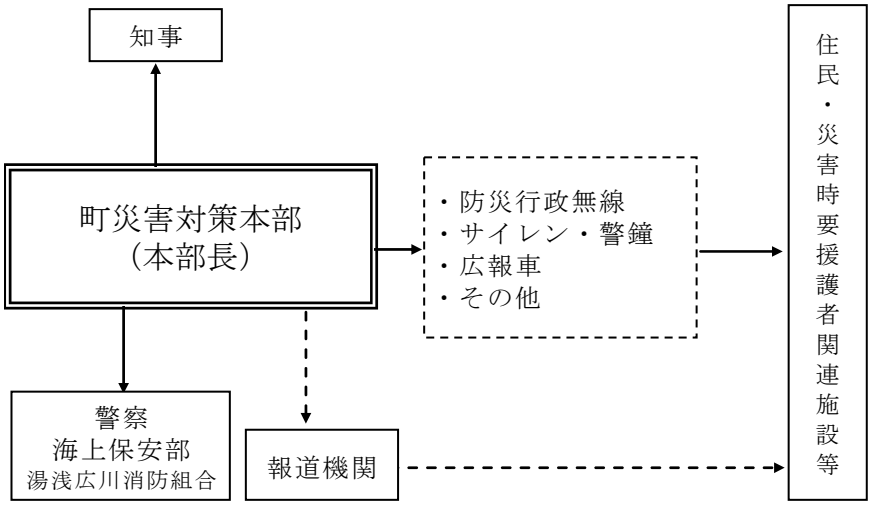

＜情報伝達＞

(4) その他

その他避難に関する事項は、本部「第 8 章 第 3 節 避難計画」による。

第 3　高潮からの避難勧告・指示等計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

高潮による被害の恐れがあるときは、その区域を指定して避難勧告・指示等を行う。

（参考：[別冊] 避難勧告等の判断・伝達マニュアル）

2. 計画内容

(1) 避難勧告・指示等の発令基準

本部長は、高潮に関する避難勧告・指示等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に記載の基準を参考に、災害対策本部各班及び有田振興局等に状況の確認の上、総合的に判断して発令する。

なお、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

(2) 避難勧告・指示等の発令対象区域

避難勧告・指示等の発令対象区域は、高潮の被害が想定される沿岸部の地域とする。

＜高潮に関する避難勧告・指示等の発令対象区域＞

発令対象区域
田、栖原、港、なぎ、横浜、島之内

(3) 伝達経路

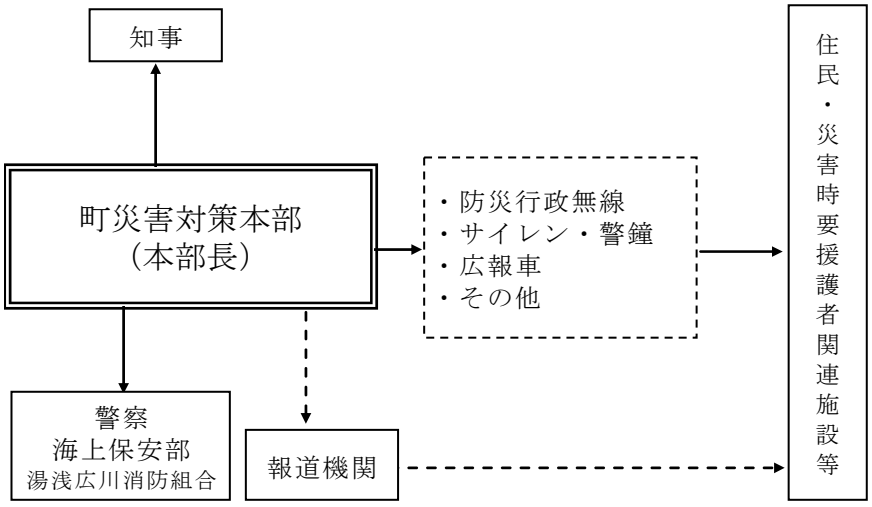

＜情報伝達＞

(4) その他

その他避難に関する事項は、本部「第 8 章 第 3 節 避難計画」による。

第 4 章　その他災害応急対策計画

第 1 節　配備・動員体制計画

実施担当	全課室

1. 計画方針

その他災害時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の災害警戒・配備体制及び本部の動員基準等について定める。

2. 計画内容

町長は、次表に基づき、災害警戒体制等を決定する。

職員は、次表に基づき、あらかじめ定められた場所に自主的に参集する。

＜その他災害時の配備・動員体制＞

体制		動員基準	内容	配備人員
警戒体制		①大規模な事故（爆発・多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等）が発生したとき ②町長が必要と認めたとき	災害警戒本部を設置し、災害の警戒に当たり、災害対策に関する連絡調整に万全を期する体制。	総務広報課 産業建設課 の必要な人員
配備体制	1号体制	①警戒体制中に、災害が発生する恐れが強くなったとき ②その他町長が必要と認めたとき	必要最小限の所要人員をもって、災害に対する警戒体制をとり、合わせて小規模な災害が発生した場合に対処し得る体制。	警戒体制各課 地方創生ブランド戦略推進課 ふるさと納税推進課 住民生活課 健康福祉課 教育委員会 の必要な人員
	2号体制	①1 号体制中で事態が悪化する恐れがあるとき ②救助法の適用をしなければならないような災害の発生が予想されるとき ③その他町長が必要と認めたとき	町域の全部に中規模災害又は一部の地域において大規模災害が発生した場合に対処し得る相当規模の体制。	全各課(室) の必要な人員
本部		①大規模な火事、爆発、水難事故等が発生し、その対策を必要とすると町長が認めたとき ②救助法の適用を要する災害が発生し、町長が必要と認めたとき ③その他災害の発生する恐れがあり、町長が必要と認めたとき	町が有する全機能を発揮して、迅速かつ的確な防災活動を実施するための体制。	全職員

※各号の必要な人員は、関係各課（室）長の裁量によるものとする。
※災害担当課長は、状況判断により必要に応じて第 1 号及び第 2 号の関係各課（室）の範囲を適宜増減することができる。
※警戒及び配備体制の人員については、速やかに災害担当課長に報告するものとする。
※湯浅広川消防組合の動員については、消防長が別に定める。

第 2 節　林野火災応急対策計画

実施担当	連絡調整班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

林野における火災は、地理的条件が悪いため、消防水利はほとんど利用不能の場合が多く、消火活動はきわめて困難である。そのため、打消、迎火等の手段のほか、防火帯の設定、空中消火の効果的な実施を図る。

2. 計画内容

(1) 現場指揮本部の設置

現場指揮本部を設置し、関係機関と連絡協議しながら防ぎょにあたるとともに、延焼拡大の恐れがあるとき又は本町及び湯浅広川消防組合のみでは対処できないと判断したときは時期を逃さず隣接市町、県へ応援を要請する。

(2) 空中消火体制の準備

消防機関等の地上部隊による消火が困難と判断したときは、できるだけ早い段階に県へ通報を行うとともに、空中消火体制の準備を行う。

和歌山県防災航空センター	TEL：0739-45-8211	県防災電話：364-400
	FAX：0739-45-8213	FAX：364-499

（参考：資料編 2-5. 和歌山県防災ヘリコプター応援協定）

(3) 避難・誘導

ア．森林内の滞在者の退去

警察や消防団等と協力し、広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の山林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。また、安全な避難経路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

イ．住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第 3 節　危険物等災害応急対策計画

第 1　危険物施設災害応急対策計画

実施担当	連絡調整班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規定、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2. 計画内容

(1) 事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町、湯浅広川消防組合等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施する。

ア．災害が発生する恐れのある場合の措置

①情報及び警報等を確実に把握する。

②施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。

③消防用設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。

④初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ．災害が発生した場合の措置

①消防機関及びその他の関係機関へ通報する。

②消防用設備を使用し災害の防除に努める。

③危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。

④災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

(2) 町

町は、危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を湯浅広川消防組合消防計画の定めるところにより実施する。

(3) 県

県は、危険物災害発生市町村及び国との連絡を密にするとともに、職員の防災体制等措置要領に基づき実施する。

(4) 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。

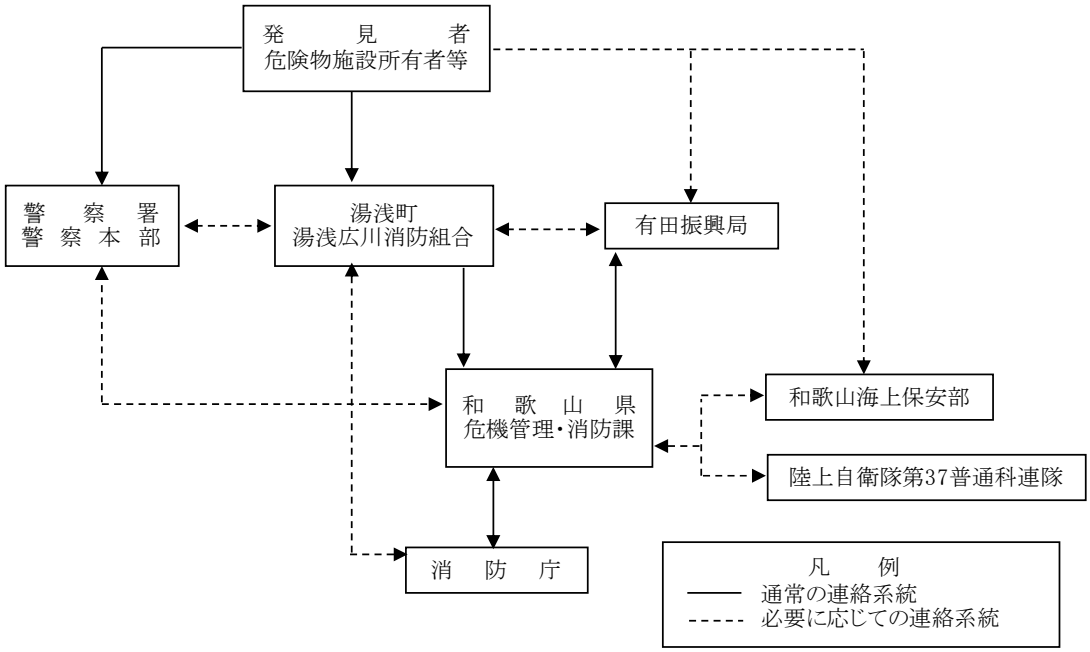

＜危険物施設災害時の通報連絡体制＞

第 2　火薬類災害応急対策計画

実施担当	連絡調整班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

2. 計画内容

火薬類による災害の発生する恐れがある場合、又は、災害が発生したときは、災害の発生又は、拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

(1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し､貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。

(2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害の恐れのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。

(3) 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

ア．立入禁止区域の設定及び交通規制

イ．被災者の救出、救護

ウ．消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

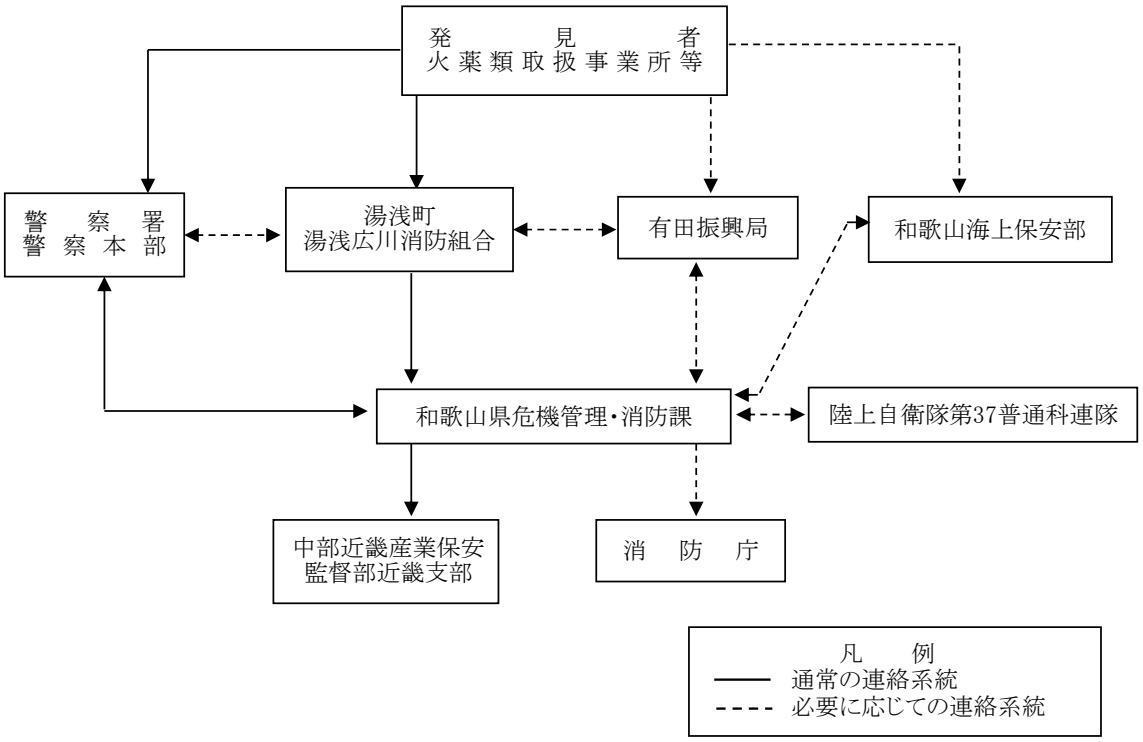

＜火薬類災害時の通報連絡体制＞

第３　高圧ガス等災害応急対策計画

実施担当	連絡調整班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

2. 計画内容

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生する恐れがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

(1) 高圧ガス及び液化石油ガスによる災害が発生する恐れがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。

(2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。

(3) 高圧ガス及び液化石油ガスによる災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

ア．立入禁止区域の設定及び交通規制

イ．被災者の救出、救護

ウ．消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

(4) 必要に応じて、県内高圧ガス団体及び液化石油ガス団体又は関係事業所の応援を求める。

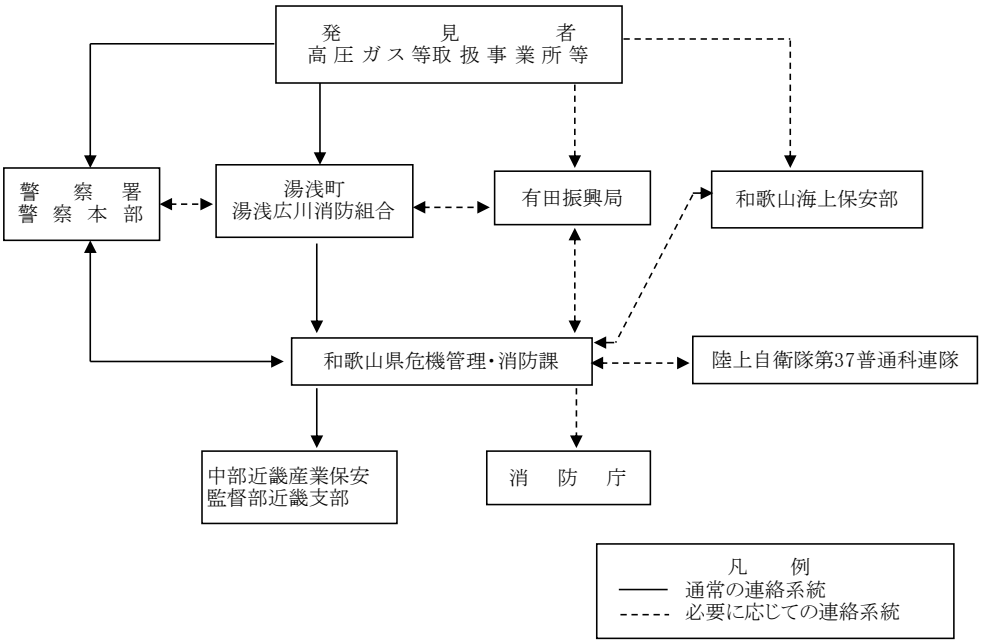

＜高圧ガス等災害の通報連絡体制＞

第 4　毒物劇物災害応急対策計画

実施担当	連絡調整班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はその恐れがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画に定めるところによる。

2. 計画内容

(1) 災害時における毒物劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第 16 条の 2)。

(2) 緊急措置
保健所（又は消防機関、警察署）は、毒物劇物の流失散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供するものとする。

(3) 事故、災害が発生した場合の毒物劇物の応急処理については、物質名及び物質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。

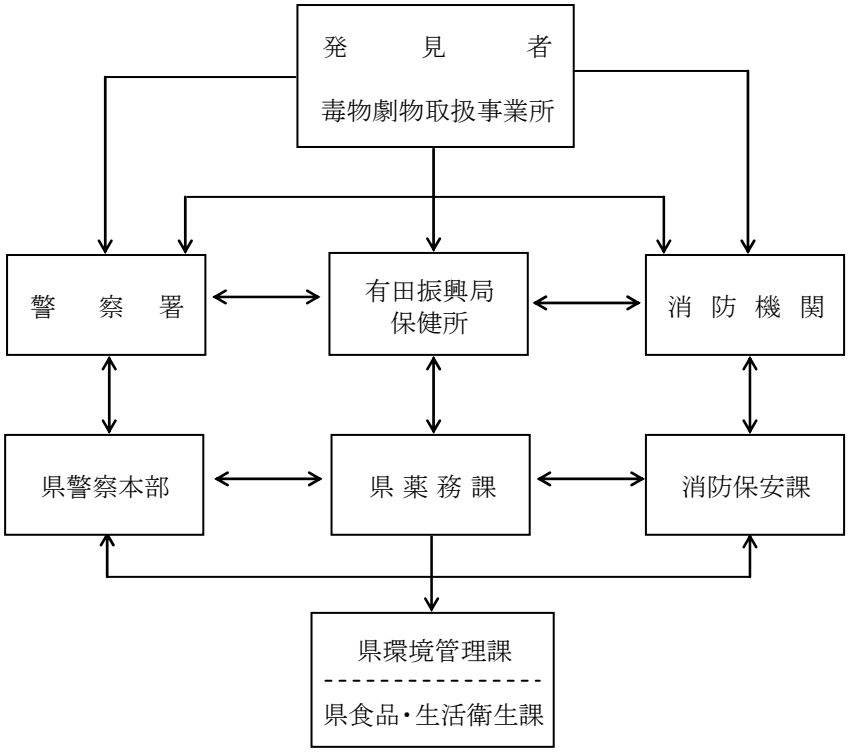

＜毒物劇物災害時の通報連絡体制＞

第 5　放射性物質事故応急対策計画

実施担当	連絡調整班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

放射性物質の特殊性に鑑み、放射性物質による事故の発生する恐れ及び事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、事故の発生する恐れ及び事故発生に対し迅速・的確な応急対策を実施して、住民の安全を確保するためにこの計画を定める。

2. 計画内容

放射性物質による事故が発生する恐れがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

(1) 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生する恐れのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県及び町へ通報する。

(2) 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、安全規制担当省庁（文部科学省、国土交通省等）と連絡調整を行う。又、事故に関する情報の収集を図り、安全規制担当省庁の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、住民への情報提供等を行う。

第 6　危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画

実施担当	連絡調整班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2. 計画内容

(1) 輸送事業者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況及び積載危険物の種類並びに性状等に応じ、迅速かつ的確な措置を講ずる。

① 消防機関及び警察機関に通報する。
② 消防吏員及び警察官に報告する。
③ 付近住民、通行人等に火気使用禁止、風上への避難を呼びかける。
④ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講ずる。
⑤ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講ずる。
⑥ 高圧ガスについては､和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な措置を講ずる。

(2) 町

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報、避難の指示等必要な応急対策を、湯浅広川消防組合消防計画の定めるところにより、実施する。

第 4 節　事故災害応急対策計画

第 1　海上災害応急対策計画

実施担当	連絡調整班、企画庶務班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量排出油等事故の災害（以下本節「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るものとする。

大規模かつ広域的な海上災害の発生またはその恐れがある場合は､和歌山海上保安部と被害の拡大防止を図る。

2. 計画内容

(1) 実施機関

実施機関は以下の表のとおりとする。

なお、町においては、連絡調整班が担当するものとする。

実施機関	担当業務
事故関係者 （船舶所有者）	災害の発生または拡大防止のための応急措置
和歌山海上保安部	ア、災害状況の把握及び防災関係機関への通報 イ、航行警報等による災害発生の周知 ウ、災害の発生または拡大防止のための応急措置
町 県	ア、災害状況の把握及び防災関係機関への通報 イ、地域住民、在港船舶等による災害発生の周知 ウ、災害の拡大防止のための応急措置
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示または船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

(2) 実施要領

ア．通報連絡体制

① 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

（但し、流出油事故災害の場合は、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。）

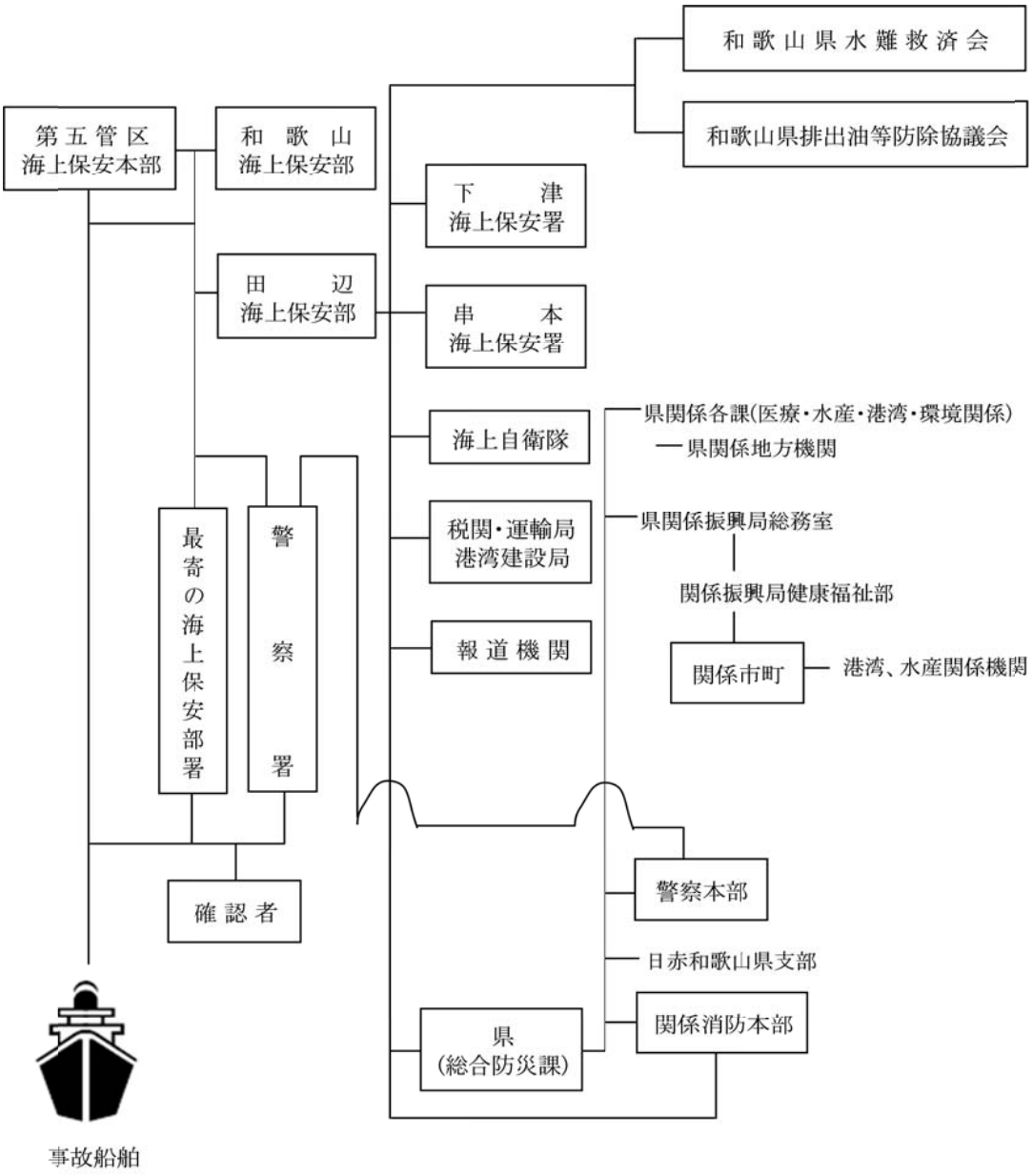

＜海上災害時の通報連絡体制＞

② 船舶に対する周知

機関名	周知手段	対象船舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	テレビ、ラジオ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在港船舶
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

③ 住民に対する周知

機関名	周知手段	周知事項
関係市町村 （消防機関）	広報車、防災無線等	ａ．災害の状況 ｂ．防災活動の状況 ｃ．火気使用及び交通等の制限事項 ｄ．避難準備等の一般的注意事項 ｅ．その他必要事項
警 察	パトカーの拡声器	
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	
放送局	テレビ、ラジオ	

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

イ．警戒措置

① 海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	ａ．船舶の航行制限及び禁止 ｂ．在港船舶に対する移動命令及び誘導 ｃ．警戒線等の設定 ｄ．巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 ｅ．現場周辺における火気使用の制限 ｆ．流出油の監視パトロール
その他の 防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

② 沿岸警戒

実施機関は、流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措置の内容
町	ａ．沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等 自衛措置の指示、勧告 ｂ．流出油の漂着に係る監視パトロール
県	流出油の漂着に係る監視パトロール
警察	沿岸地域の交通制限等

ウ．応急措置

① 海上流出油等対策

各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着しまたは漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、和歌山県排出油等防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	ａ．航行中の船舶及び関係機関への伝達 ｂ．巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ｃ．巡視船艇・航空機による排出油の状況把握と関係機関への通報 ｄ．遭難船舶の救助、消火活動、油の拡散防止装置 ｅ．海上における流出油防除 ｆ．流出油防除作業の技術指導 ｇ．応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ｈ．海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ｉ．船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
県	ａ．ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 ｂ．応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ｃ．防除資機材の調達 ｄ．沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
町	ａ．流出油の状況把握 ｂ．関係機関との連絡調整 ｃ．防除資機材の調達 ｄ．沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 ｅ．回収油等の保管
海上災害防止センター	ａ．海上保安庁長官等の指示による排出油の防除のための措置 ｂ．船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ｃ．保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 ｄ．船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、町等が実施する応急措置に対する協力

② 海上災害における人身事故等

各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

ａ．捜索、人命救助、救護

ｂ．消火活動、延焼防止

ｃ．応急資機材の調達

ｄ．遭難船の移動

エ．災害対策連絡調整本部の設置

ふ頭または岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合において、災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構成	海上保安部、県、警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示または、船舶所有者等に委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設置場所	海上保安部署庁舎または、事故現場に近い適当な場所
任務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
その他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

オ．関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

第 2　道路災害応急対策計画

実施担当	連絡調整班、調査実施第 2 班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2. 計画内容

(1) 実施担当者

湯浅広川消防組合と連携し、連絡調整班、調査実施第 2 班が担当する。

(2) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア．道路管理者

速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ．町

人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ．県

町から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、関係省庁に連絡する。

エ．県警察本部

被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

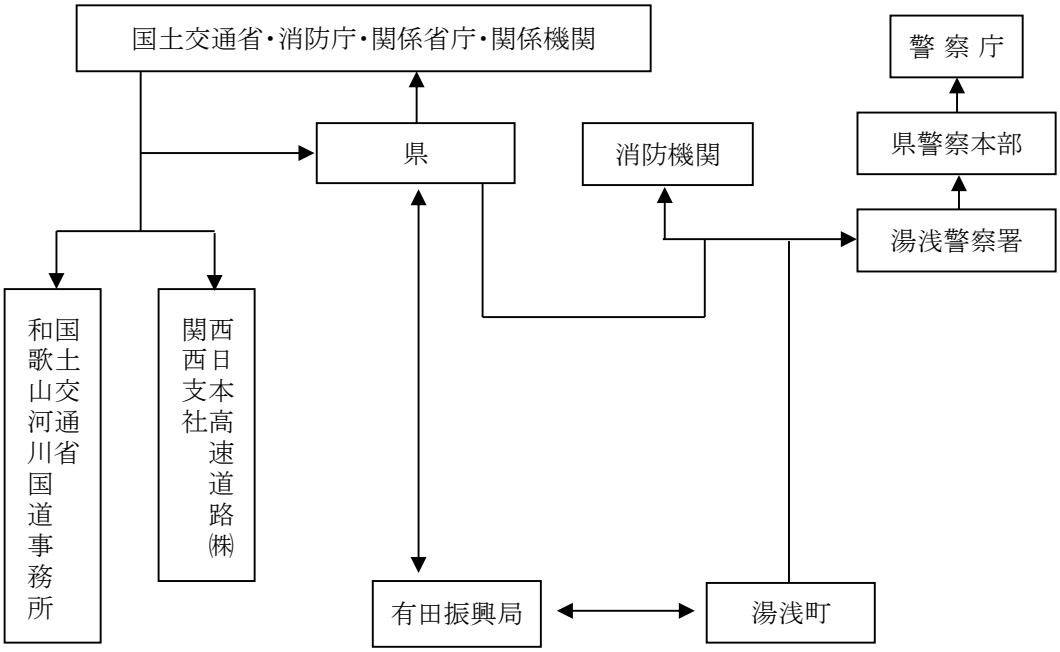

＜道路災害時の通報連絡体制＞

(3) 応急活動及び活動体制の確立

災害発生後、速やかに災害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

第 5 章　情報計画

第 1 節　被害情報等の収集計画

実施担当	各班

1. 計画方針

災害時における被害情報の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、関係機関との連携のもと速やかに被害情報を収集する体制をとる。収集した情報は総合防災情報システムに入力し県知事に報告する。

2. 計画内容

(1) 被害情報の収集

被害が発生したとき、直ちに被害情報の収集活動を開始し、必要に応じて湯浅広川消防組合・湯浅警察署その他関係機関と密接な連絡を取りながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

収集する被害情報		担当班
人的被害	死者、行方不明者、負傷者（湯浅警察署より把握）	連絡調整班
	行方不明者、負傷者（避難所において把握）	連絡調整班
	死者、負傷者（湯浅広川消防組合より把握）	総務消防班
	死者（遺体収容施設にて把握）	庶務班
	行方不明者、負傷者（要援護者名簿を活用して把握）	物資食糧班
住家被害	住家の被害（全壊、大規模半壊、半壊、床上・床下浸水等）	調査実施第 1 班
公共土木・建築施設被害	道路、橋梁、河川、上水道施設等の被害状況	給水班 調査実施第 2 班
農業関係被害	農地、農業用施設及び農作物被害	企画庶務班 農漁業用施設管理班
商工業関係被害	商工業施設等の被害状況 帰宅困難者の状況	企画庶務班 農漁業用施設管理班
衛生関係被害	し尿、廃棄物処理施設の被害状況	庶務班
社会福祉関係被害	要配慮者、社会福祉施設の被害状況	物資食糧班
文教関係被害	生徒・児童・教職員、学校・社会教育施設・文化施設、保育所等の被害状況	庶務学校教育班 社会教育班
ライフライン被害	電気、電話、ガス等の途絶状況、鉄道・バス等の被害状況	連絡調整班

収集する被害情報		担当班
火災被害	建物、危険物施設の火災発生状況	総務消防班
その他情報	住民、消防機関、警察からの情報	連絡調整班

(2) 被害情報のとりまとめ

ア．情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告責任者は、連絡調整班長とする。

イ．県への応援要請

被害が甚大なため町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

ウ．各班から本部長への報告

各班は災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況について、連絡調整班長を通じて本部長に報告する。

(3) 被害情報の県への報告

収集した被害情報及び応急活動の実施状況について、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、県あてに報告する。

ア．災害報告の種類

① 災害即報　　（参考：資料編 4-1．災害即報様式）

② 被害状況報告　　（参考：資料編 4-2．被害状況報告様式）

イ．災害即報要領

①災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告する。

②災害即報は、次の系統によって迅速に行う。ただし、通信途絶等により被害状況を県に報告できない場合には、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、原則に戻って県に対して行う。

③119 番殺到状況については、県のほか、直接国へも報告する。

④報告すべき災害の発生を知ったときは、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

⑤災害即報事項は、湯浅警察署をはじめ、関係機関と十分連絡を保った上で行う。

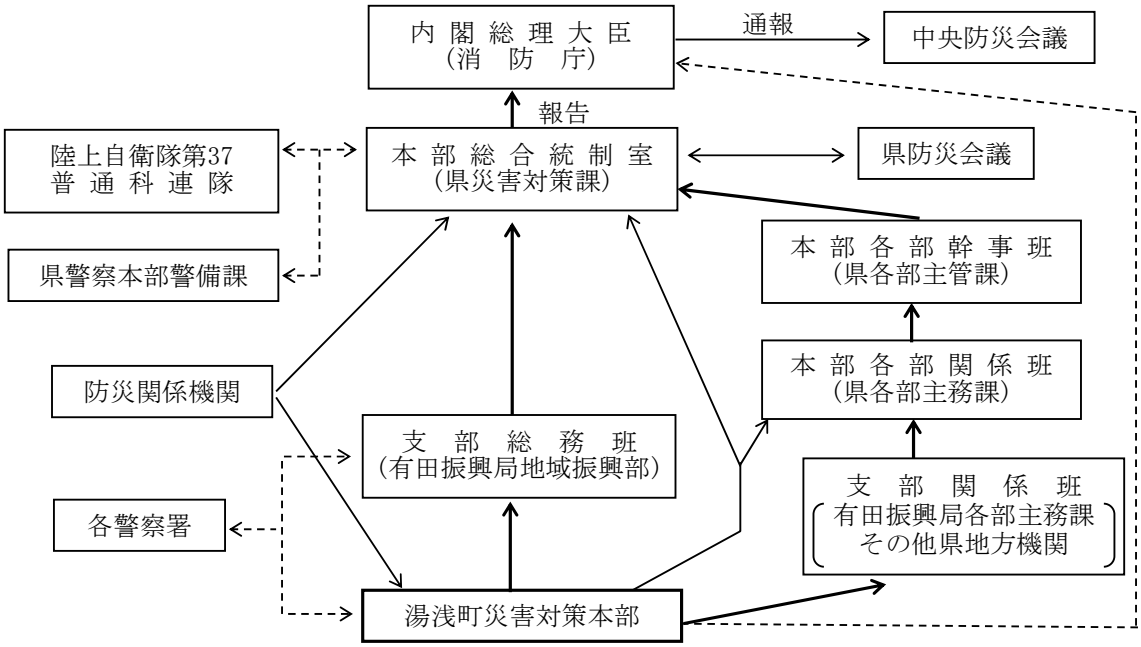

注）1. 通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。
2. 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。
3. 支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告する。
4. 県本部が設置されていない場合も上図に準ずる。
5. 点線は、連絡調整をする関係機関とする。

＜災害即報系統図＞

消防庁連絡先		
ＮＴＴ回線	TEL：03-5253-7527	県防災電話：7-048-500-90-49013
	FAX：03-5253-7553	FAX：7-048-500-90-49033

ウ．被害状況報告要領

①被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。

②被害状況報告事項は、次の系統によって行う。

③被害確定報告は、災害応急対策を終了した後 20 日以内に行うものとし、基本法第 53 条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第 40 条に基づく消防長官あて文書を各一部消防庁あてに送付する。

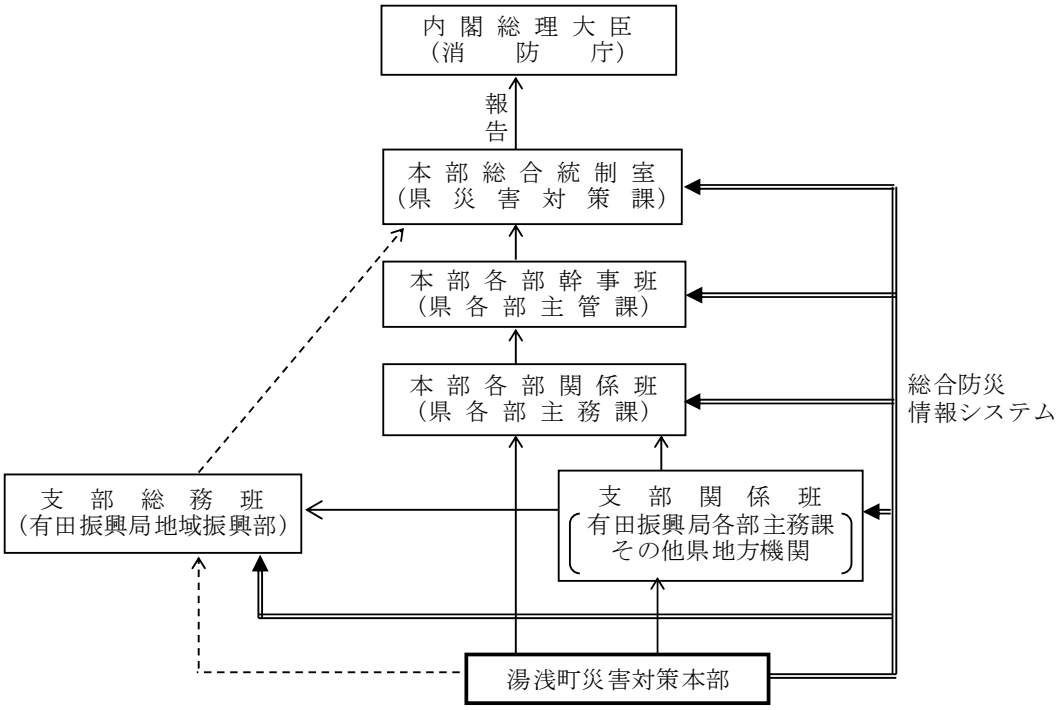

注）1．県本部が設置されていない場合も上図に準ずる。
　　2．点線は、連絡調整をする関係機関とする。

＜被害状況報告系統図＞

エ．被害種別系統

湯浅町
本部

被害区分	連絡先	県本部
人的被害及び 住宅等一般	有田振興局 健康福祉部	福祉保健総務課
土木関係	有田振興局 建設部	県土整備部各課
農業関係	有田振興局 農業水産振興課	農林水産部各課
耕地関係	有田振興局 農地課	農業農村整備課
林業関係	有田振興局 林務課	林業振興課 森林整備課
水産関係	有田振興局 企画産業課	水産振興課
漁港関係	有田振興局 建設部等	港湾漁港整備課
公共施設関係	有田振興局 地域振興部 健康福祉部 各課	各部関係各課
商工業関係	有田振興局 企画産業課	商工観光労働部各課
観光関係	有田振興局 企画産業課	観光振興課
自然公園関係	有田振興局 健康福祉部	環境生活総務課
衛生関係	湯浅保健所	環境生活部、 福祉保健部関係各課
その他	有田振興局 地域振興部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対し、 とられた 措置の概要	同上	同上

第 2 節　災害通信計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

津波予報及び地震に関する収集・伝達、災害情報の収集並びに応急対策の指示・伝達、災害時における防災関係機関との通信連絡を迅速かつ的確に実施する。

なお、災害時のあらゆる状況に対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2. 計画内容

(1) 防災関係機関の通信窓口

防災関係機関における災害時通信連絡は、和歌山県総合防災情報システム、有線電話・無線電話等のうち、最も迅速な方法で実施する。

（参考：資料編 5-3. 通信窓口一覧）

(2) 災害時優先電話の指定

災害時に被害情報等の通信に使用する災害時優先電話を事前に登録し、重要通信の確保を図る。災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限するとともに、災害時優先電話に連絡責任者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(3) 有線通信が途絶した場合の措置

有線通信施設の災害等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下の通り無線設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

＜非常通信経路＞

区間	総合信頼度	町役場	（発着信局）	非常通信経路	（発着信局）	県庁との
湯浅町（総務広報課）⟷和歌山市	B		湯浅町役場	［専用］［地星］	和歌山県庁（総合防災課）	
	A	1.6km	有田振興局（総務県民課）			
	B	2.1km	湯浅警察署（地域課）	［警察］	県警察本部（平日昼間：警備課）（時間外：地域指導課通信指令室）	構内
	B	1.1km	湯浅小学校（町庁舎代替施設）	［相互］	和歌山県庁（総合防災課）	
	B	隣地	湯浅広川消防組合（警防係）	［消救］	和歌山市消防局（指令課）	1km
	B	1.2km	JR湯浅駅	［JR］	JR和歌山支社	2.7km

——— 無線区間　━━━ 有線区間　━ ━ 有無線混在区間

━ · · ━ 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線2ルート区間

［専用］：電気通信事業者の専用通信回線
［地星］：地域衛星通信ネットワーク回線
［警察］：警察用回線
［相互］：防災相互通信用無線
［消救］：消防救助無線（共通波）
［JR］：JR用回線

ア．県、県出先機関及び県下市町村等との通信

県、県出先機関、県下市町村、各消防本部及び防災関係機関との通信は、和歌山県総合防災情報システムを活用し、有線回線及び第 2 世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線にて行う。

なお、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能である。

イ．庁内各班との連絡

災害現場等に出動している各班との連絡は、町防災行政無線又は携帯電話により行う。また、必要に応じ、災害現場等に伝令を派遣する。

ウ．非常無線通信

災害等により非常の事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害対策上、必要が生じた場合は、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

また、必要に応じて町在住のアマチュア無線局に協力を要請する。

エ．消防用県内共通波無線非常通信経路

＜消防用県内共通波無線非常通信経路＞

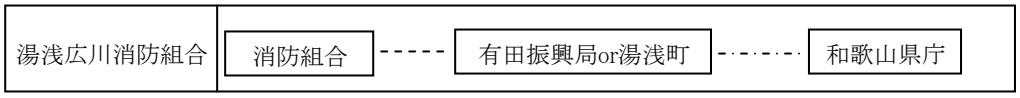

記号 -·-·-·- 県総合防災情報システム
------ 使送又は県総合防災情報システム

オ．災害時の伝言ダイヤルの運用

ＮＴＴでは、災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため災害時の伝言ダイヤルを運用する。住民に対し災害時伝言ダイヤルの利用を周知し、輻輳の回避に努める。

録音：171＋被災者の電話番号＋伝言内容 再生：171＋被災者の電話番号 ※提供開始：震度 6 弱以上の地震発生時、及び地震・噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況となった場合。

＜災害時の伝言ダイヤル＞

第 3 節　災害広報計画

実施担当	広報班

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、被害の拡大を防止し、また住民の混乱が生じないよう適切に災害の広報を実施する。また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

2. 計画内容

(1) 実施機関

災害時における広報は、内容の一元化を図り住民に混乱が生じないようにすることが必要である。そのため、庁内で広報を必要とする事項は、連絡調整班長と密接な連携協力体制をとり、原則として広報班長を通じて広報を行う。

広報責任者は、広報班長とする。

(2) 広報の内容

災害時には、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、住民に的確な情報を提供する。

ア．災害時における住民の心構え
イ．災害に係る気象情報、緊急地震速報及び雨量・水位・災害危険箇所等の状況
ウ．被害状況（一般的な被害状況以外に、安否情報も含む。）
エ．災害応急対策の実施状況
オ．避難の勧告・指示及び避難先の指示等
カ．電気、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
キ．災害復旧の見通し
ク．交通規制及び交通機関の運行状況
ケ．その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集等生活関連情報）
コ．災害の補償や融資に関すること

(3) 広報の方法

ア．住民に対する広報

災害時の広報は、簡潔でわかりやすい内容とし、とくに災害時要援護者に配慮して実施する。

① 湯浅町防災行政無線同報系による広報
② 防災ラジオによる広報
③ 災害危険箇所等については防災行政無線によるほか、消防団長、自治会長に対し、電話で連絡する。
④ 各種広報車両やハンドマイクによる広報

⑤　広報紙、チラシ、ポスター等印刷物による広報
⑥　報道機関の協力による広報
⑦　自治会・自治防災組織等住民団体の協力
⑧　防災わかやまメール配信サービスによる広報
⑨　インターネットによる広報
⑩　Lアラートを活用した広報

イ．報道機関に対する報道要請

報道機関に対する報道要請は、有田振興局を経由して知事あてに次の事項を明らかにして原則として文書にて行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

また、県と通信途絶等特別の事情がある場合は直接報道機関（報道局等）に対し、要請する。

①　放送要請の理由
②　放送事項
③　希望する放送日時

(4) 公聴活動

必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。被災者の抱える生活上の不安、悩み等の相談に応じるため、次のような公聴活動に努める。

（相談窓口の設置）

ア．本庁舎、被災地、避難所等に相談所を設ける。

イ．広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

（想定される相談）

医療・福祉関連、住宅関連、税金関連、り災証明、各種支援制度、安否確認（※）

※安否確認

被災者の安否について照会があったときは、問い合わせ者の身元を確認し、被災者の権利利益等を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

(5) 総合相談窓口への人員派遣

県が国、県、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口(総合相談窓口)を設置した場合は、必要な人員を派遣する。

第 6 章　消防計画

第 1 節　消防計画

実施担当	連絡調整班、総務消防班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水災害又は地震災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを目的とする。

この目的に沿い、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう関係機関との協力体制の確立を図る。

2. 計画内容

(1) 湯浅広川消防組合

ア．消防本部の編成（平成 28 年 12 月 31 日現在）

＜消防本部の編成＞

	人員		人員
消防長	1 名	警防課	14 名
次長	1 名	予防課	8 名
課長	3 名	総務課	7 名
副課長	4 人		

イ．消防署職員の編成（平成 28 年 12 月 31 日現在）

＜消防署職員の編成＞

人員		主力機関
署長	1 名	タンク車、ポンプ車 救助工作車、高規格救急車①、② 消火・通報訓練指導車、水難救助車 小型動力ポンプ軽積載車、広報車 人員搬送車、防災指導車
副署長	1 名	
消防隊長	3 名	
消防副隊長	3 名	
消防隊員	23 名	
消防隊勤務	3 名	

(2) 消防団

消防団の編成及び装備は以下の通りである。

＜消防団の編成及び装備＞

名称				消防能力	
分団名	分掌地域	団員数(定数)		区分	保有数
本部	市街地	5	(7)	広報車×2、資機材搬送車×2	4
第 1 分団	市街地	15	(15)	小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ	1
第 2 分団	市街地	27	(30)	ポンプ車	1
				小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ付軽積載車	1
第 3 分団	山間部	30	(30)	ポンプ車	1
				小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ	2
第 4 分団	沿岸部	26	(30)	小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ付軽積載車	1
				小型動力ポンプ	1
第 5 分団	沿岸部	30	(30)	ポンプ車	1
				小型動力ポンプ付軽積載車	1
				小型動力ポンプ	1
第 6 分団	山間部	28	(30)	ポンプ車	1
				小型動力ポンプ付軽自動車	1
				小型動力ポンプ	2
第 7 分団	市街地	14	(20)	小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ	1
第 8 分団	市街地	13	(15)	小型動力ポンプ付積載車	1
第 9 分団	市街地	13	(15)	小型動力ポンプ付積載車	1
第 10 分団	市街地	15	(15)	小型動力ポンプ付積載車	1
合　計	－	216	(237)	ポンプ車	4
				小型動力ポンプ付積載車	12
				小型動力ポンプ	7

(平成 30 年 1 月現在)

(参考：資料編 3-5. 消防施設・消防機器等整備状況)

(参考：資料編 3-6. 湯浅町消防分団消防倉庫位置図)

(3) 情報の収集及び報告

湯浅広川消防組合と連携をとり、災害情報の収集にあたるとともに、各消防団分団は、管轄区域内の収集した情報を総務消防班を経由して連絡調整班長に連絡する。

(4) 火災警防計画

ア．消防部隊の招集

町内の消防団員の招集は、湯浅広川消防組合が地域防災行政無線を介して行う。ただし、町内に被害が発生した場合は、団員が自主的に参集する。

イ．火災等出動計画

① 消防団の出動は、伝達系統に基づき団長の指示により行う。

② 湯浅広川消防組合の出動

湯浅広川消防組合の出動計画は、湯浅広川消防組合消防部隊等運用規定による。

(5) 消火活動

湯浅広川消防組合は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

また、強風下で火災が発生した場合には、飛び火による延焼の急速な拡大への対応や消火活動を行う消防職団員の安全確保へも留意する。

第 2 節　消防相互応援計画

実施担当	連絡調整班、湯浅広川消防組合

1. 計画方針

消防活動に関する市町村間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定及び和歌山県下消防広域応援基本計画に定めるところによる。

また、本部長は、被害の状況から町の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断しときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請（消防組織法第 44 条）する。この場合において、知事に連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

2. 計画内容

＜消防相互応援協定締結状況＞

No	応援協定の名称	応援協定の内容	応援協定の締結団体名	協定年月日
1	日高広域消防事務組合・湯浅広川消防組合消防相互応援協定	消火・救急・救助業務、資器材の援助	湯浅広川消防組合、 日高広域消防事務組合	S63.1.24
2	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	消防組織法第一条に規定する水火災又は地震等の災害。	県下の市町村及び 消防の一部事務組合	H8.2.22
3	和歌山県下消防広域相互応援協定	大規模な自然災害、大規模火災及び特殊火災、大規模又は特殊な事故、その他応援を必要とする災害。	県下の市町村及び 消防の一部事務組合	H8.3.1
4	湯浅御坊道路・阪和自動車道（御坊～みなべ）消防相互応援協定	消火・救急・救助業務	湯浅広川消防組合、御坊市消防本部、日高広域消防事務組合、有田川町消防組合	H15.11.12
5	有田市・有田川町消防本部・湯浅広川消防組合消防相互応援協定	消火・救急・救助業務	湯浅広川消防組合、 有田市消防本部、 有田川町消防本部	H18.4.1
6	医療資機材等搬送応援協定	救急	湯浅広川消防組合 和歌山市	H10.3.27
7	和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続に関する協定	自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続	湯浅広川消防組合、和歌山市、海南市、橋本町、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園町、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路消防組合、古座川消防組合、那賀郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、日高広域消防事務組合	H10.9.1

第７章　水防計画

第１節　水防計画

実施担当	水防対策部

1. 計画方針

災害時における町内の河川、ため池の決壊等による水災害を警戒し、又は防ぎょし、これによる被害の軽減を図ることを目的に必要な事項を定める。ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

2. 計画内容

(1) 水防体制

町内における水防業務を処置するため、以下に示すとおり水防組織を編成する。ただし、町消防団員が水防団員を兼ねる。

集中豪雨、台風等による水害に対処する必要があるときは、湯浅町水防本部を町役場内に設置する。なお、本町に本部が設置されたとき、この水防本部は、本部の組織の中で活動する。

＜水防体制＞

水防管理団体	水防団(消防団)		所管区域	要水防・河川海岸等		備考
	団名	団員数(定員数)		河川海岸等	延長(m)	
湯浅町	湯浅町消防団	216名(237名)	湯浅町全域	山田川	4,330	
				出合川	550	田
				熊井川	400	横田
				三昧川	250	栖原
				広川	(右岸)850	
				湯浅海岸	600	
				田村海岸	300	
				栖原海岸	600	

(2) 雨量・水位の観測

町は、気象状況を把握するため、和歌山県の雨量状況（砂防課）・水位情報（河川課）のデータを確認、収集する。

ア．雨量の観測

＜雨量観測所＞

観測局名	設置場所	管理者	備考
湯浅町役場	湯浅町役場	和歌山県	有田振興局建設部所管
湯浅	有田振興局建設部	〃	〃

イ．水位の観測

＜水位観測所（テレメーター）＞

河川名	観測所	所在地	設置場所	水位		堤防高		観測者
				水防団待機水位	はん濫注意水位	左岸	右岸	
山田川	三之橋	湯浅町青木	三之橋左岸橋台	1.60	2.10	3.80	3.40	有田振興局建設部
広川	新広橋	広川町名島	新広橋橋脚	1.70	2.20	5.00	5.00	〃

(3) 水防活動の体制

常備勤務から水防非常体制への切換を確実迅速に行うとともに勤務員として長期間にわたる非常勤務活動の完備を期するため、次の要領により非常配備を行う。

ア．非常配備体制の種類

①　第一配備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。

②　第二配備体制

所属人員の約半数を動員し水防活動の必要な事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

③　第三配備体制

所属人員全員を動員する完全な水防体制とする。

イ．非常配備につく時期及び解除

非常配備につく時期及び解除については本部長より指令し、その基準は次の通りとする。

①　第一号指令（第一配備体制につくべき指令）

今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが具体的な防活動を必要とするまでにかなりの時間的余裕があると認められるときに指令する。

②　第二号指令（第二配備体制につくべき指令）

水防活動を必要とする事態の発生が予想され約 2 時間後には水防活動の開始が考えられるときに指令する。

③　第三号指令（第三配備体制につくべき指令）

事態が切迫し、1 時間後には水防活動の必要が予想されるとき或は、危険性が大で第二配備体制では処理しかねると認められるときに指令する。

ウ．水防設備、資機材、器具の確保

水防管理団体の長は、重要水防区域水防倉庫については県の示す基準により常時資機材等の備蓄を行い、その他の倉庫についてはこれに準じること本区域内の水防倉庫の設置場所は次の通りである。

＜水防倉庫＞

名称	位置	規模
湯浅町北浜倉庫	湯浅	鉄筋ブロック　15 坪
栖原水防倉庫	栖原	木造平屋スレート　10 坪
田水防倉庫	田	鉄筋ブロック　10 坪

エ．ため池水位の通報

①ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を把握しておく。

②ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は、降雨等の状況により出水の恐れがあると認めたときは、直ちに町長に通報する。

③町長は前項の通報を受けたときは、直ちに湯浅広川消防組合及び湯浅警察署に通報する。なお、必要に応じ有田振興局に通報する。

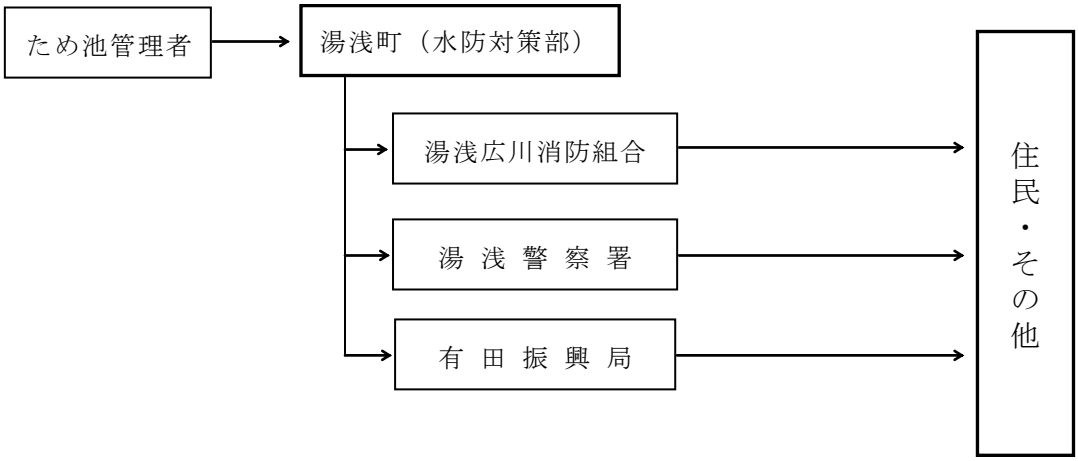

＜ため池水位の通報＞

オ．水防訓練及び常時監視

水防管理団体の長は、定期的に県水防指導員の指導により水防訓練を実施させる。又河川堤防その他ため池等関係のある施設に対し常に巡視するよう努めること。

カ．その他

本計画に定める外必要なことは、すべて県水防計画を準用する。

（参考：資料編 3-1．ため池一覧表）

（参考：資料編 3-2．河川・ため池位置図）

(4) 地震災害時の水防活動

ア．水防活動の体制

地震(津波)により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがあるときで、水防活動を行う必要がある以下の場合に水防活動を行う。

① 被害が生じる恐れのあるとき
- ・和歌山県に津波警報が発表されたとき
- ・県内で震度４以上の地震が観測されたとき

② 水防活動を行う必要があるとき
- ・地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、又は浸水が予想されるとき

※ 津波の場合

水門、樋門、こう門等の操作に係る余裕時間が無いと判断されたものについて、和歌山県沿岸部に大津波警報、津波警報が発表された場合には当該操作担当者は水門等の操作をせず速やかに避難することを原則とする。

イ．措置内容

① 町自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、有田振興局建設部へその旨連絡する。

② 管内の監視・警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等管理者への連絡通報を行う。

③ 水防活動に必要な資機材の点検整備を行う。

④ 管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援を行う。

⑤ 市町村(水防管理団体)における相互協力及び応援を行う。

第 8 章　り災者救助保護計画

第 1 節　災害救助法の適用計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

災害時におけるり災者の救助及び保護は本計画によるものとする。

救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については知事より通知を受けた町長が行うものとする。

2. 計画内容

(1) 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施される。町内において同一災害による被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施される。

ア．全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が 40 世帯以上に達したとき。

イ．和歌山県下の被害世帯数が 1,000 世帯以上であり、本町における被害世帯数が 20 世帯以上に達するとき。

ウ．被害世帯数がア、イに達しないが、和歌山県下の被害世帯数が 5,000 世帯に達した場合であって町の被害状況がとくに救助を必要とする状態にあるとき。

エ．町がア、イ、ウの基準には該当しないが、次の各号の一つに該当し知事においてとくに救助を実施する必要があると認めた場合。

①被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難で、被災者の救助に特殊な補給方法を必要とするものであること。

②有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、特殊な技術を必要とするものであること。

③船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合。

④その他多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合。

(2) 滅失世帯の算定基準

救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次の通り算定する。

ア．住家が全壊、全焼又は流失した世帯は 1 とする。

イ．住家が半壊、半焼したものにあっては、2 世帯をもって 1 とみなす。

ウ．住家が床上浸水又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3 世帯をもって 1 世帯とみなす。

(3) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって知事が必要と定める範囲において実施する。

（救助法による救助の種類）

ア．避難所の設置
イ．応急仮設住宅の設置
ウ．炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
エ．被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
オ．医療及び助産
カ．災害にかかった者の救出
キ．災害にかかった住宅の応急修理
ク．援護資金の貸付等
ケ．学用品の給与
コ．埋葬
サ．遺体の捜索
シ．遺体の処理
ス．障害物の除去
セ．応急救助のための輸送費
ソ．応急救助のための賃金職員等雇上費

（参考：資料編 2-1．救助法による救助の程度、方法及び期間）

第 2 節　被災者生活再建支援法の適用計画

実施担当	調査実施第 1 班、物資食糧班

1 計画方針

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。支援金の支給事務は、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）に全部委託、又法人から町へ一部委託し、実施するものとする。

2 計画内容

(1) 適用基準

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア．救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村
イ．10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
ウ．100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
エ．ア又はイの市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）
オ．ア～ウの区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）
カ．ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢が下表の区分に該当する世帯が対象となる。

ア．住宅が全壊した世帯
イ．住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
ウ．災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
エ．住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、認定基準「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6

月）等により町が行い、県がその取りまとめを行う。なお、大規模災害時には住家被害認定士の派遣等を県へ要請する。

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額となる。

ア．基礎支援金

住宅の被害程度	全壊	住宅解体	長期避難	大規模半壊
複数（2 人以上）の世帯	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円
単身世帯	75 万円	75 万円	75 万円	37 万 5000 円

イ．加算支援金

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸 （公営住宅を除く）
複数（2 人以上）の世帯	200 万円	100 万円	50 万円
単身世帯	150 万円	75 万円	37 万 5000 円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の 3／4 の額）。

(5) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を町担当窓口へ提出することが必要となる。支援金の申請要件（資格）の確認のため、居住している住宅の被災の程度（全壊（半壊し、倒壊等の危険のため取り壊す場合を含む）又は大規模半壊）については、町が発行するり災証明書を町（担当窓口）において作成又は証明してもらうことが必要となる。

① 被災者生活再建支援金支給申請書

② り災証明書

世帯主（被災者）が居住する町が当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認の上、発行する書類。

③ 住民票又は外国人登録済証明書

住民票は被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要。

④ 預金通帳の写し

銀行支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの。

⑤ 住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し

(6) 実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、財団法人都道府県会館が、平成 11 年 2 月 8 日付で、被災者生活再建支援基金として指定されている。また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けているので、この基金が支援金の支給を行うことになる。

支援金は、全都道府県から拠出した基金の運用益（又は取崩し）と国からの補助金を

原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町村で受付を行い、県を経由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

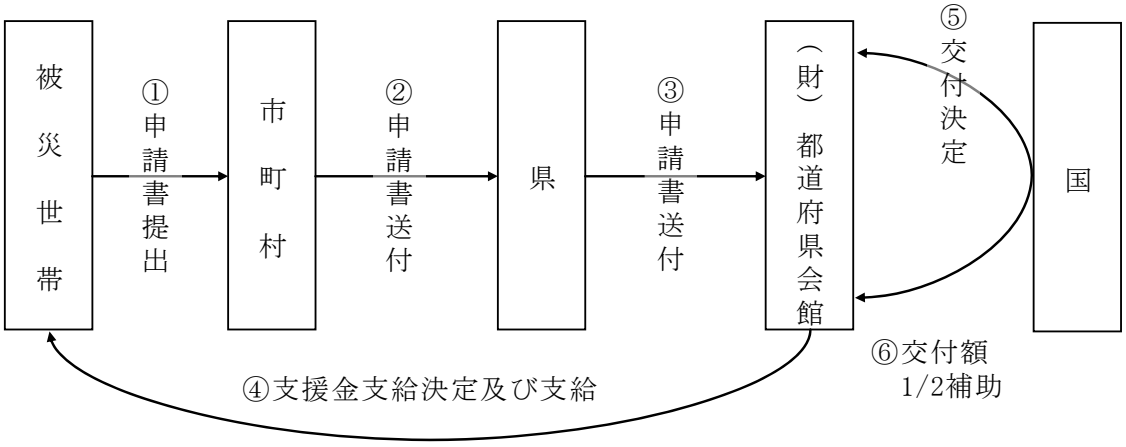

＜支給事務の流れ＞

(7) 町・県・法人の事務体制

ア．町

・制度の周知（広報）

◎住宅の被害認定

◎り災証明書等必要書類の発行

◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

◎支給申請書の受付・確認等

◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付

○支援金の返還に係る請求書の交付

○加算金の納付に係る請求書の交付

○延滞金の納付に係る請求書の交付

○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

・その他上記に係る付帯事務

イ．県

・制度の周知（広報）

◎法人への支援金支給事務の全部委託

◎被害状況のとりまとめ

◎被害状況等の内閣府等への報告

◎法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告

◎支給申請書等必要書類のとりまとめ及び法人への送付

ウ．法人（被災者生活再建支援法人）（財団法人都道府県会館）

・制度の周知（広報）

◎交付金交付申請書の受理及び審査

◎交付金の交付決定及び交付

◎交付金の却下の決定
◎支援金支給実績報告書の受領及び審査
◎交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求
◎国への補助金交付申請等補助金関係事務
◎支援業務に必要な調査又は研究
◎支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議
◎県からの支援金支給に関する事務の全部受託
○支援金の支給の申請に係る書類の審査
○支援金の支給の決定及び却下の決定
○支援金の支給
○支援金の申請期間の延長
○支給するべき支援金の額の確定
○支援金の支給決定の取消
○市町村に対する支援金支給事務の一部委託

・その他上記に係る付帯事務

※『◎』は各団体で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「・」は必要な事務

(8) その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官通知（防災担当）等に基づき行う。

第 3 節　避難計画

実施担当	連絡調整班、社会教育班、物資食糧班

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、危険区域内の住民に対し、避難を勧告又は指示し、安全な場所に避難させるための対策について定める。

人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、あらかじめ定めた基準により、住民を速やかに安全な場所に避難誘導する。なお、避難の際には、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者に十分配慮する。

2. 計画内容

(1) 実施者

避難のための立ち退きの勧告、指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

- ア．避難準備・高齢者等避難開始
  - 町長（基本法第56条）
- イ．避難の勧告
  - 災害全般について
    - 町長（基本法第60条）
    - 知事（基本法第60条第5項）
- ウ．避難の指示
  - 洪水について
    - 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）
    - 水防管理者:町長（水防法第29条）
  - 地すべりについて
    - 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）
  - 災害全般について
    - 町長（基本法第60条）
    - 知事（基本法第60条第5項）
    - 警察官（警察官職務執行法第4条 基本法第61条）
    - 自衛官（自衛隊法第94条）
    - 海上保安官（基本法第61条）
- エ．屋内での待避等の安全確保措置の指示
  - 町長（基本法第60条第3項）
  - 知事（基本法第60条第6項）
  - 警察官（警察官職務執行法第4条 基本法第61条）
  - 自衛官（自衛隊法第94条）
  - 海上保安官（基本法第61条第1項）

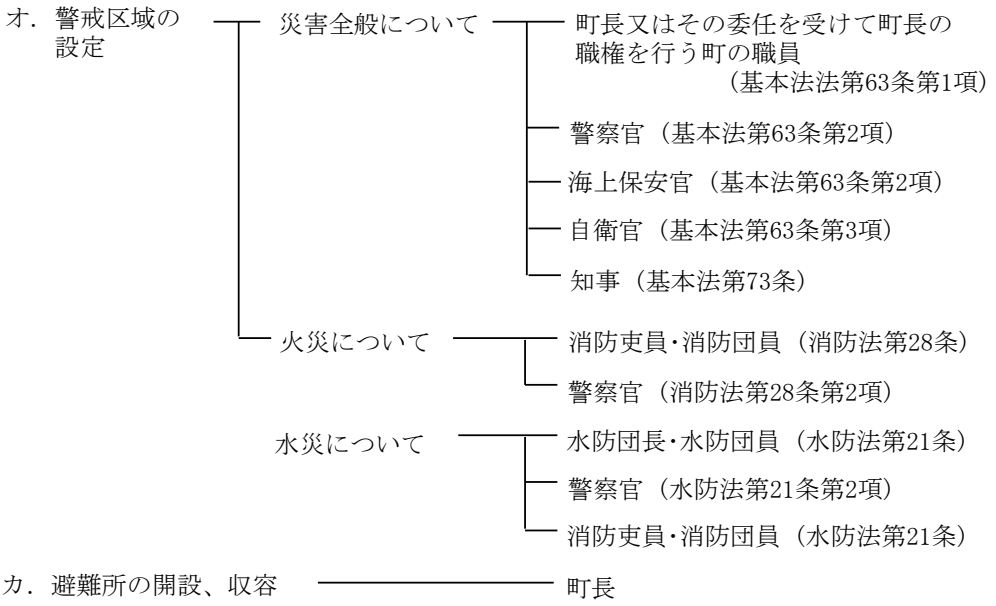

(2) 避難勧告・指示

本部長は、災害により危険が緊迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のためとくに必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のため立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

ア．町長の勧告・指示

① 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始の情報を提供することとする。

② 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、避難のための立ち退きを勧告し、急を要する場合は避難のための立ち退きを指示する。

③ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避、その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することとする。

④ 避難のための立退きを勧告、指示したとき、若しくは、屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し知事に報告する。

⑤ 避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示（解除も含む）に関する事項について、助言を求める。

イ．洪水のための指示

洪水により著しい危険が急迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県の職員又は水防管理者は立ち退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

ウ．地すべりのための指示

地すべりにより著しい危険が急迫していると認められるときは、町長及び知事又はその命を受けた県の職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。

エ．警察官の指示

① 警察署長は被災の恐れのある場所の視察を強化し、避難の必要を認めたときは町長、水防団長（消防団長）と連絡協議の上、避難措置を行う、又は協力する。

② 事態が切迫し①に掲げる連絡協議をするいとまのない時、又は町長において指示ができない場合は、警察署長又は現地の警察官において避難の指示を行う。

オ．自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り「エ．警察官の指示」による措置をとる。

カ．海上保安官の指示

① 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合でその必要性が認められる事態において町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、海上保安官は自ら立ち退きを指示する。

② この場合、海上保安本部は直ちにその旨を町長に通知する。

(3) 避難勧告・指示の伝達方法等

ア．勧告・指示の際に明示する事項

避難の勧告及び指示の伝達は、次の事項を明示して行う。

① 勧告者又は指示者
② 予想される災害危険及び避難を要する理由
③ 避難対象地域
④ 避難の時期、誘導者（消防団員等）
⑤ 避難場所等
⑥ 避難経路
⑦ 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

(4) 避難場所等及び避難方法

ア．避難場所等の指定

災害時に命を守るために緊急的に避難する場所を「避難場所」とし、災害により自宅へ帰宅することができなくなった住民等が一定期間滞在する施設を「避難所」とする。また一般の避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦などに配慮した避難所を「福祉避難所」とする。

＜避難場所・避難所一覧＞

種別	地区	名称	災害区分					安全レベル		収容人数	所在地
			地震	津波	洪水	土砂災害	大規模火災	津波	風水害		
避難場所	湯浅	有田振興局駐車場	○	○				☆☆☆		6,700	湯浅 2355-1
		六角堂	○	○				☆☆☆		600	湯浅 2563
		満願寺裏山	○	○				☆☆☆		500	湯浅 1334
		妙見山	○	○				☆☆☆		300	湯浅 1375
		県立耐久高等学校校舎（1、2 号館 3，4F、屋上）	○	○				☆☆		5,430	湯浅 1985
		湯浅小学校校舎（3F）	○	○				☆☆		650	湯浅 1570
		湯浅中学校校舎（3F）	○	○				☆☆		440	湯浅 1815
		Ｌ・ＶＡビル（屋上）	○	○				☆☆		200	湯浅 1940-5
		ＮＴＴ西日本湯浅別館（3F）	○	○				☆☆		150	湯浅 1533-1
		湯浅幼稚園（本館 2 階、屋上）	○	○				☆		310	湯浅 785
		雇用促進住宅（3，4F）	○	○				☆		260	湯浅 2917-1
		北栄北団地（4，5F）	○	○				☆		90	湯浅 2702-6
		住山マンション東（3，4F）	○	○				☆		70	湯浅 2800
	別所	天神山	○	○				☆☆☆		1,000	別所 59-8
		水道事務所	○	○				☆☆☆		40	別所 331
	青木	湯浅広川消防組合	○	○	○	○		☆☆☆	☆☆☆	300	青木 670
		わくわく公園	○	○				☆☆☆		1,500	青木 460
	田	蓑田薬師堂裏山	○	○				☆☆☆		500	田 1091
		庚申山	○	○				☆☆☆		500	田 1057
		竹林寺	○	○				☆☆☆		500	田 620
		野井坂	○	○				☆☆☆		200	田 84
		小母ヶ谷	○	○				☆☆☆		100	田 490
	栖原	矢田グランド	○	○				☆☆☆		6,700	栖原 253-4
		横田元日通付近	○	○				☆☆☆		2,000	栖原 83
		前山農道	○	○				☆☆☆		1,000	栖原 734-2
		施無畏寺	○	○				☆☆☆		400	栖原 1465
		法岸寺	○	○				☆☆☆		200	栖原 1348
		栖原坂	○	○				☆☆☆		－	栖原 355
		方津戸団地（4，5，6，7F）	○	○				☆☆		230	栖原 182-1
		幸神社	○	○				☆☆		100	栖原 559
		田栖川小学校校舎（3F）	○	○				☆☆		70	栖原 1384

種別	地区	名称	災害区分					安全レベル		収容人数	所在地
			地震	津波	洪水	土砂災害	大規模火災	津波	風水害		
		奥畑大師堂	○	○				☆		50	栖原 822
	吉川	済生会前オレンジタウン	○	○				☆☆☆		1,000	吉川 51-23
		方津戸峠	○	○				☆☆☆		－	吉川 257-2
	有田川町	町民多目的グラウンド	○	○				☆☆☆		4,700	有田川町 大字熊井 726-9
避難所を兼ねる避難場所	湯浅	湯浅スポーツセンター			○	○			☆☆☆	1,510	湯浅 2435-1
		湯浅中学校体育館	○	○	○	○		☆	☆☆☆	820	湯浅 1815
		県立耐久高等学校体育館			○	○			☆☆☆	690	湯浅 1985
		湯浅小学校講堂		○	○	○		☆	☆☆☆	480	湯浅 1570
		湯浅町民体育館		○	○	○		☆	☆☆☆	440	湯浅 1546
		県立耐久高等学校武道館			○	○			☆☆☆	340	湯浅 1985
		南栄老人憩の家			○	○			☆☆☆	70	湯浅 1033
		武者越保育所		○	○	○		☆☆☆	☆☆☆	110	湯浅 1407
		地域福祉センター（2F）	○	○	○	○		☆	☆☆	200	湯浅 1675-1
		総合センター			○	○			☆☆	320	湯浅 2707-1
		いきいきふれあい館			○	○			☆☆	100	湯浅 2276-2
		北の町老人憩の家（2F）	○	○	○	○		☆	☆☆	30	湯浅 709-2
		（仮称）湯浅町駅前複合ビル（3F、屋上）［予定］	○	○				☆☆		1,000	湯浅 1075-2
	別所	ふれあいプラザ	○	○	○	○		☆☆☆	☆☆☆	70	別所 61-1
	青木	湯浅町役場庁舎（3F ホール）	○	○	○	○		☆☆☆	☆☆☆	190	青木 668-1
	山田	山田小学校体育館			○	○			☆☆☆	230	山田 1920
		山田公民館			○	○			☆☆☆	110	山田 1334-2
	田	田体育館	○		○	○			☆☆☆	350	田 369-5
		田村出荷組合第二集荷場	○	○	○	○		☆☆☆	☆☆☆	200	田 565-6
		田保育所	○	○	○	○		☆☆☆	☆☆☆	110	田 558-6
	栖原	田栖川小学校体育館		○	○	○		☆	☆☆☆	140	栖原 1384
		横田文化会館			○	○			☆☆☆	80	栖原 6
	吉川	吉川公民館			○	○			☆☆☆	100	吉川 269
広域避難所（避難場所を兼ねる）	湯浅	湯浅中学校グラウンド	○				○			7,000	湯浅 1815
		湯浅小学校グラウンド	○				○			5,700	湯浅 1570
	田	田村小学校グラウンド	○				○			4,300	田 359
	栖原	田栖川小学校グラウンド	○				○			3,000	栖原 1384

種別	地区	名称	災害区分					安全レベル		収容人数	所在地
			地震	津波	洪水	土砂災害	大規模火災	津波	風水害		
福祉避難所	湯浅	地域福祉センター（2F）	○	○	○	○		☆	☆☆	30	湯浅 1675-1
		かぐのみ苑	○							25	湯浅 2032-1
		ケアランド湯浅	○	○						10	湯浅 2834
		潮光園	○	○		○				5	湯浅 2600-3
	青木	平安のまち	○							70	青木 826-1
	栖原	つくし共同作業所	○							10	栖原 187-1
	吉川	ライフケア有田	○							20	吉川 52-1
		なぎ園	○			○				20	吉川 160

＜津波避難路＞

対象地区		避難路
田	浜地区（北部・西部）	田 14 号線～田 13 号線
	浜地区（南部）	田 11 号線･県道有田湯浅線～田 1 号線
	浜地区（東部）	田 16 号線～田 17 号線～田 1 号線
栖原	沿岸部北部	栖原 5 号線～栖原 29 号線～農道～栖原 3 号線
	沿岸部中部	栖原 12･13 号線～栖原 11 号線、栖原 12･13 号線～栖原 11 号線～農道
	沿岸部南部	栖原 10 号線～栖原 14 号線～農道、栖原 8 号線～農道
	方津戸	－
湯浅	港、なぎ区、なぎ団地	湯浅 33 号線～湯浅 62 号線～県道御坊･由良･湯浅線～湯浅 163 号線
	北栄 1 区、北栄 3 区、横浜	湯浅 126 号線
	北栄 2 区	湯浅 126 号線
	新屋敷、北浜町、北中町、中中町、北町、北鍛冶町、蔵町、道町北、北道、大宮通 1 区･2 区･3 区、宮西	湯浅 62 号線～県道御坊･由良･湯浅線～湯浅 163 号線
		湯浅 127 号線～県道御坊･由良･湯浅線
	南浜町、南中町、南鍛冶町、中之島、島之内、中川原、南栄、道町南、道町中、西南道、東南道 1 区、本町	県道湯浅広港湯浅停車場線～湯浅 270 号線～湯浅 163 号線
	港、なぎ区、なぎ団地、新屋敷、北浜町、北中町、中中町、北町、北鍛冶町、蔵町	県道御坊･由良･湯浅線～町道 126 号線、町道 33 号線～町道 62 号線、県道有田湯浅線、町道 54 号線、町道 127 号線
		町道 33 号線～町道 62 号線、県道有田湯浅線、町道 54 号線、町道 127 号線
	港、なぎ区、なぎ団地、南浜町、南中町、南鍛冶町	町道 33 号線～町道 62 号線～県道有田湯浅線、町道 127 号線
別所	別所	－

イ．避難の種類

① 第一次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障がい者、病弱者、乳幼

児、女性を避難させる。

② 第二次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。緊急避難の場合は避難の指示・勧告が発せられたとき、又は自主的な判断により行う。

ウ．避難の方法

① 避難は原則として避難者各自が行い、自主判断により避難所又は縁故関係先に避難する。

② 避難に際しては、各地区の消防団との連携を図りながら実施し、併せて避難後の警備についても警察と密接な連絡をとり万全を期する。

エ．避難誘導

住民等の避難誘導は、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

特に災害時要援護者には、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導を行うものとする。

オ．学校・社会福祉施設等の避難対策

学校、保育所、社会福祉施設、その他集団避難を要する施設は、災害時の安全を図るため、事前の避難計画に従って避難を行う。各施設において、児童・生徒、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施し、又は完了したときは、施設の責任者は町へその旨を報告する。

（参考：資料編 3-12．風水害時避難場所位置図）

（参考：資料編 3-13．地震害時避難場所位置図）

(5) 避難所の開設及び開設の方法

ア．避難所の開設

避難所の開設及び収容並びにり災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は町独自の応急対策として本部長が開設する。

イ．収容者

避難所へは次の者を収容する。

① 避難の勧告・指示が発せられた者又は緊急に避難が必要である者

② 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全・半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

ウ．避難所の開設の方法

① 避難所を開設するときには、速やかに避難所の施設管理者へ連絡する。

② 避難所開設の実務は総合調整部連絡調整班、社会教育班が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理任者又は最初に到着した職員が実施する。

③　本部長は、避難所を開設したときは直ちに管理運営担当職員を派遣する。

④　避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県本部（救助班）に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

(ｱ) 開設の日時、場所

(ｲ) 箇所数及び収容人員（避難所別）

(ｳ) 開設期間の見込み

⑤　避難所開設の期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは期間を延長する旨を県へ要請し、延長することがある。

また、収容人員の減少に伴い避難所を縮小した場合についても、県へ連絡しなければならない。

(6) 避難所の運営

ア．避難所の収容

①　あらかじめ避難所ごとの管理運営担当職員を定め、発災後迅速に人員を配置するとともに、各地区の防災組織等と連携して円滑な運営に努める。

②　避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

③　避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、名簿の作成等により、その実態を的確に把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水の提供、炊き出しを行う。なお、指定された避難所以外に避難し、食事等の受取りに来る被災者数についても把握に努め、物資の供給を行う。

④　必要により、警察と十分連携し、パトロール隊による巡回活動を実施する。

⑤　避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。また、避難者の健康状況や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。さらに、専門家等との定期的な情報交換に努める。

イ．避難所の閉鎖

本部長は、災害の状況により、避難者が帰宅できる状態になったと認められるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。ただし、避難所のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所生活が長期に及ばないように配慮しながら、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

ウ．関係書類の整理・保存

各避難所の維持管理のための責任者は、次の書類を整理保存する。

①　避難者名簿

②　救助実施記録日計票

③　避難所用物品費受払簿

④　避難所設置及び収容状況

⑤　避難所設置に要した支払証拠書類

⑥　避難所設置に要した物品受払証拠書類

（参考：資料編 4-4. 避難所設置及び収容状況）

(7) 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等から、町域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

第 4 節　食糧供給計画

実施担当	物資食糧班、学校給食班

1. 計画方針

災害時において、避難者、被災者及び応急対策要員等に対する食糧の供給は、県、隣接市町並びに和歌山農政事務所、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

2. 計画内容

(1) 実施者

被災者に対する炊出し及び食糧品の供給は、本部長指示のもと、関係部課と密接な連携を図るとともにボランティア団体の協力を得ながら物資食糧班及び学校給食班が担当する。

また、炊き出し等を実施する場合には、本部長は責任者を指定するとともに、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

(2) 実施場所

炊出しを実施する場合は、湯浅町給食センターの調理施設を使用して実施することを原則とするが、必要に応じて避難場所等又はその近くの適切な場所を選んで臨時の炊出し所を設置する。

(3) 炊出しの方法

避難場所等での食糧の受入れ及び配布、炊出しは、町職員及びボランティア団体の協力を得て実施する。

(4) 炊出し食品の衛生管理

炊出しによる感染症の発生を防ぐため、炊出し作業員及び食糧の衛生については十分注意し、消毒液の他必要な薬品を施設に備える。

(5) 食糧品の調達

ア．備蓄食糧

備蓄倉庫より搬出して避難場所等へ配布する。

イ．原材料等の調達

炊出し、その他の食品供給のため必要な原材料等の調達は、本部長の指示に従い、物資食糧班が行う。調達に際しては、粉ミルク、離乳食ややわらかい食品も調達するなど災害時要援護者にも配慮する。

(6) 救援食糧

本部は、上記による食糧の供給が不可能な場合、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な災害救助用食糧の数量を、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、和歌山県総合

防災情報システムにより知事に申請する。また、その他関係機関にも要請し調達する。ただし、災害救助用食糧は、原則として米穀(政府米)とするが、消費の実情に応じ乾パンも供給する。

(7) 食糧品給与基準

災害救助用食糧は、精米で被災者一食当たり 200 精米グラムとする。ただし、消費の実情に応じて乾パン(一食当たり 100 グラム)の供給を行う。

(8) 食糧品給与対象者

ア．避難所に収容された者
イ．住家の被害が全壊（焼)、流失、半壊（焼)、又は、床上浸水等であって、炊事のできない者
ウ．旅館や宿泊施設の宿泊人及び一般家庭の来訪者
エ．救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(9) 食糧品給与期間

炊出し期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、この期間内に復旧作業が困難な場合は、本部長が県本部に期間長を申請し、承認を得たときは期間を延長することができる。

(10) 食糧の受払管理簿の整備・保管

食糧の受領又は供給について、食糧の種類・数量及び供給先名等を確認の上、食糧受払管理簿等を作成し適正な管理を行う。

ア．救助実施記録日計表
イ．炊出し給与状況
　(ｱ) 炊出し受給者名簿
　(ｲ) 食糧品現品給与簿
ウ．炊出しその他による食品給与物品受払簿
エ．炊出し用物品借用簿
オ．炊出しその他による食品供給のための食糧購入代金等支払い証拠書類
カ．炊出しその他による食品供給のための物品受払証拠書類

（参考：資料編 4-5．炊出し給与状況）

第 5 節　給水計画

実施担当	給水班

1. 計画方針

この計画は、災害のため水道施設や水道配管が破損し、飲料水の確保に支障をきたした場合の給水体制等について定める。

なお、応急給水量は必要最小限の量とし、その対象は医療施設、救護所、社会福祉施設及び避難場所等を優先的に行う。

2. 計画内容

(1) 実施責任者

実施責任者は本部長とし、町において実施できない場合は、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定により、隣接市町の協力を得て実施する。

水道災害相互応援対策要綱に基づく協定
第 3 ブロック：湯浅町、◎海南市、有田市、紀美野町、有田川町、広川町
（◎：代表都市）

(2) 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者とする。

(3) 給水活動

ア．水源の確保

飲料に適した水の確保については次の方法により行う。

① 戸別の配管が破損した場合は、浄水池の水・貯水槽の水を確保する。また井戸等の使用が可能な場合は、水質検査等を実施して滅菌消毒（残留塩素 0.2mg/l 以上）を確認の上、飲料水を確保する。

② 水源が汚染された場合は、ろ水器等による浄水の供給や浄水剤の配布の際、滅菌消毒（残留塩素 0.2mg/l 以上）を行う。

③ 浄水の確保ができない場合は、水道災害相互応援協定等に基づき給水車による供給を要請する。

＜水源＞

浄水場	取水先	給水車
久米崎浄水場	広川（伏流水）	1 台
横田浄水場	山田川（浅井戸）	

イ．給水基準

①災害発生の日から 7 日以内程度とし、1 人 1 日約 3 ﾘｯﾄﾙを原則とする。

②医療施設、社会福祉施設等の緊急性の高い施設から給水を行う。

ウ．飲料水の供給方法

飲料水の供給は次の方法により行う。

① 拠点（給水所）給水

給水は原則として給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点方式で行う。

② 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況により、消火栓から応急仮配管による給水が可能な場合は関係機関の協力を得て応急給水を行う。

③ 給水所の周知・徹底

広報車等により、住民に周知する。

エ．給水用資機材の確保・調達

不足する車両及び資機材は隣接市町や県及び給水用資機材取扱業者等に調達・斡旋の要請を行う。

(4) 事務手続き

ア．県への報告

飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに有田振興局健康福祉部を経由し、県食品・生活衛生課に報告する。

イ．隣接市町への応援・協力要請手続き

本町だけでは飲料水の供給ができないときには、隣接市町に対し応援要請を行う。応援要請にあたっては、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、速やかに文書を要請先に提出する。

なお、要請にあたっては次の事項を明示する。

① 災害の状況

② 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

③ 応援の場所及び応援場所への経路

④ 応援の期間

⑤ 前各号に揚げるもののほか必要な事項

（参考：資料編 4-6．飲料水の供給簿）

第 6 節　物資供給計画

実施担当	物資食糧班

1. 計画方針

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を確保できない被災者に対し、急場をしのぐ生活必需品を供給するために必要な事項について定める。

2. 計画内容

(1) 実施責任者

実施責任者は本部長とし、町において実施できない場合は、隣接市町の協力を得て実施する。

(2) 対象者

生活必需品供給の対象者は、次の通りとする。

ア．被災により住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者

イ．被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ウ．被服、寝具、その他生活必需物資がないため直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 生活必需品供給計画

ア．支給品目

被災者に給与（貸与）する生活必需品は、被害の実情に応じ次の品目の範囲内とする。

① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
② 外衣（洋服、作業衣、子供服）
③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
④ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
⑤ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
⑦ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
⑧ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

イ．生活必需品の確保

本部長の指示に基づき、町内又は町外業者から調達するが、町の調達量が不足した場合、又は調達が困難な場合は、知事に対し、斡旋を要請するほか、隣接市町に応援を要請する。

ウ．生活必需品の配分

物資を供給する場合は責任者を定め、記録・受領書を整備する。

エ．救助物資の集積場所

ゲートボール場兼多目的スポーツ施設を救助物資の集積場所とする。

（参考：資料編 4-7．物資の給与状況）

第 7 節　住宅・宅地対策計画

実施担当	調査実施第 2 班

1. 計画方針

救助法が適用された災害により住宅が被災した住民に対し、応急仮設住宅の設置や応急修理並びに公営住宅の活用等によって、避難場所等からの早期移住を進め、被災住民の住宅の緊急確保を図るための応急対策について定める。

2. 計画内容

(1) 実施責任者

救助法が適用される災害では、応急仮設住宅の建設、管理及び被害住宅の応急処理は、知事から委託を受けて町長が行う。

(2) 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

建築基準法第 85 条に規定する区域の指定後実施する。

ア．入居基準

① 住家が全焼、全壊又は流失した者

② 居住する住家がない者

③ 自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者

イ．建設期間：災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

ウ．設置戸数：救助法適用市町村単位の全失戸数の 3 割以内とする。ただし、やむを得ない場合は知事の承認を得て、市町村相互間において戸数の融通ができる。

エ．その他　：規模、費用の限度等については、救助法の定めを参照

(3) 救助法による住家の応急修理

ア．対象者

① 居住者が自己の資力をもって応急修理できない者

② 救助法適用市町村単位の半壊半焼戸数の 3 割以内とする。ただし、やむを得ない場合は知事の承認を得て、市町村相互間において戸数の融通ができる。

イ．応急修理の期間：災害発生の日から 1 カ月以内に完成すること。

ウ．その他：とくに面積の制限はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限の部分とする。費用の限度等については救助法の定めを参照。

(4) 応急仮設住宅の建設予定地の選定

応急仮設住宅の建設用地は安全で保健衛生上適切な場所とし、町有地を原則とする。

(5) 応急仮設住宅の管理

ア．家賃及び維持管理

① 家賃は無料とする

② 維持修理は、入居者において負担する。

③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ．応急仮設住宅台帳の作成

入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出するものとする。

（参考：資料編 4-8．応急仮設住宅台帳）

ウ．供与期間

完成の日から 2 年以内とする。

エ．要配慮者への配慮

応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

(6) 町営住宅等の応急対策

災害による町営住宅等の被害状況を早急に調査し、必要な措置を行うとともに、再建又は補修の必要な町営住宅について早期に復旧を図る。

また、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。

(7) その他

公営住宅法による災害公営住宅の建設及び既設公営住宅復旧事業実施、また、罹災者に対する住宅建設資金等の融資については、県計画の定めるところによる。

第 8 節　被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画

実施担当	調査実施第 1 班

1. 計画方針

災害により多くの建築物や宅地が被災した場合、その使用の可否を応急的に判定することにより、余震等によって起こる建築物の倒壊や宅地の崩壊等の2次災害時の住民の安全確保を図るため、町が実施し県が支援する応急危険度判定は、本計画により実施する。

2. 計画内容

(1) 町における応急危険度判定の実施

①本部長は、その区域において災害により多くの建築物や宅地が被災し、本部を設けた場合、応急危険度判定実施の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

②知事は、町長が危険度判定の実施を決定した場合、必要な支援を行う。

(2) 町実施本部の業務

実施本部の業務は、次の通りである。

①建築物や宅地に関する被害情報の収集

②判定実施要否の決定

③実施本部、判定拠点の設置

④判定士の参集要請、派遣要請

⑤判定士等の受入

⑥判定の実施

⑦判定結果の集計、報告

⑧実施本部、判定拠点の解散等

(3)県支援本部の業務

県支援本部の業務は、以下の通りである。

①災害時の情報収集

②支援本部の設置

③支援実施計画の作成

④他府県等への支援要請

⑤支援の実施

⑥支援本部の解散

第 9 節　医療助産計画

実施担当	医療防疫班

1. 計画方針

この計画は、災害により医療・助産の途を失った者に対する応急的な医療、助産活動等について必要な事項を定める。

2. 計画内容

(1) 実施責任者

本部長の要請により、知事が医療班を派遣して実施する。ただし、県医療班が到着するまでの間、又は小規模な災害の場合は、医療防疫班が実施する。

また医療助産の実施にあたって、町内の医療機関及び有田医師会に協力を要請し、適切な医療・救護を実施する。

＜町内の医療機関及び有田医師会＞

名称	所在地	連絡先	備考
有田医師会	湯浅 2430-77 湯浅納税協会 2F	TEL：0736-63-5610 FAX：　63-6309 衛星携帯電話：8707-7674-8338	
済生会有田病院	吉川 52-6	TEL：0737-63-5561 FAX：　62-3420	一般病棟：104 床 療養病棟：40 床 回復期ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病棟：40 床
湯浅保健所	湯浅 2355-1	TEL：0737-64-1291 FAX：　64-1290 衛星携帯電話：090-7353-2815	

(2) 活動体制

必要に応じて町内の医療機関等の協力を得て救護所を設置し、医療救護にあたる。なお、災害の状況に応じ、知事に対し、以下の医療班の派遣を要請する。

ア．災害拠点病院等の医療救護班

イ．県医師会救急医療班

(3) 医療及び助産の対象者

ア．災害時に、応急的に医療・助産を必要とする者

イ．被災者に限定されるものでなく、医療・助産の途を無くした者

ウ．災害のため助産の途を無くした場合は、災害発生日の以前又は以後 7 日以内に分娩した者

(4) 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関の所持品を繰替使用するとともに、町においても確保に努めるものとする。

(5) 救護所開設予定地

湯浅町役場

第 10 節　り災者救出計画

実施担当	連絡調整班、総務消防班

1. 計画方針

この計画は、災害のため生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索、救出又は保護について定める。

2. 計画内容

(1) 実施者

り災者の救出は、本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、消防団等の協力により、実施する。

(2) 救出の対象者

ア．災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者

① 災害時に火中に取り残された場合

② 災害時に倒壊家屋の下敷きになった者

③ 水害により流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生き埋めになった場合

④ 登山者の遭難の場合

⑤ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ．災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 救出の方法

ア．救出の対象者を発見した者は、直ちに町役場又は警察もしくは消防、消防団に通報する。

イ．救出・救助活動は湯浅広川消防組合及び消防団が湯浅警察署と協力して実施するが、消防機関のみで対応できない場合は、県、その他防災関係機関（自衛隊等）に応援を要請する。

ウ．救出・救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、関係機関と連携を取る。

エ．救出・救助活動を行うに際して、重機の借り上げを必要とする場合には、町内建設業組合等関係組合に協力を求める。

(4) 救急活動

ア．救出・救助活動は、救命措置を必要とする重傷者を最優先する。

イ．傷病者に対する応急手当の実施のため現地本部に応急救護所を設置する。なお、負傷の程度や救護所の能力が不足する場合は関係機関と連携して医療機関への搬送を行う。

(5) 救助法による救出

ア．対象者

①　災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者

②　災害のため生死不明の状態にある者

イ．費用の限度

救助法施行細則に定める額以内

ウ．救出の期間

災害発生の日から 3 日以内

第 11 節　住居等の障害物除去計画

実施担当	庶務班

1. 計画方針

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は、本部長が行う。

(2) 救助法による障害物の除去の基準

ア．対象者

① 自己の資力では障害物の除去ができない者

② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

イ．除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア．救助実施記録日計票

イ．障害物の除去の状況記録簿

ウ．障害物除去費関係支払証拠書類

第 12 節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸し付け計画

実施担当	物資食糧班

1. 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対し、災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活安定化を促進するものとする。

2. 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付け

ア．実施者

本部長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対し、弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸し付けを行う。

イ．実施基準等

（参考：資料編 2-2. 災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画）

(2) 生活福祉金（災害援護資金）の貸し付け

ア．実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得者に対し、自主更正を目的として必要な資金を貸し付ける。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付け対象となる世帯を除く。

イ．生活福祉資金貸し付け条件

（参考：資料編 2-3. 生活福祉資金貸付条件一覧）

第 13 節　遺体捜索処理計画

実施担当	庶務班

1. 計画方針

災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬、及び災害により現に行方不明の状態にあり周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、並びに災害の際に死亡した者の遺体処理について定める。

2. 計画内容

(1) 遺体の捜索

ア．実施者

本部長が、警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ．対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者

ウ．捜索の方法

庶務班が、警察、海上保安部と連絡を取りつつ実施する。

エ．費用

次の費用の当該地域における通常の実費。

(ｱ) 借上費（舟艇その他捜索のための機械器具借上費）

(ｲ) 購入費（同上購入費）

(ｳ) 修繕費（同上修繕費）

(ｴ) 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ．捜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

カ．その他

捜索を実施した庶務班は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

(ｱ) 救助実施記録日計票

(ｲ) 捜索用機械器具燃料受払簿

(ｳ) 遺体捜索状況記録簿

(ｴ) 遺体捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、本部長が遺族に代わって処理を行うものである。

ア．遺体処理の内容

(ｱ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(ｲ) 遺体の一時保存

(ｳ) 検案

イ．遺体処理の方法

庶務班が、有田医師会等の協力を得て実施する。

ウ．遺体処理の費用

（参考：資料編 2-1．救助法による救助の程度、方法及び期間）

エ．処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

オ．その他

(ｱ) 救助実施記録日計票

(ｲ) 遺体処理台帳

(ｳ) 遺体処理関係支出証拠書類

(3) 遺体の収容

身元の確認については、遺体の身元を識別するために相当の時間を必要とすることもあるため、本部長が警察や関係機関の協力を得て実施する。

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上、遺体を引き渡す。また、多人数の場合は、一時に埋葬等を実施することは困難であるため、特定の場所に集めて一時保存する。

＜遺体収容施設＞

遺体収容施設	湯浅スポーツセンター

(4) 埋葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一次混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、本部長が埋葬を実施する。なお、庶務班は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、近隣市町の協力を得て広域的な火葬等の実施に努める。

ア．埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、又は納骨等の役務提供。

イ．埋葬の費用

（参考：資料編 2-1．救助法による救助の程度、方法及び期間）

ウ．埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

エ．その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した庶務班は、次の書類を整備し保存しておかなければならない

(ｱ) 救助実施記録日計票

(ｲ) 埋葬台帳

(ｳ) 埋葬費支出関係証拠書類

第 14 節　義えん金品受け付け・配分計画

実施担当	物資食糧班

1. 計画方針

災害時に被害者に寄贈される義えん金品について、受け付けの便宜を図り、配分を円滑に行うための事項を定める。

2. 計画内容

(1) 実施者

災害により被害を受けた者に対する義えん金品の配分は、本部長が実施し、災害救助部物資食糧班が担当する。

(2) 災害義えん金品の引継ぎを受ける機関

災害義えん金品の引継ぎは、以下の機関とする。

機関区分	義えん金	義えん品
県段階	県知事、日本赤十字社和歌山県支部長	県知事
〃	有田振興局長	有田振興局長
町段階	本部長	本部長

※日本赤十字社和歌山県支部は原則として義えん品の受付けは行わない。ただし、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日本赤十字社支部等から供給する。

(3) 義えん金・救援物資の募集

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて義えん金・救援物資の募集を呼びかける。

(4) 義えん金品の受付及び管理

災害救助部に義えん金品の受付窓口を開設し、現金は、銀行預金等確実な方法で保管するとともに、現金出納帳簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

義えん金品の受取等にあたっては、義えん金品受払簿を備え付け、引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 義えん金の配分

物資食糧班が担当し、関係機関と配分委員会を組織して調整の上、公平かつ適切な義えん金の配分基準を設定する。

(6) 義えん金の交付

り災者からの申請と被害調査結果をもとに発行されるり災証明書により義えん金を交

付する。義えん金の交付は、被災状況を勘案して早急に実施し、極力金融機関等への口座振込の方式で交付する。

(7) 費用

義えん品の配分等に要する労働等は、できる限り無料奉仕するが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。

(8) 義えん品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

第 9 章　保健衛生計画

第 1 節　防疫計画

実施担当	庶務班

1. 計画方針

災害時に、被災地における感染症を予防し、また環境の悪化を防止するために迅速、的確に実施する防疫活動について定める。

2. 計画内容

(1) 町が実施する対策

ア．浸水家屋等の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条第 2 項（以下本章において「法」という。）の規定による知事の指示に基づき、浸水地域等感染症が発生する恐れのある地域等を重点に消毒を実施する。

イ．ねずみ・昆虫の駆除

法第 28 条第 2 項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ・昆虫の駆除を実施する。

ウ．県への要請・報告

災害のため防疫活動を著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないときは、県に実施を要請する。

また、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により湯浅保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）するものとする。

① 被害の状況
② 防疫活動の状況
③ 災害防疫所要見込額
④ その他

エ．薬品及び資機材の備蓄・配備

防疫活動に必要な薬品及び資機材を備蓄・配備するとともに、卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立する。

オ．避難所の衛生管理

避難所を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期する。

(2) 県に要請する対策

災害の規模が甚大で、その活動が長期化する場合等に、必要に応じて次の対策を県に要請する。

ア．感染症の発生を予防するため、滞水地域、避難所その他衛生条件が問題となる地域の重点的な健康調査

イ．感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにする必要があると認めるときは、感染症の所見がある者、その他関係者に対する質問又は必要な調査の実施

ウ．疫用薬品の斡旋又は調達

(3) 一般家庭の食品衛生

ア．台所の清掃を徹底し、とくに冠水した床、棚、戸棚内部は殺菌剤（逆性石けん液又は塩素剤等）による消毒を行うこと。

イ．食品を購入する際は鮮度、カビの発生等をよく吟味して購入し、とくに蛋白質性の食品の保存には十分留意し、大量に買い込まないようにすること。

ウ．食品は十分に加熱したものを食べること。

エ．給水車による水又は地下水等の生水の使用は避け、必ず煮沸した水を使用すること。地下水は汚染の恐れがあるので水質検査を受けるか、塩素剤等の投入による消毒を行うこと。

第 2 節　清掃計画

実施担当	庶務班

1. 計画方針

災害の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等(以下この節「廃棄物」という。)により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画による。

2. 計画内容

(1) 実施担当者

廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は庶務班が行う。

実施するに当たっては、ごみ処理係、し尿処理係、ガレキ処理係を編成し、実施する。

(2) ごみ処理

ア．初期対応

① 避難所をはじめ、被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。

② ごみ処理施設の被害状況と復旧見込を把握する。

③ 必要に応じて、仮置場を設置する。(特に水害廃棄物は、水分を多く含んだ状態で排出され、そのままでは処理が困難のため、仮置場が必要である。)

④ 住民へ仮置場等及び収集期間を広報する。

イ．処理活動

① 被災地の生活に支障が出ないように、ごみの収集処理を適切に行う。

② 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

③ 仮置場における衛生状態を保つ。

④ 被災地域をそれぞれ区分・分担し、可燃物は焼却処分することを原則とするが、排出量が処理能力を超えた場合、又は不燃物との分別が困難な場合は、一時仮置きを実施し、分別後に可燃物は焼却処理する。

⑤ 処分においては、環境衛生上支障のないよう十分配慮する。

(3) し尿処理

ア．初期対応

① し尿処理係は、関係部課との連携のもとに、し尿処理体制を早急に確立する。

② し尿処理施設等の被害状況を把握した後、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努める。

③ 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮設トイレを設置する。なお、災害時要援護者にも利用しやすいトイレ環境の整備に努める。

イ．処理活動

① 収集は、し尿収集許可業者の積極的な協力を求めて実施する。また、避難所などで緊急くみ取りを必要とする地域から実施する。

② 処理は、し尿処理場で行うことを原則とするが、必要に応じ臨時貯留施設の設置等を行う。ただし、環境衛生上、支障のないよう措置する。

③ 水害時は、くみ取り便所の便槽は床下浸水程度であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒を行う。

(4) ガレキ処理

ア．初期対応

① ガレキの発生量を把握する。

② ガレキの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともにガレキの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

イ．処理活動

① ガレキ処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

② ガレキの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

③ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

④ 町が有するトラックを使用し収集することを原則とするが、災害の種類、排出物の形状等により、臨機の措置をとる。

⑤ ガレキの除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、建設業者等の協力を得る。多量に集積された箇所に対しては、ダンプカー、ショベルカー等の機動力を駆使し、迅速に排除を行い、車両等の借り上げの措置をとる。

(5) 県への応援要請

ア．大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。

イ．し尿等の収集運搬の協力支援が必要な場合は、知事に要請する。知事は当該要請を受けて、社団法人和歌山県清掃連合会に支援の協力要請を行う。

(6) 事務処理

ア．廃棄物処理の応急対策を実施したときは、本部へ報告し、湯浅保健所を経由して県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ．廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、本部へ報告し、その被害状況、被害写真及び復旧計画（第１報は、概況を電話・ＦＡＸで）を添え、湯浅保健所を経由して県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

(7) その他

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

そのため、堆積土砂の排除は、土木施設応急対策計画による。

第 3 節　保健師活動計画

実施担当	医療防疫班

1. 計画方針

災害発生時における保健師活動は、本計画により迅速に実施し、住民の健康保持を図るとともに、疾病予防活動及び心の相談指導等精神保健活動に努めるものとする。

2. 計画内容

(1) 業務内容

① 住民の健康状況の把握を行うものとする。
② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
③ 要請により、または必要に応じ、保健所を通して県等へ保健師の派遣依頼又は派遣要請を行うものとする。
④ 必要に応じ保健師派遣計画を作成する等、保健師の派遣等に係る総合調整を行うものとする。

(2) 保健師活動

ア．保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ．被災地における活動内容

① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の実態把握
② 情報収集及び情報提供
③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
④ 保健衛生指導の実施
⑤ 要援護者の安否確認
⑥ 関係機関との連絡調整

ウ．被災状況とニーズの把握

(3) 報告及び記録

保健師活動を実施した場合、以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

ア．報告書類

① 保健師業務月報
② 保健師従事者状況

イ．記録書類

① 保健師活動日誌
② 要フォロー台帳
③ 避難所での保健活動
④ 仮設住宅入居者健康調査票
⑤ 継続を要するケースについては、個人票にて記入
⑥ その他

第 4 節　精神保健福祉対策計画

実施担当	医療防疫班、物資食糧班、庶務学校教育班

1. 計画方針

高齢者、障がい者等（以下、災害時要援護者。）、児童・生徒の被害状況や救援の必要性の把握に努めるとともに、災害直後の精神科医療の確保と、災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立し、継続した福祉サービスの提供を行う。

2. 計画内容

(1) 実施担当者

医療防疫班、物資食糧班、庶務学校教育班が各々の担当部門において、民生児童委員、自治会、町社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得て実施する。

(2) 被災地の災害対策

湯浅保健所を精神保健福祉活動の拠点に、県本部、国、精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(3) 災害時要援護者への対応

ア．災害時要援護者の発見

民生児童委員、消防団、自治会、自主防災組織、町社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得ながら、災害時要援護者名簿を効果的に利用し、災害時要援護者の避難支援や迅速な発見保護に努める。

イ．避難所等への移送

被災した災害時要援護者に対し、本人の意思・状況を判断した上で、避難所、福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ速やかに移送する。

ウ．被災状況とニーズの把握

① 災害時要援護者の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。

② 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。

エ．要援護者への支援活動

① 福祉用具等の確保

災害時要援護者の日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）等の搬送、供給体制を確保するとともに、被災地域への介護職員等の組織的・継続的な派遣に努める。

② 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した災害時要援護者に対して、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣や利用可能な施設及び福祉サービスに関する情報の提供に努める。

③ 医薬品、医薬材料等の確保

精神疾患については、継続した服薬により症状の安定を図っているため、医薬品・医薬材料等の供給体制の確保に努める。

④　相談や語らいの場の確保

災害時要援護者は、大きな環境の変化等により過大なストレスや不安、孤独感を感じ、不安定になりやすい。そのため、これまで関わっていた精神保健福祉相談員や地域コミュニティ等と相談や語らいができる場づくりを行うことで、心のケアや孤独死の防止に努める。

(4) 児童・生徒への対応

ア．実態把握

民生児童委員、消防団、町内会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得ながら、孤児や遺児等の実態把握に努める。

イ．保護、生活支援

①　保育に欠ける児童・生徒があるときは、保育所に入所させ保育する。

②　保護者を失った児童・生徒があるときは、県又は児童相談所に連絡して児童福祉施設等に保護する。

(5) 心のケア対策

被災者の心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、精神科医・精神保健福祉士・心理士等による相談窓口を開設するなどの心のケア対策に努める。

(6) 福祉相談窓口の開設

災害時要援護者に対しては、周辺住民を中心としたきめ細かな支援体制の確立を図るとともに、早期に相談窓口を開設する。

(7) 情報伝達方法

災害時要援護者に対し迅速正確な情報を伝達するため、関係団体やボランティア等の協力を得て、視覚障がい者にはテープレコーダー、聴覚障がい者には情報案内板等を利用するなどニーズに応じて適切に行う。

(8) 広域支援体制の確立

湯浅保健所を拠点に、町、県本部、国、近隣府県、関係団体等によるネットワークを形成し、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や災害時要援護者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域支援体制を確立する。

第 5 節　動物救護活動支援計画

実施担当	庶務班

1. 計画方針

災害時には避難者の同伴動物にかかる問題も想定されるため、動物愛護の視点から県と協力して動物の収容活動及び救護活動を実施する。

2. 計画内容

(1) 被災地における動物の保護

所有不明の負傷動物、放し飼いの動物保護については、県及び動物愛護団体、ボランティアと協力し、動物の保護に努める。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

避難所においては、飼い主の協力により動物の適正な飼育指導を行い、環境衛生の維持に努める。

(3) 県との連携

県との連携により、餌の手配、負傷動物の収容・保管、相談等を実施する。

(4) 死骸処理

動物等の死骸処理については、火葬を原則とするが、施設等の状況により火葬できない場合は、衛生面に十分注意し死骸処理を行う。

第 10 章　土木施設応急対策計画

第 1 節　土木施設応急対策計画

実施担当	調査実施第 2 班

1. 計画方針

土木施設が被災した場合に、町及び防災関係機関が実施すべき応急措置、応急対策について定める。

2. 計画内容

災害により、道路・橋梁・河川施設等公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合、早急に被害状況を把握し、安全対策及び応急復旧の措置をとり、機能の回復を図る。なお応急復旧に際しては、必要に応じて町内建設業組合等関係組合の協力を求める。また、平常時より調整を図り速やかな実施に努める。

(1) 道路・橋梁

町内の道路・橋梁の亀裂、陥没等の状況及び落橋の有無について調査し、本部長及び有田振興局長に報告し、被害状況に応じた応急措置を実施する。

とくに緊急通行車両の通行を可能とするために必要な道路上の障害物の除去及び道路の補修を優先して実施する。また、被害状況により応急復旧できない場合は湯浅警察署等関係機関に連絡の上、通行止め又は交通規制の標示等の措置を講じ、県に対し応急復旧の応援を要請する。

(2) 河川施設等

速やかに堤防、砂防設備、地すべり防止施設等の被害状況を調査し、本部長及び有田振興局長に報告する。また、被害状況に応じ、雨水浸透防止や崩壊土砂、堆積土砂の適切な排除等の応急工事を実施する。

第 11 章　ライフライン施設の応急対策

第 1 節　上水道施設災害応急対策計画

実施担当	給水班

1. 計画方針

災害により水道施設への被害が生じた場合は、速やかに応急措置を講じ、給水確保に努めるものとする。

2. 計画内容

(1) 応急措置

災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水に努める。

(2) 応急復旧

ア．各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。

イ．応急復旧作業の実施に際しては、指定給水装置工事事業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。

ウ．被害状況に基づいて、必要な復旧資機材を迅速に調達し、不足する資機材については早急に発注する。

エ．応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、速やかに、相互応援協定等に基づく支援の要請を行う。

(3) 応援要請

災害の応急復旧が、町独自では不十分であると判断される場合、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき応援を要請する。

ア．応援要請先

第 3 ブロック代表都市である海南市

イ．応援活動の内容

① 応急給水作業

② 応急復旧作業

③ 応急復旧資機材の供出

④ 工事業者のあっせん

⑤ 前に掲げるもののほか、とくに要請のあった事項

ウ．要請方法

口頭、電話又は通信、無線等により行い、後日文書により速やかに要請先まで提出する。

(明記事項)

① 災害の状況

② 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

③ 必要とする職員の職種別人員

④ 応援の場所及び応援場所への経路

⑤ 応援の期間

⑥ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第 2 節　公衆電気通信施設災害応急対策計画

実施担当	西日本電信電話株式会社

1. 計画方針

電気通信設備の災害に関して、西日本電信電話株式会社和歌山支店と協力し、災害予防、警戒、情報連絡、復旧活動等の応急対策を実施し、迅速かつ的確に通信のそ通を図る。

2. 計画の内容

(1) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

(2) 通信の非常そ通措置

ア．重要通信のそ通確保
イ．被災地特設公衆電話の設置
ウ．災害用伝言ダイヤル等の活用

(3) その他の応急対策

ア．災害時における広報
イ．対策要員の確保
ウ．民間グループ会社に対する協力の要請
エ．社外機関に対する応援又は協力の要請
オ．対策要員の広域応援
カ．災害時における災害対策用資機材の確保
キ．設備の応急復旧

第 3 節　電力施設災害応急対策計画

実施担当	関西電力株式会社

1. 計画方針

電気施設を災害から防護するため、関西電力和歌山営業所と協力し、各種施策を実施するとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

2. 計画内容

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、以下に掲げる情報を迅速・的確に把握する。

ア．一般情報

① 気象、地象情報

② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

③ 対外対応状況（地方公共団体の本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

イ．当社被害情報

① 電力施設等の被害状況及び復旧状況

② 停電による主な影響状況

③ 復旧資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

④ 従業員の被災状況

⑤ その他災害に関する情報

(2) 広報活動及び方法

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 対策要員の確保

ア．夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ．対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員はあらかじめ定められた基準に基づき直ちに所属する事業所に出動する。

ウ．交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 復旧資機材の確保

ア．調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

① 現地調達

② 対策組織相互の流用

③ 他電力会社等からの融通

イ．輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

ウ．復旧資機材置き場等の確保

災害時において、復旧資機材置き場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則して供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 応急工事

ア．応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ．応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

① 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

③ 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

④ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法（標準作業要綱準則）による迅速確実な復旧を行う。

⑤ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ．災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

(7) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第 4 節　鉄道施設災害応急対策計画

実施担当	西日本旅客鉄道株式会社

1. 計画方針

鉄道に関する運転事故又は災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社と協力して応急措置にあたる。

2. 計画内容

災害等により応急対策等を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により応急活動を行う。

(1) 初動措置

ア．保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、線路・橋梁・重要建築物・電車線路及び信号保安設備等の巡回・固定警備を行う。

イ．列車の措置

乗務員は列車の運行に支障を生じる恐れのある災害発生現場に遭遇した場合は、速やかに停止の措置を取る。ただし、危険な箇所に停止した場合、安全な箇所に移動する。また、状況によっては旅客の避難救出救護の要請を行うとともに関係箇所に対し必要事項の速報を行う。

ウ．駅の措置

駅長は災害の程度に応じて、以下の措置を取る。

① 駅舎及び関連施設の応急措置

② 情報収集

③ 必要に応じ、列車防護、救護所の開設、医療機関の救援要請等

(2) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア．避難誘導

① 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

② 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い、協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所等その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡処置を講じる。

イ．救出救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生した場合は、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行う。本部長は、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社新宮鉄道部と連絡を取り、協力して救出救護活動にあたる。

第 12 章　農林水産施設応急対策計画

第 1 節　農林水産施設応急対策計画

実施担当	農漁業用施設管理班

1. 計画方針

災害時における農林水産施設等の被害を早期に調査し、またその被害を最小限にとどめるために、迅速に応急対策を実施する。

2. 計画内容

(1) 農業施設応急対策

被害状況を速やかに把握し、各施設の管理者に対し、指示を行う。また、被害が広範囲に及ぶ場合は、県や関係機関と連絡をとり、応急対策を実施する。

(2) 漁業施設応急対策

漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその状況を把握し、危険防止のための応急措置を講ずるとともに、県に被害状況を連絡し、復旧について要請する。

(3) 農作物応急対策

ア．災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止める技術的指導を県の指導のもとに、農業団体と協力して実施する。

イ．病害虫の防除

被災した農作物の各種病害虫の防除については、県及び関係機関と協力して実施する。

(4) 水産施設応急対策

ア．油の流出への対応

油の流出による漁場・水産施設への事故発生等の通報は、和歌山海上保安部に行う。

イ．赤潮発生への対応

赤潮時による漁場・水産施設への災害の発生に際し、赤潮発生等の通報は、漁業協同組合に行う。

ウ．漁船及び養殖筏等の損害流出事故への対応

災害による漁場及び養殖筏等の損害流出に際し、被害発生等の通報は、漁業協同組合に行う。

第 13 章　文教対策計画

第 1 節　文教対策計画

実施担当	教育部

1. 計画方針

災害時における文教対策について、児童・生徒の生命・身体の安全を第一とし、休校・登下校の措置、教科書・学用品の調達・配布等について定める。

2. 計画内容

(1) 実施責任者

ア．本部長は、幼稚園・保育所、小・中学校の応急教育・保育の応急復旧対策を実施する。

イ．各学校長は、災害に対する各学校の措置について具体的な応急対策をたてる。

ウ．本部長は、学用品の給与について、救助法が適用された場合は知事の委任を受けて実施する。

(2) 休校・登下校の措置

ア．授業開始後の措置

災害時においては、児童・生徒の生命の安全確保を第一とし、危険が予想される場合は、学校長の判断により、臨時休校の措置を行うなど臨機の措置をとる。

授業開始後にあっては、早急に児童・生徒を帰宅させることとするが、その際危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、教職員が地区別に付き添う。ただし、保護者が不在又は住宅及び通学路に危険の恐れがある児童・生徒は、学校等において保護する。

イ．登下校の措置

朝 7:00 の時点で警報（和歌山県北部・紀中・湯浅町）が発令されていれば自宅待機とし、その旨防災行政無線により各家庭に周知する。

(3) 学校教育対策

文教施設の復旧が長期にわたる見込みの場合には、児童・生徒の登校の安全を考慮した上で、学校施設や教職員を確保し、できる限り授業の確保に努める。

(4) 応急保育

災害発生後は、職員編成を速やかに図り、早急に保育が再開できるようにし、再開の時期等について保護者へ連絡を行う。

(5) 学用品支給計画

ア．調達の方法

教科書については、学校別、使用教科書別に数量を調査し、県教育委員会に報告し供給を受ける。教科書以外の学用品については、本部長が調達・配布する。

イ．学用品等の給与基準

① 対象

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者。

② 学用品の品目及び費用の限度

(ｱ)教科書（教材を含む）‥‥‥実費

(ｲ)文房具‥‥‥救助法施行細則に定める限度額以内

(ｳ)通学用品‥‥‥文房具と同じ

ウ．期間

① 教科書‥‥‥災害発生の日から 1 カ月以内

② 文房具及び通学用品‥‥‥災害発生の日から 15 日以内

(6) 学校応急給食計画

学校給食は、できるかぎり継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合は、一時中止する。なお、給食再開にあたっては、衛生管理に十分注意を払う。

ア．災害が広範囲にわたり災害救助のための炊き出しに学校給食施設を使用したとき

イ．給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となった場合で、応急復旧が完了するまでの期間

ウ．感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき

エ．給食物資の調達が困難なとき

オ．その他給食実施が外因的事情により不可能なとき

(7) 避難場所等設置への対応

学校が避難場所等として使用される場合は、学校長は本部と連携を図り、避難場所等開設に協力する。また、避難場所等として使用する施設は原則として、学校教育に支障の無い範囲とする。

(8) 文化財の被害状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに町教育委員会に報告する。

町教育委員会は、管内の文化財の被災状況をとりまとめて、県教育委員会に報告する。

(9) 社会教育施設の保全・応急復旧

震災発生時においては、公民館等の社会教育施設は、災害応急対策のために利用される場合も少なくないため、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施する。

第 14 章　交通・輸送計画

第 1 節　緊急輸送計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材を迅速かつ確実に輸送するため、公用車等を調達する等、緊急輸送体制を確立する。

2. 計画内容

(1) 緊急輸送の対象等

ア．緊急輸送の対象

① 負傷者又は妊産婦の病院への搬送
② 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
③ 飲料水、食糧、生活必需品等
④ 救援物資等
⑤ 応急復旧に係る要員、資機材等

イ．輸送順位

① 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
② 災害の拡大防止のために必要な輸送
③ ①、②以外の災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送車両の確保

ア．緊急通行車両の範囲

災害対策基本法第 76 条 1 項に規定する緊急通行車両として確認を受ける車両は、災害応急対策に使用する車両とする。

イ．緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項に規定する緊急通行車両の確認を受けようとするときは、湯浅警察署等において緊急通行車両等確認申請を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

ウ．車両の借り上げ

町で保有している緊急通行車両で不足する場合には、町内建設業組合等に協力を求め、車両の借り上げを行う。

(3) 県防災ヘリコプター等への応援要請

知事に対する防災ヘリコプターの要請は「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に定めるところによる。

（参考：資料編 2-5. 和歌山県防災ヘリコプター応援協定）

ア．防災ヘリコプターの応援を求めることができる場合

① 災害が隣接市町等の行政区域に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合

② 湯浅広川消防組合及び消防団の消防力では、災害の防ぎょが著しく困難と認められる場合

③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

イ．応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により次の事項を明らかにして行う。

① 災害の種別

② 災害発生の日時、場所及び被害の状況

③ 災害発生現場の気象状態

④ 災害発生現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量

⑦ その他の必要事項

ウ．緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター　TEL　0739-45-8211　FAX　0739-45-8213
県防災電話　364-400
FAX　364-499

特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協会
TEL　0574-27-3066　FAX　0574-25-0667

エ．県以外のヘリコプター要請連絡先

＜県以外のヘリコプター要請連絡先＞

名称	連絡先	県防災電話
第五管区海上保安本部　和歌山海上保安部	TEL：073-402-5851 TEL：073-402-5854	TEL:394-400 FAX:394-499
陸上自衛隊　第 37 普通科連隊	TEL：0725-41-0090 FAX：0725-41-0090	TEL:392-400 FAX:392-499

オ．災害時におけるヘリコプター発着予定地

＜災害時におけるヘリコプター発着予定地＞

名称	住所	管理者名 連絡先	発着場面積	備考
耐久高等学校	湯浅 1985	耐久高等学校長 0737-62-4148	100×100	南に校舎
湯浅中学校	湯浅 1815	湯浅中学校 0737-62-5531	75×100	南に校舎
なぎの里球場	湯浅 2362	湯浅町 0737-63-2525	125×125	西、東に山

第 2 節　道路交通の応急対策計画

実施担当	調査実施第 2 班

1. 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあり交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があるときの、通行の禁止又は制限等の規制を行う。

2. 計画内容

(1) 交通規制の種別及び根拠

災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

ア．道路法に基づく規制（同法第 46 条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

イ．道路交通法に基づく規制（同法第 4 条、5 条、6 条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し、もしくは制限する。

ウ．基本法に基づく規制（同法第 76 条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、もしくは制限する。

(2) 交通規制の実施区分

交通規制の実施は次の区分によって行う。

＜交通規制の実施＞

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 知事 市町村長	①道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 ②道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	①災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき ②道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき ③道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町に通報する。

通報を受けた場合、その道路管理者又は湯浅警察署に速やかに通報する。

(4) 交通規制等の実施

ア．交通規制の実施

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行うものとする。この場合は、速やかに道路等管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

イ．緊急通行車両の通行の確保（基本法第 76 条の６）

① 緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

② 指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

③ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、自ら車両等の移動を行うことができる。

④ 車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(5) 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第 76 条の 2）

基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次の通りである。

ア．通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

イ．前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(6) 規制の標識等

交通規制を行った場合、実施者は次の標識を設置する。

ただし、緊急のための規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導にあたる。

ア．規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置する。

① 道路交通法第 4 条、5 条及び道路法第 46 条によって規制したとき
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める様式と方法による。
（昭和 35 年 12 月 7 日号外総理府建設省令第 3 号）

② 基本法第 76 条によって規制したとき
基本法施行規則第 5 条に定める様式と方法による。

イ．規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

①　禁止、制限の対象

②　規制の区域及び区間

③　規制の期間

(7) 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

町は、交通規制についての通知を受理後、防災行政無線を介して住民に周知を図る。

(8) 報告等

規制を行ったときは、次の事項を明示して有田振興局及び湯浅警察署に報告又は通知を行うとともに、関係交通機関に通知する。

(1) 禁止、制限の種別と対象

(2) 規制する区域及び区間

(3) 規制する期間

(4) 規制する理由

(5) 迂回路その他の状況

第 15 章　在港船舶対策計画

第 1 節　在港船舶対策計画

実施担当	企画庶務班、調査実施第 2 班

1. 計画方針

台風、高潮、津波に際し、港内の船舶の災害対策を定める。

2. 計画内容

(1) 台風来襲時における船舶の災害を防ぐため、県本部、地元海運組合等と連絡を密にし、適切な協力により、事故防止の徹底を図る。

(2) 港内における障害物に対する措置については、県本部並びに湯浅広港を管轄する和歌山海上保安部に連絡し、障害物の除去、航行警報等の措置を期する。

第 16 章　応援要請計画

第 1 節　応援要請計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、基本法に基づく、他市町村、県、災害関係機関等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期するものとする。

（参考：[別冊] 湯浅町受援計画）

2. 計画内容

(1) 県に対する応援要請

ア．要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫し本部会議を招集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

知事に応援要請する場合は、以下の要請事項を明らかにし、無線、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

イ．要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

① 災害の状況
② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
③ 応援を希望する物資・資機材、器具等の品名及び数量
④ 応援を希望する期間
⑤ 応援を希望する区域及び活動内容
⑥ その他必要な事項

(2) 他の市町村及び指定地方行政機関に対する応援要請

要請の手続き、内容については、前節の県に対する応援要請に準じる。他の市町村・指定地方行政機関に対する応援要請は原則として文書で要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第 17 章　自衛隊災害派遣要請計画

第 1 節　自衛隊災害派遣要請計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として住民の生命及び財産を守る必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、ほかに要員を確保する組織等がない場合とする。

2. 計画内容

(1) 災害派遣の要請

ア．本部長は、災害が発生し又はその恐れがある場合、町及び県並びに関係機関等の機能をもってしてもなお災害の万全を期し難いと認めるときは、有田振興局長を通じて知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ．本部長は、通信途絶等によって知事に対し、派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。なお派遣の要請は陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第 37 普通科連隊）に対して行う。

ウ．本部長は、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

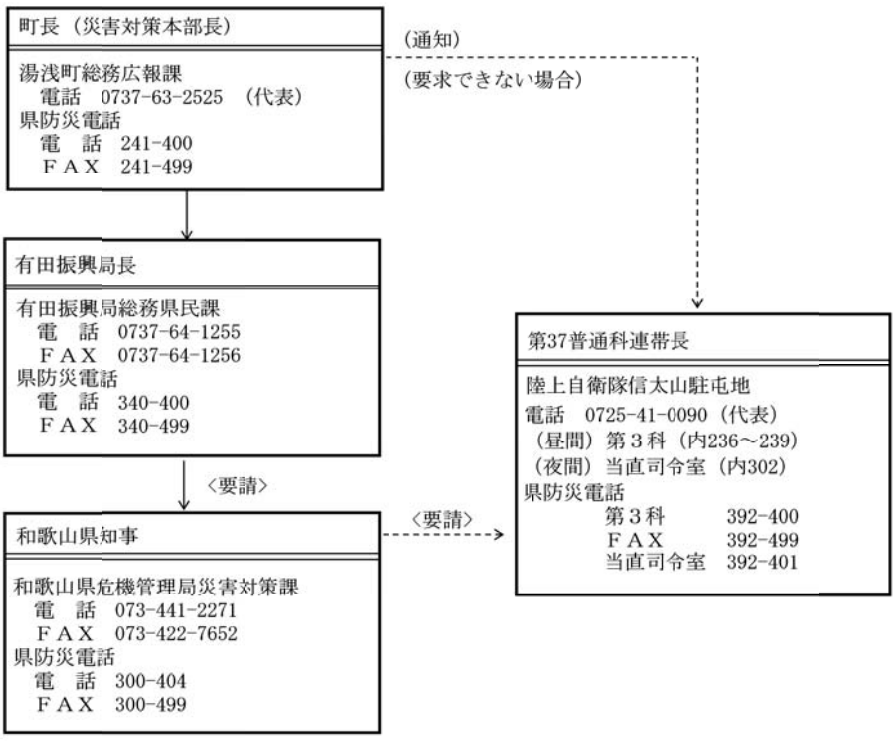

＜派遣要請の要求系統図＞

(2) 災害派遣要請の手続き

災害派遣の要請は、要請事項を明らかにして、無線又は電話等をもって有田振興局を経由して県（災害対策課）に行う。なお、事後速やかに文書を送付する。

（参考：資料編 4-10. 知事への部隊等の派遣要請依頼書様式）

(3) 災害派遣の受入れ体制

派遣要請を行った場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、受入れ体制を準備する。

ア. 本部は連絡調整班長を受入れ責任者として指名し、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。

イ. 応援を求める作業について、速やかに作業計画をたてるとともに、作業に必要な資機材の確保に努める。

ウ. ヘリコプター利用のためにヘリポートについても準備する。

＜自衛隊活動拠点＞

自衛隊活動拠点	なぎの里球場

(4) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について、災害の状況に応じた活動を要請する。

ア. 被害状況の把握
イ. 避難の援助
ウ. 遭難者の捜索救助
エ. 水防活動
オ. 消防活動
カ. 道路又は水路の啓開
キ. 応急診療、救護及び防疫
ク. 通信支援
ケ. 人員及び物資の緊急輸送
コ. 炊飯又は給水の支援
サ. 交通規制の支援
シ. 危険物の保安及び除去
ス. その他災害応急対策の支援

(5) 派遣部隊の撤収要請

本部長は、派遣要請の目的を達成したとき又は必要が無くなったときは、派遣部隊の長と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに文書を提出する。

（参考：資料編 4-11. 知事への部隊等の撤収要請依頼書様式）

第 18 章　災害対策要員の計画

第 1 節　災害対策要員計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

災害応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。

災害対策の要員については、おおむね次の順序で動員を行う。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、優先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りではない。

(1) 町職員の動員
(2) ボランティアの受入
(3) 労働者の雇上げ
(4) 県本部への要請

2. 計画内容

(1) 町職員の動員

本部「第 1 章 防災組織計画」に定める。

(2) ボランティアの受入

本章「第 2 節 ボランティア受入計画」に定める。

(3) 労働者の雇上げ

本章「第 3 節 労働者の確保計画」に定める。

(4) 県本部への要請

災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足が生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、県本部へ要請する。

実施にあたっては、本部長の指示のもと、連絡調整班が担当する。

ア．応援を必要とする理由
イ．従事場所
ウ．作業内容
エ．人員
オ．従事期間
カ．集合場所
キ．その他参考事項

第 2 節　ボランティア受入計画

実施担当	物資食糧班

1. 計画方針

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入れ計画は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1) 実施担当者

ボランティアの受入れ、調整は、社会福祉協議会と協力し物資食糧班が担当する。

(2) 防災ボランティアの受入れ

ア．防災ボランティア（専門ボランティア、救援ボランティア）

防災ボランティアの協力が必要なときは、県を通じて協力要請を行う。

イ．未登録専門ボランティア

未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

(3) 一般ボランティアの受入れ

一般ボランティアの調整窓口として、社会福祉協議会と協力し町災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。

第 3 節　労働者の確保計画

実施担当	連絡調整班

1. 計画方針

災害応急対策の実施が、職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1) 実施担当者

労働者の確保は、連絡調整班において実施する。

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しなければならない。

ア．救助実施記録日計票

イ．人夫雇上げ台帳

ウ．人夫賃支払関係証拠書類

(2) 労働者確保の方法

ア．基本法による従事命令

本部長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。従事命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは、基本法第 81 条に定める公用令書を交付する。

イ．公共職業安定所の労働者供給

一般の労働者の雇上げについては、湯浅公共職業安定所（ハローワーク湯浅）の一般求職者を対象として、要員確保に努める。労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とする。

(3) 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合は、救助法に基づき労働者の雇上げを実施する。

第 4 部

災害復旧・復興計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

第１節 民生安定のための緊急措置に関する計画

実施担当	総務広報課、住民生活課、健康福祉課、産業建設課

1. 計画方針

この計画は、災害により減失又は破損した住宅を復旧するために必要な措置や、被害を受けた住民が再起更生できるよう、租税の徴収猶予及び減免措置等により被災者の生活を確保するための対策を定める。また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2. 住宅の確保

(1) 住宅の確保

町は損壊した公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修理及び建設の融資

救助法の適用を受ける災害によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融支援機構から住宅の建設資金又は、補修資金の融資を受けることができる。

3. 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法により緩和措置として事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申請その他書類の提出又は町税を納付できないと認められるときは、その申請により 2 カ月を越えない期限において町税の納期限を延長できる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ないと認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

(3) 減免等

被災した納税義務者に対し必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納入義務の免除を行う。

4. 災害援護資金等の貸し付け

災害により被害を受けた生活困窮者に対し、以下の生業資金を貸し付けることにより生活の安定を図るものとする。

(1) 救助法による生業資金
(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸与
(3) 生活福祉資金（住宅資金、災害援護資金）の貸与
(4) 母子・寡婦福祉資金の緊急貸し付け
(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金の支給

5. り災証明書の発行

り災証明書は、救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第 2 条に定める防災に関する事務の一環として被災者の救済を目的に町長及び湯浅広川消防組合が確認できる範囲の被害について証明するものである。

(1) り災証明の対象

り災証明は、基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

ア．損壊家屋（全壊、半壊、床上浸水等）
イ．火災による全焼、半壊及び消火損

(2) り災家屋の調査

ア．調査期間
　初回被害調査は、災害発生後おおむね１カ月以内に実施する。
　なお、再調査は判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。
イ．調査方法
　被害家屋を対象に２人１組で外観目視による調査を実施する。
　なお、再調査は１棟ごとに内部立ち入り調査により実施する。
ウ．湯浅広川消防組合は別に定める基準に基づき火災調査を実施する。

(3) り災証明書の発行

町長は、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を 1 世帯当たり 1 枚を原則に発行する。発行部署は住民生活課とする。

ただし、火災によるり災証明は湯浅広川消防組合が発行する。

（参考：資料編 4-9. り災証明様式）

6. 農林漁業、商工関係の資金融資

県との連携のもと、災害により被害を受けた農林漁業者や中小企業者に対し、以下の融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、早期に経済及び経営の維持安定が得られるようにする。

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア．天災融資資金

イ．株式会社日本政策金融公庫資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア．和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ．災害復旧高度化融資

7. 受付窓口の一元化

災害復旧に係る各種手続きに関しては、町の住民受付窓口を一元化し、迅速な復旧手続きを行う。

第２章　公共施設災害復旧計画

第１節 公共施設災害復旧計画

実施担当	総務広報課、産業建設課、水道事務所、健康福祉課、教育委員会

1. 計画の方針

災害復旧は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて再度被害の発生を防止するため、また、将来の災害に備えて必要な事業を実施する。

2. 災害復旧事業計画の種別

災害復旧事業として町で実施するものは、おおむね次の計画による

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
　ア．河川公共土木施設災害復旧事業計画
　イ．海岸公共土木施設災害復旧事業計画
　ウ．砂防設備災害復旧事業計画
　エ．林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
　オ．地すべり防止施設災害復旧事業計画
　カ．急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
　キ．道路公共土木施設災害復旧事業計画
　ク．港湾公共土木施設災害復旧事業計画
　ケ．漁港公共土木施設災害復旧事業計画
　コ．下水道施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産施設災害復旧事業計画
(3) 水道施設災害復旧事業計画
(4) 住宅災害復旧事業計画
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(6) 学校教育施設災害復旧事業計画
(7) 社会教育施設災害復旧事業計画
(8) その他

3. 災害復旧対策に伴う財政援助

災害に対する国の財政措置は次の通りである。

(1) 国庫補助及び国の財政措置
(2) 地方債に基づく措置
(3) 地方交付税に基づく措置
(4) 激甚災害時の特別財政措置

第 3 章　災害復興計画

第 1 節 災害復興計画

実施担当	総務広報課、地方創生ブランド戦略推進課、産業建設課

1. 計画の方針

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを住民との意見合意を図りながら、可能な限り早期に実施することをめざす。特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地については、原状への復旧だけでなく、災害前と比べより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める。

2. 復興計画の策定

(1) 復興目標年度の設定

計画の復興目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

(2) 復興計画策定の留意点

ア．復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国・県との連携などにより、必要な体制を整備する。

イ．町民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、町民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、町民との合意形成を図り、安心安全な住みよいまちづくりを目指すよう努める。

(3) 復興計画策定の流れ

手　順	内　容	実施目標期間
被災状況の把握、 復興手段の設定	建築基準法第 84 条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、被害状況について調査を行う。 ア．災害対策本部から情報収集・分析 イ．現地調査 ウ．調査結果の整理 エ．都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討	被災後 1 週間以内
建築制限の実施 (建築基準法第 84 条)	集中的または面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、町は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は 2 週間以内を目処に建築基準法第 84 条の建築制限を実施する。 ア．復興都市計画の区域を設定するための内部調整 イ．建築基準法第 84 条による建築制限の告示 （第 1 次建築制限）	被災後 2 週間以内
都市復興基本方針	町は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、	被災後

手　順	内　容	実施目標期間
（任意）の設定	市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、あわせて建築基準法第 84 条による建築規制の延長を検討する。 ア．復興対象地区の設定 イ．復興基本方針の周知 ウ．建築基準法第 84 条による建築制限の期間延長の検討	1 ヶ月以内
被災市街地復興推進地域の都市計画決定 (都市計画法第10条の 4)	建築基準法第 84 条の建築制限は、災害発生から 2 ヶ月で失効するが、町は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第 5 条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第 7 条にもとづき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長 2 年） また、建築基準法第 84 条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。 ア．臨時市町村都市計画審議会 イ．知事同意 ウ．被災市街地復興特別措置法第 7 条の規定による建築制限（第 2 次建築制限）	被災後 2 ヶ月以内
市街地開発事業等の都市計画決定	被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第 7 条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。 被災市街地復興特別措置法第 7 条の建築制限は最長 2 年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況より、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。	被災後 2 ヶ月以降

第５部

南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章　総則

第 1 節　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 節　防災機関が災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

湯浅町の地域に係る地震防災に関し、湯浅町区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 部 第 2 章 第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第２章　災害対策本部等の設置等

第１節　災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第２節　災害対策本部等の組織及び運営

湯浅町災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、湯浅町災害対策本部条例に定めるところによる。

第３節　災害応急対策要員の参集

1. 町は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び動員計画を定める。
2. 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第３章　地震発生時の応急対策等

第１節　地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、「第３部 第２章 第２節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画」及び「第３部 第５章 情報計画」に定める伝達経路・手段により行う。

(2) 避難のための勧告及び指示

【地震全般】

① 町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の勧告をする。

② 町長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

③ 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立ち退きの勧告及び指示ができなくなったときは、町長に代わって実施する。

【津波】

① 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、津波浸水想定区域内にある者、又住民に安全な場所に避難するよう勧告指示する。

② 地震発生後、津波警報等が発表されたときには、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、津波浸水想定区域内にある者、又住民に安全な場所に避難するよう勧告指示することとする。

③ 知事は、当該災害の発生により市町村長が上記の勧告指示できなくなったときは、町長に代わって実施するものとする。

(3) 警察官

① 町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示する。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を町長に通知する。

② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受ける恐れのある者を避難させる。

(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官

自衛官は、災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで特に急を要する場合は、危害を受ける恐れのある者を避難させる。

2. 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、通信施設、防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所等に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

3. 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるもとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

(1) 救助・救急活動

発災後適切な時期において、必要な救助及び救急活動を行う。

(2) 消火活動

発災後適切な時期において、町長を本部長とする災害対策本部を設立し、湯浅広川消防組合と連携し、火災の消火に当たる。なお、町内の文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講じることとしその計画については、「第 2 部 第 1 章 第 11 節 文化財災害予防計画」に定めるところによる。

(3) 医療活動

災害により特に集団的に多数の傷病者が発生した場合は、医療並びに助産救護の万全を期する。

5. 物資調達

発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

6. 輸送活動

発災後において、災害応急対策の実施に必要な輸送を迅速、的確に行う。

災害応急対策要員、又は被災者、災害応急対策用物資及び資機材等の輸送は、町又はその他の機関が行う。

7. 保健衛生・防疫活動

発災後、被災地域の保健衛生の万全を期し、災害によって発生流行する感染症を防止する。災害時における防疫は、町長が実施する。ただし、災害の状況により、町長において、防疫が不可能の場合は、知事と協議して行う。

第 2 節　資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保については、「第 3 部 第 8 章 第 6 節 物資供給計画」に基づき行う。

(2) 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客、釣り客やドライバー等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2. 人員の配置

人員の配備状況を県に報告する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、湯浅町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第 3 節　他機関に対する応援要請

1. 他の市町村への応援要請

災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対し、応援を要請する。

2. 自衛隊の派遣要請

町は、災害に際し、人命又は財産の保護のため町長が自衛隊の救援を必要と認めたときは、部隊等の派遣要請を県知事に行う。

3. 消防本部・警察署等との連絡体制の確保

町は、災害が発生し、他の市町村からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、代表消防機関（和歌山市消防局）及び湯浅警察署との連絡体制を確保し、活動の拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努める。

4. 広域的な災害対応体制の整備

南海トラフ地震は、関東から九州に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接市町からの応援を求めることは困難である。このため、県に対し、広域的な災害対応体制の整備について働きかける。なお、その際には、東南海地震と南海地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第４章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第１節　津波からの防護

津波からの防護施設等の整備については、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に基づき、推進する。

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（以下、河川管理者等とする）は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。

(2) 河川管理者等は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された水門・樋門については、大津波警報及び津波警報が発表された場合、閉鎖作業を行わず速やかに避難することとする。

(3) 河川管理者等は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(4) 町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行う。

第２節　津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「第３部 第２章 第２節 地震・津波情報の収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次の事項にも配慮するものとする。

・津波に関する情報が、居住者等、観光客等やドライバー等及び防災関係機関に対し、正確かつ広範囲に伝達されること。
・船舶に対する伝達
・船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
・管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第 3 節　避難対策等

1. 本町の措置

本町は、以下の事項について実施する。

(1) 避難対策について、全体の状況把握及び必要な連絡調整

(2) 町が管理する施設を避難所として開設すること及び収容者の救護のための必要な措置

(3) 居住者等が、津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策

2. 避難の確保

(1) 沿岸避難対象区域及び津波避難対象地域（以下「避難地域」という。）を次の通り定める。

＜地域内にある者に対し、高台や浸水区域外への避難を対象とする地域＞

地域名	避難対象町丁目
田	全域
栖原	全域
湯浅	国道より西地区
別所	国道より西地区

(2) 避難地域において、津波からの避難場所、避難路その他津波災害の特性に応じた避難実施方法を定め、各種防災施設の整備状況、被害想定結果の活用などにより、その避難実施方法を見直す。

(3) 避難場所等、避難路の整備、津波避難ビルの活用、既存施設の安全性の確保等を推進する。

(4) 避難地域の居住者等は、避難場所等、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき津波が来襲した場合に備える。

(5) 南海トラフ法に基づく南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所においては、策定指針に基づき対策計画を策定する。

(6) 自主防災組織や(5)に規定する事業所以外についても、具体的な避難の方法等を平常時から確認しておく。

(7) 避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）において、避難確保計画を作成する。

3. 避難勧告・指示の基準

避難勧告・指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

①気象台が和歌山県予報区で、津波警報（大津波、津波）を発表したとき。

②強い地震若しくは長時間のゆっくりとした揺れで、避難の必要が認められるとき。

4. 避難勧告・指示の伝達方法

「第 3 部 第 2 章 第 3 節 避難勧告・指示等」の定めるところにより実施するが、次の事項にも留意する。

(1) 避難地域の居住者等に対し、広報車、防災行政無線等による放送により伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。

(2) 必要に応じて警察、海上保安部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難勧告・指示を行う。

5. 避難誘導、避難場所等の運営体制

「第 3 部 第 8 章 第 3 節 避難計画」に定めるところにより実施するが、次の事項にも留意する。

(1) 災害時要援護者の避難支援

ア. 自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ. 地震が発生した場合、アに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し、必要な救護を行う。

ウ. 津波来襲の恐れにより、避難の勧告又は指示を行ったときは、避難場所等までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

(2) 日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客の避難誘導

6. 避難意識の普及啓発対策

町は、地域住民や企業に対して、津波襲来時に的確な避難が行うことができるように避難訓練、地域住民も参画した津波避難計画作成、防災教育、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、住民等の津波避難に関する意識を啓発する。

第 4 節　消防機関等の活動

1. 湯浅広川消防組合は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。
   (1) 正確な津波警報等の収集・伝達
   (2) 津波からの避難誘導
   (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
   (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール等の確立
2. 1 に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動は、別に定めるところによる。

第 5 節　水道、電気、通信、放送関係

1. 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

2. 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。
(2) 指定公共機関関西電力株式会社和歌山営業所が行う措置は、別に定めるところによる。

3. 通信

(1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
(2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社等が行う措置は、別に定めるところによる。

4. 放送

(1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
(2) 放送事業者は、県、町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所等に関する情報等、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
(3) 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
(4) 指定地方公共機関株式会社和歌山放送及び株式会社テレビ和歌山が行う措置は、別に定めるところによる。

第6節　交通対策

1. 道路

道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講ずる。

2. 海上

和歌山海上保安部長は、気象庁が発表する津波警報により避難勧告を、津波注意報により注意喚起を発令するものとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域、漁港区域内の航路等について、航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

3. 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止、その他運行上の措置を講ずる。

4. 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や、駅に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第7節　町が管理又は運営する施設に関する対策

1. 不特定多数又は多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次の通りである。

(1) 各施設に共通する事項

ア．津波警報等の入場者等への伝達
イ．入場者等の安全確保のための退避等の措置
ウ．施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
エ．出火防止措置
オ．水、食糧等の備蓄
カ．消防用設備の点検及び整備
キ．非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア．診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ．学校、研修所等にあっては、次に掲げる措置

(ｱ) 当該学校等が、本町の定める避難地域にあるときは、避難の安全に関する措置

(ｲ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいるときは、これらの者に対する保護の措置

ウ．社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、1 の(1)に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講ずる。

ア．自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常電源の確保

イ．無線通信機等通信手段の確保

ウ．本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難場所等又は応急救護所の施設管理者は、開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3. 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第 8 節　建築物の危険度判定

応急危険度判定士の資格を持つ町職員を現地に派遣し、建築物の危険度を判定する。判定実施に際しては、被災建築物所有者等からの判定要請に応えるため、判定実施及びこれらに関する情報を報道機関等の協力を得て住民等への周知に努め、判定を受けた建築物の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力依頼に努める。

第５章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1. 整備すべき施設

次の施設等の整備計画については、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

(1) 避難場所、経路
(2) 消防用施設
(3) 消防活動が困難である区域で解消を要する道路
(4) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
(5) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
(6) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
(7) 公立の小学校、中学校、保育所
(8) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
(9) 飲料水、電源等の確保のための井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
(10) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

2. 特に緊急に整備すべき施設（公共施設）

次の施設等の整備については、耐震機能、浸水対策（浸水予想区域内施設の移転等）が図られるよう特に緊急性を要するため、速やかに整備を行えるよう考慮する。

・災害時要援護者関連施設

潮光園、湯浅町地域福祉センター、向島保育所、湯浅町総合センター、宮西文化会館

第６章 防災訓練計画

第１節 防災訓練計画

南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、県、指定公共機関、他の地方公共団体等との連携を図ることに努めることとし、その事業計画については、「第２部 第３章 第２節 防災訓練計画」に定めるところによる。

第７章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第１節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

南海トラフ地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、「第 2 部 第 3 章 第3節 防災知識普及計画」に定めるところによる。

なお、南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で東南海、南海など部分的に発生することによる被害を防ぐため、地震が連続して発生した場合に生じる危険についても周知することとし、住民意識の啓発に努める。

第６部

資料編

第６部　資料編　目次

Page

1. 町条例等

1-1. 湯浅町防災会議条例…… 6-1- 1
1-2. 湯浅町防災会議委員…… 6-1- 3
1-3. 湯浅町災害対策本部条例…… 6-1- 4
1-4. 湯浅町災害対策本部規則…… 6-1- 5
1-5. 湯浅町災害弔慰金の支給等に関する条例…… 6-1- 6
1-6. 湯浅町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則…… 6-1- 9

2. 法・計画・協定・覚書・要綱等

2-1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間…… 6-2- 1
2-2. 災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画…… 6-2- 5
2-3. 生活福祉資金貸付条件一覧…… 6-2- 6
2-4. 災害に関する協定一覧…… 6-2- 7

3. 町内危険箇所・施設等

3-1. ため池一覧表…… 6-3- 1
3-2. 河川・ため池位置図…… 6-3- 3
3-3. 土砂災害危険箇所等一覧表…… 6-3- 4
3-4. 土砂災害危険箇所等位置図…… 6-3-14
3-5. 消防施設・消防機器等整備状況…… 6-3-17
3-6. 湯浅町消防分団消防倉庫位置図…… 6-3-22
3-7. 危険物施設一覧表…… 6-3-23
3-8. 危険物取扱施設分布図…… 6-3-24
3-9. 防災行政無線系統図…… 6-3-25
3-10. 同報系無線システム配置図…… 6-3-26
3-11. 病院・診療所一覧表…… 6-3-27
3-12. 風水害時避難場所位置図…… 6-3-29
3-13. 地震時避難場所位置図…… 6-3-30
3-14. 災害時要援護者関連施設一覧表…… 6-3-32
3-15. 災害時要援護者関連施設位置図…… 6-3-33
3-16. 緊急輸送道路と町内の幹線道路・拠点位置図…… 6-3-34
3-17. 警戒区域等に位置する要配慮者利用施設…… 6-3-35

4. 各種様式等

4-1. 災害即報様式・記入要領…… 6-4- 1
4-2. 被害状況報告様式…… 6-4- 6
4-3. 救助の種目別物資受払状況…… 6-4- 7

4-4. 避難所設置及び収容状況・・・ 6-4- 8
4-5. 炊出し給与状況・・ 6-4- 9
4-6. 飲料水の供給簿・・ 6-4-10
4-7. 物資の給与状況・・ 6-4-11
4-8. 応急仮設住宅台帳・・ 6-4-12
4-9. り災証明様式・・・ 6-4-13
4-10. 知事への部隊等の派遣要請依頼書様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-4-14
4-11. 知事への部隊等の撤収要請依頼書様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-4-15
4-12. 土砂災害緊急 FAX 送付状（第１報）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-4-16

5. その他

5-1. 湯浅町周辺における被害地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-5- 1
5-2. 気象庁震度階級関連解説表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-5- 9
5-3. 通信窓口一覧・・・ 6-5-13

1-1. 湯浅町防災会議条例　（昭和37年12月27日 条例第14号）

〔注〕平成24年10月から改正経過を注記した。

改正

平成12年３月31日条例第８号

平成24年10月３日条例第26号

湯浅町防災会議条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、湯浅町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　湯浅町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（４）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（３）　和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者

（４）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　消防長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

６　前項の委員の定数は20人以下とする。

７　第５項第７号及び第８号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、都道府県の職員、町の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和38年１月１日から施行する。

附　則（平成12年３月31日条例第８号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成24年10月３日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2. 湯浅町防災会議委員

○ 湯浅町長

○ 有田振興局地域振興部長

○ 有田振興局建設部長

○ 湯浅保健所

○ 湯浅警察署警備課長

○ 湯浅町副町長

○ 湯浅町総務課長

○ 湯浅町教育長

○ 湯浅広川消防組合消防長

○ 湯浅町消防団長

○ 関西電力株式会社箕島技術サービスセンター所長

○ 有田医師会会長

○ 田区自主防災組織会長

○ 和歌山大学システム工学部環境システム学科准教授

○ 湯浅湾漁業協同組合副組合長

○ 湯浅町区長連絡協議会会長

○ 湯浅婦人会会長

○ 湯浅町身体障がい者福祉協議会会長

1-3. 湯浅町災害対策本部条例（昭和37年12月27日条例第15号）

改正

平成24年10月３日条例第27号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき湯浅町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和38年１月１日から施行する。

附　則（平成24年10月３日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4. 湯浅町災害対策本部規則　（昭和 54 年 11 月 1 日 規則第 4 号）

改正

平成17年４月１日規則第５号

平成21年４月１日規則第５号

平成22年４月23日規則第23号

（趣旨）

第１条　この規則は、湯浅町災害対策本部条例（昭和37年条例第15号）第４条の規定に基づき湯浅町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（災害対策副本部長等）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもってあてる。

２　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長及び課長の職にある者並びに災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもってあてる。

（本部会議）

第３条　災害応急対策等の基本方針の決定その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

（本部の組織）

第４条　本部に総合調整部、災害救助部、水防対策部及び教育部をおく。

２　前項の各部に部長及び副部長をおき、必要に応じて部長付をおく。

３　各部の編成及び事務分掌は、湯浅町地域防災計画の定めるところによるものとする。

（事務局）

第５条　本部会議の事務局は、総務課におく。

（その他）

第６条　この規則に定めるほか本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年４月１日規則第５号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成21年４月１日規則第５号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月23日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

1-5. 湯浅町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月19日 条例第29号）

改正

平成４年７月14日条例第11号
平成24年10月３日条例第29号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（１）　災害とは暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

（３）　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第２条に規定する場合

（３）　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行なうべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行なうものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町は、町民が災害により、負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害見舞金の支給を行うものとする。

（災害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　町は令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１ケ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害

（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

（３）　第１号のウ又は前号のイ及びウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは、「350万円」と「170万円」とあるのは、「250万円」と、「250万円」とあるのは、「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（利率）

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年４月１日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年７月１日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和62年10月15日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附　則（平成４年７月14日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年10月３日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成24年９月１日以降に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

1-6. 湯浅町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則

（昭和49年10月25日 規則第12号）

改正

平成24年10月９日規則第24号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　災害弔慰金の支給（第２条・第３条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第４条・第５条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第６条―第18条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例（昭和49年10月19日条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

（２）　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

（３）　死亡者の遺族に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認められる事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続き）

第４条　町長は、条例第９条の規定により災害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害見障害舞金の支給を行うものとする。

（１）　障害者の氏名、性別、生年月日

（２）　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

（３）　障害の種類及び程度に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前項各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（１）　借入申込書の住所、氏名及び生年月日

（２）　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

（３）　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

（４）　保証人となるべき者に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

２　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

（２）　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（３）　その他町長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　町長は借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第２号）を、借入申込者に交付するものとする。

２　町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別記様式第３号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書（別記様式第４号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条　町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第５号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けよう

とする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別記様式第７号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第８号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別記様式第９号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別記様式第10号）を当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第12号）を、町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

３　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第13号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別記様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を町長に氏名等変更届（別記様式第15号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は、保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和49年10月25日から施行する。

附　則（平成24年10月９日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成24年９月１日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

様式（省略）

2-1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

平成 29 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 320 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から 7 日以内	1.費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2.避難に当たっての輸送費は別途計上 3.避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ﾎﾃﾙ・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1.規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2.基本額 1 戸当たり 5,516,000 円以内 3.建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内着工	1.費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,516,000 円以内であればよい 2.同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる (50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3.高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 4.供与期間は 2 年以内
		○借上型仮設住宅 1.規模建設型仮設住宅に準じる 2.基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1.費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること 2.供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1.避難所に収容された者 2.住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,130 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th colspan="8">費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="6">被服､寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="6">全半壊(焼)､流失､床上浸水等により､生活上必要な被服､寝具､その他生活必需品を喪失､若しくは毀損等により使用することができず､直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="8">1.夏季（4 月~9 月）冬季（10 月~3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する
2.下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>1.備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2.現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　分</td><td>1 人世帯</td><td>2 人世帯</td><td>3 人世帯</td><td>4 人世帯</td><td>5 人世帯</td><td colspan="2">6 人以上 1 人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全　壊
全　焼
流　失</td><td>夏</td><td>18,400</td><td>23,700</td><td>34,900</td><td>41,800</td><td>52,900</td><td colspan="2">7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,400</td><td>39,500</td><td>54,900</td><td>64,200</td><td>80,800</td><td colspan="2">11,100</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半　壊
半　焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,100</td><td>14,700</td><td>18,600</td><td colspan="2">2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,700</td><td>18,000</td><td>21,400</td><td>27,000</td><td colspan="2">3,500</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td colspan="8">1.救護班:使用した薬剤､治療材料､医療器具破損等の実費
2.病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内
3.施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>患者等の移送費は､別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず､死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="8">1.救護班等による場合は､使用した衛生材料等の実費
2.助産婦による場合は､慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から 7 日以内</td><td>妊婦等の移送費は､別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1.現に生命､身体が危険な状態にある者
2.生死不明な状態にある者</td><td colspan="8">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 3 日以内</td><td>1.期間内に生死が明らかにならない場合は､以後「死体の捜索」として取り扱う
2.輸送費､人件費は､別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1.住家が半壊（焼）し､自らの資力により応急修理をすることができない者
2.大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td colspan="8">居室､炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
1 世帯当りの限度額
574,000 円以内</td><td>災害発生の日から 1 ヵ月以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1.教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2.文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内小学生児童 4,400 円中学生生徒 4,700 円高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12 歳以上） 210,200 円以内 小人（12 歳未満） 168,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1.輸送費、人件費は、別途計上 2.災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,400 円以内 一時保存 ┌既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,300 円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は、別途計上 3.死体の一時保存にﾄﾞﾗｲｱｲｽの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1.被災者の避難に係る支援 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の捜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1.時間外勤務手当 2.賃金職員等雇上費 3.旅費 4.需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5.使用料及び賃借料 6.通信運搬費 7.委託費	救助事務費は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること 1.三千万円以下の部分の金額については百分の十 2.三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3.六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4.一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5.二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6.三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7.五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

2-2. 災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画

<table>
<tr><th>種 類</th><th>支給・貸付対象となる災害の規模</th><th>支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額</th></tr>
<tr><td>災害弔慰金
災害障害見舞金</td><td>(1) 市町村において住居が５世帯以上滅失した災害
(2) 都道府県において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害
(3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が２以上ある場合の火災</td><td>市町村のうち当該災害により死亡（災害後３カ月間生死不明の場合を含む）した者の遺族及び負傷し、又は疾病にかかり治ったときに精神又は身体に別に定める程度の障害がある者
<table><tr><th>区分</th><th>災害弔慰金</th><th>災害障害見舞金</th></tr><tr><td>生計維持者</td><td>５００万</td><td>２５０万</td></tr><tr><td>その他</td><td>２５０万</td><td>１２５万</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>災害援護資金</td><td>県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が１以上ある自然災害</td><td>市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主
<table><tr><th rowspan="2">災害の種類及び程度</th><th colspan="2">１世帯当たりの貸付限度額</th></tr><tr><th>世帯主の１ヶ月以上の負傷がある場合</th><th>世帯主の１ヶ月以上の負傷がない場合</th></tr><tr><td>家財等の損害がない場合</td><td>１５０万</td><td></td></tr><tr><td>家財等1／3以上の損害がある場合</td><td>２５０万</td><td>１５０万</td></tr><tr><td>住居が半壊した場合</td><td>２７０万</td><td>１７０万</td></tr><tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>３５０万</td><td>２５０万</td></tr><tr><td>住家が全壊した場合</td><td>３５０万</td><td>２５０万</td></tr><tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td></td><td>３５０万</td></tr><tr><td>住居の全体が滅失若しくは流失した場合</td><td></td><td>３５０万</td></tr></table>注 (1) 所得制限有り
(2) 利　　率　　年３％（据置期間中は無利子）
(3) 据置期間　　３年（特別の場合は５年）
(4) 償還期間　　１０年（据置期間を含む）
(5) 償還方法　　年賦または半賦</td></tr>
</table>

2-3. 生活福祉資金貸付条件一覧

賃金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備　　考
総合支援資金				
生活支援費 ※最長１年間の生活費	（二人以上）月２０万円 （単身）月１５万円	６月以内	１０年以内	
住宅入居費 ※敷金、礼金	４０万円			
一時生活再建費 ※一時的な需要に対応	６０万円			
福祉資金				
福祉費	５８０万円 ※資金の用途に応じて目安額を別途設定	６月以内	２０年以内	標準となる貸付対象経費 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費 ・住宅の増改築等に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費 ・災害を受け臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の転居等に必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
緊急小口資金	１０万円	２月以内	１２月以内	
教育支援資金				
教育支援費	月６．５万円	卒業した後６月以内	２０年以内	
就学支度費	５０万円			
不動産担保型生活資金				
（一般世帯向け）	月３０万円	契約終了後３月以内	据置期間終了時	貸付限度は、土地の評価額に基づき定められた額を上限として、月額上限は左記のとおり
（要保護世帯向け）	生活扶助額の１．５倍			

（注）貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年１．５％（不動産担保型

生活資金は年３％又は長期プライムレート）。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

2-4. 災害に関する協定一覧

分類	No	協定書名	協定先	主な協定内容	協定日
職員・物資	1	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（近畿・中国ブロック）	• 資機材、物資の提供 • 職員の派遣 • 医療機関への被災傷者等の受入 • 被災者への臨時的な居住施設の提供 • その他特に要請のあった事項	平成 25 年 3 月 27 日
	2	災害時等の応援に関する申合せ	国土交通省近畿地方整備局長	• 情報の収集・提供（リエゾンの派遣を含む） • 職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む） • 専門家の派遣 • 車両、災害対策用機械等の貸付け • 通信機械等の貸付け・操作員の派遣 • 通行規制等の措置 • その他必要な事項	平成 25 年
ボランティア	3	湯浅町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会	• 災害ボランティアセンターの設置 • ボランティアの受入れ、派遣 • ボランティア活動を支援するための募金活動	平成 24 年 8 月 1 日
医療・救護	4	災害時の医療救護に関する協定書	社団法人有田医師会	• 応急処置及び医療 • 収容医療施設への転送の要否・転送順位の決定 • 死亡の確認・肢体の検案	平成 7 年 1 月 1 日
消防	5	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県防災航空センター	防災ヘリの応援(消火活動、救急搬送等)	平成 8 年 2 月 22 日
	6	和歌山県下消防広域相互応援協定	県下市町村 消防の一部事務組合	• 消防相互応援 • 応援隊の派遣	平成 8 年 3 月 1 日
施設	7	緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書	西日本電信電話株式会社和歌山支店	湯浅別館 3 階居室の使用（避難場所、物品保管等に使用）	平成 23 年 12 月 20 日
	8	大規模地震等発生時における湯浅町役場代替施設の提供に関する覚書	有田振興局	総合庁舎の会議室等の施設の使用	平成 25 年 3 月 5 日
システム	9	湯浅町電産システムに関する災害時応援協定書	紀陽情報システム株式会社	• 電算ｼｽﾃﾑの復旧支援作業 • 協定先が保有する電子計算機器における暫定的な復旧作業 • 電子計算機器類の貸与 • 災害時に必要なデータの抽出、加工	平成 26 年 7 月 7 日
	10	災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定	かつらぎ町、広川町	• 住民基本台帳全件リストの出力 • その他被災町から支援要請のあった業務のうち、支援町で実行可能な業務	平成 27 年 5 月 7 日

分類		No	協定書名	協定先	主な協定内容	協定日
放送		11	災害時における放送要請等に関する協定書	株式会社 FM マザーシップ	災害放送の実施	平成 25 年 11 月 5 日
個別応急業務	廃棄物処理	12	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	株式会社　古勝	• 災害廃棄物処理 • 要員、車両、資機材等の調達	平成 29 年 9 月 9 日
	被害認定調査	13	災害時における住家の被害認定に関する協定書	公益社団法人日本建築家協会	住家被害認定調査に係る支援協力	平成 27 年 1 月 30 日
		14	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	住家被害認定調査に係る支援協力	平成 27 年 1 月 30 日
		15	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県建築士事会	住家被害認定調査に係る支援協力	平成 27 年 1 月 30 日
	道路等応急復旧	16	大規模災害発生時における復旧支援活動に関する協定書	和歌山県自動車整備振興会有田支部	• 災害車両の除去作業 • 被災者の救援等	平成 20 年 3 月 3 日
		17	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	湯浅建設業協会	• 道路交通確保のための障害物の除去作業 • 道路、河川、港湾等公共施設の被災に伴う応急作業 • 資機材及び物資の提供、人員の派遣 • その他必要な緊急応急作業	平成 20 年 6 月 9 日
	水道	18	日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱	日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会	• 応急給水作業 • 応急復旧作業 • 応急復旧資材の供出 • 工事業者の斡旋 • その他特に要請のあった事項	平成 19 年 1 月 1 日
郵便その他（車両・広報・施設）		19	災害時における湯浅町と湯浅町内郵便局との相互協力に関する覚書	湯浅町内郵便局	• 避難先及び被災状況情報の相互提供 • 郵便、為替貯金、簡易保険の災害特別事務取扱い • 災害弱者の情報、対応の相互協力 • 施設、用地の相互提供 • 災害情報の広報 • その他協力できる事項	平成 12 年 4 月 7 日
		20	災害発生時における湯浅町と湯浅町内郵便局の協力に関する協定	湯浅町内郵便局（湯浅栖原郵便局・湯浅中町郵便局・湯浅横田郵便局・湯浅郵便局）	• 車両提供（郵便配達用車両は除く。） • 避難所開設状況、避難先リスト等の情報の相互提供 • 広報活動 • 郵便業務に係る災害特別事務取扱・援護対策 • 道路等の損傷状況の情報提供 • 避難所における臨時の郵便差出箱の設置等 • 要請のあったもののうち協力できる事項	平成 27 年 6 月 23 日

分類	No	協定書名	協定先	主な協定内容	協定日
輸送	21	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	公益社団法人和歌山県トラック協会	• 避難先及び被災状況情報の相互提供 • 郵便、為替貯金、簡易保険の災害特別事務取扱い • 災害弱者情報、対応の相互協力 • 施設、用地の相互提供 • 災害情報の広報 • その他協力できる事項	平成 26 年 10 月 1 日
	22	災害時におけるヘリコプターによる応援に関する協定	特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会	• 情報収集 • 物資の輸送 • 人の搬送 • その他要請事項	平成 29 年 6 月 23 日
物資	23	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助法米穀等の緊急引渡しに関する協定書	農林水産省近畿農政局和歌山農政事務所	米穀、災害対策用乾パンの引き渡し	平成 19 年 5 月 9 日
	24	防災関係の協働事業に関する協定	ありだ農業協働組合	• 食料品、飲料水、日用品、応急資材、各種道具類等の調達 • 物資等の一時集積場所の提供 • 搬送車両の提供	平成 21 年 11 月 13 日
	25	災害時における生活物資等の供給に関する協定書	株式会社ココカラファイン　ヘルスケア	生活物資等の供給 （運搬は町にて実施）	平成 26 年 2 月 7 日
避難所	26	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	独立行政法人雇用・能力開発機構	津波発生時における一時避難施設としての使用	平成 23 年 9 月 30 日
	27	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	住山　紀代美	津波発生時における一時避難施設としての使用	平成 23 年 11 月 15 日
	28	災害時における避難所等施設としての利用に関する協定書	和歌山県立耐久高等学校	災害発生時の一時避難場所及び避難所としての施設利用	平成 23 年 12 月 20 日
	29	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書	山際　四郎	津波発生時における一時避難施設としての使用	平成 24 年 4 月 11 日
	30	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書	城村　博史	津波発生時における一時避難施設としての使用	平成 24 年 4 月 23 日
	31	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	廣谷　敏修 （L・VA ビル）	津波発生時における一時避難施設としての使用	平成 25 年 5 月 7 日
	32	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	松下　瑞穂 （湯浅幼稚園）	津波発生時における一時避難施設としての使用	平成 25 年 11 月 28 日
	33	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	全国民間賃貸サービス合同会社	津波発生時における一時避難施設としての使用	平成 29 年 4 月 1 日

3-1. ため池一覧表

No	コード ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ	名称	所在地	管理者名	法勾配		総貯水量	有効 貯水量	流域面積	満水面積	かんがい面積			かんがい戸数	被害想定				備考
					上流側	下流側						田	畑		戸数	人数	集落名	冠水面積	
1	303610001	ｲﾁﾀﾞﾆｲｹ 市谷池	山田字市の谷８８０番地	個人	1.8	1.2	1700	1700	0.08	0.0008	3	1	2	5	0	0	″山田″	0.1	
2	303610002	ｶﾐｲｹ 上池	山田北山554	個人	1.8	1.4	2800		0.045	0.001	10.7	10.7		8					
3	303610003	ｼﾓｲｹ 下池	山田字北山５９０番地	個人	1.1	1.3	1100	1100	0.2	0.001	2	2		8	68	204	″山田″	0.1	
4	303610004	ﾋﾗｵｲｹ 平尾池	山田中神1141	山田区長			120		0.023	0.0002	2	2		7					
5	303610005	ﾀｸﾗｲｹ 田倉池	山田中神1204	山田区長	0.5	0.8	50	40	0.016	0.0002	0.38		0.38	3					
6	303610007	ﾎﾝﾀﾞﾆｲｹ 本谷池	山田大谷257	山田区長	0.5	1	210	180	0.045	0.001	0.3		0.3	4					
7	303610008	ｵｵﾀﾆｲｹ 大谷池	山田大谷250	個人	1	1	110	90	0.023	0.0001	0.9		0.9	6					
8	303610009	ﾊｽｲｹ 蓮池	山田字大谷３０４番地	山田区長	0.5	1.4	1300	1300	0.03	0.0015	2		2	8	57	171	″山田″	0.11	
9	303610010	ｶﾝﾉﾝｲｹ 観音池	山田段371	個人	0.1	0.3	30	20	0.017	0.0001	0.06		0.06	2					
10	303610011	ｼﾌﾞﾀﾆﾀﾆｲｹ 菖蒲谷谷池	山田畑の前1960	山田区長	0.7	1	20	10	0.015	0.0001	0.5		0.5	2					
11	303610012	ﾄｳﾀﾞﾆｲｹ 砥谷池	山田字畑前２０３７番地	山田区長	1	1.3	1800	1800	0.08	0.0011	2	1	1	11	15	45	″山田″	0.12	
12	303610013	ｵﾘｸｲｹ 折工池	山田大平1802	山田区長	1	2	440	370	0.046	0.0003	0.15	0.1	0.05	2					
13	303610014	ﾊﾅﾀﾆｲｹ 花谷池	青木東長谷738	農業土木委員	0	1.25	200	170	0.065	0.0008	1	1		4					
14	303610015	ﾊﾅﾀﾆｺｲｹ 花谷小池	青木前山937	農業土木委員			210	170	0.053	0.0002	0.5		0.5	2					
15	303610016	ｺﾊﾞﾝｲｹ 小判池	青木東長谷718	農業土木委員	0.5	1.4	130	110	0.041	0.0006	1		1	7					
16	303610017	ﾀﾞｲｺﾝﾀﾞﾆｲｹ 大根谷池	青木前山919	農業土木委員	1.8	1.7	6500		0.038	0.003	7	7		8					
17	303610019	ｵｵﾀﾆｲｹ 大谷池	青木字大谷９０１番地	農業土木委員	1	1.4	24500	24500	0.11	0.0078	36	10	26	10	349	1047	″青木″	0.35	
18	303610020	ﾔﾅｷﾞﾀﾆｲｹ 柳谷池	別所字南柳井谷２９６番地	水利組合	1.8	1.8	3400	3400	0.05	0.0025	8	1	7	18	193	579	″別所、青木″	0.2	
19	303610021	ﾉﾅｶｲｹ 野中池	青木字野中８２５番地	水利組合	1.8	1.5	12500	12500	0.05	0.011	8	1	7	18	272	816	″青木″	0.22	
20	303610022	ﾅｶﾞｲｹ 長池	青木字西垣内４６４番地	水利組合	0.5	1	2300	2300	0.08	0.003	2		2	12	92	276	″青木″	0.06	
21	303610023	ｻｶﾍﾞｲｹ 坂部池	湯浅池尻2362吉備町熊井岩楠部726-1	水利組合	2	2	141400	141400	0.22	0.0396	23	19	4	115	52	164	″湯浅、吉備町熊井″	0.36	
22	303610025	ｻﾗｲｹ 新池	吉川字長山１５４６番地	吉川区長	1.9	1.5	9700	9700	0.22	0.0046	6		6	7	88	264	″吉川″	0.25	
23	303610026	ﾌﾙｲｹ 古池	吉川長山1593	吉川区長		1	1260	1070	0.004	0.002	6.2	0.2	6	8					

24	303610027	ﾌﾝﾀﾞｲｹ 文田池	吉川長山1492	吉川区長	0.1	1	760	650	0.054	0.001	2.1	0.1	2	8					0.31	
25	303610028	ﾊｻﾞﾏﾆｲｹ 硲谷池	吉川字硲谷１１５３番地	個人	0.4	1.4	3600	3600	0.04	0.0022	6		6	9	143	429	″吉川″		0.31	
26	303610029	ｶﾐｲｹ 上池	吉川字硲谷１１５４番地	個人	1.9	1.4	8500	8500	0.03	0.0037	6		6	9	143	429	″吉川″		0.31	
27	303610030	ｷﾀﾀﾞﾆｲｹ 北谷池	吉川字北谷８９７	北谷池水利係			23885	20302	0.1	0.0047	5	2	3	10	7	240	″吉川″		0.19	
28	303610031	ｲﾓｼﾞｲｹ 藷地池	吉川字虎尾６６４	個人	0.8	1	7438	6322	0.15	0.0077	5	1	4	10	60	210	″吉川″		0.21	
29	303610032	ｺｲｹ 子池	吉川天王550	個人	0.7	1	240	200	0.078	0.0019	0.8	0.1	0.7	4						
30	303610033	ゲシン谷池	吉川天王519	個人	0.5	1	880	750	0.0154	0.0014	0.8		0.8	2						
31	303610034	ｸｼﾀﾞﾆｲｹ 奇谷池	吉川天王503	個人	0.5	1	130	110	0.0189	0.0003	1.2	0.2	1	5						
32	303610035	ｺﾞｼｺﾞｲｹ 五代池	吉川乙鳥436	吉川区長			80		0.0052	0.0002	2.2	2.2		5						
33	303610036	ｵﾝﾄﾞﾘｲｹ 乙鳥池	吉川字乙鳥３７７－１番地	個人	1.8	1.5	9400	9400	0.12	0.009	5		5	13	199	597	″吉川″		0.37	
34	303610037	ﾀﾆｶﾞｲﾄｲｹ 谷垣内池	吉川乙鳥415	個人	0.3	1	30	20	0.0052	0.0004	0.6		0.6	3						
35	303610038	ゴボネ池	吉川乙鳥409	個人	0	1	130	110	104	0.001	1.15	0.3	0.85	4						
36	303610039	すりばち池	吉川乙鳥402	個人	0.3	1	170	140	0.0042	0.0008	1	0.3	0.7	2						
37	303610040	おばさ池	吉川乙鳥394	個人	0.2	1	120	80	0.0054	0.0007	0.5	0.2	0.3	4						
38	303610041	ｵﾝﾄﾞﾘｳﾜｲｹ 乙鳥上池	吉川乙鳥373	吉川区長			150		0.0025	0.0006	10	10		4						
39	303610042	ｼﾃﾞ 志出の池	吉川乙鳥360	個人		0.1	200	170	0.0105	0.0003	0.5		0.5	1						
40	303610043	ｻﾝﾓｲｹ 三毛池	吉川七見229	個人	0.5	1	60	50	0.0288	0.0002	0.2		0.2	2						
41	303610045	トクンジョ池	吉川山崎172	個人	0.5	1	60	50	0.0345	0.0005	0.5	0.1	0.4	2						
42	303610046	ｵｵﾀﾆｲｹ 大谷池	栖原方津戸152	栖原区長	0.5	1	670	570	0.0756	0.0008	0.7	0.5	0.2	3						
43	303610047	ﾔﾀｲｹ 矢田池	栖原池ノ内253-1	栖原区長	0.9		7100		0.2	0.0045	8.2	8.2		9						
44		ｵｸｸﾁｲｹ 奥ノ口池	栖原千川谷363	栖原区長	0.5		50	40		0.0001	0.35	0.35		2						
45	303610050	ｺｲｹ 小池	栖原字谷垣内１２９３番地	栖原区長	0.3	1.4	300	300	0.05	0.0003	1	1		2	0	0	″栖原″		0.03	
46	303610051	ﾐﾔｲｹ 宮池	栖原字谷垣内１２１０番地	栖原区長	1.8	1.5	6300	6300	0.16	0.005	7		7	24	310	930	″栖原″		0.21	
47	303610052	ﾌﾙｲｹ 古池	田字１５５７番地	田区長	2	1.6	10400	10400	0.13	0.004	1		1	5	14	42	″田″		0.07	
48	303610053	ﾅｶﾞｲｹ 長池	田赤図1431	田区長	0.5		40300		0.59	0.0077	7.8	7.8		10						
49	303610054	ｻﾄｲｹ 里池	田奥谷909	田区長	2	2.2	13800		0.54	0.005	10	10		8						

3-2.河川・ため池位置図

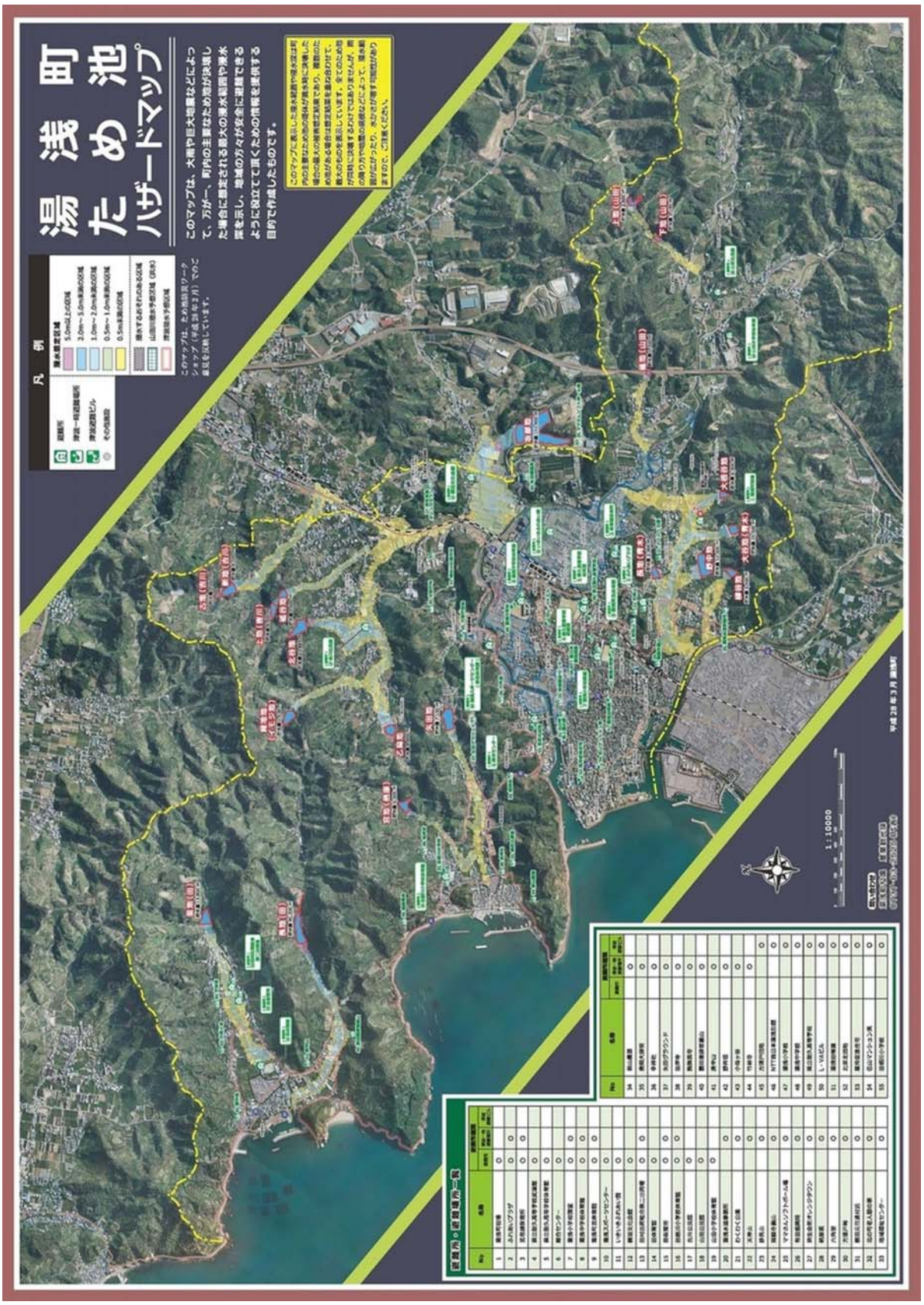
湯浅町
ため池
ハザードマップ
凡例
このマップは、大雨や巨大地震などによって、万が一、町内の主要なため池が決壊した場合に想定される最大の浸水範囲や浸水深を示し、地域の方々が安全に避難できるように役立てて頂くための情報を提供する目的で作成したものです。
1:10000

3-3. 土砂災害危険箇所等一覧表

(1) 土石流危険渓流（その1）

整理No.	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		流域面積	砂防指定地の有無
					町・村	字		
1	4-361-1-001	その他	その他	野井谷川	湯浅町	田	0.04	無
2	4-361-1-002	その他	出合川	田村谷川	湯浅町	田	0.05	無
3	4-361-1-003	その他	出合川	田谷川	湯浅町	田	0.06	無
4	4-361-1-004	その他	出合川	竹林寺谷川	湯浅町	田	0.1	無
5	4-361-1-005	その他	出合川	妙見谷川	湯浅町	田	0.07	無
6	4-361-1-006	その他	出合川	隠し谷川	湯浅町	田	0.54	無
7	4-361-1-007	その他	出合川	南田村谷川	湯浅町	田	0.01	無
8	4-361-1-008	その他	出合川	西古池谷川	湯浅町	田	0.02	無
9	4-361-1-009	その他	出合川	北古池谷川	湯浅町	田	0.13	無
10	4-361-1-010	その他	出合川	下古池谷川	湯浅町	田	0.03	無
11	4-361-1-011	その他	出合川	蓑田谷川	湯浅町	田	0.02	無
12	4-361-1-012	その他	その他	小浜谷川	湯浅町	田	0.04	無
13	4-361-1-013	その他	その他	持仏堂谷川	湯浅町	栖原	0.06	無
14	4-361-1-014	その他	その他	西栖川谷川	湯浅町	栖原	0.03	無
15	4-361-1-015	その他	その他	栖原北谷川	湯浅町	栖原	0.14	無
16	4-361-1-016	その他	その他	瀧谷川	湯浅町	栖原	0.02	無
17	4-361-1-017	その他	その他	矢田池谷下川	湯浅町	栖原	0.02	無
18	4-361-1-018	その他	その他	矢田池東谷川	湯浅町	栖原	0.01	無
19	4-361-1-019	その他	その他	栖原東谷川	湯浅町	栖原	0.03	無
20	4-361-1-020	その他	その他	栖原谷中川	湯浅町	栖原	0.04	無
21	4-361-1-021	その他	その他	栖原谷西川	湯浅町	栖原	0.02	無
22	4-361-1-022	その他	その他	極楽寺谷川	湯浅町	栖原	0.01	無
23	4-361-1-023	山田川	山田川	向島谷川	湯浅町	湯浅	0.01	無
24	4-361-1-024	山田川	山田川	宮後谷川	湯浅町	湯浅	0.01	無
25	4-361-1-025	山田川	山田川	方津戸谷川	湯浅町	栖原	0.01	無
26	4-361-1-026	山田川	逆川	五代谷川	湯浅町	吉川	0.02	無
27	4-361-1-027	山田川	北谷川	北山谷川	湯浅町	山田	0.02	無
28	4-361-1-028	山田川	北谷川	法樹寺谷川	湯浅町	山田	0.02	無
29	4-361-1-029	山田川	山田川	垣内地谷上川	湯浅町	山田	0.06	無
30	4-361-1-030	山田川	山田川	垣内地谷下川	湯浅町	山田	0.08	無
31	4-361-1-031	山田川	山田川	南谷南川	湯浅町	山田	0.02	無
32	4-361-1-032	山田川	山田川	折工池東谷川	湯浅町	山田	0.01	無
33	4-361-1-033	山田川	山田川	折工池西谷川	湯浅町	山田	0.07	無
34	4-361-1-034	山田川	山田川	南谷西川	湯浅町	山田	0.04	無
35	4-361-1-035	山田川	山田川	大平谷上川	湯浅町	山田	0.02	無
36	4-361-1-036	山田川	山田川	大平谷下川	湯浅町	山田	0.01	無
37	4-361-1-037	山田川	山田川	菖蘭谷川	湯浅町	山田	0.04	無
38	4-361-1-038	山田川	山田川	砥谷川	湯浅町	山田	0.07	無
39	4-361-1-039	山田川	山田川	畑前谷上川	湯浅町	山田	0.06	無
40	4-361-1-040	山田川	山田川	畑前谷下川	湯浅町	山田	0.01	無
41	4-361-1-041	広川	広川	柳谷川	湯浅町	別所	0.03	無
42	4-361-1-042	広川	広川	柳谷西川	湯浅町	別所	0.02	無
43	4-361-1-043	広川	広川	別所谷川	湯浅町	別所	0.01	無
44	4-361-2-001	その他	その他	矢田池西谷川	湯浅町	栖原	0.02	無
45	4-361-2-002	山田川	山田川	一里松西谷川	湯浅町	湯浅	0.01	無
46	4-361-2-003	山田川	逆川	寄谷川	湯浅町	吉川	0.05	無
47	4-361-2-004	山田川	逆川	ゲシン谷川	湯浅町	吉川	0.04	無
48	4-361-2-005	山田川	逆川	吉川谷川	湯浅町	吉川	0.02	無
49	4-361-2-006	山田川	逆川	北谷池南川	湯浅町	吉川	0.02	無
50	4-361-2-007	山田川	逆川	北谷池谷川	湯浅町	吉川	0.08	無
51	4-361-2-008	山田川	逆川	硲谷川	湯浅町	吉川	0.03	無
52	4-361-2-009	山田川	山田川	蓮池谷川	湯浅町	山田	0.02	無
53	4-361-2-010	山田川	北谷川	山田北谷境川	湯浅町	山田	0.03	無
54	4-361-2-011	山田川	北谷川	西新替谷川	湯浅町	山田	0.02	無
55	4-361-2-012	山田川	北谷川	新替谷川	湯浅町	山田	0.02	無

(1) 土石流危険渓流（その2）

整理No.	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		流域面積	砂防指定地の有無
					町・村	字		
56	4-361-2-013	山田川	北谷川	北谷川支川	湯浅町	山田	0.11	無
57	4-361-2-014	山田川	北谷川	北谷下川	湯浅町	山田	0.01	無
58	4-361-2-015	山田川	北谷川	北谷中川	湯浅町	山田	0.02	無
59	4-361-2-016	山田川	北谷川	庚申谷川	湯浅町	山田	0.02	無
60	4-361-2-017	山田川	北谷川	中神谷川	湯浅町	山田	0.02	無
61	4-361-2-018	山田川	北谷川	炭出谷北川	湯浅町	山田	0.03	無
62	4-361-2-019	山田川	北谷川	山田谷西川	湯浅町	山田	0.03	無
63	4-361-2-020	山田川	北谷川	三ツ橋谷川	湯浅町	山田	0.13	無
64	4-361-2-021	山田川	北谷川	炭出谷南川	湯浅町	山田	0.02	無
65	4-361-2-022	山田川	北谷川	平尾谷東川	湯浅町	山田	0.03	無
66	4-361-2-023	山田川	北谷川	新掛谷川	湯浅町	山田	0.02	無
67	4-361-2-024	山田川	北谷川	北谷上川	湯浅町	山田	0.04	無
68	4-361-2-025	山田川	山田川	かつらぎ谷東川	湯浅町	山田	0.04	無
69	4-361-2-026	山田川	山田川	花谷川	湯浅町	青木	0.07	無
70	4-361-2-027	広川	広川	大谷川	湯浅町	青木	0.05	無
71	4-361-2-028	広川	広川	久米崎谷川	湯浅町	別所	0.01	無
72	4-361-3-001	その他	その他	矢田池谷川	湯浅町	栖原	0.02	無
73	4-361-3-002	その他	その他	矢田池谷南川	湯浅町	栖原	0.01	無
74	4-361-3-003	山田川	山田川	希望谷川	湯浅町	栖原	0.01	無
75	4-361-3-004	山田川	山田川	渭水谷川	湯浅町	栖原	0.01	無
76	4-361-3-005	広川	広川	大根谷川	湯浅町	青木	0.04	無

（※わかやま土砂災害マップより）

(2) 地すべり危険箇所

整理No.	箇所番号	箇所名	位　　置	面積(ha)	指定年月日
1	181	田	湯浅郡湯浅町田	5.73	S61.03.25
2	344	小浜	湯浅郡湯浅町小浜	5	

（※わかやま土砂災害マップより）

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所 （その1）

NO.	箇所番号	箇所名	位置		傾斜度	高さ	延長	区域指定
			市町村	大字				
1	Ⅰ-741	本町	湯浅町	湯浅	50	15	135	有
2	Ⅰ-742	湯浅(4)	湯浅町	湯浅	40	15	120	有
3	Ⅰ-743	湯浅(1)・湯浅(3)	湯浅町	湯浅	47	15	200	有
4	Ⅰ-744	湯浅(2)	湯浅町	湯浅	55	10	145	有
5	Ⅰ-745	田・田・田	湯浅町	田	43	20	490	有
6	Ⅰ-746	小浜	湯浅町	田	40	30	160	有
7	Ⅰ-747	山田	湯浅町	山田	30	20	375	有
8	Ⅰ-748	別所	湯浅町	湯浅	36	15	90	有
9	Ⅰ-2261	稲荷	湯浅町	山田	45	20	140	有
10	Ⅰ-2263	田(2)	湯浅町	田	43	25	140	有
11	Ⅰ-2264	田(4)	湯浅町	田	38	35	65	
12	Ⅰ-2266	栖原(9)	湯浅町	栖原	50	7	110	
13	Ⅰ-2267	吉川	湯浅町	吉川	40	15	175	
14	Ⅰ-2268	栖原(8)	湯浅町	栖原	45	15	180	
15	Ⅰ-2269	湯浅(4)・湯浅(5)	湯浅町	湯浅	42	15	105	
16	Ⅰ-2270	山田(2)	湯浅町	山田	43	20	145	
17	Ⅰ-3715	栖原(2)	湯浅町	栖原	45	15	45	
18	Ⅰ-3716	栖原(3)	湯浅町	栖原	38	25	200	
19	Ⅰ-3717	栖原(4)	湯浅町	栖原	40	25	190	
20	Ⅰ-3718	栖原(5)	湯浅町	栖原	35	35	140	
21	Ⅰ-3719	栖原(6)	湯浅町	栖原	35	30	280	
22	Ⅰ-3720	栖原(7)	湯浅町	栖原	30	20	90	
23	Ⅰ-3721	栖原(10)	湯浅町	栖原	45	20	250	
24	Ⅰ-3722	栖原(11)	湯浅町	栖原	45	40	570	
25	Ⅰ-3723	栖原(12)	湯浅町	栖原	35	25	135	
26	Ⅰ-3724	青木	湯浅町	青木	38	25	60	
27	Ⅰ-3725	栖原苅萩(1)	湯浅町	栖原	45	15	35	
28	Ⅰ-3726	栖原苅萩(2)	湯浅町	栖原	35	45	50	
29	Ⅰ-3727	栖原丸山	湯浅町	栖原	40	25	150	
30	Ⅰ-3728	栖原矢田池尻	湯浅町	栖原	35	20	25	
31	Ⅰ-3729	栖原池ノ内	湯浅町	栖原	45	20	70	
32	Ⅰ-3730	湯浅天神多和	湯浅町	湯浅	40	20	65	
33	Ⅰ-3731	吉川東谷(1)	湯浅町	吉川	40	15	70	
34	Ⅰ-3732	吉川東谷(2)	湯浅町	吉川	40	20	75	
35	Ⅰ-3733	山田(4)	湯浅町	山田	30	15	280	
36	Ⅱ-3025	田内代	湯浅町	田	35	70	65	
37	Ⅱ-3026	田南代(1)	湯浅町	田	40	35	55	
38	Ⅱ-3027	田南代(2)	湯浅町	田	40	100	155	
39	Ⅱ-3028	田・小浜	湯浅町	田	40	20	30	
40	Ⅱ-3029	栖原下地	湯浅町	栖原	40	30	45	
41	Ⅱ-3030	栖原苅萩	湯浅町	栖原	40	20	45	
42	Ⅱ-3031	栖原山下	湯浅町	栖原	55	15	35	
43	Ⅱ-3032	栖原前山	湯浅町	栖原	40	30	60	
44	Ⅱ-3033	栖原(1)	湯浅町	栖原	50	10	65	
45	Ⅱ-3034	栖原千川谷	湯浅町	栖原	45	30	85	
46	Ⅱ-3035	矢田池尻(1)	湯浅町	栖原	50	30	105	
47	Ⅱ-3036	湯浅西兀山	湯浅町	湯浅	60	15	30	
48	Ⅱ-3037	湯浅東兀山(1)	湯浅町	湯浅	35	30	90	
49	Ⅱ-3038	栖原谷垣内	湯浅町	栖原	35	10	20	
50	Ⅱ-3039	矢田池尻(2)	湯浅町	栖原	30	35	40	
51	Ⅱ-3040	矢田池尻(3)	湯浅町	栖原	35	45	60	
52	Ⅱ-3041	栖原池ノ内(2)	湯浅町	栖原	35	25	30	
53	Ⅱ-3042	湯浅東兀山(2)・湯浅(4)	湯浅町	湯浅	40	25	35	
54	Ⅱ-3043	吉川山崎	湯浅町	吉川	40	30	145	
55	Ⅱ-3044	吉川道場芝	湯浅町	吉川	35	20	265	

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所（その2）

NO.	箇所番号	箇所名	位置		傾斜度	高さ	延長	区域指定
			市町村	大字				
56	Ⅱ-3045	湯浅 （6）	湯浅町	湯浅	45	20	110	
57	Ⅱ-3046	青木山本	湯浅町	青木	50	20	35	
58	Ⅱ-3047	山田大谷	湯浅町	山田	45	20	75	
59	Ⅱ-3048	山田畑ノ前	湯浅町	山田	45	10	35	
60	Ⅱ-3049	山田新替（1）	湯浅町	山田	45	15	50	
61	Ⅱ-3050	山田新替（2）	湯浅町	山田	40	40	50	
62	Ⅱ-3051	山田新替（3）	湯浅町	山田	35	25	95	
63	Ⅱ-3052	山田北山	湯浅町	山田	40	30	40	
64	Ⅱ-3053	山田稲荷	湯浅町	山田	45	25	40	
65	Ⅱ-3054	山田中神（1）	湯浅町	山田	45	20	40	
66	Ⅱ-3055	山田中神（2）	湯浅町	山田	55	20	40	
67	Ⅱ-3056	山田神田	湯浅町	山田	45	15	30	
68	Ⅱ-3057	山田岡原（1）	湯浅町	山田	35	10	35	
69	Ⅱ-3058	山田岡原（2）	湯浅町	山田	40	30	40	
70	Ⅱ-3059	山田岡原（3）	湯浅町	山田	35	30	30	
71	Ⅱ-3060	山田垣内地（1）	湯浅町	山田	35	40	70	
72	Ⅱ-3061	山田垣内地（2）	湯浅町	山田	35	40	55	
73	Ⅱ-3062	山田垣内地（3）	湯浅町	山田	45	50	40	
74	Ⅱ-3063	山田垣内地（4）	湯浅町	山田	45	45	45	
75	Ⅱ-3064	山田垣内地（5）	湯浅町	山田	45	100	140	
76	Ⅱ-3065	山田垣内地（6）	湯浅町	山田	40	50	120	
77	Ⅱ-3066	山田垣内地（7）	湯浅町	山田	40	85	55	
78	Ⅱ-3067	山田垣内地（8）	湯浅町	山田	40	65	75	
79	Ⅱ-3068	山田垣内地（9）	湯浅町	山田	40	70	135	
80	Ⅱ-3069	湯浅城山	湯浅町	湯浅	45	15	20	
81	Ⅱ-3070	別所雲崎（1）	湯浅町	別所	65	10	100	
82	Ⅱ-3071	別所雲崎（2）	湯浅町	別所	50	15	80	
83	Ⅱ-3072	別所南柳井	湯浅町	別所	40	20	35	
84	Ⅲ-1533	田南代（3）	湯浅町	田	45	50	140	
85	Ⅲ-1534	田西角	湯浅町	田	50	60	100	
86	Ⅲ-1535	田南代（4）	湯浅町	田	36	20	100	
87	Ⅲ-1536	田山崎	湯浅町	田	32	50	300	
88	Ⅲ-1537	田坂ノ谷	湯浅町	田	30	50	400	
89	Ⅲ-1538	栖原谷垣内（1）	湯浅町	栖原	31	30	200	
90	Ⅲ-1539	栖原谷垣内（2）	湯浅町	栖原	35	40	250	
91	Ⅲ-1540	栖原北矢田	湯浅町	栖原	30	30	160	
92	Ⅲ-1541	栖原前山（2）	湯浅町	栖原	36	50	150	
93	Ⅲ-1542	湯浅西冗山（2）	湯浅町	湯浅	40	30	150	
94	Ⅲ-1543	湯浅東冗山	湯浅町	湯浅	40	30	200	
95	Ⅲ-1544	栖原池ノ内（3）	湯浅町	栖原	38	30	230	
96	Ⅲ-1545	栖原方津戸（1）	湯浅町	栖原	36	40	220	
97	Ⅲ-1546	吉川七見	湯浅町	吉川	32	30	280	
98	Ⅲ-1547	栖原方津戸（2）	湯浅町	栖原	32	60	250	
99	Ⅲ-1548	栖原横田	湯浅町	栖原	30	30	140	
100	Ⅲ-1549	湯浅九沓	湯浅町	湯浅	30	40	300	
101	Ⅲ-1550	山田大谷（2）	湯浅町	山田	38	40	150	
102	Ⅲ-1551	青木前山	湯浅町	青木	34	40	100	
103	Ⅲ-1552	山田岩ノ谷	湯浅町	山田	34	60	430	
104	Ⅲ-1553	山田新替	湯浅町	山田	37	30	90	
105	Ⅲ-1554	山田野口	湯浅町	山田	40	30	100	
106	Ⅲ-1555	山田北山（2）	湯浅町	山田	30	40	210	
107	Ⅲ-1556	山田大平（1）	湯浅町	山田	30	30	120	
108	Ⅲ-1557	山田大平（2）	湯浅町	山田	32	50	470	
109	Ⅲ-1558	山田垣内地（10）	湯浅町	山田	32	30	200	
110	Ⅲ-1559	山田垣内地（11）	湯浅町	山田	30	40	120	

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所（その3）

NO.	箇所番号	箇所名	位置		傾斜度	高さ	延長	区域指定
			市町村	大字				
111	Ⅲ-1560	山田垣内地（12）	湯浅町	山田	32	50	650	
112	Ⅲ-1561	山田垣内地（13）	湯浅町	山田	32	50	200	
113	Ⅱ-3091	下津木唐樽(1)						

（※わかやま土砂災害マップより）

(4) 山腹崩壊危険地区　　民有林

No.	地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)	備考
1	361	0002	湯浅町	田	西角	2.63	
2	361	0004	湯浅町	栖原	千川谷	1.21	
3	361	0005	湯浅町	栖原		0.53	
4	361	0006	湯浅町	湯浅	湯浅	2.62	
5	361	0007	湯浅町	栖原		0.48	
6	361	0008	湯浅町	湯浅		0.74	
7	361	0009	湯浅町	湯浅		0.78	
8	361	0010	湯浅町	栖原		0.97	
9	361	0011	湯浅町	栖原		1.27	
10	361	0012	湯浅町	栖原		0.99	
11	361	0013	湯浅町	山田		0.94	
12	361	0014	湯浅町	山田		0.7	
13	361	0015	湯浅町	山田		0.98	
14	361	0016	湯浅町	山田	北山	3.01	
15	361	0017	湯浅町	山田	北山	2.41	
16	361	0018	湯浅町	山田		2.45	
17	361	0019	湯浅町	山田		2.08	
18	361	0020	湯浅町	山田		1.5	
19	361	0021	湯浅町	山田		2.78	
20	361	0022	湯浅町	山田		1.73	
21	361	0023	湯浅町	山田	大平	3.3	
22	361	0024	湯浅町	山田	岡原	1.93	
23	361	0025	湯浅町	山田		0.57	
24	361	5001	湯浅町	山田		0.3	
25	361	5002	湯浅町	栖原		0.23	
26	361	5003	湯浅町	栖原		0.52	
27	361	5004	湯浅町	栖原		0.19	
28	361	5005	湯浅町	栖原		0.19	
29	361	5006	湯浅町	栖原		0.35	
30	361	5007	湯浅町	湯浅		0.32	
31	361	5008	湯浅町	栖原		0.41	
32	361	5009	湯浅町	田		0.18	
33	361	5010	湯浅町	田		0.17	
34	361	5011	湯浅町	栖原		0.27	
35	361	5012	湯浅町	栖原		0.18	
36	361	5013	湯浅町	栖原		0.24	
37	361	5014	湯浅町	栖原		0.09	
38	361	5015	湯浅町	栖原		0.08	
39	361	5016	湯浅町	栖原		0.5	
40	361	5017	湯浅町	栖原		0.15	
41	361	5018	湯浅町	栖原		0.54	
42	361	5019	湯浅町	栖原		0.22	
43	361	5020	湯浅町	栖原		0.14	
44	361	5021	湯浅町	栖原		0.19	
45	361	5022	湯浅町	栖原		0.08	
46	361	5023	湯浅町	湯浅		0.26	
47	361	5024	湯浅町	山田		0.07	
48	361	5025	湯浅町	山田		0.16	
49	361	5026	湯浅町	山田		0.2	
50	361	5027	湯浅町	湯浅		0.22	
51	361	5028	湯浅町	山田		0.08	
52	361	5029	湯浅町	山田		0.41	
53	361	5030	湯浅町	山田		0.45	
					計	43.99 ha	

（※わかやま土砂災害マップより）

(5) 崩壊土砂流出危険地区　　民有林

No.	地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)	備考
1	361	0002	湯浅町	田	奥谷	18.21	
2	361	0003	湯浅町	山田	畑ノ前	7.43	
3	361	0004	湯浅町	山田		2.09	
4	361	0005	湯浅町	山田	大平	21.51	
5	361	0006	湯浅町	山田		2.33	
6	361	0007	湯浅町	山田		7.4	
7	361	0008	湯浅町	山田		2.64	
8	361	0009	湯浅町	山田		1.84	
9	361	0010	湯浅町	山田		3	
10	361	0011	湯浅町	山田	稲荷	1.76	
11	361	0012	湯浅町	山田		4.77	
12	361	5001	湯浅町	山田		34.14	
13	361	5002	湯浅町	山田		6.86	
14	361	5003	湯浅町	山田		2.13	
15	361	5004	湯浅町	山田		4.4	
16	361	5005	湯浅町	山田		9.52	
17	361	5006	湯浅町	青木		6.85	
18	361	5007	湯浅町	青木		4.34	
19	361	5008	湯浅町	青木		3.04	
20	361	5009	湯浅町	山田		14.61	
21	361	5010	湯浅町	山田		13.48	
22	361	5011	湯浅町	山田		3.06	
23	361	5012	湯浅町	山田		70.35	
24	361	5013	湯浅町	山田		65.16	
25	361	5014	湯浅町	山田		16.87	
26	361	5015	湯浅町	山田		9.72	
27	361	5016	湯浅町	山田		11.23	
28	361	5019	湯浅町	田		9.55	
29	361	5020	湯浅町	田		15.78	
30	361	5021	湯浅町	田		14.37	
31	361	5022	湯浅町	栖原		6.63	
32	361	5023	湯浅町	吉川		9.29	
33	361	5024	湯浅町	山田		185.69	
					計	590.05 ha	

（※わかやま土砂災害マップより）

(6) 砂防指定地

No.	河川名	渓流名	市町村	大字	告示年月日	備考
1	山田川	山田川	湯浅町	山田	1989年10月21日	
2	山田川	初谷川	湯浅町	山田	1996年5月13日	

（※わかやま土砂災害マップより）

(7) 急傾斜地崩壊危険区域

No.	区域番号	区域名	市町村	大字	指定年月日	備考
1	190	湯浅（1）	湯浅町	湯浅	1979年7月7日	
2	191	湯浅（2）	湯浅町	湯浅	1979年7月7日	
3	209	北栄（3）	湯浅町	湯浅	1980年3月29日	
4	462	山田	湯浅町	山田	1986年11月13日	
5	501	本町	湯浅町	湯浅	1987年5月7日	
6	665	別所	湯浅町	湯浅	1991年12月17日	
7	666	田	湯浅町	田	1991年12月17日	
8	708	小浜	湯浅町	田	1993年5月14日	
9	796	稲荷	湯浅町	山田	1996年4月5日	
10	869	田	湯浅町	田	1998年4月17日	
11	901	湯浅（4）	湯浅町	湯浅	2001年1月9日	

（※わかやま土砂災害マップより）

(8) 地すべり防止区域

No.	区域番号	区域名	市町村	大字	指定年月日	備考
1	44	田	湯浅町	田	1986年3月25日	

（※わかやま土砂災害マップより）

(9) 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

No.	箇所番号	箇所名	特別警戒区域の有無	市町村	大字	告示年月日	備考
1	Ⅰ-2266	栖原(9)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
2	Ⅰ-2267	吉川	○	湯浅町	吉川	平成29年6月20日	指定済み
3	Ⅰ-2268	栖原(8)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
4	Ⅰ-3715	栖原(2)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
5	Ⅰ-3716	栖原(3)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
6	Ⅰ-3717	栖原(4)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
7	Ⅰ-3718	栖原(5)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
8	Ⅰ-3719	栖原(6)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
9	Ⅰ-3720	栖原(7)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
10	Ⅰ-3721	栖原(10)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
11	Ⅰ-3722	栖原(11)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
12	Ⅰ-3723	栖原(12)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
13	Ⅰ-3725	栖原苅萩(1)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
14	Ⅰ-3726	栖原苅萩(2)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
15	Ⅰ-3727	栖原丸山	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
16	Ⅰ-3728	栖原矢田池尻	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
17	Ⅰ-3729	栖原池ノ内	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
18	Ⅰ-40038	栖原(102)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
19	Ⅰ-40039	栖原(108)	－	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
20	Ⅰ-40040	栖原(111)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
21	Ⅰ-40041	栖原(112)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
22	Ⅰ-40042	栖原(115)	○	湯浅町	吉川	平成29年6月20日	指定済み
23	Ⅱ-3031	栖原山下	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
24	Ⅱ-3032	栖原前山	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
25	Ⅱ-3033	栖原(1)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
26	Ⅱ-3034	栖原千川谷	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
27	Ⅱ-3035	矢田池尻(1)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
28	Ⅱ-3039	矢田池尻(2)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
29	Ⅱ-3040	矢田池尻(3)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
30	Ⅱ-3041	栖原池ノ内(2)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
31	Ⅱ-3042	湯浅東兀山(2)・湯浅(4)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
32	Ⅱ-40341	栖原(101)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
33	Ⅱ-40342	栖原(103)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
34	Ⅱ-40343	栖原(104)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
35	Ⅱ-40344	栖原(105)	－	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
36	Ⅱ-40345	栖原(106)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
37	Ⅱ-40346	栖原(107)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
38	Ⅱ-40347	栖原(109)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
39	Ⅱ-40348	栖原(110)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
40	Ⅱ-40349	栖原(113)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
41	Ⅱ-40350	栖原(114)	○	湯浅町	吉川	平成29年6月20日	指定済み
42	Ⅱ-40351	栖原(116)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
43	Ⅲ-1540	栖原北矢田	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
44	Ⅲ-1544	栖原池ノ内(3)	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み

（※わかやま土砂災害マップより）

(10) 土砂災害警戒区域（土石流）

No.	箇所番号	箇所名	特別警戒区域の有無	市町村	大字	告示年月日	備考
1	4-361-1-013	持仏堂谷川	○	湯浅町	栖原	平成29年6月20日	指定済み
2	4-361-1-023	向島谷川	○	湯浅町	湯浅	－	調査済み・未指定
3	4-361-1-029	垣内地谷上川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
4	4-361-1-030	垣内地谷下川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
5	4-361-1-032	折工池東谷川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
6	4-361-1-033	折工池西谷川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
7	4-361-1-034-1	南谷西川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
8	4-361-1-034-2	南谷西川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
9	4-361-2-014	北谷下川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
10	4-361-2-015	北谷中川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
11	4-361-2-016	庚申谷川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
12	4-361-2-017	中神谷川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
13	4-361-2-018	炭出谷北川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
14	4-361-2-019	山田谷西川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
15	4-361-2-020	三ツ橋谷川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
16	4-361-2-021	炭出谷南川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
17	4-361-2-022	平尾谷東川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
18	4-361-2-023	新掛谷川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
19	4-361-2-024-1	北谷上川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定
20	4-361-2-024-2	北谷上川	○	湯浅町	山田	－	調査済み・未指定

（※わかやま土砂災害マップより）

3-4. 土砂災害危険箇所等位置図

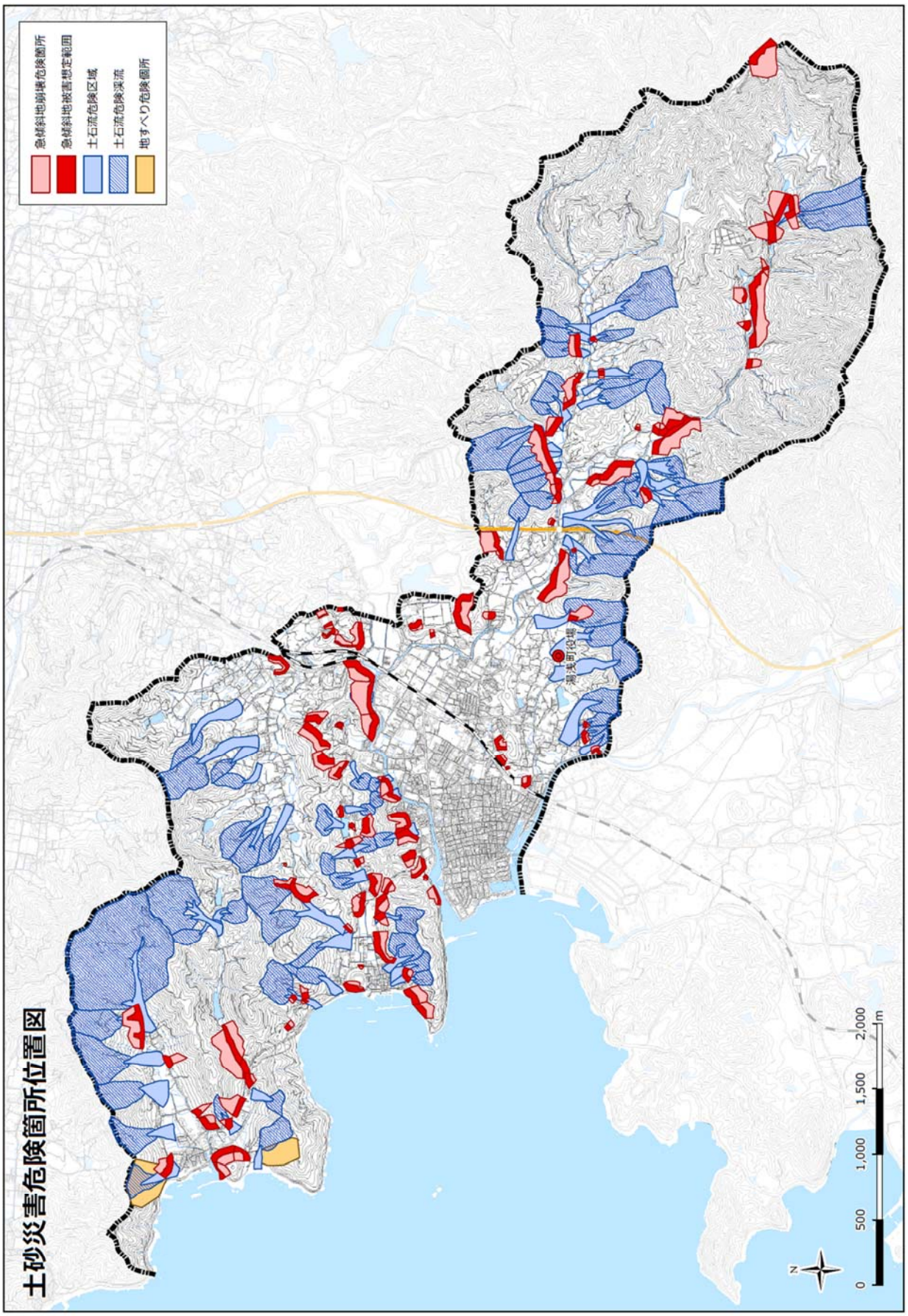

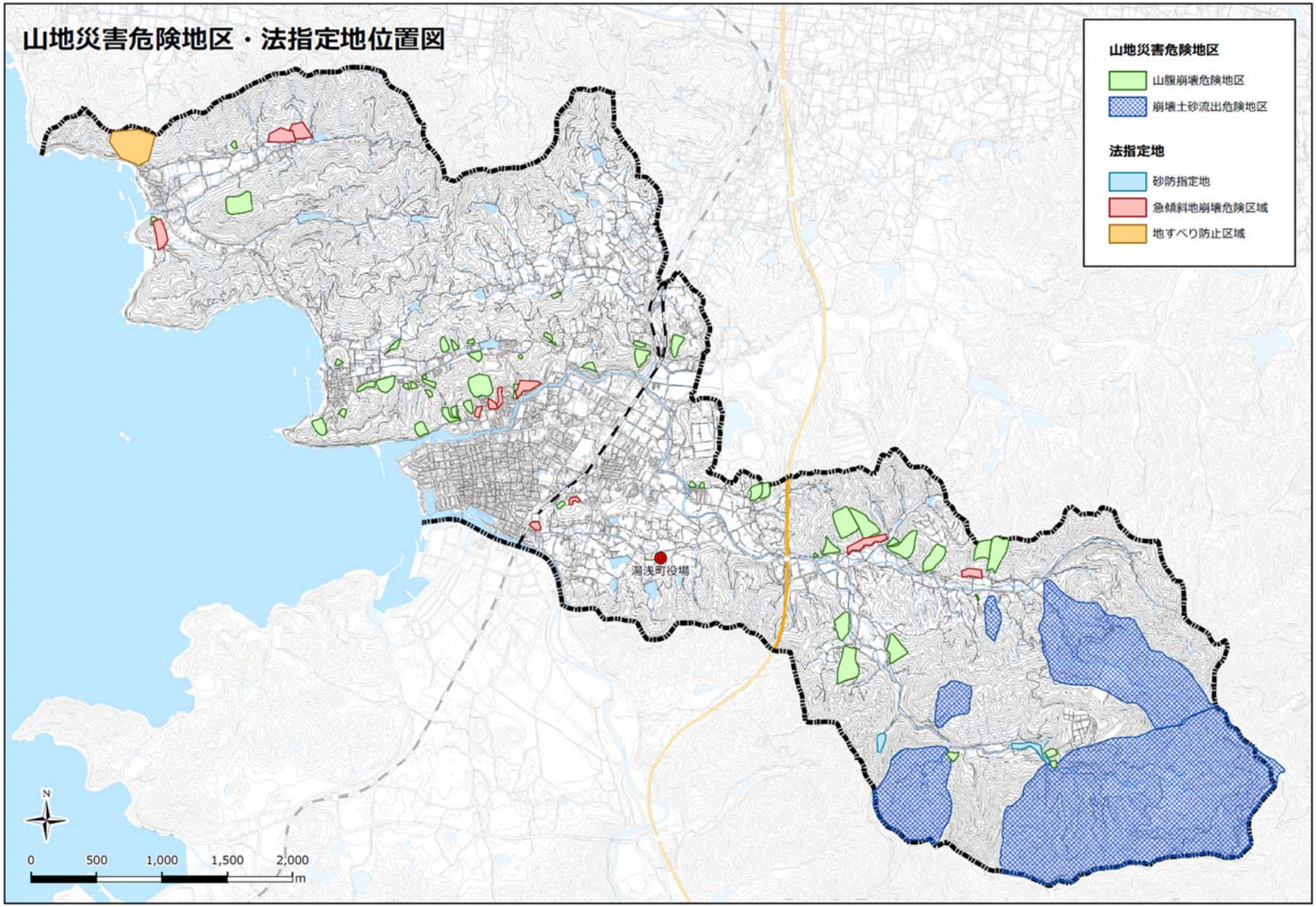
山地災害危険地区・法指定地位置図
山地災害危険地区
山腹崩壊危険地区
崩壊土砂流出危険地区
法指定地
砂防指定地
急傾斜地崩壊危険区域
地すべり防止区域
湯浅町役場
N
0
500
1,000
1,500
2,000
m

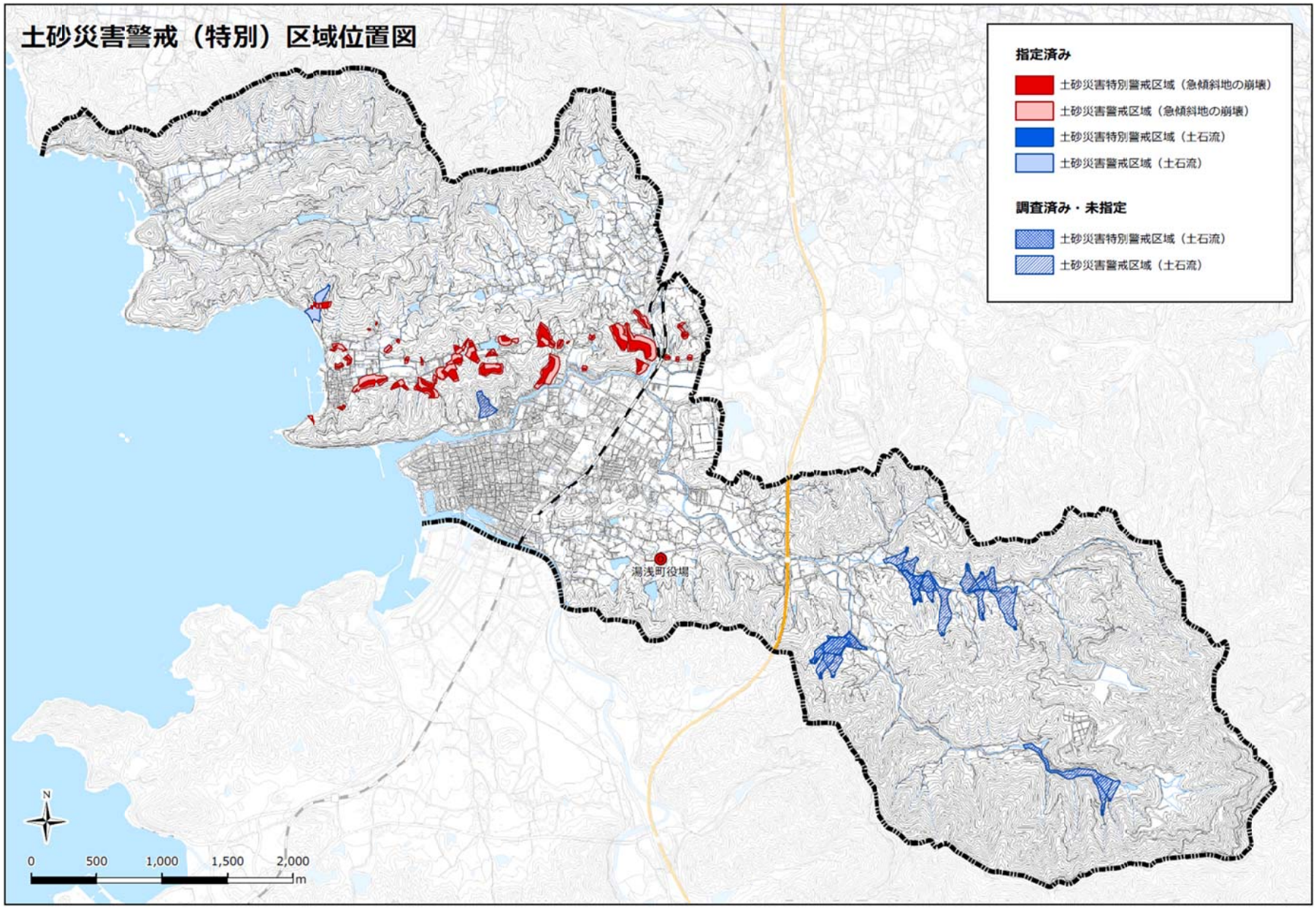
土砂災害警戒（特別）区域位置図
指定済み
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
土砂災害特別警戒区域（土石流）
土砂災害警戒区域（土石流）
調査済み・未指定
土砂災害特別警戒区域（土石流）
土砂災害警戒区域（土石流）
湯浅町役場
N
0
500
1,000
1,500
2,000
m

3-5. 消防施設・消防機器等整備状況

(1)消防水利一覧

平成 29 年現在

地区名	防火水槽等						消火栓
	40t 未満	40t 以上	ため池	プール	河川	計	計
田		5	2	1	1	9	20
栖原	1	11	2	1		16	50
吉川		4	3			8	31
湯浅		22		4	11	36	145
青木		2	4		1	7	31
山田			2	1		3	7
別所		1			1	2	27
合計	1	45	13	7	14	81	311

(湯浅広川消防組合調べ)

(2)消防水利調査表（防火水槽）

平成 29 年現在

整理No.	大字	地番	所在地	容量（t）	蓋	設置年月日	耐震の有・無	備考
A-1	田	2-1	国津神社北側	70	×	..	無	○
A-2	田	386-4 先	元半鐘台下	40	○	..	無	
A-3	田	562	竹林寺南側	40	○	..	無	△
A-4	田	1234	蜂谷宅前	40	○	..	無	△
A-5	田	66-3 先	道路合流点	40	○	..	有	
A-6	栖原	1468-1	施無畏寺北側	200	○	..	無	
A-7	栖原	1012-1	田栖川小学校北側	40	○	..	無	
A-8	栖原	507	田栖川共撰西側	40	×	..	無	△
A-9	栖原	53-5	岡田宅前	40	○	..	無	
A-10	栖原	8-5	横田ターキー北側	60	○	..	無	
A-11	栖原	72-2	横田中尾鉄工所西側	50	○	..	無	△
A-12	栖原	517-3	４分団車庫内	90	○	..	無	
A-13	栖原	805 先	栖原漁協東側	20	○	..	無	
A-14	栖原	771-1	新川芳郎宅前	90	×	..	無	
A-15	栖原	312-2	イーグル東側	40	○	..	無	
A-16	栖原	93-6	横田サニーカン駐車場	40	○	..	無	
A-17	吉川	1281-1	原野武夫宅前	40	×	..	無	△
A-18	吉川	1308	城村博宅前	50	×	..	無	△
A-19	吉川	904	岡崎好伸宅左折先	200	×	..	無	△
A-20	吉川	52-12	済生病院坂下	100	○	..	無	
A-21	湯浅	2600-13 先	潮光園入口	60	○	..	無	
A-22	湯浅	2572	最勝寺北側入る	40	○	..	無	
A-23	湯浅	2702-9	改良住宅駐車場	40	○	..	無	
A-24	湯浅	1696-25	湯浅商工会前	40	○	..	無	
A-25	湯浅	18010-7 先	湯浅中学校正門前	40	○	..	無	
A-26	湯浅	530-1 先	福蔵寺前	40	○	..	無	
A-27	湯浅	799-2 先	深専寺前	50	○	..	無	
A-28	湯浅	907	本下哲央宅前	50	○	..	無	
A-29	湯浅	1657-4 先	マツゲン湯浅店北側	40	○	..	無	
A-30	湯浅	1591-3 先	三国一前	50	○	..	無	
A-31	湯浅	1961-12 先	ー	40	○	..	無	
A-32	湯浅	1447-48	根来医院北側	50	○	..	無	
A-33	湯浅	2143	メゾンアリダ北側	40	○	..	無	
A-34	湯浅	2276-1 先	いきいきふれあい館前	40	○	..	無	
A-35	湯浅	2123-1 先	10 分団車庫前	40	○	..	無	
A-36	湯浅	1407-4 先	武者越保育所南側	50	○	..	無	△
A-37	湯浅	2105	野下児童公園内	40	○	..	無	
A-38	湯浅	1055-10	湯浅町役場北側	40	○	..	無	
A-39	湯浅	1291-21 先	潤随モータース前	40	○	..	無	
A-40	湯浅	1050-4	駅前線ガレージ前	50	○	..	無	
A-41	湯浅	1504-2 先	町民体育館踏切先	50	○	..	無	
A-42	別所	1330	中之島橋野宅先	50	○	..	無	
A-43	青木	410	410 番地	40	○	..	有	
A-44	青木	246	青木信号角南側	50	○	..	無	
A-45	栖原	975-6	岩岡誠一邸前	－	－	..	不	
A-46	湯浅	701	北の町老人憩の家前	－	－	..	不	△

注）耐震構造の有無　有：耐震構造，無：非耐震構造，不：不明

備考　○：㎡確定（見込），△：㎡実測要

（湯浅広川消防組合調べ）

(3)消防水利調査表（プール）

平成 29 年現在

整理No.	大字	所在地	名称	容量（t）	耐震の有・無	備考
B-1	田	田 359	田村小学校プール	120.00	有	
B-2	栖原	栖原 1384	田栖川小学校プール	132.00	有	
B-3	湯浅	湯浅 2716-1	宝栄水泳プール	321.25	不	
B-4	湯浅	湯浅 1815	湯浅中学校プール	469.00	有	
B-5	湯浅	湯浅 1570	湯浅小学校プール	359.10	不	
B-6	湯浅	湯浅 1985	耐久高校プール	540.00	不	
B-9	山田	山田 1951-6	湯浅町民プール	241.00	不	

注）耐震構造の有無有：耐震構造，無：非耐震構造，不：不明

（湯浅広川消防組合調べ）

(4)消防水利調査表（ため池）

平成 29 年現在

整理No.	大字	所在地	名称	容量（ｍ３）	備考
C-1	田	田 909	里池	有限	
C-2	田	田 1559	古池	〃	
C-3	栖原	栖原 1210	宮池	〃	
C-4	栖原	栖原 253-1	矢田池	〃	
C-5	吉川	吉川 664	藷池池	〃	
C-6	吉川	吉川 897	北谷池	〃	
C-7	吉川	吉川 377-1	乙鳥池	〃	
C-8	青木	青木 464	長池	〃	
C-9	青木	青木 825	野中池	〃	
C-10	青木	青木 901	大谷池	〃	
C-11	青木	青木 919	大根谷池	〃	
C-12	山田	山田 2037	砥谷池	〃	
C-13	山田	山田 554	上池	〃	

（湯浅広川消防組合調べ）

(5)消防水利調査表（河川）

平成 29 年現在

整理No.	大字	所在地	名称	取水方式	備考
D-1	田	田住吉橋付近	出合川		
D-2	湯浅	湯浅北橋付近	山田川		
D-3	湯浅	湯浅新北栄橋付近	山田川		
D-4	湯浅	湯浅北栄橋付近	山田川		
D-5	湯浅	湯浅宮西橋付近	山田川		
D-6	湯浅	湯浅宮後橋付近	山田川		
D-7	湯浅	湯浅一里松橋付近	山田川		
D-8	湯浅	湯浅飛越橋付近	山田川		
D-9	湯浅	湯浅清水橋付近	山田川		
D-10	湯浅	湯浅芝添橋付近	山田川		
D-11	湯浅	湯浅広橋付近	広川		
D-12	湯浅	湯浅広中橋付近	広川		
D-13	青木	青木三之橋付近	山田川		
D-14	別所	別所新広橋付近	広川		

（湯浅広川消防組合調べ）

(6)消防機器等整備状況

平成 29 年現在

名称				消防能力	
分団名	分掌地域	団員数(定数)		区分	保有数
本部	市街地	5	(7)	広報車×2、資機材搬送車×2	4
第 1 分団	市街地	15	(15)	小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ	1
第 2 分団	市街地	27	(30)	ポンプ車	1
				小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ付軽積載車	1
第 3 分団	山間部	30	(30)	ポンプ車	1
				小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ	2
第 4 分団	沿岸部	26	(30)	小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ付軽積載車	1
				小型動力ポンプ	1
第 5 分団	沿岸部	30	(30)	ポンプ車	1
				小型動力ポンプ付軽積載車	1
				小型動力ポンプ	1
第 6 分団	山間部	28	(30)	ポンプ車	1
				小型動力ポンプ付軽自動車	1
				小型動力ポンプ	2
第 7 分団	市街地	14	(20)	小型動力ポンプ付積載車	1
				小型動力ポンプ	1
第 8 分団	市街地	13	(15)	小型動力ポンプ付積載車	1
第 9 分団	市街地	13	(15)	小型動力ポンプ付積載車	1
第 10 分団	市街地	15	(15)	小型動力ポンプ付積載車	1
合　計	－	216	(237)	ポンプ車	4
				小型動力ポンプ付積載車	12
				小型動力ポンプ	7

3-6. 湯浅町消防分団消防倉庫位置図

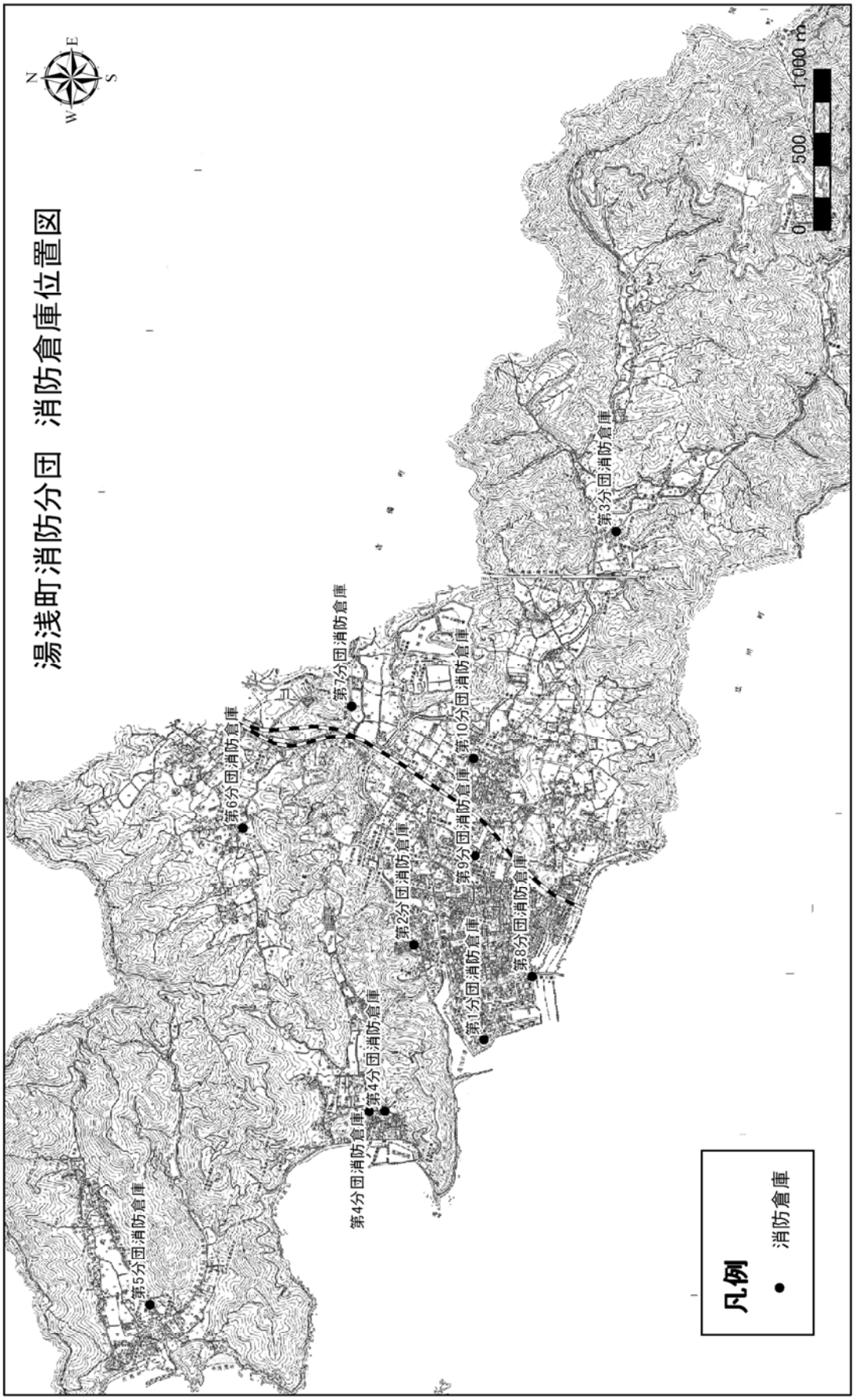

3-7. 危険物施設一覧表

平成 29 年現在

No.	施設名称	所在地	施設区分										
				貯蔵所							取扱所			
			製造所	屋内タンク	屋外タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
1	有田振興局	湯浅 2355				1								
2	有田石油株式会社有田ＳＳ	湯浅 1457						1			1			1
3	有田トラック運送事業協同組合	吉川 59									1			
4	株式会社アルプス和歌山本社工場	田 1124				1					1			
5	西日本電信電話株式会社ＮＴＴ湯浅	湯浅 1533-1				1								
6	榎本達治	田 1225			1									
7	小浦石油株式会社湯浅営業所	湯浅 2315				1		2			1			1
8	有限会社大浦運送自家給油取扱所	田 352									1			
9	有限会社大浦運送田村ＳＳ	田 345-4									1			
10	紀伊燃料有限会社湯浅ＳＳ	湯浅 2990						1			1			
11	ホテルグリーンヒル	吉川 29-4				1								
12	済生会有田病院	吉川 52-6				1								
13	日本通運中紀支店湯浅倉庫	栖原 89-23							1					
14	有限会社濱口石油セルフ湯浅栖原ＳＳ	栖原 89-21									1			
15	有限会社濱口石油セルフ湯浅ＳＳ	湯浅 2328-1									1			
16	株式会社ＬＤビバレッジ湯浅工場	山田 1638-7				1								
17	藪野幸一商店蔵町給油所	湯浅 265									1			
18	藪野幸一商店大宮給油所	湯浅 2319				3		2	1		1			2
19	湯浅町しいたけ企業組合	山田 1639-13			1									
20	湯浅斎場	湯浅 2355-20				1								
21	湯浅城	青木 75				1								
22	湯浅湾漁業協同組合本所	湯浅 3029			2						1			
23	湯浅湾漁業共同組合栖原支所	栖原 709			1						1			
24	花野ガス住設	湯浅 2728				1								1
25	有限会社山崎運送店自家給油取引所	栖原 264-5						1			1			
26	有田衛生施設事務組合	湯浅 2350				1								
27	湯浅広川消防組合	青木 670				1					1			1
28	湯浅町役場	青木 668-1				1								1

（湯浅広川消防組合調べ）

3-8.危険物取扱施設分布図

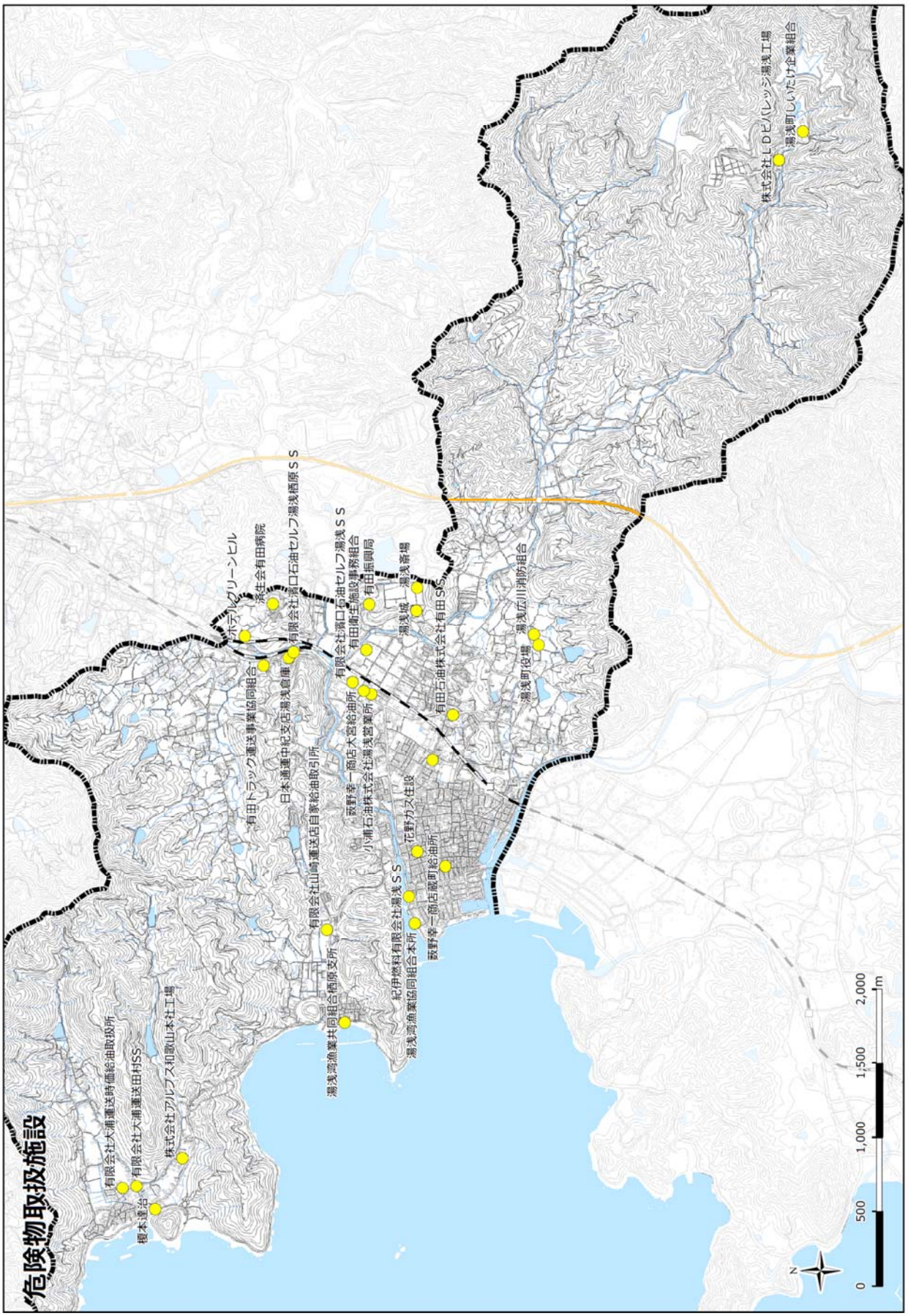

3-9. 防災行政無線系統図

（移動系）

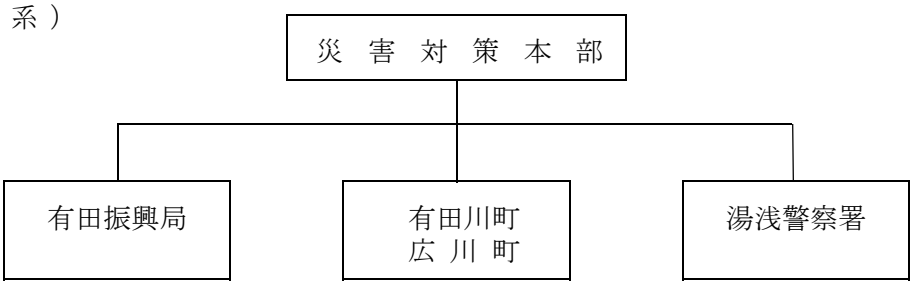

（同報系）

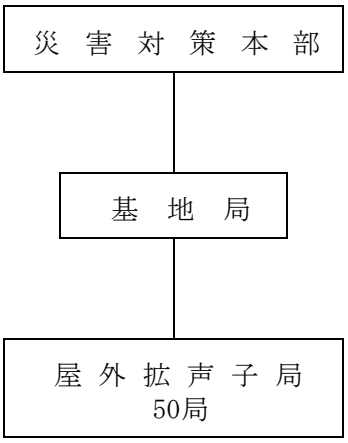

（デジタル簡易無線）

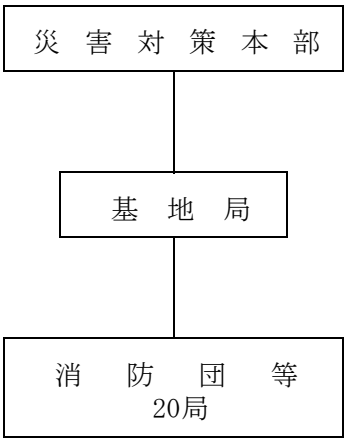

3-10. 同報系無線システム配置図

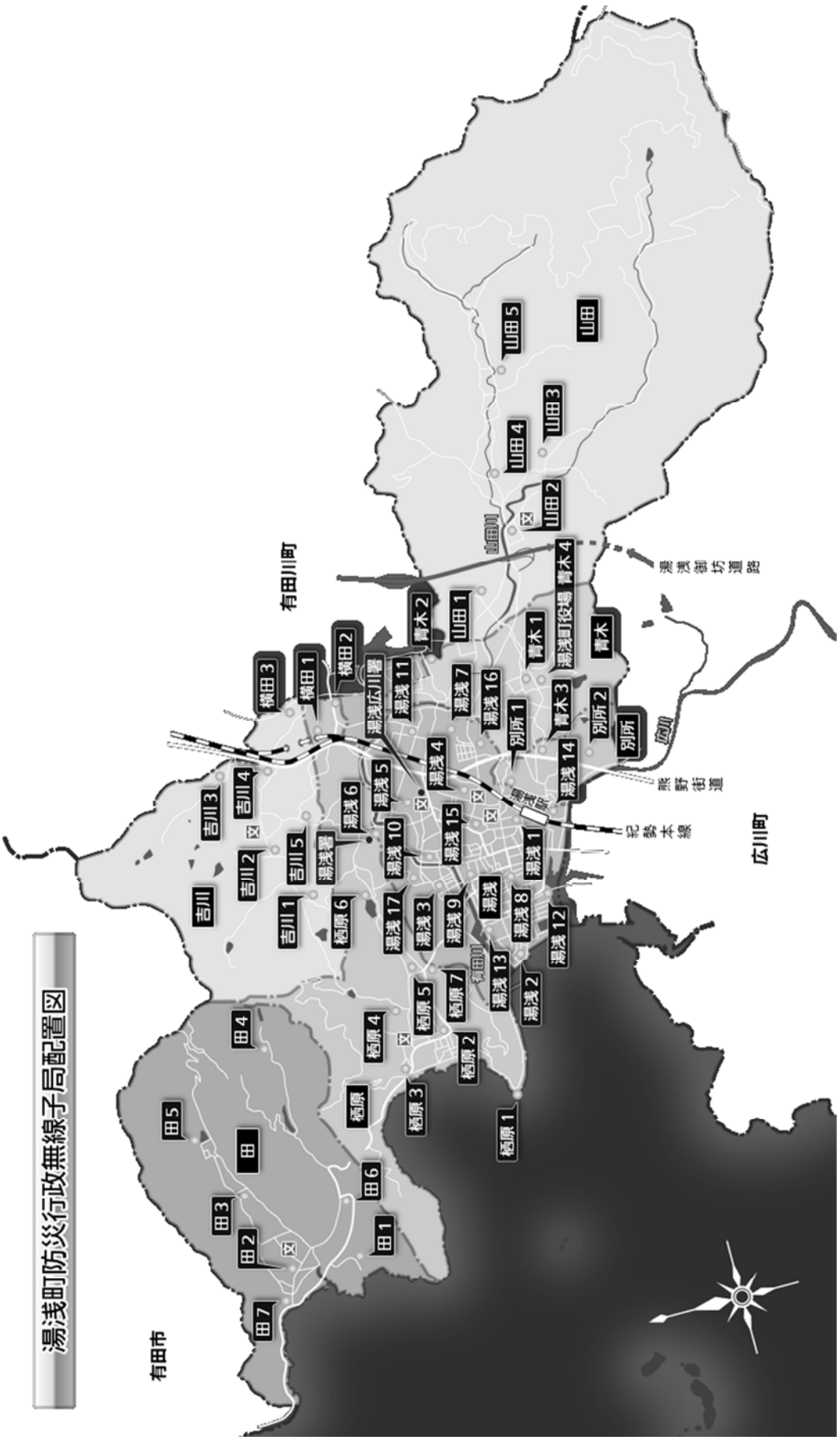

3-11. 病院・診療所一覧表

No	医療機関名	所在地１	所在地２	電話番号	診療科目
1	桜ヶ丘病院	有田市	箕島904	83-0078	内、腎内、神内、循内、甲、禁煙、人透、眼、婦
2	土屋クリニック	有田市	宮原町須谷536-1	88-2221	内、糖内、消内、内視内、放、人透
3	宮井クリニック	有田市	宮原町須谷533-1	22-3333	泌、外
4	山下眼科クリニック	有田市	新堂46-3	83-2957	眼
5	有田市立病院	有田市	宮崎町6	82-2151	循、内、外、整、産、小、眼、耳、泌、皮、脳外
6	垣本内科医院	有田市	宮原町滝川原512	88-6660	内、胃、循、小、放
7	生馬医院	有田市	宮原町新町40	88-7058	内、小、胃
8	山下内科・胃腸科	有田市	初島町里2163-2	82-1551	内、胃、糖内、放、理
9	おおち眼科	有田市	宮崎町明見27-1	82-1506	形外、眼
10	江川内科	有田市	辻堂493	83-2853	内
11	クメダ・クリニック	有田市	箕島856	85-2020	内、皮、泌
12	川嶋内科	有田市	箕島882-1	82-0616	内、胃、放
13	利光こども医院	有田市	野433-7	83-6336	小、小ア
14	楠本内科医院	有田市	箕島930-5	82-4428	内、小
15	中村内科医院	有田市	箕島653-5	83-2255	内、小、放
16	楠本クリニック	有田市	初島町浜1438	82-0050	内、呼、胃、循、小、リ、放
17	栗原整形外科	有田市	初島町里1702	82-5645	内、リウ、整、リ
18	高垣医院	有田市	糸我町西88-4	88-2244	内、呼、外、麻、消
19	石井内科	有田市	宮崎町19-3	85-3331	内、胃、放
20	なかもと整形外科	有田市	古江見180-1-1	85-0060	整、リ
21	しのはら小児科	有田市	糸我町西560-1	88-5085	小
22	山根内科	有田市	港町231-23	82-5128	内、呼、消、循、放
23	九鬼クリニック耳鼻咽喉科	有田市	新堂56-1	85-1187	耳
24	共立ハートクリニック	有田市	宮崎町87-1	85-3250	内、循
25	あまの内科クリニック	有田市	宮崎町120-1	85-0101	内、消、放
26	萬谷医院	有田市	宮崎町237	83-2411	内、神内、呼、消内、循、小、皮
27	済生会有田病院	湯浅町	吉川52-6	63-5561	内、外、消、整、耳、眼、リ、循、心血外、脳外、皮、泌
28	澳内科医院	湯浅町	湯浅1054-1	62-3649	内、小
29	根来医院	湯浅町	湯浅1447-6	63-1521	内、小、婦
30	児島医院	湯浅町	湯浅686	62-2066	内、小、消内
31	平山内科皮膚泌尿科	湯浅町	湯浅459	63-1103	内、皮、泌、糖内、消、ア
32	吉村内科医院	湯浅町	湯浅690	63-4666	内、呼、胃、循、小、放
33	橋本胃腸肛門外科	湯浅町	湯浅1749-3	62-2226	内、胃、外、肛、放、乳
34	ごとうクリニック	湯浅町	湯浅3163	64-0101	内、呼、循、外、リ
35	芝崎眼科	湯浅町	湯浅1633-1	65-3400	眼
36	小野田クリニック	湯浅町	湯浅1917-1	65-1616	内、整、脳外、リ、麻、ペイン
37	耳鼻咽喉科ごとう医院	湯浅町	湯浅128-2	63-3838	ア、耳
38	広川診療所	広川町	広316	62-3390	内、小、放
39	森下整形外科	広川町	東中64-1	64-0366	整
40	横矢クリニック	広川町	広1518	65-2333	内、呼、胃、循、リ、放
41	おおにしクリニック	有田川町	金屋90-1	32-5552	胃内、内、外、肛外
42	介護老人保健施設 クオリティライフ和歌山	有田川町	庄637	52-5272	介護老人保健施設
43	和歌山県立　こころの医療センター	有田川町	庄31	52-3221	精、内
44	医療法人明美会　有田南病院	有田川町	小島15	52-3730	消内、人透、皮、泌、眼、リウ、腎内、リ
45	医療法人たちばな会　西岡病院	有田川町	小島278-1	52-6188	内、外、消外、大腸外、整、脳外、形外、ペイン、麻、皮、リウ、ア、放、リ、腎セ
46	吉信医院	有田川町	天満397	52-2046	内、消、循、小、小外、肛
47	坊岡医院	有田川町	徳田406-1	52-3054	内、循内
48	ちさこ赤ちゃんこどもクリニック	有田川町	下津野550	52-5411	内、小、婦
49	松下内科	有田川町	天満466-1	52-3311	内、小
50	吉岡ﾚﾃﾞｨｰｽｸﾘﾆｯｸ	有田川町	小島291	52-7503	産、婦
51	宮本クリニック	有田川町	徳田97-6	52-6777	内、外、整、脳外、リ、放
52	野田医院	有田川町	庄574	52-7578	内、循
53	亀井クリニック	有田川町	熊井439-1	52-8181	内、ア、外、整、皮、リ、脳外
54	平山こどもクリニック	有田川町	天満305-4	52-8666	ア、小
55	しまクリニック	有田川町	土生371-26	52-7881	内、小、肛、産、婦
56	外江眼科クリニック	有田川町	下津野1037-7	53-2611	眼
57	藤内メンタルクリニック	有田川町	小島313-2	52-7771	心内、精
58	森田内科クリニック	有田川町	庄621-1	53-2666	内、胃、放、理
59	ゆあさクリニック	有田川町	下津野1288-1	52-8880	内、呼、消、放
60	くすばやし医院	有田川町	金屋256-1	32-2336	産、内

No	医療機関名	所在地１	所在地２	電話番号	診療科目
61	寿楽園診療所	有田川町	小川992	32-3221	内
62	みのりクリニック	有田川町	吉原908	32-2512	内、小、外、放
63	介護老人保健施設オレンジの郷	有田川町	吉原522	32-4665	
64	松谷医院	有田川町	押手672	26-0011	内、循内
65	松谷医院板尾出張所	有田川町	板尾131	26-0311	内、循内
66	馬場クリニック	有田川町	清水322	25-1233	整
67	笠松医院	有田川町	粟生547	22-0304	内、放
68	なかむら内科クリニック	有田川町	清水379-2	25-9030	内、小

※診療科目
内：内科　外：外科　整：整形外科　胃：胃腸科　胃内：胃腸内科　消：消化器科　消内：消化器内科　消外：消化器外科　糖内：糖尿病内科　循：循環器科　循内：循環器内科　腎内：腎臓内科　腎セ：腎センター　呼：呼吸器科　心外：心臓血管外科　脳外：脳神経外科　小：小児科　小内：小児内科　小外：小児外科　小アレ：小児アレルギー科　ア：アレルギー科　甲：甲状腺外来　婦：婦人科　産：産科　乳：乳腺科　皮：皮膚科　形外：形成外科　泌：泌尿器科　眼：眼科　耳：耳鼻科　神内：神経内科　精：精神科　心内：心療内科　肛：肛門科　肛外：肛門外科　大腸外：大腸肛門外科　内視内：内視鏡内科　放：放射線科　人透：人工透析内科　形外：形成外科　禁煙：禁煙外来　理：理学診療科　リ：リハビリテーション科　リウ：リウマチ科　麻：麻酔科　ペイン：ペインクリニック

有田市医師会、有田医師会ホームページより

3-12.風水害時避難場所位置図

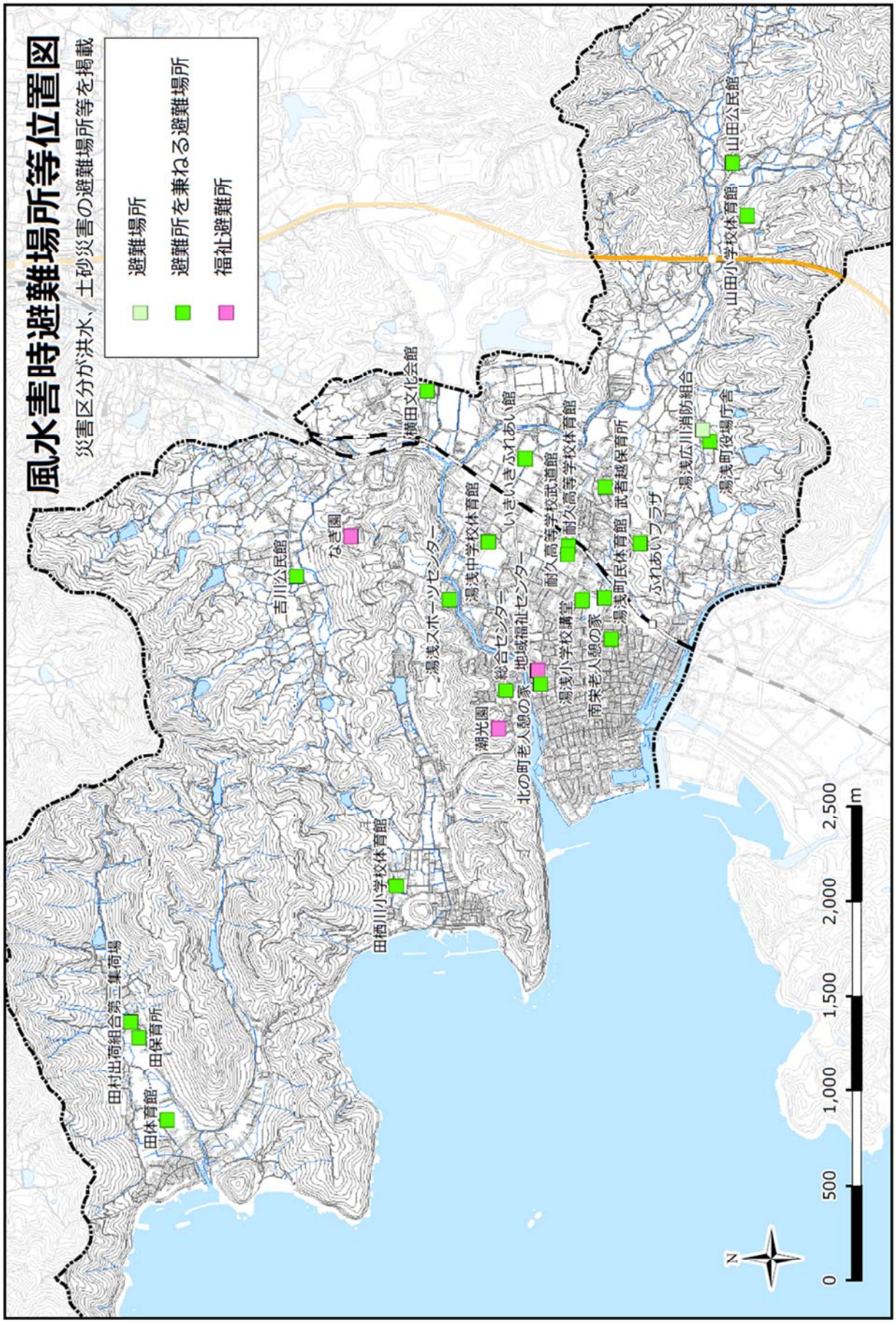

3-13. 地震時避難場所位置図

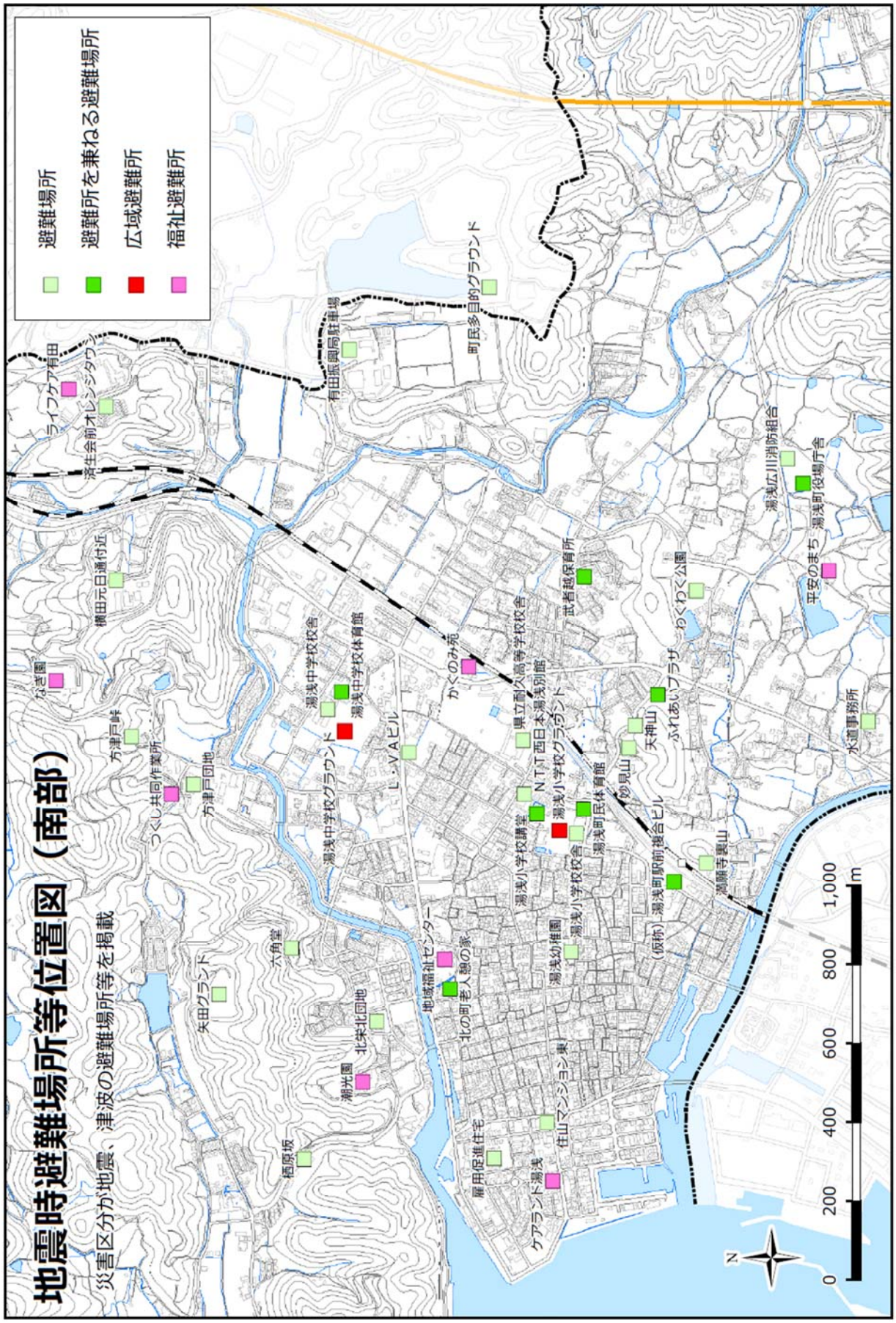

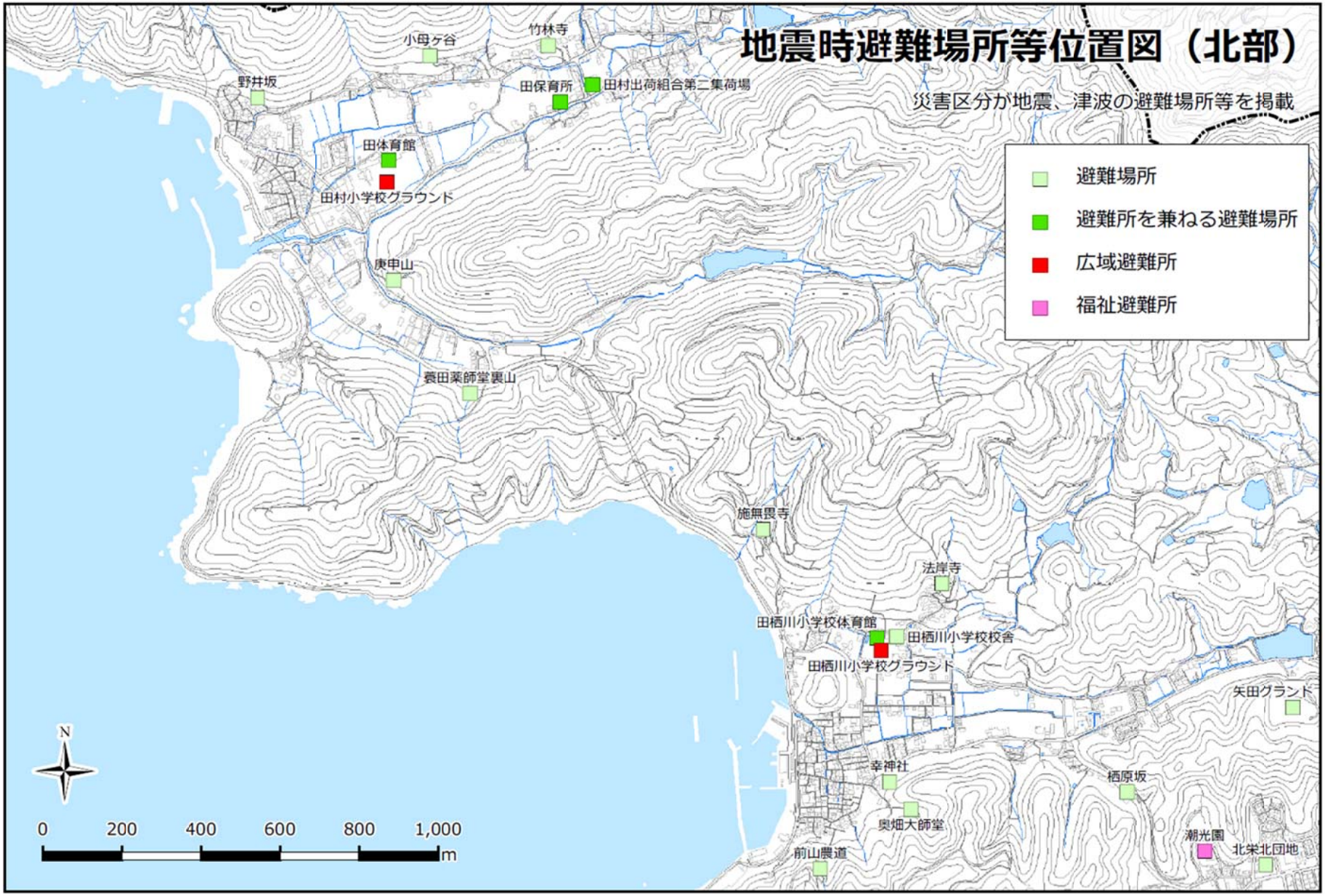
地震時避難場所等位置図（北部）
災害区分が地震、津波の避難場所等を掲載
避難場所
避難所を兼ねる避難場所
広域避難所
福祉避難所
小母ヶ谷
竹林寺
野井坂
田保育所
田村出荷組合第二集荷場
田体育館
田村小学校グラウンド
庚申山
袁田薬師堂裏山
施無畏寺
法岸寺
田栖川小学校体育館
田栖川小学校校舎
田栖川小学校グラウンド
矢田グランド
幸神社
栖原坂
奥畑大師堂
前山農道
潮光園
北栄北団地
N
0
200
400
600
800
1,000
m

3-14. 災害時要援護者関連施設一覧表

	施設名	所在地	電話番号	施設種別	山田川浸水想定	土砂災害警戒区域	土砂災害危険箇所	津波災害警戒区域
1	潮光園	湯浅2600-3	0737-63-3381	特別養護老人ホーム			○	○
2	なぎ園	吉川160	0737-63-6886	養護老人ホーム			○	
3	かぐのみ苑湯浅デイサービスセンター	湯浅2032-1	0737-65-3636	老人デイサービスセンター				
4	済生会有田ケアセンターなでしこ	吉川52-6	0737-63-5644	老人デイサービスセンター				
5	平安のまち	青木826-1	0737-63-2776	介護老人福祉施設				
6	湯浅町社会福祉協議会	湯浅1675-1	0737-63-5175	老人デイサービスセンター	0.5-1.0m未満			○
7	ライフケア有田	吉川52-1	0737-63-5564	介護老人保健施設				
8	かぐのみ苑湯浅デイサービスセンター	湯浅2032-1	0737-65-3636	認知症対応型共同生活介護事業所				
9	つくし共同作業所	栖原187-1	0737-64-1866	障害者就労移行支援事業所		○		
10	湯浅町地域福祉センター	湯浅1675-1	0737-64-0408	地域福祉センター	0.5-1.0m未満			○
11	夢おれんじ	栖原1058-1	0737-63-6551	生活介護事業所		○	○	
12	ケアランド湯浅	湯浅2834	0737-63-3507	通所介護事業所				○
13	田保育所	田558-6	0737-63-3050	保育所等				
14	向島保育所	湯浅2707	0737-63-4153	保育所等				○
15	武者越保育所	湯浅1407	0737-63-5045	保育所等				
16	ひまわり保育園	青木564-1	0737-62-4997	保育所等				
17	湯浅幼稚園	湯浅785	0737-62-5666	保育所等				○
18	済生会有田病院	吉川52-6	0737-63-5561	病院				
19	湯浅町総合センター	湯浅2707-1	0737-63-4152	隣保館			○	○
20	宮西文化会館	湯浅1696-1	0737-63-5761	隣保館				○
21	横田文化会館	栖原6	0737-63-6085	隣保館				
22	野下・出水文化会館	湯浅2123-7	0737-63-6315	隣保館	0.5m未満			

3-15. 災害時要援護者関連施設位置図

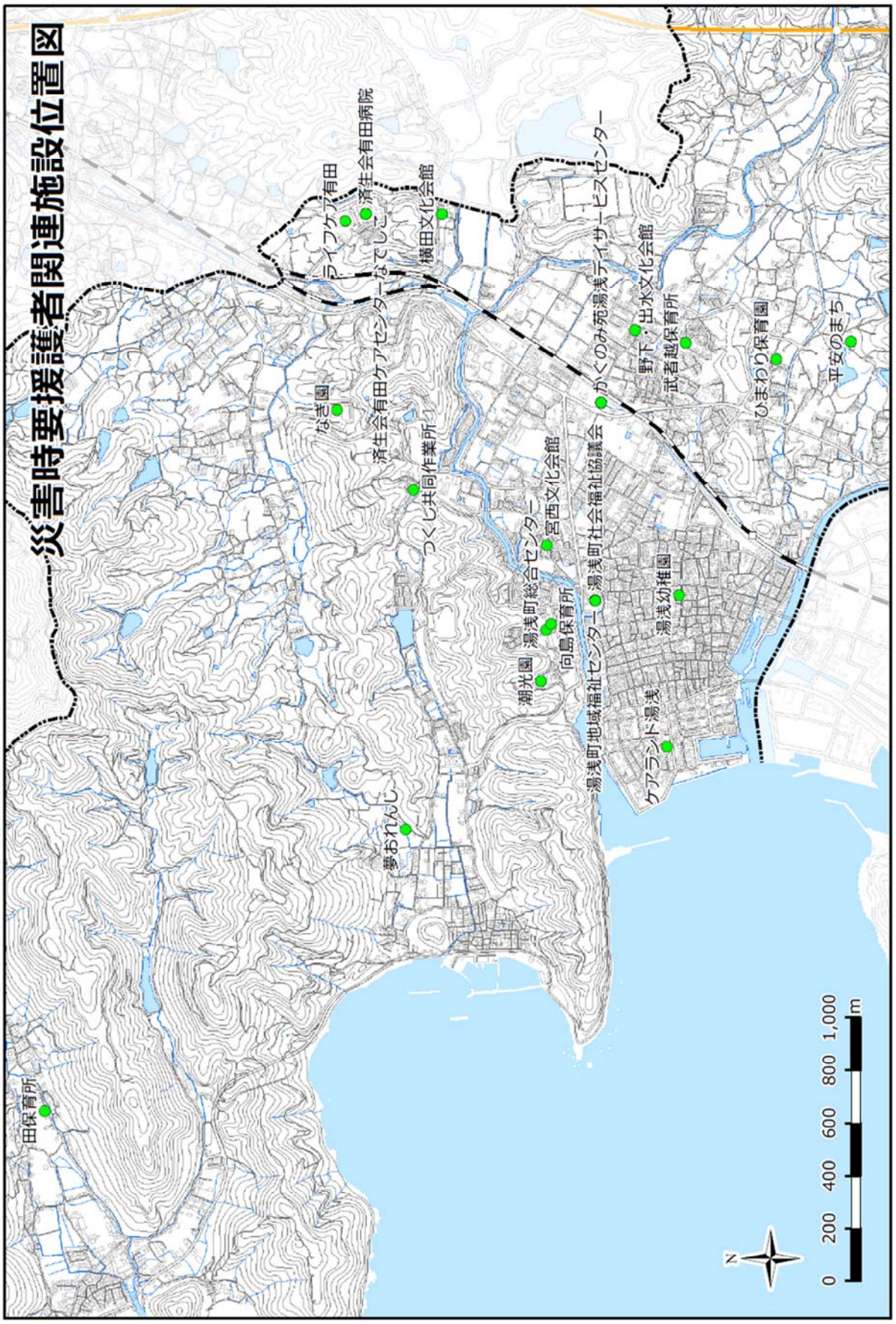

3-16. 緊急輸送道路と町内の幹線道路・拠点位置図

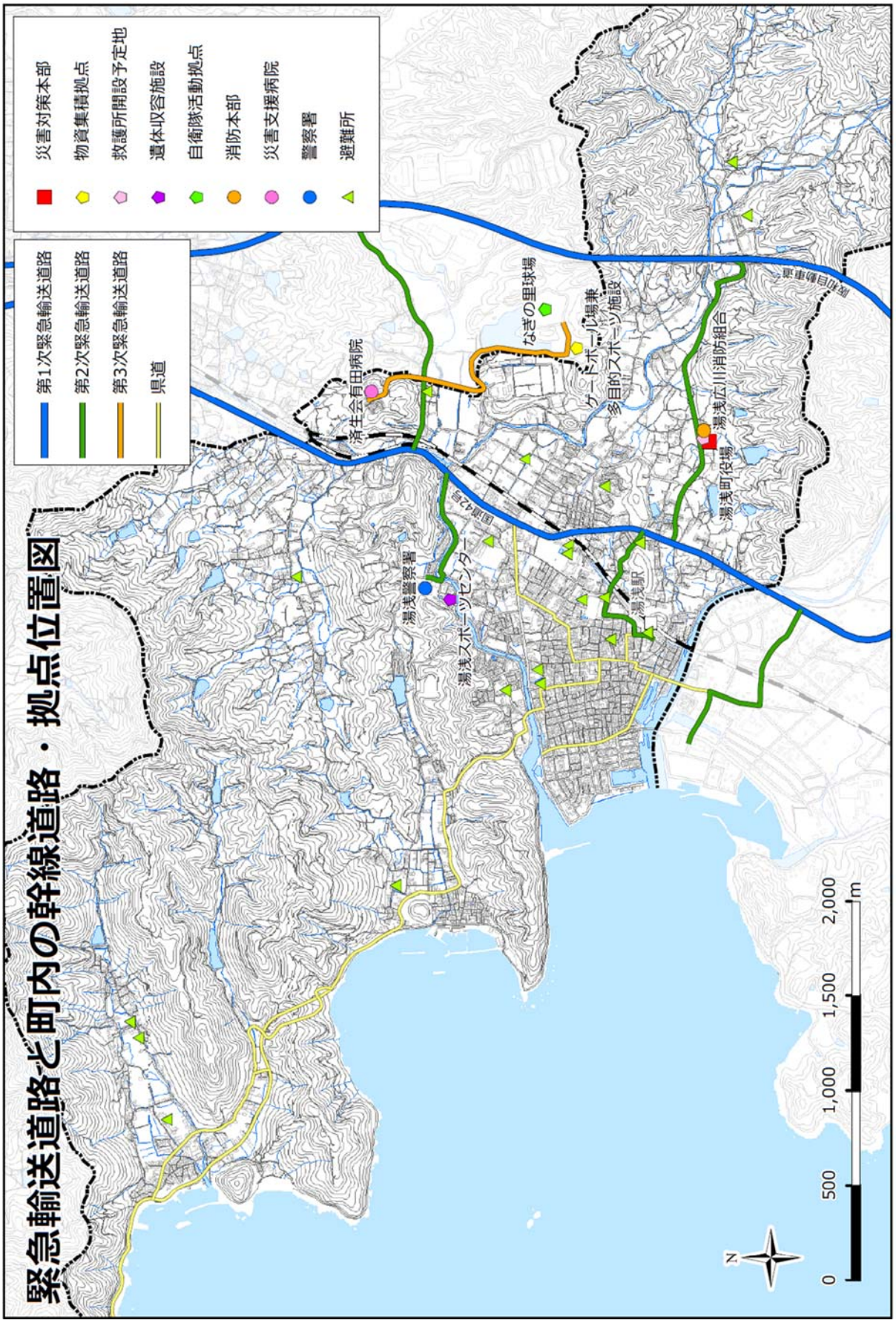

3-17. 警戒区域等に位置する要配慮者利用施設

（１）山田川浸水想定区域

種別	施設名	所在地	電話	FAX	浸水深
福祉施設	湯浅町社会福祉協議会 （老人デイサービスセンター）	湯浅 1675-1	0737-63-5175	0737-63-3304	0.5～1.0m 未満
	野下・出水文化会館 （隣保館）	湯浅 2123-7	0737-63-6315	―	0.5m 未満

（２）土砂災害警戒区域

種別	施設名	所在地	電話	FAX	土砂災害の種類
福祉施設	つくし共同作業所 （障害者就労移行支援事業所）	栖原 187-1	0737-64-1866	同左	急傾斜地の崩壊
	夢おれんじ （生活介護事業所）	栖原 1058-1	0737-63-6551	0737-63-6552	急傾斜地の崩壊

（３）津波災害警戒区域

種別	施設名	所在地	電話	FAX	浸水深
学校	湯浅小学校	湯浅 1570	0737-63-6501	0737-64-0820	2.0～3.0m 未満
	田栖川小学校	栖原 1384	0737-62-2270	0737-62-2399	2.0～3.0m 未満
	田村小学校	田 359	0737-63-4329	0737-63-4352	2.0～3.0m 未満
	湯浅中学校	湯浅 1815	0737-63-5531	0737-64-0821	0.3～1.0m 未満
医療施設	澳内科医院	湯浅 1054-1	0737-62-3649	0737-63-5703	2.0～3.0m 未満
	児島医院	湯浅 686	0737-62-2066	0737-63-3993	2.0～3.0m 未満
	平山内科皮膚泌尿科	湯浅 459	0737-63-1103	0737-65-2053	3.0～5.0m 未満
	吉村内科医院	湯浅 690	0737-63-4666	0737-65-2082	2.0～3.0m 未満
	橋本胃腸肛門外科	湯浅 1749-3	0737-62-2226	0737-64-0020	1.0～2.0m 未満
	ごとうクリニック	湯浅 3163	0737-64-0101	0737-64-0103	3.0～5.0m 未満
	芝﨑眼科	湯浅 1633-1	0737-65-3400	―	2.0～3.0m 未満
	耳鼻咽喉科ごとう医院	湯浅 128-2	0737-63-3838	0737-63-3349	3.0～5.0m 未満
福祉施設	潮光園 （特別養護老人ホーム）	湯浅 2600-3	0737-63-3381	0737-63-5665	2.0～3.0m 未満
	湯浅町社会福祉協議会 （老人デイサービスセンター）	湯浅 1675-1	0737-63-5175	0737-63-3304	3.0～5.0m 未満
	ケアランド湯浅 （通所介護事業所）	湯浅 2834	0737-63-3507	0737-63-3508	3.0～5.0m 未満

種別	施設名	所在地	電話	FAX	浸水深
	湯浅幼稚園	湯浅 785	0737-62-5666	0737-63-2800	2.0～3.0m 未満
	湯浅町総合センター（隣保館）	湯浅 2707-1	0737-63-4152	0737-63-3792	2.0～3.0m 未満
	向島保育所	湯浅 2707	0737-63-4153	―	2.0～3.0m 未満
	宮西文化会館（隣保館）	湯浅 1696-1	0737-63-5761	―	3.0～5.0m 未満

4-1. 災害即報様式・記入要領

第４号様式（その１）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告日時	月　日　時　分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（第　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td colspan="3">発生場所</td><td colspan="2">発生日時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死　者</td><td>人</td><td>不明　人</td><td rowspan="2">住家</td><td>全壊　棟</td><td>一部破損　棟</td></tr>
<tr><td>負傷者</td><td>人</td><td>計　人</td><td>半壊　棟</td><td>床上浸水　棟</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">応急対策の状況</td><td colspan="2">災害対策本部の設置状況</td><td>（都道府県）</td><td colspan="3">（市町村）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第４号様式（その２）
（被害状況即報）

都道府県				区分				被害	
災害名 報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）			そ	田	流失・埋没	ｈａ		
						冠水	ｈａ		
報告者名					畑	流失・埋没	ｈａ		
						冠水	ｈａ		
区分			被害		文教施設		箇所		
人的被害	死者		人		病院		箇所		
	行方不明者		人		道路		箇所		
	負傷者	重傷	人		橋りょう		箇所		
		軽傷	人	の	河川		箇所		
住家被害	全壊		棟		港湾		箇所		
			世帯		砂防		箇所		
			人		清掃施設		箇所		
	半壊		棟		崖くずれ		箇所		
			世帯		鉄道不通		箇所		
			人		被害船舶		隻		
	一部破損		棟		水道		戸		
			世帯	他	電話		回線		
			人		電気		戸		
	床上浸水		棟		ガス		戸		
			世帯		ブロック塀等		箇所		
			人						
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯		
			世帯		り災者数		人		
			人	火災発生	建物		件		
非住家	公共建物		棟		危険物		件		
	その他		棟		その他		件		

区分			被害	災等害の対設策置本状部況	都道府県	
公立文教施設		千円				
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円			市町村	
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円		災適害用救市助町法村名		
	商工被害	千円				
					計	団体
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ● 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ● 避難の勧告・指示の状況 ● 避難所の設置状況 ● 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ● 自衛隊の派遣要請、出動状況

※ 被害額は省略することができるものとする。

＜災害即報記入要領＞

１．第４号様式－その１（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア　発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ　災害種別概況

(ｱ) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

(ｲ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、がけ崩れ等の概況

(ｳ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(ｴ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(ｵ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際とくに人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、講じた応急対策について記入すること。

（例）

●消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
●避難の勧告・指示の状況
●避難所の設置状況
●他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
●自衛隊の派遣要請、出動状況

２．第４号様式－その２（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 備考欄

備考欄には、次の事項を記入すること。

ア　災害の発生場所

被害を生じた地域名

イ　災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ　災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ　応急対策の状況

講じた応急対策について記入すること。

（例）

●消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

●避難の勧告・指示の状況

●避難所の設置状況

●他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

●自衛隊の派遣要請、出動状況

オ　その他

その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況

4-2. 被害状況報告様式

被害状況報告

概況　　月　　日現在
中間　　月　　日現在
確定　　月　　日

災害の種類	
発生年月日	
発生場所	

区分					被害
人的被害	死者		1	人	
	行方不明		2	人	
	負傷者	重傷	3	人	
		軽傷	4	人	
住家被害	全壊		5	棟	
			6	世帯	
			7	人	
	半壊		8	棟	
			9	世帯	
			10	人	
	一部破損		11	棟	
			12	世帯	
			13	人	
	床上浸水		14	棟	
			15	世帯	
			16	人	
	床下浸水		17	棟	
			18	世帯	
			19	人	
り災者	世帯		20	世帯	
	人員		21	人	
非住家	公共建物	県 全壊	22	棟	
		県 半壊	23	棟	
		市町村 全壊	24	棟	
		市町村 半壊	25	棟	
		（計）	26	棟	
	その他	全壊	27	棟	
		半壊	28	棟	
		（計）	29	棟	
	全壊		30	箇所	

区分				被害
文教施設	半壊	31	箇所	
	その他	32	箇所	
	（計）	33	箇所	
農地被害	田 流失埋没	34	ha	
	田 冠水	35	ha	
	畑 流失埋没	36	ha	
	畑 冠水	37	ha	
	畦畔	38	箇所	
	一般林地	39	箇所	
農林水産施設	農業用施設	40	箇所	
	林業用施設	41	箇所	
	共同利用施設（農林）	42	箇所	
	共同利用施設（水産）	43	箇所	
土木施設	道路	44	箇所	
	橋梁	45	箇所	
	河川	46	箇所	
	海岸	47	箇所	
	港湾	48	箇所	
	砂防	49	箇所	
	漁港	50	箇所	
衛生関係施設	病院	51	箇所	
	水道	52	箇所	
	清掃施設	53	箇所	
商工関係		54	箇所	
交通通信被害	がけくずれ	55	箇所	
	鉄道不通	56	箇所	
	船舶被害	57	隻	
	通信被害	58	回線	
文教施設		59	千円	

区分				被害
農林水産業施設	農地	60	千円	
	農業用施設	61	千円	
	林業用施設	62	千円	
	共同利用施設（農林）	63	千円	
	共同利用施設（水産）	64	千円	
	（計）	65	千円	
土木施設	道路	66	千円	
	橋梁	67	千円	
	河川	68	千円	
	海岸	69	千円	
	港湾	70	千円	
	砂防	71	千円	
	漁港	72	千円	
	（計）	73	千円	
その他の公共施設	病院	74	千円	
	水道	75	千円	
	清掃施設	76	千円	
	県 一般	77	千円	
	県 企業局	78	千円	
	県 公社	79	千円	
	市町村	80	千円	
	（計）	81	千円	
	小計	82	千円	
	公共施設被害市町村数	83	団体	
その他	農産被害	84	千円	
	林産被害	85	千円	
	畜産被害	86	千円	
	水産被害	87	千円	
	商工被害	88	千円	
	その他	89	千円	
被害総額		90	千円	

対応措置等			
町の防災体制		発令	解除
緊急非常体制			
連絡室体制	1号		
	2号		
	3号		
	4号		
町の水防態勢		発令	解除
水防配備態勢	第1号		
	第2号		
	第3号		
災害対策本部		設置	
		解散	
災害救助法適用市町村名			
避難命令勧告発令状況			
消防職員出動延人数			
消防団員出動延人数			

報告者	課		庁内電話

4-3. 救助の種目別物資受払状況

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

救助の種目別	年　月　日	品　　名	単位	受入先又は払出先	購入単位	受　高		払　高		残　高		備　考
						数量	金額	数量	金額	数量	金額	
	年　月　日				円		円		円		円	
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											
	年　月　日											

（注）１「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。
①避難所用、②炊出しその他による食品給与用、③給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品・資材、④被服・寝具等、⑤医療品・衛生材料、⑥被災者救出用機械器具・燃料、⑦燃料及び消耗品

（注）２　各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
３　救護班による場合には、救護班ごとに、救護班業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

4-4. 避難所設置及び収容状況

避 難 所 設 置 及 び 収 容 状 況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

避難所の名称	種　別	開　設　期　間	実人員	延人員	物　品　使　用　状　況			実支出額	備　　考
					品　名	単　価	数　量		
		月　日～　月　日				円		円	
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
小計	既存建物　　箇所		人	人				円	
	屋外仮設　　箇所								
合計	天幕　　箇所								

（注）１「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記載すること。
　　２ 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。
　　３ 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
　　４「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

4-5. 炊出し給与状況

炊 出 し 給 与 状 況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

炊出し場の名称			月　日			月　日			月　日			月　日			実支出額	備　考
			朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕		
		内容													円	
		単価														
		数量														
		内容													円	
		単価														
		数量														
		内容													円	
		単価														
		数量														
		内容													円	
		単価														
		数量														
小計	箇所	内容													円	
		単価														
合計		数量														

（注）１「備考」欄には、給食内容の詳細を記入すること。
　　２「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

4-6. 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

供給月日	対象人員	給水用機械器具							燃料費	実支出額	備考
		名称	借上			修繕					
			数量	所有者住所・氏名	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
月　日	人				円	月　日	円		円	円	
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
小計 合計	人				円		円		円	円	

（注）１　給水用機械器具は借上費の有無、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
２　「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。
３　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

4-7. 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

住家被害程度区分	世帯主住所・氏名		基礎となった世帯構成人員	給与月日	給与物資									実支出額	備考
					品名									円	
					単価										
			人	月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
小計 合計	全壊(焼)・流失	世帯			数量									円	
	半壊(焼)	世帯			数量									円	
	床上浸水	世帯			数量									円	
	計	世帯			数量									円	

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　月　日

給与責任者　氏名　　印

（注）1 「住家被害程度区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入す
2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入するこ
3 「給与物資」欄に、品名、単価、数量を記入すること。
4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

4-8. 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族人員	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人			m^2		月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
小計	世帯									円	
合計											

（注）1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。
2　「家族人員」欄は、入居時におかる世帯主を含めて人員を記入すること。
3　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
5　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
6　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
7　「小計・合計」欄は、該当しないものは二重線でけすこと。

4-9. り災証明様式

り　災　証　明　書

申　請　者	住　所（現在の連絡先） 氏　名 生年月日 明・大・昭・平　　年　　月　　日
り災者氏名	フリガナ
り災場所等	□持家　　□住宅 □借家　り災家屋の所有者　　□非住宅

り災の原因	

「り災」の状況は上記のとおり相違ないことを証明します。

平成　　年　　月　　日

湯　浅　町　長

4-10. 知事への部隊等の派遣要請依頼書様式

番　　号
日　　付

和 歌 山 県 知 事　　殿

湯 浅 町 長

部 隊 等 の 派 遣 要 請 要 求 書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を要求します。

記

1　災害の状況及び派遣要請を要求する理由

2　派遣を希望する期間

3　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容

4　その他

4-11. 知事への部隊等の撤収要請依頼書様式

番　　号
日　　付

和 歌 山 県 知 事　　殿

湯 浅 町 長

部 隊 等 の 撤 収 要 請

○年○月○日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり要請いたします。

記

1　撤収日付

2　撤収を要請する理由

4-12. 土砂災害緊急FAX送付状（第1報）

土砂災害緊急ＦＡＸ送付状　（第１報）

建設部　　行き

砂　防　課　　行き

報告者

所属

氏名

災　害　報　告（　　年　　月　　日　　時 現在）

ふりがな				地区名	
発生場所	［ 市 ・ 郡 ］	［ 区 ・ 町 ・ 村 ］	大字		
発生日時	［ 不明・調査中・確認済 ］	年　月　日　時　分			
災害形態	土石流・急傾斜地崩壊・地すべり・河道閉塞・その他　（　　）				

被害状況	人的被害	死　者	名	被害者年齢	才	農地被害	（種類・面積）	概略のポンチ絵（別途添付してもよい）
		行方不明	名		才			
		負傷者	名		才			
	人家被害	全壊・流出	戸	（公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）				
		半　壊	戸					
		一部破損	戸					
		床上浸水	戸					
		床下浸水	戸					
	非住家被害		戸	宅地擁壁の被害	戸（空積・連積・ＲＣ・その他）			
	公共土地施設被害（砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等）		（流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載）					
	二次災害の可能性		（　有　・　無　）					

避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻　等を記載）

＊【添付図面等】

・センリンの地図等災害発生場所が特定できるもの

＊ **第１報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること**

＊ 写真は、別途 e-meil にて送付して下さい。

建設部　　@pref.wakayama.lg.jp

県庁　砂防課　e0806001@pref.wakayama.lg.jp

5-1. 湯浅町周辺における被害地震 （その１）

NO.	発 生 年 月 日	地震の規模（M）	震 央 位 置 （ 推 定 ）
被害の範囲			
地震に関する記録			
1	６８４（天武13）年11月29日	M≒8 1/4	東経 133.5～135.0°，北緯 32 1/4～33 1/4°
天武地震　土佐その他南海・東海・西海諸道			
山崩れ河涌き、諸国の郡官舎・百姓倉・寺塔・神社の倒壊多く、人畜の死傷多し。津波来襲し、土佐の運調船多数沈没。伊予の温泉・紀伊の牟婁(現鉛山？)温泉湧出とまり、土佐では田苑50余万頃(約10㎢)沈下して海となる。津波は熊野海岸、土佐沿岸など広く襲来。			
2	８８７（仁和３）年８月26日	M＝8.0～8.5	東経 135.0°，北緯 33.0°
仁和地震　五畿七道			
京都で諸司の舎屋、東西両京の民家の倒壊多く、圧死者多数、津波が沿岸を襲い溺死者多数、とくに摂津の国の浪害が最大。津波は、四国、紀伊半島および大阪湾の沿岸を襲い、溺死者多数。			
3	１０９９（承徳３）年2月22日	M＝8.0～8.3	東経 135～136°，北緯 32.5～33.5°
康和地震　南海道・畿内			
興福寺西金堂・塔小破、大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺廻廊倒る。土佐で田千余町(約1,000ha)みな海に沈む。			
4	１３６１（正平16）年８月３日	M＝8 1/4～8.5	東経 135.0°，北緯 33.0°
正平地震　畿内・土佐・阿波			
摂津四天王寺の金堂転倒し５人圧死、山城東寺の講堂傾く。興福寺金堂・南円堂破損。奈良薬師寺の金堂の２階傾き、招提寺塔の九輪大破し回廊など倒れる。紀伊熊野社の社頭ならびに仮殿その他悉く破壊。その他諸堂の破損多し。熊野山の山路ならびに山河の破損多く、湯の峰温泉の湧出とまる。津波が沿岸を襲い摂津・阿波・土佐で被害、とくに阿波の雪湊(由岐)では流失1,700戸、流死60(以上？)。津波に先立ち難波浦で数百町干あがった。余震多し。津波は紀伊半島から土佐の沿岸を襲い、摂津で高さ３～５m、阿波の雪湊で大津波、土佐で高さ５～７m。			
5	１４９８（明応７）年８月25日	M＝8.2～8.4	東経 138.0°，北緯 34.0°
明応東海地震　東海道全般			
紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で振動大きく、熊野本宮の社殿倒れ、那智の坊舎崩れ、湯峰温泉は10月８日(18日という史料もある)まで湧出がとまった。遠江では山崩れ地裂けた。震害に比して津波の被害が大きく、津波は紀伊から房総の海岸を襲った。和田浦鵜ノ島(現和歌山市）が津波で流失。			
6	１６０５（慶長９）年２月３日	M＝7.9	東経 138.5°，北緯 33.5°（地点Ａ） 東経 134.9°，北緯 33.0°（地点Ｂ）
慶長地震　東海・南海・西海諸道			
２つの地震Ａ、Ｂが生じたものと考えられる。震害の記録は見当らない。一方、津波は犬吠崎から九州に至る太平洋岸に押し寄せ、紀伊半島西岸の広村では戸数1,700のうち700戸流失、阿波の鞆浦で波高10丈(約30m)、死100余人、宍喰で波高２丈(約６m)、死1,500余(または3,806人)、土佐甲浦で死350余、崎浜で50余、室戸岬付近で400余。			
7	１７０７（宝永４）年10月28日	M＝8.4	東経 135.9°，北緯 33.2°
宝永地震　五畿七道			
わが国最大級の海洋型地震の一つである。震害は、紀伊田辺町では被災家411戸中、潰138、大破119、残りの154は流失し、死20名。津波は伊豆半島から九州に至る太平洋沿岸および大阪湾・播磨・伊予・防長を襲った。紀伊でも津波の被害は大きく、広村では総戸数約1,000のうち700戸流亡、150戸破損、死292(うち100はよそ者)、広村では第２波が高く、第３波はそれより低かった。湯浅では総戸数1,000戸のうち、流失家屋292、破損275、死53(うち12はよそ者)であった。紀伊の湯峰・山地・龍神・瀬戸鉛山の湯がとまった。			
8	１８５４（嘉永７）年12月23日	M＝8.4	東経 137.8°，北緯 34.0°
安政東海地震　東海・東山・南海諸道			
被害区域は、関東から近畿に及ぶ。有感範囲は、東北から、九州東北半に及ぶ。伊勢、 三河、 若狭越前、土佐、伊豆等に被害は及ぶ。全国では、倒壊、流失家屋数8300、焼失300、死者1000という。			

（出典：新編 日本被害地震総覧、日本被害津波総覧）

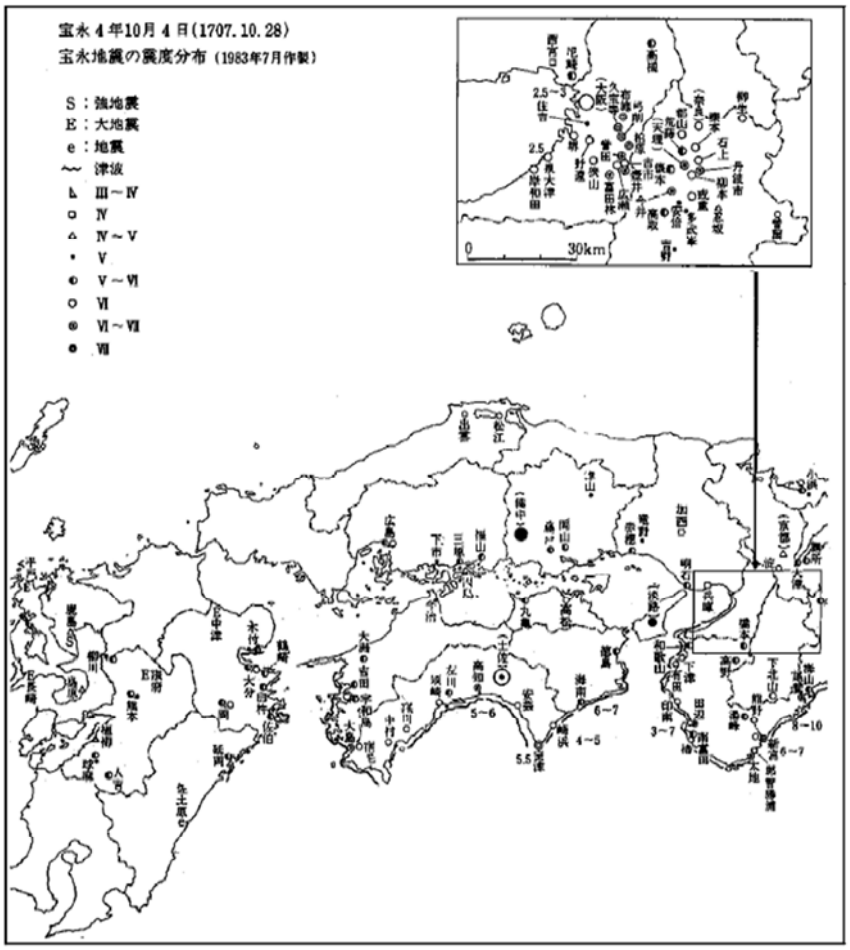

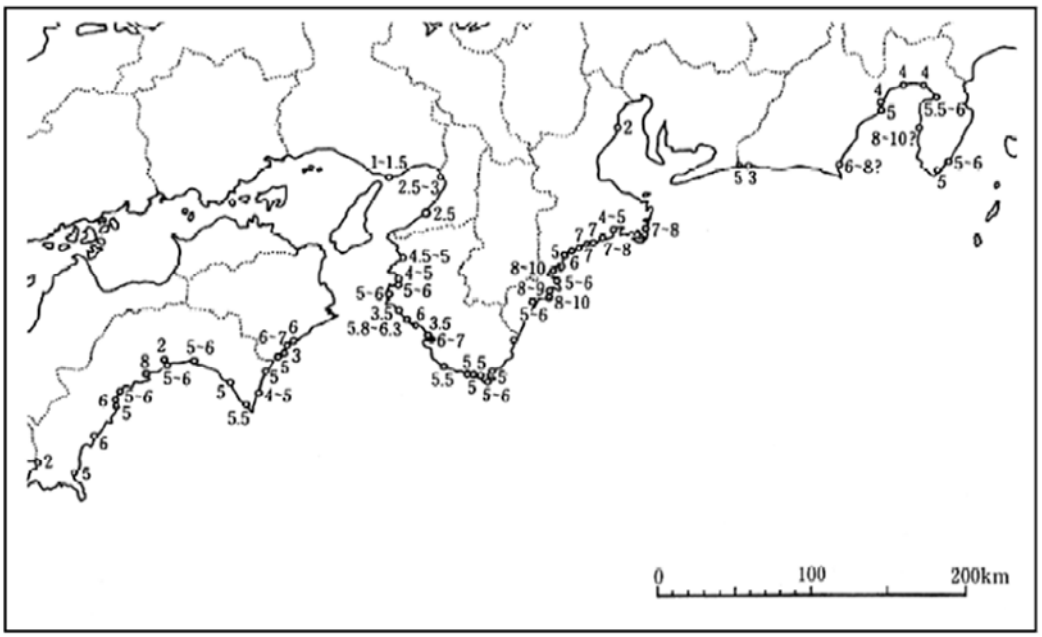

No.７　1707年　宝永地震（震度分布と津波波高）

出典：新編日本被害地震総覧、日本被害津波総覧

図－１　湯浅町周辺における被害地震

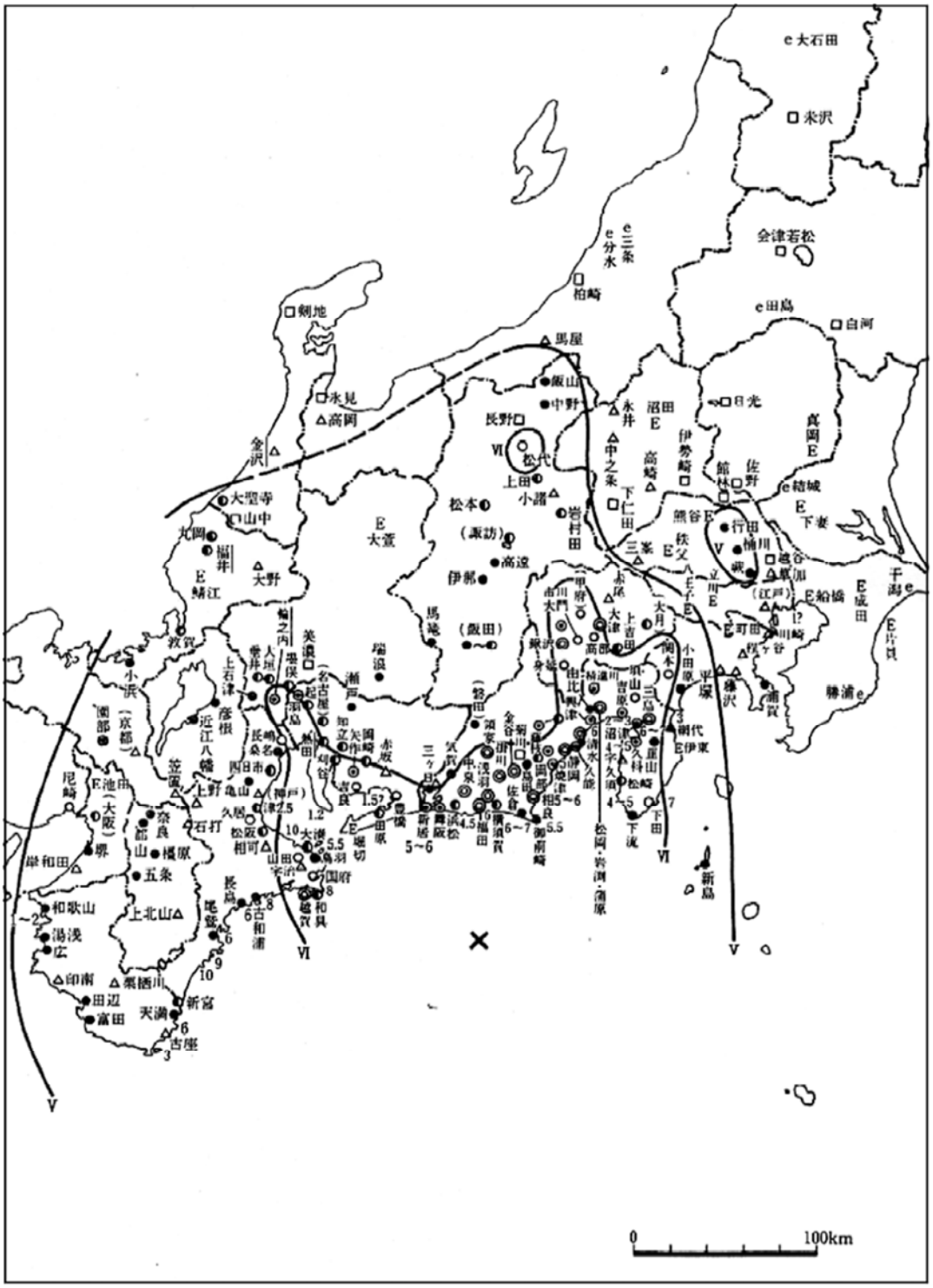

No.8　1854年　安政東海地震（震度分布）

出典：新編日本被害地震総覧、日本被害津波総覧

図－２　湯浅町周辺における被害地震

（その４）

NO.	発　生　年　月　日	地震の規模（M）	震 央 位 置 （ 推 定 ）
被害の範囲			
地震に関する記録			
9	１８５４（嘉永７）年12月24日	M＝8.4	東経 135.0°，北緯 33.0°
安政南海地震　畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道			
この地震は、前の地震の32時間後に起きた。被害は、南海、西海、山陽、山陰に及び、高知にては、火災を起こし、2500戸を焼失、徳島においては、1000戸を焼失した。震源近くでは震害と浪害の区別がつきにくい。紀伊田辺領で潰255、流失532、焼失441、土蔵焼失264、寺焼失３、死24といい、津波は４回押し寄せ第３波が最大。和歌山領(勢州領分も含む)で潰・破損家１万8,086、流失8,496、焼失24、流死699、山崩れ216カ所であった。広村は戸数399のうち125流失、10潰、46半潰、158汐入破損し、人口1,323のうち、死36人であった。紀伊沿岸は、熊野以西で大半流失した村々が多かった。波高は串本で５丈(15m)、古座で３丈(９m)あった。			
10	１８９９（明治32）年３月７日	M＝7.0	東経 136.1°，北緯 34.1°
紀伊大和地震　紀伊半島南東部			
奈良・三重・和歌山各県に被害。とくに奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大。和歌山県では新宮で家屋・土蔵の破損。			
11	１９３８（昭和13）年１月12日	M＝6.8	東経 135.07°，北緯 33.58°
田辺湾沖			
紀伊水道沿岸で小被害。とくに和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土塀の崩壊・家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。田辺で岸壁に亀裂。鉛山付近の温泉異常あり。紀伊水道沿岸で地鳴り聞こえ、井水位の増減あり。海震あり。余震は少ない。			
12	１９４４（昭和19）年12月７日	M＝7.9	東経 136.62°，北緯 33.80°
昭和東南海地震　東海道沖			
被害は静岡、愛知、岐阜、三重の各県に多く、滋賀、奈良、和歌山、大阪、兵庫の各県にも小被害があった。津波が伊豆半島から紀伊半島の間を襲った。波の高さは熊野灘沿岸で６～８m、伊勢湾・渥美湾内は約１m内外、遠州灘沿岸で１～２m、とくに伊豆下田で最大2.1m、松坂で1.25m尾鷲で８～10m、鈴鹿で8.4mで、紀伊半島東部の海岸は30～40㎝沈降したらしい。津波の被害は三重県・和歌山県に集中した。			
13	１９４６（昭和21）年12月21日	M＝8.0	東経 135.62°，北緯 33.03°
昭和南海地震　南海道沖			
被害は中部地方から九州まで及んだ。過去の地震歴史に我が国最大とされる宝永大地震（1707年）クラスの影響の広さを示した。一般に震害はそれほどでもなかった。いちばんひどかった高知県中村町は全世帯数2,177で全壊家屋2,421、半壊773、全焼62、死273、傷3,358に及んだ。津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。その被害は、地震によるものよりも大きく波高は、紀伊の南端袋で6.9mに達し、三重・徳島・高知の沿岸で４～６mに達した。津波の周期は震央の近くでは10～20分のものが多く、震後10分経たないうちに襲われたところもあった。田辺市旧新庄村は全戸数630のうち79流失、浸水401、全壊50、半壊35、死は26、傷30で、地震による倒壊は古い家２～３のみであった。			
14	１９４８（昭和23）年６月15日	M＝6.7	東経 135.40°，北緯 33.75°
日高川地震　田辺市付近			
和歌山県・奈良県南部で小被害。とくに西牟婁地方で被害が大きかった。合計で死２、傷33、家屋倒壊60、損害家屋多数。震央付近で地すべりや道路・堤防などの被害があった。和歌山の被害は死１、傷者18、家屋全壊４、半壊33、道路崩壊597、橋落下２、山崩れ51など。余震多数。			
15	１９５２（昭和27）年７月18日	M＝6.8	東経 135.78°，北緯 34.45°
吉野地震　奈良県中部			
和歌山・愛知・三重・岐阜・石川の各県でも小被害があった。奈良春日社の石灯籠約1,600のうち650が倒壊した。震源がやや深いために、被害のあった区域が広くなっている。			

（出典：新編 日本被害地震総覧、日本被害津波総覧）

（その５）

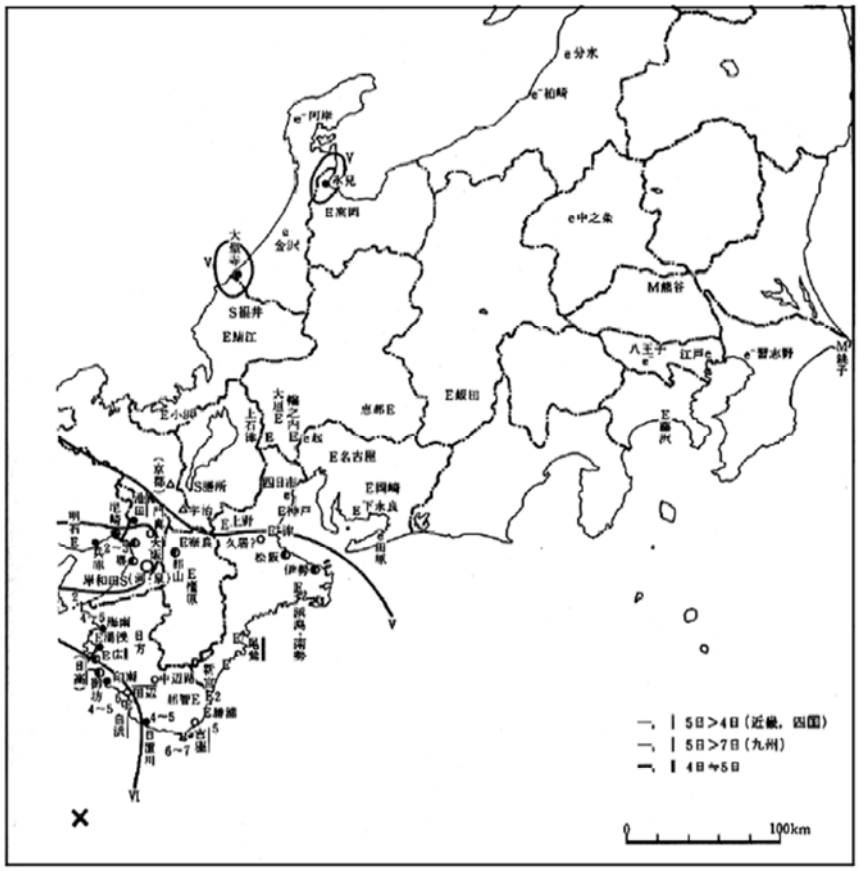

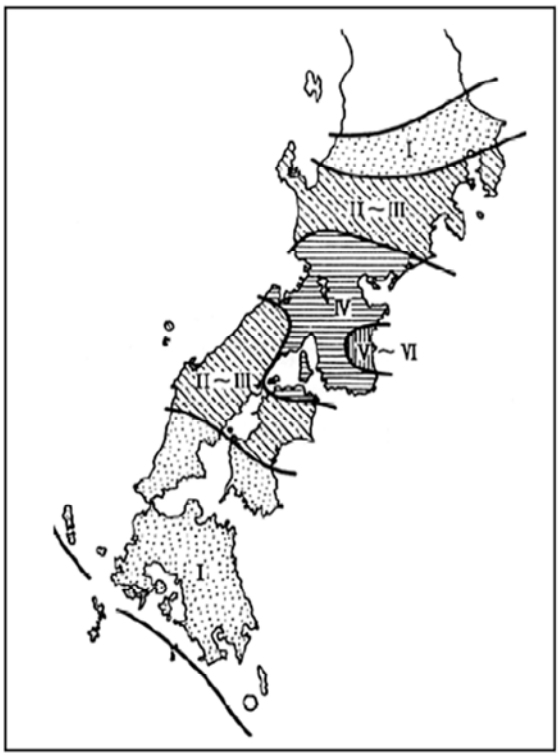

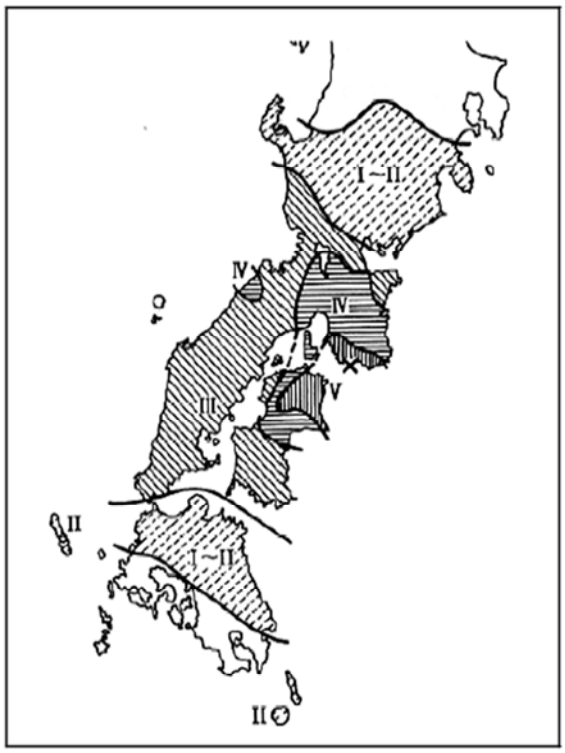

No.10　1899年　紀伊大和地震（震度分布）　No.11　1938年　田辺湾沖（震度分布）

出典：新編日本被害地震総覧、日本被害津波総覧

図－３　湯浅町周辺における被害地震

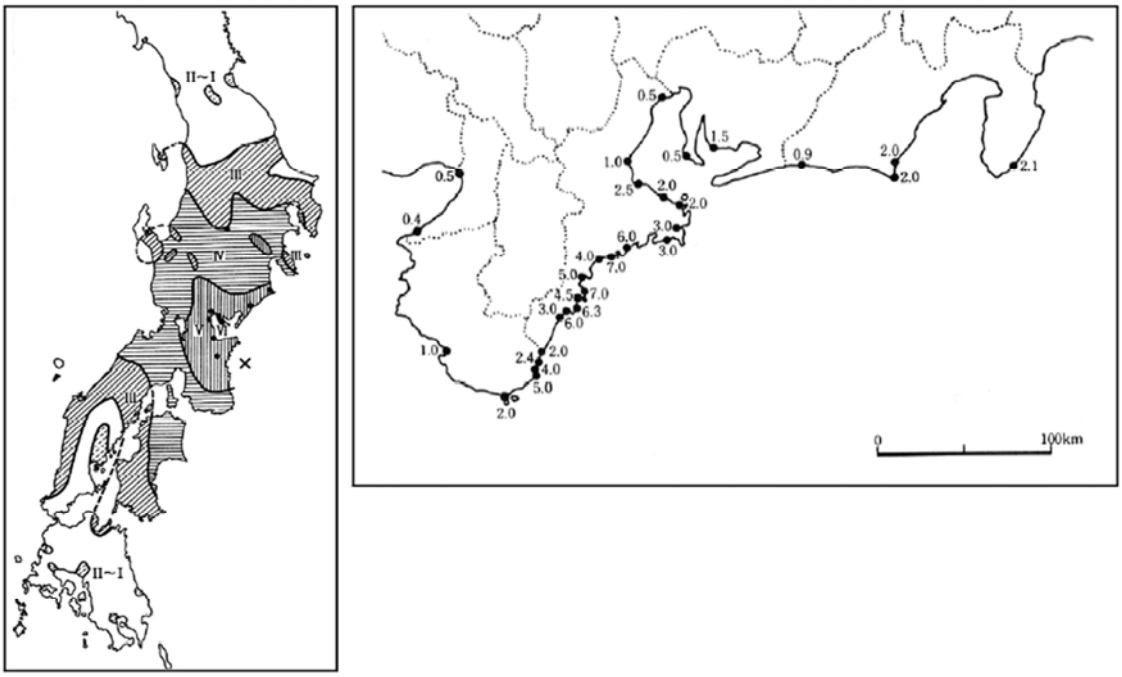

No.12　1944年　昭和東南海地震（震度分布と津波波高）

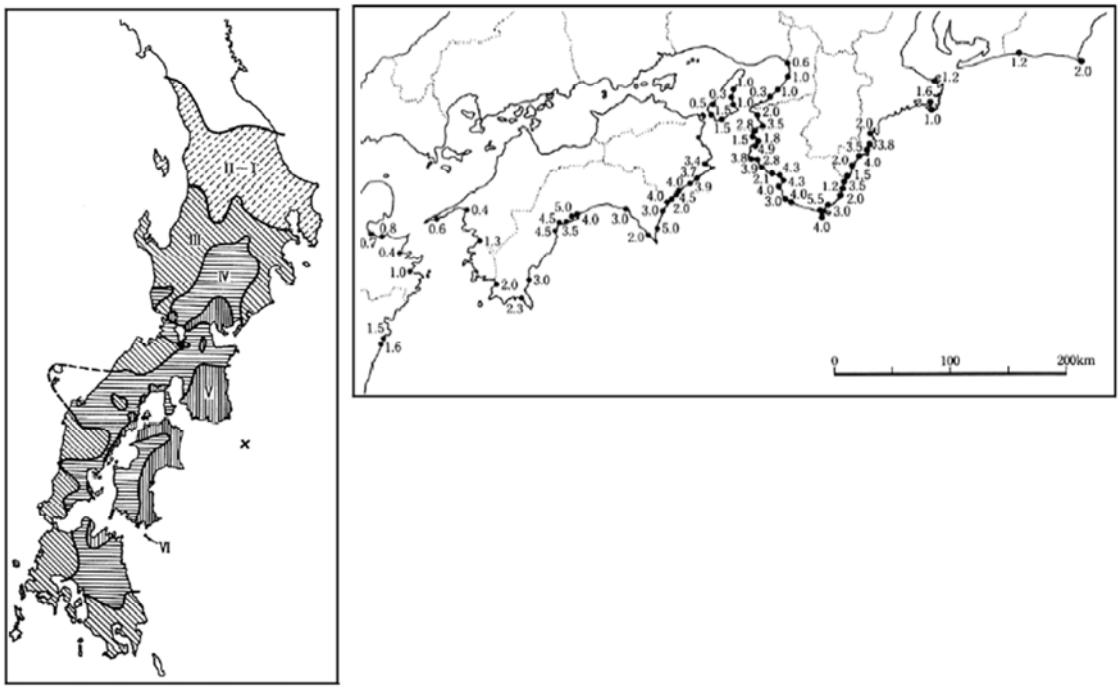

No.13　1946年　昭和南海地震（震度分布と津波波高）

出典：新編日本被害地震総覧、日本被害津波総覧

図－４　湯浅町周辺における被害地震

（その７）

NO.	発　生　年　月　日	地震の規模（M）	震 央 位 置 （ 推 定 ）
被害の範囲			
地震に関する記録			
16	１９９５（平成７）年１月17日	M＝7.2	東経 135° 02.2′，北緯 34° 35.7′
兵庫県南部地震・阪神淡路大震災　兵庫県南東沿岸			

午前５時46分、淡路島付近、震源深さ14kmで起こった。本地震は、地震災害としてあげられる全ての被害事象が発生した。火災・ライフラインの被害、道路・鉄道の被害などが顕著であった。被害状況は以下に示すとおりである。

被害概要：死者　6,308人
負傷者　約41,500人
家屋全壊　103,385棟
家屋半壊　127,873棟
火災数　531件
被害額　約96,000億円（概算）
（消防庁調べ）

（出典：新編 日本被害地震総覧、日本被害津波総覧）

No.15　1952年　吉野地震（震度分布）

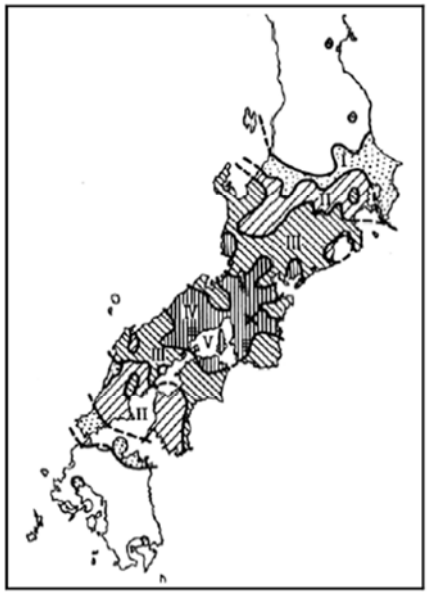

No.16　1995年　兵庫県南部地震・
阪神淡路大震災（震度分布）

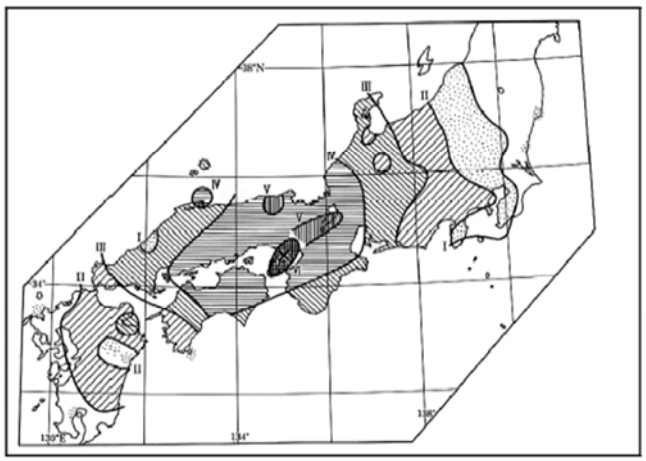

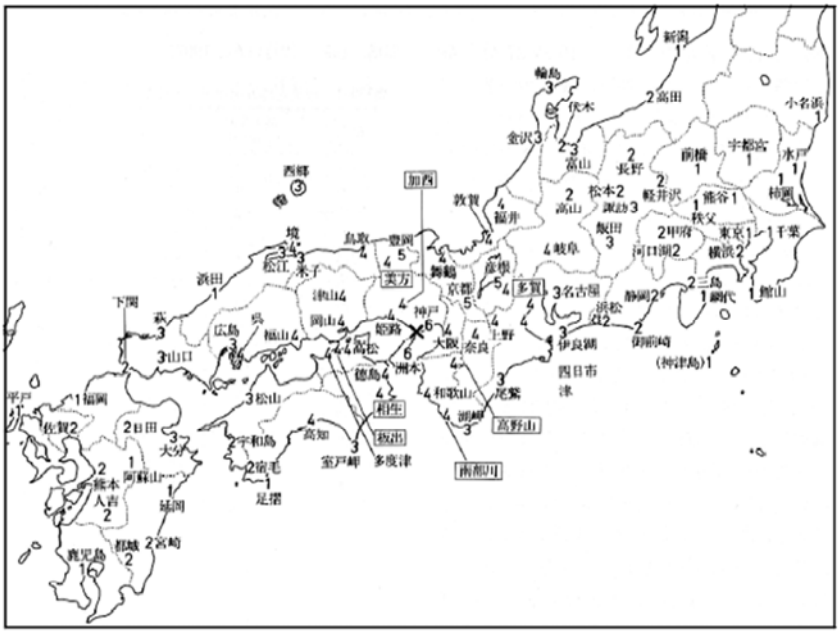

出典：新編日本被害地震総覧、日本被害津波総覧

図－５　湯浅町周辺における被害地震

5-2. 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱 ５強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強 ７	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

5-3. 通信窓口一覧

機関名	所在地	郵便番号	電話番号	ﾌｧｯｸｽ番号
和歌山地方気象台	和歌山市 男野芝丁 4	640-8230	073-422-5348 (防)391-400	073-422-5821 (防)391-499
和歌山海上保安部	和歌山市 築港 6-22-2	640-8287	073-402-5851 (防)394-401	073-402-5854 (防)394-499
和歌山県庁 防災企画課	和歌山市 小松原通 1-1	640-8585	073-441-2271 (防)300-404	073-422-7652 (防)300-499
有田振興局 総務県民課	有田郡湯浅町 湯浅 2355-1	643-0004	0737-64-1255 (防)340-400	0737-64-1256 (防)340-499
有田振興局 健康福祉部	有田郡湯浅町 湯浅 2355-1	643-0004	0737-64-1260 (防)340-401	0737-64-1261 (防)340-498
湯浅保健所	有田郡湯浅町 湯浅 2355-1	643-0004	0737-63-4111 (防)340-401	0737-64-1290 (防)340-498
有田振興局 建設部	有田郡湯浅町 湯浅 2355-1	643-0004	0737-63-4111 (防)340-403	0737-64-1268 (防)340-496
有田振興局 建設部広川出張所	有田郡広川町 下津木 1619-6	643-0051	0737-67-2104 (防)343-402	0737-67-2754 (防)343-499
防災航空センター	西牟婁郡白浜町 3031-56	649-2211	0739-45-8211 (防)364-400	0739-43-8213 (防)364-499
和歌山県警察本部	和歌山市 小松原通 1-1	640-8588	073-423-0110	073-423-0110
湯浅警察署	有田郡湯浅町 栖原 184-2	643-0005	0737-64-0110	0737-64-0123
湯浅町役場 総務広報課	有田郡湯浅町 青木 668-1	643-0002	0737-64-1108 (防)241-400	0737-63-3791 (防)241-499
湯浅広川消防組合	有田郡湯浅町 青木 670	643-0002	0737-64-0119 (防)249-400	0737-63-6626 (防)249-499
有田医師会	有田郡湯浅町 湯浅 2430-77	643-0004	0737-63-5610	0737-63-6309
広川町役場 企画政策課	有田郡広川町 広 1500	643-0071	0737-23-7731 (防)242-400	0737-62-2407 (防)242-499
有田川町役場 総務課	有田郡有田川町 下津野 2018-4	643-0021	0737-52-2111 (防)243-400	0737-52-3210 (防)243-499
西日本旅客㈱ JR 和歌山駅	和歌山市 美園町 5-61	640-8331	073-424-8280	073-422-0431
西日本電信電話㈱ 和歌山支店	和歌山市 宇須 1-5-41	641-0043	073-421-9180 （防） 398-400	073-425-0311 （防） 398-499
㈱NTT ドコモ関西支社和歌山支店	和歌山市 黒田 1-1-19	640-8341	073-476-3303	
関西電力㈱ 和歌山支店	和歌山市 岡山丁 40	640-8145	073-424-4150 （防） 397-400	073-427-4309 （防） 397-499
日本道路公団 和歌山管理事務所	和歌山市 栗栖字中州 1038-2	640-8305	073-472-2091	073-473-1584
ＮＨＫ和歌山放送局	和歌山市 吹上 2-3-47	640-8137	073-424-8121	073-424-8149
和歌山放送	和歌山市 湊本町 3-3	640-8222	073-455-3211	073-428-0785
テレビ和歌山	和歌山市 栄谷 151	640-8441	073-455-3211	073-453-9543

※(防)：県防災電話

湯浅町地域防災計画

平成 30 年 3 月

発行　湯浅町防災会議
〒643-0002
和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1
TEL:0737-63-2525(代表)